

法
学
紀
要

第五十七卷

日本大学法学部法政研究所
日本大学法学部政経研究所

目次

【法学研究所】

手形行為と名板貸し……………丹羽重博…九

『永久告示録』（下）……………オットー・レーネル編
吉原達也訳…七〇

【政経研究所】

政経研究所共同研究中間報告2

「東アジアと日本政治」

はじめに……………七

沖縄県における国境離島の地域おこし……………山田光矢…七九

——八重山地域（石垣市と与那国町）を中心として——

政経研究所共同研究資料……………二五

在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型	信夫隆司	三三
二〇一〇年連立政権とキヤメロン保守党	渡辺容一郎	一八三
アレクシス・ド・トクヴィルの社会政策構想とその限界	杉本竜也	三五
第二次E E C加盟申請への道	三澤真明	二六五
——イギリス労働党と政党政治——		
ゼッケンドルフによる『ドイツ君主国』第三版出版の諸相	川又祐	二九一

事業報告		三〇七
------	--	-----

研
究
論
文

【法学研究所】

手形行為と名板貸し

丹 羽 重 博

一 はじめに

手形行為すなわち手形法律行為も一般法上の法律行為と同じく、手形上の法的効果（手形責任）が帰属する本人以外の者（他人）によつて為すことができる。このことにより制限行為能力者に代わつて法定代理人が手形行為を為したり、あるいは多量の手形行為を為す必要のある商人がその商業使用人に行なわせたりすることができるのである。⁽¹⁾

また、手形行為を為すにあたり、他人の名称を自己の名称として使用して手形行為を行なう場合もある。たとえば、不渡り処分を受けて銀行取引を停止されている甲が、他人の乙名義で当座預金を開設したうえで、乙名義の手形を振出す場合である。⁽²⁾

さらに、信用力のある他人の名義を利用して手形行為を行なう場合もある。手形行為者がその法律効果を被偽造者である名義人に帰属させる意思で手形行為を行う偽造と類似しているが、この場合は手形行為者は自身に手形行為の法律効果を帰属させる意思で行うことから異なる形態である。そして、他人の名称を自己の名称として使用して手形

行為が行われた場合には、その法律効果は名称の使用者に帰属する。⁽³⁾ この他人の名義を使用して手形行為を為す一つの場合として、手形行為者が手形上にその名称を表示された者（他人）からその名称の使用を許諾されていた場合が問題となる。このことを名板貸しという。

資格を必要とする営業取引において、営業免許を有する者が無免許者に名義を貸すためにも用いられる。⁽⁴⁾ しかし、この場合には営業免許の潜脱となるため、営業免許を受けた者が名板貸しすることを明文で禁止している法令も多い。⁽⁵⁾ さらに、他人の名義を使用して電子記録における債権・債務の意思表示をすることも考えられる。この場合にも同様に、名板貸しの問題が生じてくると思われる。

本稿は、このような事柄を念頭において手形行為と名板貸しの問題について論ずるものである。

二 名板貸人の責任成立要件と効果（商一四条・五三七条、会九条）

他人が自己の商号を営業又は事業取引上使用することの合意は、名板貸契約あるいは看板貸契約などと呼ばれている。

名板貸しは、営業主または事業主（以下営業主等と略称する）が名義人の信用や名声を利用して自己の営業または事業（以下営業等と略称する）を有利に営んだり、資格や営業免許を有する者がその資格等を必要とする者に名義を貸してその資格等を利用させるという機能を有している。

このような場合、営業主等の取引の相手方は、名義人が営業等の主体だと誤認しがちである。そこで、商法一四条・五三七条、会社法九条（以下商法一四条等と略称する）は、外観的事実を信頼した善意の取引相手方を保護する趣旨から、

名義の使用を許諾した商人の責任について定めた。この規定により、外観的事実に信頼を置いて迅速に取引が行われ、あるいは名義貸与者に連帯責任を負わせて善意の取引相手方を保護し、間接的には商号真实性の要求の実現を図っているのである。

民法上の表現代理の規定（民一〇九条以下）と立法目的を同じくするが、名板貸しの関係は、個別的に代理関係を規整する表見代理の規定では企業取引の分野を必ずしも十分にカバーされない。このため、昭和一三年の商法改正（昭和二三法七二）で、表見支配人・表見代表取締役などの規定と共に旧商法二三条で新設され、現在の商法一四条等に引き継がれているのである。

そして、商法一四条等の規定による名義人の責任は取引の当事者である営業主等の責任とは別個のものであるが、両者を連帯責任とすることによって、善意の相手方の保護をより厚く保護しているのである。

なお、商法一四条等の規定をエストツペル (estoppel by representation) を基に解釈する学説も少なくない。エストツペル（以下禁反言という）とは、自己の表示により相手方にある事実を信ぜしめたときは、以後表示者はそれを信じた相手方に対し、表示に反する主張を許さないとする法理である。外観主義がドイツにおいて展開された法理であるのに対し、禁反言はおもに英米の判例において展開された法理である。禁反言には、記録（判決）による禁反言、表示による禁反言および法廷外の行為による禁反言がある。そして、今日最も重要なのは表示による禁反言で、外観主義と対比されるのもこの意味での禁反言である。しかし、英米法上の立法精神、立法目的が日本の法制度に導入されたのは、第二次大戦後のことである。⁶⁾ 商法一四条等は先述のように、昭和一三年の法改正によって新設されたものであり、やはり商法の母法であるドイツ法上の法理である外観主義 (Rechtsschein-theorie) に依拠して解釈すべきであろう。

外観主義と禁反言は共に、①企業取引き上の意義を有する外観ないし表示が存在すること、②外観または表示の成立につき本人に帰責事由があること、③外観または表示を取引きの相手方が信頼したこと、の三要件を必要する点で共通している。しかし外観主義は、まず一定の外形的事実に注目しこの外形に対する第三者の信頼というものを重視する。これに対し禁反言は、取引き上の相手方に対してなした表示と矛盾する主張を許さないという形で第三者の信頼を保護する。したがって、外観主義の方がその適用範囲が広く、また禁反言には倫理的色彩がみうけられる。⁽⁷⁾

また、手形・小切手、株券等の有価証券の善意取得制度（商五一九条、会社一三一条二項、二五八条二項、六八九条二項、手一六条、小二二条、なお電子債権一九条、二〇条）は、証券喪失者の帰責とは無関係に、証券の占有ないし裏書きの連続という外観を信頼した第三者を保護するものである。したがってこの善意取得制度は、外観主義を法定法的に徹底した規定とみることができる。

(1) 真実と異なる概観の存在

名板貸人の責任が発生するには、先ず、他人が名板貸人の商号を使用して営業または事業をすること、が必要である。改正前商法二三三条では、商号のほか、氏・氏名の使用を許諾した者も名板貸人の責任を負うものとしていたから、名板貸人は、商人である必要はなかった。すなわち、商人ではない個人の氏・氏名や法人の名称を使用する場合でもそれらの者が商行為を業としてしていると誤認する事例も含みうるものであった。さらに、官庁や公共企業体の名称、財団法人や中間法人の名称についても名板貸しが成立し得た。

しかし、現行法は商号の使用許諾に限っているから、そのような誤認は許されず、商法一四四条等の類推適用も困難

となるやもしれない⁽⁸⁾。そして、商法一四条等の類推適用が認められないとすれば、その場合の善意の第三者の保護は、民法一〇九条か七一五条によって図られることになる⁽⁹⁾。

また、「商号」は、名板貸人の商号をそのまま使用する必要はなく、若干の語を付加したり、簡略化して使用する場合も含まれる。判例は、土木建築請負業の免許を受け会社の設立準備に当たっていた株式会社山本組が、その許可を受けていない他人が土木建築請負業を行うについて「山本組京都出張所」という名称の使用を許したときは、その取引によって生じた債務について弁済の責任を負うとした（京都地判昭和二五年六月二一日下民集一卷六号九五八頁）。

また、株式会社小林百貨店が、自己の店頭で「小林百貨店書籍部」という商号で書籍の販売をすることを他人に許諾した事例について、本条（旧商法二三条）に、いわゆる自己の商号には当該営業に固有の商号のみでなく、その商号によって表象される営業の範囲内に属するものであることを表示するような商号も含まれると解した（東京地判昭和二七年三月一〇日下民集三卷三三三三五頁）。

名板貸人は商人として営業等を営んでいるから、名板借人の営業等も同種の場合が多く、またその場合に誤認が生じやすい。この問題につき判例は、甲が「現金屋」なる商号で電気器具商を営んでいたが後にこれを廃業したところ、甲の従業員乙が甲から「現金屋」なる商号の使用の許諾をえて甲の営業所と同じ場所で「現金屋」なる商号で食料品店を営営した。乙の債権者丙が甲に対して商法二三条により名板貸人の責任を追及した事案において「現に一定の商号をもって営業を営んでいるか、または、従来一定の商号をもって営業を営んでいた者が、その商号を使用して営業を営むことを他人に許諾した場合に右の責任（商法二三条の責任）を負うのは、特段の事情のないかぎり、商号使用の許諾を受けた者の営業がその許諾した者の営業と同種の営業であることを要するものと解するのが相当である」

と判示した。⁽¹⁰⁾

(2) 名義使用の許諾

商法一四条・五三七条、会社法九条によって相手方が保護されるためには名義人が名義の使用を許諾したという事実、すなわち名板貸人の帰属事由として、相手方による誤認の可能性のある外観を作出したことが要件となる。商号使用の許諾は、明示のものは勿論、黙示のものでもよい。ただし他人が自己の商号を使用して営業を行っていることを知りながら放置しているというだけで、単に黙示の使用許諾があったと判断されるものではない。黙示の許諾と判断するためには商号使用の放置、不阻止のみならず付加的事情も考慮して総合的に判断される。営業主が自己の事務所や土地建物の一部を使用させ、営業主の商号や看板も用いて営業主と同種の営業をなすことを許したりした場合などにおいて、黙示の使用許諾が認められている(最判昭和三十三年二月二日民集一二卷二号二八二頁)。このことに関連して、最高裁判平成七年一月三〇日判決(民集四九卷九号二九七二頁)は、上告人Tが、株式会社忠実屋(承継前の被上告人、以下「忠実屋」という。)の経営するスーパーマーケット忠実屋小田急相模原店(以下「本件店舗」という。)の屋上においてペットショップを経営する被上告補助参加人から、手乗りインコ二羽を購入して飼育していたところ、右インコがオウム病クラミジアを保有していたため、上告人Tら家族がオウム病性肺炎にかかり、上告人Tの妻であり、その余の上告人らの母であるAが死亡したとして、上告人らが忠実屋の承継人である被上告人に対し、商法二三条、民法四一五条等に基づき損害賠償を請求した事例について、一般の買物客がテナント店の営業主体はスーパーマーケットであると誤認するのやむを得ないような外観が存在する場合、その外観を作出し又はその作出に関与したスーパー

マーケットは、旧商法二三条の類推適用により、買物客とテナント店との取引に関し名板貸人と同様の責任を負うと判示している。

名板貸しは、自己の商号を使用して「営業又は事業」をなす事を他人に許諾することであるから、営業等をなすための使用と嚴格に解すれば、名板貸人は商人でなければならぬと解することもできる。しかし、外観信頼の保護を目的とする商法一四条等の立法趣旨からすれば、名板貸人が商人である場合に限定する根拠は乏しいことから、名板貸人が商人でない場合にも類推適用が認められると解するのが多数説である。そして、東京地方裁判所の職員が「東京地方裁判所厚生部」という名称で買い入れた繊維製品の代金三万七千四百円あまりの支払に関し、東京地方裁判所の責任が問われた事案について、この厚生部というのは、同裁判所の職員の福利厚生をはかるため生活必需品の購入配分等をしていたものであって、同裁判所事務局総務課厚生係の部屋を使用し、同係に勤務する裁判所職員が事務を担当しており、用紙なども裁判所の用紙を使っていた。一審（東京地裁）、二審（東京高裁）とも東京地方裁判所の責任を否定した。しかし最高裁（最判昭和三五・一〇・三一民集一四卷二二号二六六一頁）は、東京地方裁判所厚生部というのは東京地方裁判所の一部局としての表示力を有すると認められるとしたうえ、つぎのように判示して、原判決を破棄差戻した。すなわち、「およそ、一般に、他人に自己の名称、商号等の使用を許し、もしくはその者が自己のために取引する権限ある旨を表示し、もつてその他人のする取引が自己の取引なるかの如く見える外形を作り出した者は、この外形を信頼して取引した第三者に対し、自ら責に任ずべきであつて、このことは、民法一〇九条、商法二三条等の法理に照らし、これを是認することができる」と解釈したのである。

(3) 相手方の誤認

名板貸人の責任が生じるためには、相手方が名板貸人を営業主体ないし取引主体と誤認して名板借人と取引をしたことが必要である。したがって、相手方に誤認のなかった場合には名板貸人の責任が生じない事は明白であるが、商法一四条・五三七条、会社法九条は特に過失に言及していないことから、善意の相手方がどこまで保護されるかについては解釈が分かれている。①民法一〇九条の表見代理と同じく解して相手方に軽過失があれば名板貸人は責任を免れるとする善意無過失保護説⁽¹²⁾、②外観作出責任に重点を置いて相手方は善意であれば重過失があっても保護されるとする善意重過失保護説がある⁽¹³⁾。③しかし、通説は、相手方の信頼は保護に値するものでなければならぬから重大な過失は悪意と同様に取り扱い、悪意および保護に値しないような重大な過失のある第三者は保護されず、反面名板貸人は責任を負わないとする善意軽過失保護説に立っている⁽¹⁴⁾。

また、最高裁（最判昭和四一・一・二七民集二〇卷一号一一頁）も、「商法二三条の名義貸与者の責任は、その者を営業者なりと誤認して取引をなした者に対するものであって、たとえ誤認が取引をなした者の過失による場合であっても、名義貸与者は責任を免れ得ないものというべく、ただ重大な過失は悪意と同様に扱うべきものであるから、誤認して取引をなした者に重大な過失があるときは、名義貸与者はその責任を免れるものと解するを相当とする」と判示し、第三説によっている。

そして、相手方の悪意・重過失の立証責任は、名板貸人にあると解される。この点についても判例は⁽¹⁵⁾、相手方の誤認についての重大な過失は、本条（旧商法二三条）の定める責任を免れようとする者において、立証責任を負うべきものと解すべきであるとした。

(4) 名板貸人との取引によって生じた債務

名板貸人は、許諾した営業・事業の範囲内であると認められる「取引によって生じた債務」について、名板借人と共に商法一四条等の責任を負う。そして、「取引によって生じた債務」には、取引によって直接生じた債務は勿論のこと、名板借人の債務不履行にもとづく損害賠償や、売買契約の解除による手附金返還債務などの原状回復義務も含まれる。

島商事株式会社事件において、最高裁昭和三〇年九月九日（民集九卷一〇号一二四七頁）も、「上告人（控訴会社）は、岡芳郎が上告会社の商号を使用して、被上告人（被控訴人）と判示売買契約を締結することを知りながら、これを阻止せず、むしろ、暗黙に右商号の使用を許諾していたものであることは原決の確定するところである。そして、右売買契約は、その後岡芳郎の不履行の結果当事者間の合意により解せられ、岡芳郎は本件手附金一〇万円を被上告人に返還することを約したことは、また、原判決の確定するところである。

然らば、右売買につき自己の商号の使用を許諾した以上、右手附金返還債務は、商法二三条にいわゆる「其ノ取引（売買）ニ因リテ生ジタル債務」に該るものとして、上告人において、右手附金返還債務についても岡芳郎と連帯してこれが弁済の責を負うものと解すべきである。」と論じている。

反面、名板借人の不法行為による損害賠償債務については、原則として商法一四条等は適用されない。まして、自動車事故のような純然たる事実行為としての不法行為については、その被害者の損害と営業主体が誰であるかという外観の信頼という契機がないから、商法一四条等の規定を類推適用することは相当でない。この争点に関する事案について最高裁判所は、⁽¹⁶⁾本条にいう「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」とは、第三者において外観を信じて取引関係に

入ったため、名義貸与を受けた者がその取引をしたことよって負担することとなった債務を指称し、名義貸与を受けた者が交通事故その他の事実行為たる不法行為に起因して負担するに至った損害賠償債務が当たらないのとはとり、その債務について、名義貸与を受けた者と被害者との間で、単にその支払金額と支払方法を定めるに過ぎない示談契約が締結された場合に、右契約に基づいて支払うべきものとされた損害賠償債務も、右の債務に当たらないと判示した。

これに対し、取引の外形を有する不法行為、例えば名板借人の詐欺的取引により発生した損害賠償債務については、名板貸人が営業主体・事業主体であるという外観を信頼したことに基づく取引である以上、その損害と外観信頼との因果関係があり、商法一四条等の取引に含まれる¹⁷⁾。

三、手形行為と名板貸し

(1) 問題の所在

他人の称号を自己の商号として用いて手形行為がなされた場合の被商号使用者は、自ら手形行為を行った者ではないので、なんらの責任を負わないのが原則である。しかし、被商号使用者がその商号の使用を手形行為者に許諾している場合には、被商号使用者（商号貸与者）も手形責任を負わなければならないが大きな問題となる。これには自己の商号を使用して営業または事業を行うことを許諾したことを前提にその営業または事業活動の一環として手形行為に商号使用許諾者の商号が用いられた場合と、当該手形行為についてのみに商号の使用が許諾されていて、その借入者が商号使用許諾者名義で手形行為をした場合とがある。前者は、いわゆる名板貸しとして商法一四条等の適用の

有無が問題となる。しかし、後者は名板貸しそのものではない。商法一四条等は「営業または事業を行うことを他人に許諾した」ことについて規定しているが、この場合の商号貸与者の責任原因が「自己の商号を使用すること」を許諾したことにありと解することが可能であれば、手形行為について自己の商号の使用許諾をした場合には商法一四条等の規定の類推適用を認めることができるかが問題となるのである。

(2) 営業または事業のための名板貸しをした者の手形責任

他人の商号を使用して営業または事業をすることを許された者がその営業活動・事業活動の一環として商号使用者が使用許諾者の商号を使用して手形行為をなした場合には、商法一四条・五三七条あるいは会社法九条が適用されると解するのが通説である⁽¹⁸⁾。なぜなら、商人が営業または事業をする以上、その取引に関連して手形取引を行うことは営業上の行為に含まれると解されるからである。したがって、使用許諾者は、自己の商号で手形行為をすることも許諾したとみることができ、名板借人が名板貸人の意思に基づかないで名板貸人名義で振出した約束手形につき、名板貸人は善意の第三者に対して支払の責任を負う。

この点に関して、最高裁昭和四二年二月九日(判例時報四八三号六〇頁、判例タイムズ二〇六号九三頁、金融法務四七二号三六頁)は、「商法二三条は名板借人と取引行為をした第三者が名板貸人を営業主と誤認した場合において、右第三者をして右名板貸人に対し右取引の責任を追及することをえせしめ、右第三者の利益を保護するために設けられた規定であるから、右認定のごとく上告人が訴外大成武代の行為について商法二三条の責任を負うべき以上、上告人は、同訴外人が上告人の意思にもとづかずして上告人名義をもって振り出した本件手形につき善意の第三者である被上告

人に対しその支払の責に任ずべきものと解するのが相当である」と判示した。

さらに、営業または事業の許諾はあったが、実際は被許諾者がその名称を使用して営業または事業は行わずに、手形行為のみにその名称を利用した場合でも、その名称で振出した手形につき商法一四条等の類推適用により責任を負うと解するのが判例である。すなわち、自己の名称を使用して営業をなすことを許諾した者は、許諾を受けた者が代表取締役である株式会社、右の名称使用を許諾した営業の範囲内と認められる営業のために許諾者の名義で振出された手形につき、許諾を受けた者が右の名称を使用して営業を営むことがなかったとしても、本条の類推適用により手形金の支払義務を負うのである。¹⁹⁾ なお、名板貸人の責任は、外観理論に基づくものであるから、相手方が悪意の場合には責任を負わない。たとえば、自己名義で当座預金口座を開設し、これを利用して自己名義の手形、小切手を振出すことを他人に許諾した者にも、本条の準用ないし禁反言の法理の適用があるとしても、真実の振出人が小切手等に表示された者でないことを知っている第三者に対してまで責任を負うものではない。²⁰⁾

(3) 手形取引のために自己の商号の使用を許諾した者の責任

商号の貸与が営業または事業を行うことではなく、銀行との当座預金取引および手形行為に限ってなされた場合に、商法一四条等の適用ないし類推適用があるかについては議論がある。

すなわち、商法一四条等の商号貸与は営業または事業のために許諾する場合であり、個別的な行為のための商号の使用許諾を規定したものでないからである。

(1) 適用否定説 この説は、商法一四条等は表見的営業主・事業主の責任に関する規定であって、実質的営業主・事

業主である名板借人の責任を当然の前提として、外観信頼の保護、取引安全の見地から商号貸与者の連帯責任を法定したものと解している。そして、手形行為は絶対的商行為とされているが（商五〇一条四号）、その営業性は前提とらず、手形行為自体からはその行為者が営業主・事業主であるという外観は必ずしも生じないから、「営業主・事業主」の外観信頼を保護する商法一四条等の適用の基礎を欠くとする。したがって、名板貸しの責任は営業・事業をなすことについての名義使用許諾の場合に限定されると解するのが妥当であり、手形行為についてのみ名義の使用許諾をしている場合は、民法の表見代理ないし表見法理一般によつて解決されるべきであるとする。

例えば、島十四郎「手形行為についての名義使用許諾と商法二三条」（手形小切手判例百選〈第三版〉四五頁）は、「商法二三条は、いわゆる名板貸の責任を定めた規定であり、その理論的根拠は、名板貸人が自己の名称を使用して営業をなすことを許諾することにより、実質的営業主である名板借人の営業について、名板貸人自身がその営業主であるとの外観を構成していることに基つき、その外観を信頼して取引した第三者を保護するために名板貸行為を帰責事由として名板貸人に責任を負担させているのである。そして商法二三条は表見営業主の責任に関する規定であつて、実質的営業主たる名板借人の責任を当然の前提とし、外観信頼の保護、取引の安全の見地から、名義貸与者の連帯責任を法定したものである（米沢・民商五五卷一五五頁以下）。名板貸の責任は、名義使用許諾の場合のうち、営業をなすことについての名義使用許諾の場合に限定されると解するのが妥当であり、その名義を使用して単に手形行為をすることを許諾する場合は、手形行為は絶対的商行為とされているが（商法五〇一条）その営業性は前提とならず、手形行為自体からはその行為者が営業主であるという外観は生じないから、表見営業主の責任に関する商法二三条の範囲外の問題である。この種の事案は、商法二三条の適用ないし類推適用によつてではなく、民法の表見代理ないし表

見法理一般によつて解決すべく、また解決しうる場合が多いとの見解に賛成したい（鴻・後掲一九四頁。菅原・判評一三六号（判時五九〇号）三三頁、中馬・ジュリ五五四号一一二頁も同旨）。すなわち、名義使用許諾に署名代行させる趣旨が含まれているときは機関による手形行為の問題となり、また自己の氏名を行為者とその別名として使用することを許諾したにすぎない場合（これが大部分であろう）は、外観を信頼した第三者の保護をはかるため表見法理、外観理論の問題として解決さるべきものとなる。そこには責任の連帯性を認める基礎はない」と、説いている。⁽²¹⁾

また、東京地裁昭和四五年一〇月六日判決（判例時報六二二号八七頁）は、被告井上参男は、昭和四三年二月頃、実弟たる訴外井上行より、訴外株式会社協和銀行蒲田支店に当座預金口座を設定し同被告名義で約束手形を振出させてほしい旨の請願を受けたところから、同年三月一日右訴外井上行を代理人として右協和銀行蒲田支店と当座預金契約を締結し（右訴外銀行との間において当座預金契約を締結したことは、当事者間に争いが無い）、右訴外人に、同銀行より交付を受けた手形帳を保管せしめて同被告名義の右当座預金口座で約束手形を振出すことを許諾したこと、かくして本件手形二通は、右訴外人により、被告井上参男の当座預金口座を利用して同被告名義をもつて振出されたものであることを認めることができる。右に認定したごとく、被告井上参男は、訴外井上行に対し右当座預金口座の名義を貸し自己の名義で手形取引をなすことを許諾したものにほかならず、しかる以上、同被告は、右訴外人が右当座預金口座を利用して同被告の名義で振出した本件手形につき手形上の債務を負担すべきものと解するを相当とする。ただし、右のごとき当座預金口座の名義貸与者は、禁反言の原則に根底をおく民法一〇九条の規定の趣旨を類推して、右預金口座の名義借与者のなした手形取引につきその責任を負うものと認めるのが、名義貸与者が与つて作出した取引の外観に信頼を置いた第三者（本件においては原告）の保護をはかるゆえんであるからである。」と説き、適用否定説（民法

一〇九条説)に立脚している。

(2)適用肯定説　この説は、商法一四条等は外観責任ないし表見責任に基づくものであるから、取引の安全を保護するために、同条等を法文どおり嚴格に解するのではなく、できるだけ社会的要求に合致するよう拡張解釈するのが立法趣旨に合致する。そして、名義貸人と名義借人との間の権限の限定が取引相手方との関係で意味をもつものではないのだから、単に手形行為についてのみ名板貸しが行われたときにもその直接の適用を認めるべきであると解するのである。⁽²²⁾あるいは、個々の手形行為についての名義貸与の場合には、直接に商法一四条等は適用されるべきではなく、その規定の趣旨の類推によって、いわゆる広義の機関による自己自身の手形行為として、名義貸与者に手形上の責任を負担させるとの考えも主張されている。なお、この説では、原因関係上の債務について両者(名義借主と名義貸与者)が連帯責任を負うべきは当然であるとする。⁽²³⁾

(3)判例の変遷　従前、判例は単に銀行との当座勘定取引ないし手形行為のためにのみ自己の名義の使用を許した者に対し、商法二三条の類推適用によって名義貸人に手形上の責任を認めてきた(①名古屋高判昭三二・一二・一四高民集一〇卷一二号六九九頁、②東京地判昭三七・九・一〇判時三二三号七頁、③東京高判昭三八・三・七東高民報一四卷三号四九頁、④東京地判昭四一・四・六判タ一九三号一五七頁。⁽²⁴⁾しかし、最高裁判所昭和四二年六月六日(判例時報四八七号五六頁)は、「商法二三条にいう営業とは、事業を営むことをいい、単に手形行為をすることはこれに含まれないと解すべきところ、前記確定事実によれば、前記許諾は訴外会社の営業である繊維製品販売業についてなされたものでないことが明らかであるのみならず、同条は、他人の氏名商号等を用いて営業をした者(営業主)が第三者との取引において債務を負担した場合において、その氏名、商号等の使用を許諾した者に対しても、営業主の右債務につき連帯責任を負担させ

ることを定めたものと解されるところ、手形行為の本質にかんがみれば、ある者が氏名、商号等の使用を許諾した者の名義で手形上に記名押印しても、その者自身としての手形行為が成立する余地はなく、したがってその者は手形上の債務を負担することはなく、その名義人がその者と連帯して手形上の債務を負担することもありえないから、この点からみても、手形行為が上自己の氏名商号等を使用することを許諾したにすぎない者については、同条は適用されないものと解するのが相当である。」と判示して、このような場合への旧商法二三条への適用を否定した。

そして、破棄差戻し後の大阪高等裁判所昭和四三年三月二十九日（金融法務事情五二二号四六頁）は、裁判所法四条の上級審の裁判の拘束力により、「単なる手形行為のみについての名義の使用許諾ごときは、上告審判決が判示しているように商法二三条の規制するところではないといふべきであるから、商法二三条によつて控訴人に毛帰任があるとなすことはできない。」として、その請求を棄却した。

さらに続いて、東京高等裁判所昭和四八年一〇月三日（金融法務事情七三〇号三七頁）は、当座勘定取引と手形行為に自己の氏名を使用することを許諾した者に対する手形金の請求に関する事案につき、商法二三条にいう営業には、単に手形行為をすることは含まれないと解すべく、当座勘定取引と手形行為に自己の氏名、商号等を使用することを許諾したに過ぎない者については、同条は適用されないとして請求を認めなかった。

しかし、右最高裁判決の説く理由付けのうち、とくに商法二三条は名義借人の責任を前提として名義貸人に連帯責任を負わせたものであり、名義貸人の名義で手形行為をなしても名義借人自身の手形行為が成立する余地がないのだから商法二三条は適用されないと説示した点については、他人名義の使用者はその他人名義を自己の名義として使用しているものであるから、当然に手形上の責任を負うなどとの学説の批判は多い。⁽²⁵⁾このため、右の最判昭和四二年六

月六日後の下級審において、手形行為を含む銀行との当座勘定取引のみについて自己の名義を使用することを他人に許諾した者に商法二三条の適用ないし類推適用を認めた判決が相次いで出された。すなわち、大阪高判昭和四四年一月二八日（下民集二〇卷九〇一〇号七七三頁、判例時報五九三号八九頁、判例タイムズ二四〇号一五一頁、金融法務五六六号二四頁）は、自己の氏名を用いて銀行取引をすることを他人に黙許した者は、その者を右銀行取引の当事者と誤信して右銀行取引の一つとして振出された手形上の権利を取得した者に対し、手形上の責任を負わなければならないと説き、東京高判昭和四四年一月二五日（下民集二〇卷一一二二号九五四頁、判例時報五八〇号七九頁、判例タイムズ二四六号三一八頁、金融法務五七〇号二六頁、東高民時報二〇卷二二号二八六頁）は、自己の当座預金口座を利用して手形を振出すことを許諾した者は、商法二三条を文字通り解する限り、その適用はないが、同条はその根源を禁反言の法理に発し、その趣旨は自己名義の貸与が直接に営業に関しない場合にも拡大類推されるべき可能性を含むから、かかる名義貸与人に類推すべく、仮にそれが不可としても、ひとしく禁反言の法理に淵源する民法一〇九条の趣旨を推し、あるいは直接右法理を援用して、その責任を認めるべく、名義貸与人の責任を否定することは許されないとし、札幌地判昭和四五年一月一八日（判例時報六一九号八八頁）は、他人に自己の氏名を用いて手形行為をすることを許諾した者は、その借入者が振出した約束手形につき、商法二三条により、右手形の取得者に対してはその取得者の悪意または重過失を立証しない限り、借入者と連帯して責任を負うと続き、さらに、福岡高判昭和四六年六月二三日（判例時報六七号八一頁）は、自己の氏名を使用して手形行為をすることを他人に許諾した者は、その他人が振出した約束手形につき、名義貸与者が手形行為者であると信頼した善意の手形取得者に対しては、商法二三条の類推適用により責任を負うとして、いずれも旧商法二三条の類推適用を認めたのである。

四 おわりに（私見）

商法一四条等の適用否定説、適用肯定（類推適用を含む）説、および判例の変遷を概観してきたが、判断の基準は、名義（商号）貸与者の保護と外観信託者の保護のいずれに重点を置くかということになる。

思うに、

- ① 営業もしくは事業をなすことを他人に許諾したか否かについては、外観者（第三者）には判り難いこと。
- ② 手形行為は商法五〇一条四号により絶対的商行為とされているので、広義の意味の営業・事業に含まれ解することが可能であること。

これらの理由から、商法一四条等は「商号を使用して営業または事業を行うこと」に対する信頼保護規定としてではなく、その表見的事実の作成につき原因を与えた者に対し責任を認めて、取引相手方の「商号」に対する信頼を保護する規定と解するべきである。⁽²⁶⁾ そうであるならば、手形行為という個別的行为について自己の商号の使用を許諾した商人も表見的事実の作成につき原因を与えた者であるから、商法一四条・五三七条、または会社法九条の類推適用を認めることができる。そして、名義貸与者と名義借人との責任関係は商法一四条等によると連帯責任であるとしている。しかし、連帯責任では、一人に対する請求は他の債務者に対しても当然効力を生じ（民四三四条・請求の絶対的効力）時効中断の効力も生じてしまう（民一四七条一項）。したがって、手形上の債務者が複数人いる場合の責任関係として「合同責任」と解すべきである。

このように解することにより、請求の効力は常に個別的で、時効中断の効力も生じない（手七一条）⁽²⁸⁾。責任の範囲に

ついても、手形債務者相互間には負担部分はなく、最終的には振出人が全額を負担することとなるのである。

(1) 他人による手形行為には本人の名称に加えて他人の名称が手形面上に表示される「手形行為の代理」と、本人に代わって手形行為をする他人の名称が手形面上に表示されない「手形行為の代行」という二つの形態がある。この区分は、実質的な手形行為の決定者の有無によるものではなく、手形行為が証券的行為（書面行為）であることから、手形面上に表示された形式によって判断されたものである（拙著「手形・小切手法概論」第三版（法学書院、二〇〇七年）九一頁）。

(2) 最高裁昭和四三年一月二二日判決（民集二二卷一三三二九六頁、判例時報五四五号七六頁、判例タイムズ二二二二二二二頁）一頁、金融法務五三五号二九頁）は、「手形行為者を代表取締役とする会社が手形取引停止処分を受けたので、右行為者は銀行に実兄名義の当座取引口座を設け、その後半年間に多数回に渡り実兄名義で手形を振出しており、実兄が経済的な信用や実績のある者ではないという事情の下においては、手形行為者は、自己を表示する名称として実兄名義を使用したものと認められ、その名義を用いた手形署名は行為者自身の署名とみるべきであつて、右手形の振出人として責任を負う」と判示している。

(3) 京都地裁昭和五六年一月二三日判決（判例時報一〇四八号一五二頁、判例タイムズ四七〇号一五三頁）は、「本件手形の振出人欄に『株式会社マスコット商会代表取締役福江成男』と記載されているけれども、前記のとおり被告会社は多数回に亘つて振出人マスコット商会名義の手形を振出し被告会社の資金で決済してきたのであるから、被告会社は株式会社マスコット商会を自己を表示するものとして使用したものと認めるべく、以上の事実によると、被告会社は本件手形につき振出人としての責任がある。」と判示した。

(4) 名板貸しという言葉は、免許を要する取引所の仲買人が免許業者であることを示す「名板」を仲買人でない他人に貸して仲買営業をさせることを名板貸しと呼んだことに由来する（落合誠一・大塚龍児・山下友信「商法Ⅰ・総則・商行為」第三版補訂版（有斐閣、二〇〇七年）六一頁）。

(5) 金融商品取引法六六条の九、風俗営業等の規制及び事業の適正化等に関する法律二二条、質屋営業法六条、古物営業法九

条、道路運送法三三条等。なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律八条にも、名板貸しに関する規定が置かれている。

(6) 金子宏・新堂幸司・平井宣雄編集代表法律学小事典第四版補正版(有斐閣、二〇〇八年)六二頁「エストツベル」、三二二頁「権利外観理論」参照。

(7) 大塚英明・川島いづみ・中東正文「商法総則・商行為法」第二版有斐閣アルマ(有斐閣、二〇〇八年)一四二頁。

(8) 弥永真生「リーガルマインド商法総則・商行為法」第二版補訂版(有斐閣、平成二六年)四二頁の注(7)は、「取引において外観を信頼した者の保護という観点からは、名板貸主の商号であった名称を用いて名板借人が営業・事業を行う直前まで名板貸主が商人であった場合(最判昭和四三・六・一三(一六事件))「八五」参照)や名板貸主の氏や氏名・通称の使用を許諾した場合(五三七、会社六一三参照)にも、商法一四条・会社法九条は類推適用される余地があると解するべきであろう」と指摘している。

(9) 大塚・川島・中東前掲注(7)一四七頁。

(10) 最判四三年六月一三日判決民集二二卷六号一一七一頁。

なお、本判決では、特別の事情があるとして、結論的には名板貸人の責任を認めた。

(11) 最判昭和四四年六月一日民集一三卷六号六九二頁、大阪高判昭和三七年四月六日下民集一三卷四号六五三頁、広島高松江支判昭和三九年七月二九日高民集一七卷五号三三一頁、最判昭和四二年二月九日判時四八三号六〇頁参照。

(12) 石井照久「名板貸人の責任」商法演習Ⅱ(有斐閣、昭和三五年)一八頁、米沢明「名板貸(三)」民商五五卷六号八〇頁。

(13) 末川博「表見営業主の責任」民商九卷三号一七七頁、古瀬村邦夫「商号」(経営法律学全集七)三九八頁。

(14) 大隅健一郎「商法総則」(有斐閣・法律学全集、昭和三二年)一九〇頁。松岡誠之助「商法二三条による名板貸人の責任と名板貸人を営業主と誤認するについての重大な過失」法協八三卷一一一一二号一五〇頁、菱田政宏「名板貸人を営業主と誤認するについて重大な過失があった相手方に対する商法二三条の名板貸人の責任の有無」民商五五卷二号一六九頁以下。

(15) 最判昭和四三年六月一三日(民集二三卷六号一一七一頁、判例時報五二二号八〇頁、判例タイムズ二三四号一四七頁、金

融法務五一八号二四頁。

(16) 最高裁昭和五二年一月二三日(民集三一巻七号一五七〇頁、裁判所時報七三二号二頁、判例時報八七六号一一六頁、判例タイムズ三五九号二〇八頁、金融法務八四九号三四頁、金融商事五四二号一二頁)。

(17) 最高裁昭和五八年一月二五日(判例時報一〇七二号一四四頁、判例タイムズ四九二号五七頁、金融法務一〇三〇号四五頁、金融商事六六九号三頁)。

(18) 江頭憲治郎「ジュリスト四五五号一二二頁」。

(19) 最高裁昭和五五年七月一五日(判例時報九八二号一四四頁、判例タイムズ四二五号七四頁、金融法務九四三号四〇頁、金融商事六〇六号九頁)。

(20) 東京高裁昭和四五年三月二七日(金融法務五八一号二八頁)。

(21) 同旨・鴻常夫「手形行為についての名義使用許諾と商法二三条」昭和四一・四二年度重要判例解説一九四頁、菅原菊志判例評論一三六号(判例時報五九〇号)三三三頁。

(22) 田中誠二「手形・小切手法評論上巻」(勁草書房、昭和四三年)一八二頁は、「なるほど商法第二三条は、その法文上は営業のために名板貸をした場合に限って適用されるように定められているが、しかし、同条は、外観を信頼した取引相手方保護のために、このような事実と異なる外観を作り出したことに責任ある者に対して外観どおりの責任を負わせる趣旨であって、いわゆる禁反言原則の一表現とも考えられる(拙著『新版商法総論再全訂版一八八頁)」。そのように考えると、同情の立法理由を生かし、取引の安全を保護するためには、同条は、法文どおりに嚴格に解すべきではなく、できるだけ社会的要求に合するよう、拡張して解釈すべきである。すなわち営業について名板貸が行われ、その名称を使用して手形行為がなされた場合に限らず、単に手形行為だけについて、名板貸がなされた場合にもその適用を認めるのが正当である。手形を取得して所持人となる者にとっては、その手形行為の名義人が、営業につき名板貸をしたか、単に手形行為についてのみ名板貸をしたかによって区別的取り扱いを受ける理由は、全くなく、手形の流通性強化という手形法解釈の理念からも、商法第二三条の拡張解釈による適用は強く要請される。」とその解釈理由を説明している。

- (23) 米沢明「名板貸(二)」民商法雜誌五五卷一号(昭和四一年)七二頁以下。
- (24) 高松高裁昭和三九年一月三一日(高民集一七卷一号三〇頁、判例時報三七五号七四頁、判例タイムズ一六二号一一四頁)は、自己の名義を用いて手形を振出すことを許諾した者が、自己名義の他人振出手形につき責に任ずるのは、直接の手形行為の相手方が、自己の振出と過失なく信じたときに限られると判示し、商法二三条、民法一〇九条を併列的に類推する立場であるが、結論的には所持人の悪意を認定して、請求を棄却した。
- (25) 井上健一「手形行為についての名義使用許諾と商法二三条」手形小切手判例百選(第六版)二六頁、米沢明「手形行為と商法二三条」判例評論一一八号三八頁、鈴木竹雄「手形行為と商法二三条」ジュリスト四四七号一三九頁、山崎悠基「手形行為と名板貸」銀行取引判例百選(新版)二三頁、江頭憲治郎「名板貸人名義の偽造手形について商法二三条の適用が認められた事例」ジュリスト四五五号一二三頁、島十四郎「手形行為についての名義使用許諾と商法二三条」手形小切手判例百選(第四版)三三頁、前田庸「手形法・小切手法」法律学体系(有斐閣、一九九九年)一一六頁。
- (26) 井上健一前掲注(25)二七頁、同旨、米沢明「名板貸(二)」民商法雜誌五五卷一号七二頁、後藤紀一『要論手形小切手法』(改訂第2版)(信山社、平成五年)一六四頁。
- (27) 同旨、大隅健一郎・河本一郎『注釈手形法・小切手法』(有斐閣、昭和五二年)一一二頁。後藤紀一前掲注(26)六四頁。
- (28) 大阪高判昭和四七年一月三一日(金融法務事情六四七号三八頁)は、夫が妻の承諾を得て妻の名義を自己の名称として約束手形を振出した場合、夫および妻は振出人としていわば合同責任を負い、妻に対する手形金請求の勝訴判決確定後の夫に対する手形金請求も禁反言の原則に反しないと判示している。

資料

『永久告示録』（下）

オットー・レーネル編
吉原達也訳

第1編 訴訟開始

1. 地方市等の裁判権者
2. 民事裁判権
3. 訴訟開示
4. 合意約束
5. 法廷召喚
6. 訴訟申請
7. 出頭保証
8. 訴訟代理人等
9. 濫訴者
10. 原状回復
11. 仲裁引受
12. 担保設定
13. 先決

第2編 通常訴訟手続

14. 審判人手続
15. 財産中の物
16. 墓地・葬儀費用
17. 貸付物
18. 船長・支配人訴権等
19. 誠意訴訟
20. 嫁資返還請求
21. 子及び胎児
22. 後見
23. 窃盗

24. 保護者権

(以上法学紀要第56卷所収)

第3編 特別保護手続

25. 遺産占有
26. 遺言
27. 遺贈
28. 新造工事告知
29. 未発生損害担保
30. 雨水訴権
31. 自由身分
32. 徴税請負人
33. 抵当不動産買主
34. 暴力・騒乱・火災・倒壊・難船等
35. 不法侵害

第4編 終局手続

36. 既判物
- 36a. 認諾・不防禦
37. 法廷随伴者等
38. 占有取得原因
39. 財産占有・没収・売却
40. 破産財産の買主
41. 財産管理人
42. 二倍額の判決取消

第5編 特示命令・抗弁・法務官 的問答契約	高等按察官告示
43. 特示命令	1. 奴隸売却
44. 抗弁	2. 挽畜売却
45. 法務官的問答契約	3. 獣による損害
	(以上法学紀要第57巻)

Edictum perpetuum praetoris urbani 内人掛法務官の永久告示録
(承前)

(*Pars tertia. De iuris auxiliis extraordinariis.* 第3編 特別保護手続)

XXV. De bonorum possessionibus⁽¹⁾. 遺産占有について。[Ulp.39-49; P.41-44.]

A. Si tabulae testamenti extabunt⁽²⁾ (*non minus quam septem testium signis signatae*)⁽³⁾. もし(七人より少ない証人により記名封印されたる)遺言書がある場合。[Ulp.39; P.41.]

1. De bonorum possessione contra tabulas⁽⁴⁾. 遺言書に反する遺産占有について。[§ 142] [Ulp.39, 40; P.41.]

2. De legatis praestandis c.t. bonorum possessione petita⁽⁵⁾. 遺言書に反して遺産占有が請求された場合に、遺贈を給付すべきことについて。[§ 143]

3. De collatione bonorum⁽⁶⁾. 財産の持戻について。[§ 144]

4. De dotis collatione⁽⁷⁾. 嫁資の持戻について。[§ 145]

5. De coniungendis cum emancipato liberis eius⁽⁸⁾.

家父権免除を受けたる者[の相続分]と彼の子[の相続分]との結合について。[§ 146] [Ulp.40; P.41.]

(1) *Rubr.D.37,1*

(2) *Rubr.D.37,2.*

(3) *Cf. Gai.2,119,147. Ulp.28,6.*

(4) *Rubr.D.37,4.*

(5) *Rubr.D.37,5.*

(6) *Rubr.D.37,6.*

(7) *Rubr.D.37,7.*

(8) *Rubr.D.37,8. Hoc edictum in D.37,8,1pr. ict.38,6,5pro. ad verbum fere transcriptum est.*

6. De ventre in possessionem mittendo et curatore eius⁽¹⁾ventrem cum liberis in possessionem esse iubebo⁽²⁾.

占有を付与された胎児及びその保佐人について。胎児が子と共に占有にあることを本職は命ずべし。[§ 147] [Ulp.41; P.41.]

7. Edictum Carbonianum⁽³⁾. カルボニアヌム告示。[§ 148]

8. De bonorum possessione secundum tabulas⁽⁴⁾. 遺言書に従う遺産占有について。[§ 149]

9. De bonis libertorum⁽⁵⁾ 解放自由人の財産について。[§ 150] [Ulp.44, 43; P.42.]

a. Si quis manumissus manumissa moritur⁽⁶⁾ もし被解放自由男被解放自由女が死亡したる場合…。

b. Si donum munus operas redemerit (*libertus, patrono bonorum possessionem non dabo*)⁽⁷⁾. 解放自由人が贈物, 賜物, 労務を買戻したるときは, 本職は保護者に遺産占有を付与すべからず。

10. Si quid in fraudem patroni factum sit⁽⁸⁾.
何かが保護者を詐害するためになされたるとき。[§ 151] [Ulp.41; P.42.]

[a. *Fabianum edictum*⁽⁹⁾ ファビアヌム告示;

b. *Calvisianum edictum*⁽¹⁰⁾ カルウイシアヌム告示。]

(1) *Rubr.D.37,9.*

(2) *D.40,4,13,3*

(3) *Cf. Rubr.D.37,10.*

(4) *Rubr.D.37,11.* b.p.s.t. について古い法務官たちが告示していたについて, *Cic. in Verr. II, 1, 45, 117*: si de hereditate ambigitur et tabulae testamenti obsignatae non minus multis signis quam e lege oportet ad me proferentur, secundum tabulas testamenti potissimum possessionem dabo. 「相続財産に関して疑いがあり, 法律により義務づけられているより少ない数の認印で封印された遺言が本職に提出された場合, 遺言に従い最も高い順位の者に本職は遺産占有を付与すべし。」これらの文言はその後法務官たちにより若干変更された。E. P. § 149.

(5) *Rubr. D.38,2.*

(6) *Prob. Einsidl. 51.*

(7) *Paul.D.50,16,53pr. 194.*

(8) *Rubr. D.38,5.*

(9) *FIRA I* による補充: *D.38,5,1pr. Paul.S.3,3.*

(10) *FIRA I* による補充: *D.38,5,3.3.*

11. *De liberis patroni*⁽¹⁾. 保護者の卑属について。[§ 152]

12. *Quibus bonorum possessio liberti non datur*⁽²⁾.

誰が解放自由人の遺産占有を付与されないか。[§ 153] [Ulp.45; P.42.]

13. [Si parente quis manumissus sit.] In eo qui a patre avove paterno provove paterni avi patre (*manumissus moritur, idem ius servabo atque si ex servitute manumissus esset*)⁽³⁾.

[ある者が尊属によって解放されたる場合。] 父、父方祖父、曾祖父、父の祖父によって、(解放されたるのち死亡したる者に。あたかも奴隷から解放されたのと同じく、本職は法を保護すべし。)[§ 154]

14. *De bonorum possessione ex testamento militis*⁽⁴⁾.

軍人遺言に基づく遺産占有について。[§ 155]

B. *Si tabulae testamenti nullae extabunt*⁽⁵⁾. 遺言書がまったく存在しない場合。[Ulp.46, 47; P.43.]

1. *Unde liberi*⁽⁶⁾. 卑属として。[§ 156]

2. [*Unde legitimi*. 法定相続人として。] Tum quem ei heredem esse oporteret, si intestatus mortuus esset⁽⁷⁾. その者の相続であるべきときに、無遺言で死亡したる場合。[§ 157]

3. *Unde cognati*⁽⁸⁾. 血族として。[§ 158]

(1) *E.P. § 152.*

(2) *E.P. § 153.*

(3) *D.37,12,1,1.2.*

(4) *Rubr.D.37,13.*

(5) *D.38,6 rubr. et 1,1.* 「古い伝来告示」*'veteris edicti tralaticii'* の表現は異なっていた。これを伝えるのは, *Cic. in Verr.2,1,44:* 'si tabulae testamenti non proferrentur, tum ut, uti quemque potissimum heredem esse oporteret, si is intestatus mortuus esset, ita secundum eum possessio daretur.' 「もし遺言書が提出されない場合、彼が無遺言にて死亡したる場合、遺産占有は相続人となるべき順位の高い者から順次与えられるべし。], と。Cf. Leist, Forts. v. Glück Pand. 1, 76-82.

(6) *Rubr.D.38,6:* 'Si tab. test. nullae extabunt: unde liberi.' 「もし遺言書が全く存在しない場合に：卑属として」とある。

(7) *D.38,7,1.*

(8) *Rubr. D.38,8.*

4. *Unde familia patroni*⁽¹⁾. 保護者の家族として。[§ 159]
5. *Unde patronus patroni*⁽²⁾. 保護者の保護者として。[§ 160]
6. *Unde vir et uxor*⁽³⁾. 夫及び妻として。[§ 161]
7. *De postumis*⁽⁴⁾. 後生子について。[§ 162a 遺言者の死後又は遺言作成後生まれた子について]
8. *Unde cognati manumissoris*⁽⁵⁾. 解放者の血族として。[§ 162]

C. *Clausulae generales*. 一般条項。[Ulp. 448, 49; P.44.]

1. *Quibus non competit bonorum possessio*⁽⁶⁾. 遺産占有無資格者。[§ 163]

2. *Ut ex legibus senatusve consultis bonorum possessio detur. Uti me quaque lege senatusve consulto bonorum possessionem dare oportebit, ita dabo*⁽⁷⁾.

法律又は元老院議決に基づいて遺産占有が付与されるべし。法律又は元老院議決により本職が遺産占有を付与するを命じるように、本職は遺産占有を付与すべし。[§ 164]

3. *Successorium edictum*⁽⁸⁾: *quis ordo in bonorum possessionibus servetur*⁽⁹⁾.

承継順位に関する [順送り] 告示。遺産占有付与において守られるべき順位。[§ 165]

XXVI. *De testamentis*⁽¹⁰⁾. 遺言について。[Ulp.50; P.45, 46.]

1. *De condicione iurisiurandi*⁽¹¹⁾. 宣誓の条件について。[§ 166]

(1) *E.P. § 159. D.50,16,195.196.*

(2) *E.P. § 160.*

(3) *Rubr. D.38,11.*

(4) *E.P. § 161^a.*

(5) *E.P. § 162. Ulp.28,7.*

(6) *Rubr.D.38,13.*

(7) *D.38,14,1pr.*

(8) *Cf.. Rubr. D.38,9.*

(9) *Rubr. D.38,15.*

(10) *D.28,5,32,.33: 'Gai. lib. I, II de testam. ad ed. pr. urb.'*

(11) *Rubr. D.28,7.*

2. Testamenta quemadmodum aperiantur inspiciantur et describantur⁽¹⁾.

いかにして遺言が開封され検認され書写さるべきか。[§ 167]

3. Si quis omissa causa testamenti ab intestato [vel alio modo⁽²⁾] possideat hereditatem⁽³⁾.

ある者が遺言の内容が失われたるために無遺言又は他の方法で相続財産を占有する場合。[§ 168]

4. Quorum testamenta ne aperiantur⁽⁴⁾. 誰の遺言書が開封されざるべきか。[§ 169]

XXVII. De legatis⁽⁵⁾ 遺贈について。[Ulp.51, 52; P.47, 48.]

[§ 170. Si ex testamento agatur⁽⁶⁾.

遺言に基づき訴訟されたる場合。]

[§ 171. Ut usus fructus nomine caueatur⁽⁷⁾.

用益権のために担保がなさるべく。]

1. Ut legatorum servandorum causa caveatur⁽⁸⁾.

遺贈を保全するために担保を設定すべきこと。[§ 172]

2. Ut in possessionem legatorum servandorum causa esse liceat⁽⁹⁾.

遺贈を保全するために遺産占有を取得するを許されること。[§ 173]

XXVIII. De operis novi nuntiatione⁽¹⁰⁾. 新造工事告知について。
[§ 174] [Ulp.52; P.48.]

XXIX. De damno infecto⁽¹¹⁾. Damni infecti suo nomine promitti,

(1) *Rubr. D.29,3.*

(2) vel alio modo] ユスティニアヌス的と思われる。

(3) *Rubr. D.29,4.*

(4) *Rubr. D.29,5.*

(5) *D.30,65.69.73:* 'Gai. l. I. II de testam. ad ed. pr. urb.' *E.P. p.353 sqq.*

(6) *FIRA I* による補充: *Cf. Gai.2,204,213.*

(7) *FIRA I* による補充: *Cf. D.4.9,1,pr.; 5,1.*

(8) *Rubr. D.36,3.*

(9) *Rubr. D.36,4.*

(10) *D.39,1,9:* 'Gai. ad ed. urb. tit. de operis novi nuntiatione'

(11) *D.39,2,8.19:* 'Gai. ad ed. urb. tit. de damno inf.'

alieno satisdari iubebo ei, qui iuraverit non calumniae causa id se postulare eumve cuius nomine aget postulaturum fuisse, in eam diem, quam causa cognita statuero. si controversia erit, dominus sit necne qui cavebit, sub exceptione satisdari iubebo. de eo opere, quod in flumine publico ripave eius fiet, in annos decem satisdari iubebo.....eum, cui ita non cavebitur, in possessionem eius rei, cuius nomine, ut caveatur, postulabitur, ire et, cum iusta causa esse videbitur, etiam possidere iubebo. in eum, qui neque caverit neque in possessione esse neque possidere passus erit, iudicium dabo, ut tantum praestet, quantum praestare eum oportere, si de ea re ex decreto meo eiusve, cuius de ea re iurisdictio fuit quae mea est, cautum fuisset.....eius rei nomine, in cuius possessionem misero, si ab eo qui in possessione erit, damni infecti nomine non satisdabitur, eum, cui non satisdabitur, simul in possessione esse iubebo⁽¹⁾.

未発生損害について。未発生損害について、諾約者自身に関するときは単純問答契約が、他人に関するときは保証人附問答契約が、要約者自身のまたは彼がその者のために訴えているところの者の締約申請がシカーネのためにあらざるを宣誓する要約者に対して、事情審理後私の定める期間で諾約されるよう本職は命ずべし。もし諾約する担保者が所有者であるか否かにつき争いある場合、私は保証人附問答契約がなされるよう留保附で命ずるであろう。このように担保 [問答契約] を得られざりし者が締約申請の目的物の占有に入るべく、さらに正当原因がありとみらるるときには占有すべく、本職は命ずべし。担保 [問答契約] もせず占有にあることも占有することも許されぬ者を相手方として、つぎの訴訟を、すなわち、もしこの件につき本職の決定、またはこの件につき本職の裁判権を授けられた者の決定に基づいて担保 [問答契約] がなされていたとすれば彼が給付するを要せんところのものを給付せよという訴訟を本職は付与べし。…私が占有を付与するであろう物について、もしも現に占有にある者が未発生損害について保証人附担保問答契約をなさざる場合、保証人附問答契約がなされぬ者が単独で占有にあるよう本職は命ずべし。[§ 175] [Ulp.53; P.48.]

(1) *D.39,2,7pr. E.P. § 175.*

XXX. De aqua et aquae pluviae arcendae⁽¹⁾. 水と雨水の防止について。[Ulp.53; P.49.]

[§ 176. De aqua. 水について]

[§ 177. Aquae pluviae arcendae. 雨水の防止について。]

XXXI. De liberali causa⁽²⁾. 自由身分に関する事件について。[Ulp.54, 55; P.50, 51.]

1. Si ex servitute in liberatatem petatur. 奴隷身分から自由身分へ。
[§ 178]

2. Si ex libertate in servitutem petatur⁽³⁾. 自由身分から奴隷身分へ。
[§ 179]

3. Si controversia erit, utrum ex servitute in libertatem petatur an ex libertate in servitutem⁽⁴⁾....。 奴隷身分から自由身分へかあるいは自由身分から奴隷身分へかについて争いある場合。[§ 180]

[§ 181. Si quis ei, cui bona fide serviebat, dolo malo passus erit se seruo venum dari.⁽⁵⁾

もしある者が、善意で仕えていたところの当の者に、悪意により
自らが奴隷として売却さるるを受け容れたる場合。]

[§ 182. Si quis, cum se liberum esse sciret, dolo malo passus erit se pro seruo venum dari⁽⁶⁾。

もしある者が、自らが自由身分たるを知りながら、悪意により
自らが奴隷として売却さるるを受け容れたる場合。]

XXXII. De publicanis⁽⁷⁾. Quod publicanus eius publici⁽⁸⁾ nomine vi ademerit quove familia publicanorum, si id restitutum non erit, in duplum aut, si post annum agetur, in simplum iudicium dabo. item si

(1) *Rubr. D.39,3. Ibid. 13.* 'Gai. ad ed. pr. urb. tit. de aquae pluviae arcendae'.

(2) 章題を示すは、*Gai. D.40,12,2.4.6.9.11.*

(3) *E.P. § 178. 179.*

(4) *C.7,16,21. Cf. D.40,12,7,5. Thalel. in schol. Bas. 48,20,21.*

(5) *FIRA I* による補充: *Cf. D.40,12,12,6.*

(6) *FIRA I* による補充: *Cf. D.40,12,14,pr.,1; 22.*

(7) *D.39,4,5.* 'Gai. ad ed. pr. urb. ti. de publicanis.'

(8) *Flor.:* 'publicani'. *Basil.56,1,1:* 'onomati tou telous'.

damnum iniuria [furtumve] factum esse dicetur, iudicium dabo. si hi ad quos ea res pertinebit non exhibebuntur⁽¹⁾, in dominos sine noxae deditioe iudicium dabo⁽²⁾.

徴税請負人について。徴税請負人又はその奴隷が国家の名目で暴力で物を奪取した場合、もしそれが回復されざるときには、本職は二倍額について、もし一年経過後の請求であれば、単純額について、訴訟を付与すべし。同様に損害が不法に発生した〔又は盗がなされた〕と主張される場合、本職は訴訟を付与すべし。その件の関係人が提示されない場合、所有者を相手方とする訴訟を加害物委任なしに本職は付与すべし。[§ 183] [Ulp.55; P.52.]

[§ 184. *Quod publicanus illicite exegerit*⁽³⁾.

徴税請負人が不正に徴収したる場合。]

[§ 185. *De vectigalibus*⁽⁴⁾. 永借料について。]

XXXIII. De praediatoribus⁽⁵⁾. 抵当不動産買主について。[§ 186] [Ulp.56; P.53.]

XXXIV. *De vi turba incendio rel.* 暴力, 騒乱, 火災 [, 倒壊, 難船, 奪取された舟又は船] について。

1. *De hominibus armatis coactis, vi bonorum raptorum et de turba*⁽⁶⁾. Si cui dolo malo hominibus coactis damni quid factum esse dicetur sive cuius bona rapta esse dicentur, in eum, qui id fecisse dicetur,iudicium dabo⁽⁷⁾. item si servus familiae fecisse dicetur, in dominum iudicium noxale dabo⁽⁸⁾.

(1) *D.39,4,1,6.*

(2) *D.39,4,1pr.*

(3) *FIRA I* による補充: *Cf. D.39,4,9,5. Lenel, p.388.*

(4) *FIRA I* による補充: *Cf. R.D.39,4. Lenel, p.389.*

(5) 章題を示するのは, *Gai. D.23,3,54. Cf. D.50,16,39,40.*

(6) *Rubr. D.47,8.*

(7) *D.47,8,2pr.* もし諸法学者の注釈をより子細に検討するならば、トリボニアヌスが真正な告示文言を削ったことは容易に理解されよう。*Cf. E.P. § 187.* 奴隷の名義で作成された方式書を伝えるのは, *Cic. pro Tull. 3,7; 13,31.*

(8) *Flor.:* 'damnum'. *Cf. D.47,8,4,4.6 ict. 2pr.*

武装して結集した者たち、暴力によって強奪されたる財産訴権及び騒乱について。ある者に対して悪意により結集した者によって損害が加えられたとの主張があり、また同人の財産が奪取されたとの主張があるときは、これを行ったと主張される者を相手方として、本職は訴権を付与すべし。同様にもし奴隷が為したと主張される場合には、主人を相手方として、本職は加害物委付の訴権を付与すべし。[§ 187] [Ulp.56; P.54.]

[*De turba.*] Cuius dolo malo in turba damni (damnum) quid factum amissumve quid esse dicitur, in eum in anno, quo primum de ea re experiundi potestas fuerit, in duplum, post annum in simplum iudicium dabo.

[騒乱について。] その者の悪意によって騒乱に乗じて何か損害が加えられたと主張される場合、この者を相手方として、本件について訴訟を実行する能力が始まってから一年間は二倍額、一年経過後は単価について、本職は訴権を付与すべし。[§ 188]

2. De incendio ruina naufragio rate nave expugnata⁽¹⁾. In eum, qui ex incendio ruina naufragio rate nave expugnata quid rapuisse recepisse dolo malo damnive quid in his rebus dedisse dicitur: in quadruplum in anno, quo primum de ea re experiundi potestas fuerit, post annum in simplum iudicium dabo. item in servum et in familiam iudicium dabo⁽²⁾.

火災現場、倒壊した建物、難破船、略奪された船からの略取について。火災現場、倒壊した建物、難破船、略奪された船から何かを悪意で略取したり取得したと主張される者またはこれらのものについて何らかの損害を加えたと主張される者を相手方として、本件について訴訟を実行する能力が始まってから一年間は四倍額、一年経過後は単価について、本職は訴権を付与すべし。同様に奴隷及び使用人を相手方として本職は訴権を付与すべし。[§ 189]

XXXV. De iniuriis⁽³⁾. 不法 [人格] 侵害について。[Ulp.56, 57; P.55.]

(1) *Rubr. D.47,9.*

(2) *D.47,9,1pr.*

(3) *Rubr. D.47,10.*

1.⁽¹⁾ Qui autem iniuriarum agit, certum dicat, quid iniuriae factum sit⁽²⁾, et taxationem ponat non maiorem quam quanti vadimonium fuerit⁽³⁾.

不法侵害を訴える者はいかなる不法侵害がなされたかを特定すべし。[§ 190]

2. Qui adversus bonos mores convicium cui fecisse cuiusve opera factum esse dicetur, quo adversus bonos mores convicium fieret: in eum iudicium dabo⁽⁴⁾.

善良の風俗に反して、ある者を中傷し、または善良の風俗に反して中傷をなすよう命じたと主張される者を相手方として本職は訴権を付与すべし。[§ 191]

[§ 192. *Si quis matrifamilias aut praetextato praetextataeve comitem abduxisse sive quis eum eamve adversus bonos mores appellasse adsectatusve esse dicetur*⁽⁵⁾].

もしある者が家母もしくは少年又は少女を誘拐せり、ある者が同男又は同女を善良の風俗に反して誘惑又は追跡せりと言われる場合。]

3. Ne quid infamandi causa fiat. si quis adversus ea fecerit, prout quaeque res erit, animadvertam⁽⁶⁾.

何ごとも破廉恥のためになすべからず。ある者これに反してなしたるとき、本職は事情を考慮して処罰すべし。[§ 193]

4. [*De iniuriis quae servis fiunt.*] Qui servum alienum adversus

(1) *Gell.20,1,13*: 'praetores...iniuriis...aestumandis recuperatores se daturus edixerunt'. 「法務官は...不法侵害の評価のために、本職は審判員を設置すべしと告示した。」

(2) *D.47,10,7pr.* 以下の文言は、学説彙纂では省略されているが、*Coll.2,6,1.* に読める。

(3) *Coll. 2,6,4*: 'formula proposita est: quod Auli Agerii pugno mala percussa est.'. 「以下の方式書が提出されていた、即ち、原告の頬が被告の拳によりなぐられた場合」と。

(4) *D.47,10,15,2.*

(5) *FIRA I* による補充: *cf. D.47,10,15-24.*

(6) *D.47,10,15,25.* 方式書の部分を示すのは、*Coll.2,6,5*: 'quod Ns Ns illi libellum misit (illum inmist Cdd.) Ai Ai (Ao Ao Cdd.) infamandi causa.' 「被告が原告を誹謗するために彼に中傷文を送った場合。」

bonos mores verberavisse deve eo iniussu domini quaestionem habuisse dicetur, in eum iudicium dabo. item si quid aliud factum esse dicetur, causa cognita iudicium dabo⁽¹⁾.

〔奴隷になされたる不法侵害について。〕他人の奴隷を善良の風俗に反して鞭打ちしまたは主人の意に反して拷問を加えた主張される者を相手方として、本職は訴権を付与すべし。同様に何か別のことが為されたと主張される場合には、事情審理の上、本職は訴権を付与すべし。〔§ 194〕

[§ 195. *De noxali iniuriarum actione*⁽²⁾.

不法侵害に関わる加害訴権について。]

5. Si ei, qui in alterius potestate erit, iniuria facta esse dicetur et neque is, cuius in potestate est, praesens erit neque procurator quisquam existat, qui eo nomine agat: causa cognita ipsi, qui iniuriam accepisse dicetur, iudicium dabo⁽³⁾.

他人の権力中にある者に不法侵害が為されたと主張され、権力者も現存せず、またその名義で訴訟する誰か財産管理人も存在しない場合には、事情審理の上、不法侵害を受けたと主張される者に、本職は訴権を付与すべし。〔§ 196〕

[§ 197. *De contrario iniuriarum iudicio*⁽⁴⁾.

不法侵害に関する反訴について。]

(*Pars quarta. De extremis iurisdictionis*⁽⁵⁾. 第4編 終局手続)

XXXVI. De iudicata⁽⁶⁾. 既判物について。[Ulp.58; P.56.]

Condematus, ut pecuniam solvat⁽⁷⁾.....

有責判決を受けたる者金銭を支払うべし……。〔§ 198〕

(1) *D.47,10,15,34.*

(2) *FIRA I*による補充: *p.370 n.7. D.47,10,17,4.5. Lenel, 402*を参照。

(3) *D.47,10,17,10.*

(4) *FIRA I*による補充: *cf. FIRA I, p.370 n.9. Gai. 4,177.*

(5) *In hac parte praetor edixit: 1. de iure ductionis; 2. de bonis possidendis et vendendis; 3. de sententiis in duplum revocandis. E.P. p.389 sqq.*

(6) *Rubr D.42,1; cf. eod. 7,25,2,2: 'Gai. ad ed pr.urb. tit. de re iudicata'*

(7) *D.42,1,4,3.*

XXXVIa. De confessis et indefensis. 認諾者及び不防御者について。
[§ 199, 200] [Ulp.58; P.56.]

XXXVII. Qui neque sequantur neque ducantur⁽¹⁾. 法廷へ随伴されず又連行されざる者。[§ 202] [Ulp.59-61; P.57, 58.]

XXXVIII. Quibus ex causis in possessionem eatur⁽²⁾. 如何なる原因により占有が付与されるか。

1. *Qui iudicatus prove iudicato erit quive ita ut oportet defensio non erit*⁽³⁾...cuius de ea re iurisdictio est....⁽⁴⁾. 判決されたる者又は判決されたとみなさるる者あるいはなすべき防御をなさざりし者は……その件について裁判権を有する者が……。[§ 202]

2. *Qui ex lege Julia bonis cesserit*. ユリウス法に基づき財産を委付したる者。[§ 203]

3. *Quod cum pupillo contractum erit, si eo nomine non defendetur, eius rei servandae causa bona eius possideri iubebo*. si is pupillus in suam tutelam venerit eave pupilla viripotens fuerit et recte defendetur, eos, qui bona possident, de possessione decedere iubebo⁽⁵⁾.

未成熟者と契約したる者がその者の名義で防御せざりしときは、その財産を保持するために本職はその者の財産の占有を命ずべし。未成熟者が成人に達し又は未成熟女が結婚適齢に達し、正当に防御せしときは、財産を占有する者たちが占有を脱すべきことを本職は命ずべし。
[§ 204]

4. *Qui fraudationis causa latitabit, si boni viri arbitrato non defendetur, eius bona possideri vendique*⁽⁶⁾ iubebo⁽⁷⁾.

(1) *Rubr. exhibet Gai.D.50,16,48. Cf.E.P. § 201.*

(2) *Rubr..D.42,4.*

(3) *E.P. § 202.*

(4) *D.42,1,5pr.* その文言が本箇所而言及されている告示がいかなる関係にあるか確かなことは言えない。

(5) *D.42,4,5,2.*

(6) *vendique] edictum habuit: proscribi veniriue, cf. p.220 n.4.*

(7) *D.42,4,7,1. Cic. pro Quintio 19,60: 'qui fraudationis causa latitarit'.*
「詐害のために隠匿した者」なる告示。

詐害のために隠匿したる者、善良なる人士の判断によって防御せざるときは、その者の財産の占有と売却を本職は命ずべし。[§ 205]

5. Qui absens iudicio defensus non fuerit⁽¹⁾, (*eius bona possideri iubebo*), et eius, cuius bona possessa sunt a creditoribus, veneant, praeterquam pupilli et eius, qui rei publicae causa sine dolo malo afuit⁽²⁾.

法廷に欠席し防御されざりし者の財産の占有を本職は命ずべし。しかしてその財産を債権者が占有する場合にはこれを売却すべし。但し未成熟者及び公務のために悪意なく欠席したる者はこの限りにあらず。[§ 206]

6. a. Cui heres non extabit⁽³⁾ 相続人なかりし者。[§ 207]

b. De iure deliberandi. Si tempus ad deliberandum petet, dabo⁽⁴⁾

相続承認の熟慮権について。もし相続承認のために熟慮期間の訴ありたる場合、本職はこれを承認すべし。[§ 208]

c. [*Si suus heres erit.*] Si pupilli pupillae nomine postulabitur tempus ad deliberandum, an expediat eum hereditatem retinere, [et hoc datum sit, si iusta causa esse videbitur] bona interea deminui nisi [si] causa cognita boni viri arbitrato vetabo⁽⁵⁾.

[自権相続人たる場合。] 未成熟者及び未成熟女のために、その者が相続財産を保持すべか否かについて熟慮期間の申立ありたる場合、[これが与えられるべし。もし正当原因ありと見られるときには] 事情審理の上善良なる人士の判断によらざる限り、その間財産を減少させることを本職は禁ずべし。

d. [*Si pubes heres erit.*] Si per eum eamve factum erit, quo quid ex ea hereditate amoveretur⁽⁶⁾, (*abstinendi potestatem non faciam*).

[もし成熟者にして相続人たる場合] …もし某者又は某女によって何かが当該相続財産より横領されたりといえども、(本職はこれを禁じ

(1) Cic. pro. Quintctio 19,60.

(2) D.42,4,6,1.

(3) Cic. pro. Quintctio 19,60.

(4) D.28,8,1,1.

(5) D.28,8,7pr.

(6) D.29,2,71,3.

ざるべし)。[§ 209, 210]]

[§ 211. Si heres suspectus non satidabit. もし嫌疑ある相続人が保証人附担保問答契約をなさざる場合。]

7. *Qui capitali crimine damnatus erit*⁽¹⁾. 死刑犯罪によって有罪とされた者。[§ 212]

XXXIX. *De bonis possidendis proscribendis vendundis*⁽²⁾. 財産占有, 没収及び売却について。

1. [*Quemadmodum in possessione esse oporteat.*] Qui ex edicto meo in possessionem venerint, eos ita videtur in possessione esse oportere. quod ibidem recte custodire poterunt, id ibidem custodiant. quod non poterunt, id auferre et abducere licebit. dominum invitum detrudere non placet⁽³⁾. [いかなる方法により占有にあるを要するか。] 本職の告示に基づき占有にある者は次の如く占有にあるべしとみなさるべし。当該地において正当に保管しうるものは当該地で保管すべし。保管せざるものはこれを搬出し取らるべし。所有者の意に反して移すはこれを許さず。[§ 213] [Ulp.61, 62; P.58, 59.]

[§ 214. *De fructu praediorum vendendo locandove.*

土地の果実の売却又は賃借について]

2.Si quis, cum in possessione bonorum esset, quod eo nomine fructus ceperit, eri, ad quem ea res pertinet, non restituat: sive, quod impensae sine dolo malo fecerit, ei non praestabitur: sive dolo malo eius deterior causa possessionis facta esse dicetur, de ea re iudicium in factum (?) dabo⁽⁴⁾.

ある者が財産占有中にその名義で果実を収取して右の物が帰属する者に返還せざりしとき, 又は同人が悪意なく支出した費用が同人に給

(1) 'qui exsilii causa solum verterit' 「亡命のため単独で逃亡した者」(Cic. p. *Quinctio* 19,60) なる古い条項が永久告示録に伝ったとするのは真実にそぐわない。

(2) Cf. *Prob.* 5,24: 'b.e.e.p.p.v.q.i. = bona ex edicto possideri proscribi veniriue iubebo'. *Gai.* 3,79

(3) Cic. p. *Quinctio* 27,84.

(4) D.42,5,9pr.

付されざる時、又は同人の悪意によって占有状態が悪化されたとの主張があるときは、本職はこれについて〈事実〉訴訟を付与すべし。

[§ 215]

3. [*Si quis dolo malo fecerit, quo minus quis in possessione sit.*] Si quis dolo malo fecerit, quo minus quis permissu meo eiusve cuius ea iurisdictio fuit, *quae mea est*⁽¹⁾, in possessionem bonorum sit, in eum in factum (?) iudicium, quanti ea res *erit*⁽²⁾, ob quam in possessionem missus erit, dabo⁽³⁾.

[もしある者が悪意によって、ある者が占有中にあるを妨げたりした場合。] ある者が悪意によって、予の許容によりまたは本件について裁判権を有する者の許容により遺産占有を取得した者がこれを有せざるに至らしめたときには、同人に対して、本職は占有が委付されたことによって利益を得たるべきところについて、〈事実〉(?) 訴訟を付与すべし。[§ 216]

4. *De magistris faciendis bonisque proscribendis et vendundis.* 政務官への財産の帰属並びに没収及び売却について。[§ 217] [Ulp.63, 64; P.60, 61.]

XXXX. *Quemadmodum a bonorum emptore vel contra eum agatur.* いかにして破産財産の買主により又はこの者を相手方として訴訟されるか。

1. *De Rutiliana actione*⁽⁴⁾. ルティリウス訴権について。[§ 218]

2. *De privilegiariis creditoribus*⁽⁵⁾ 特権的債権者について。[§ 219]

3. Quod postea contractum erit, quam is, cuius bona venierint, consilium *fraudandorum creditorum*⁽⁶⁾ ceperit, fraudare sciente eo qui contraxerit, ne actio eo nomine detur⁽⁷⁾.

(1) Cf. D.39,2,7pr.

(2) D.43,4,1pr.: fuit. Cf. eod.1,5.

(3) D.43,4,1pr. 本法文の出典表示につき、E.P. p.408 n.8. を参照。

(4) E.P. § 218. Gai. 4,35.

(5) E.P. § 219.

(6) *Ita coni.Mo.,Dig.:* receperit.

(7) D.42,5,25.

破産財産を売却された者が債権者を詐害するの意思をいだきしものに契約を締結し、相手方契約者が詐害あることを知りたるときは、その者のために訴権は付与されるべからず。[§ 220]

[§ 221. *De actionibus, quae ex ante gesto adversus fraudatorem competunt.* 以前になされた行為により
詐害者を相手方として成立する訴権について。]

4. *De Serviana actione*⁽¹⁾. セルウィウス法訴権 [§ 222] [Ulp.64; P.62]

5. *De separationibus*⁽²⁾. [財産] 分離について。[§ 223]

XLI. *De curatore bonis dando*⁽³⁾. 財産に管理人を設置することについて。[Ulp.65,66; P.62.]

1. *De constituendo curatore et administratione eius*⁽⁴⁾. 管理人の設置及びその管理について。[§ 224]

2. *Quae fraudationis causa gesta erunt cum eo, qui fraudem non ignoraverit, de his curatori bonorum [vel ei, cui de ea re actionem dare oportebit,] intra annum, quo experiundi potestas fuerit [actionem dabo]*⁽⁵⁾. *idque etiam adversus ipsum, qui fraudem fecit, servabo*⁽⁶⁾.

詐害の目的で詐害を知らぬことのない者との間で処理されたものについては、財産管理人〔又は本件について訴訟を承認することを要すべき者〕のために、訴訟を提起する権限を有する一年以内に〔本職は訴権を付与すべし〕。そしてこれを詐害を行った者自身を相手方としてもまたこれを本職は保護すべし。[§ 225]

XLII. *De sententia in duplum revocanda*⁽⁷⁾. 二倍額を回復する判

(1) *E.P. § 222. Gai. 4,35.*

(2) *Rubr. D.42,6.*

(3) *Rubr. D.42,7.*

(4) *E.P. § 224.*

(5) 法務官は本箇所において訴権ではなく、原状回復を約束したことに
いて、論拠として、*I.4,6,6. Cf. E.P. § 225.*

(6) *D.42,8,1.*

(7) *E.P. § 226.*

決について。[§ 226] [Ulp.64.]

(*Pars quinta. Additamenta: interdictum exceptionum stipulationum formulae.* 第五編 特示命令, 抗弁, 問答契約)

XLIII. Interdicta. 特示命令。

1. a. Quorum bonorum ex edicto meo illi possessio data est, quod de his bonis pro herede aut pro possessore possides possideresve, si nihil usucaptum esset, quodque⁽¹⁾ dolo malo fecisti, uti desineres possidere, id illi restituas⁽²⁾.

遺産占有返還の特示命令。本職の告示によりかの者に占有を付与されたる遺産について、当該遺産について汝が相続人として或いは占有者として占有し又は占有するであろうところのものを、もし使用取得が成立していないとき、及び、汝が占有するを阻止すべく悪意によってなしたるものを、汝はかの者に回復すべし。[§ 227]

b. Quod de his bonis (*quorum possessio ex edicto meo illi data est*), legatorum nomine non voluntate (*illius*) possides quodque dolo malo fecisti quo minus possideres, (*id*), si (*eo nomine*) satisdatum est si (*ve*) per (*illum*) non stat ut satisdetur, (*illi restituas*)⁽³⁾.

(本職の告示に基づいてかの者に占有を付与されたる) 財産について、遺贈の名目にて、(かの者の) 意思によらず、汝が占有するところのものを、及び、汝が占有せざるように悪意によってなしたるところのものを、もしそのために保証人付問答契約がなされ、又は、保証人付問答契約をなすことにつきかの者に責あらざる場合、(汝はかの者にそれを回復すべし)。[§ 228]

c. [*A quo hereditas petetur, si rem noilit defendere.*] Quam heredi-

(1) *Flor.*: 'quod quidem'.

(2) *D.43,2,1pr.*

(3) *D.43,3 ict. fr. Vat. 90*, 同所に伝えられる以下の方式書は有用である: 'Quod de his nobis legati nomine possides quodque uteris frueris quodque dolo malo fecisti, quominus possideres uteris frueris.' 「当該の財産について、遺贈の名目で汝が占有し、若しくは汝が使用し収益し又は汝が占有し使用し収益せざるよう悪意によって汝がなしたる場合は。」 *E.P. § 228*.

tatem⁽¹⁾.... [ある者により相続財産を訴及されたるに、もしその件を防御するを欲せざる場合] 相続財産を云々という特示命令。[§ 229]

d. Ne vis fiat ei, qui (*legatorum servandorum causa*) in possessionem missus erit. (遺贈を保持するために) 占有を委付されたる者に対して暴力が行使されるなかれ。[§ 230]

Ne vis fiat ei, quae (*ventris nomine*) in possessionem missa erit⁽²⁾. (胎児のために) 占有を委付されたる婦女に対して暴力が行使されるなかれ。[§ 231]

e. De tabulis exhibendis. Quas tabulas Lucius Titius ad causam testamenti sui pertinentes reliquisse dicitur, si hae penes te sunt aut dolo malo tuo factum est, ut desinerent esse, ita eas illi exhibeas. item si libellus aliudve quid relictum esse dicitur, decreto comprehendam⁽³⁾.

遺言書提示に関する特示命令。ルキウス・ティティウスが自身の遺言に関して残したと主張されたる遺言書が、もし汝の手許にあり或いはなくなるべく汝の悪意によりてなされたる場合、汝は当該遺言書をかの者に提示すべし。同様に、もし小書付又はその他何か残されたと主張されるころのものは、これを本職は本命令に含むべし。[§ 232]

(f. *Interdictum possessorium*. 占有者の特示命令。[§ 233] g. *Interd. sectorium*. 財産買受人の特示命令。[§ 234])⁽⁴⁾

2. Ne quid in loco sacro (*religioso sancto*) fiat⁽⁵⁾. 神聖宗教聖護の場所において何かをなさざるようにとの特示命令。

a. In loco sacro facere inve eum immittere quid veto⁽⁶⁾....

神聖宗教聖護の場所において行為し、又はそこに何かを入るるを、本職は禁止す。

b. De mortuo inferendo. Quo quave illi mortuum inferre invito te

(1) *Ulp. instit. fr. Vindob. 4.*

(2) *Rubr. D.43,4 ict. eod. 3; 36,4,5,27.*

(3) *D.43,5 rubr. et 1pr.*

(4) *Gai. 4,145.146.*

(5) *Rubr. D.43,6.*

(6) *D.43,6,1pr.*

ius est, quo minus illi eo eave mortuum inferre et ibi sepelire liceat, vim fieri veto⁽¹⁾.

死者の埋葬に関する特示命令。汝の意に反し死者を埋葬する権利がかの者にある場合、かの者が死者を埋葬し当該地に埋葬するを許さざるように、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 235] [Ulp.69.]

c. De sepulchro aedificando. Quo illi ius est invito te mortuum inferre, quo minus illi in eo loco sepulchrum sine dolo malo aedificare liceat, vim fieri veto⁽²⁾.

墳墓の建立に関する特示命令。汝の意に反して死者を埋葬する権利を有する者に対して、かの者がその地に墳墓を悪意なしに建立するを許さざるように、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 236]

3. De locis et itineribus publicis. 公地及び公道に関する特示命令。

a. Ne quid in loco publico vel itinere fiat. Ne quid in loco publico facias inve eum locum immittas, qua ex re quid illi damni detur, praeterquam quo lege senatus consulto edicto decreto principum tibi concessum est. de eo, quod factum erit, interdictum non dabo⁽³⁾.

公地又は公道において何もすべからずという特示命令。法律、元老院議決、告示、皇帝の命令によって汝に許されたる場合を除き、汝は、かの者に損害を与えるようなことは何も公地においてなすべからず、又、その地へと排出すべからず。すでになされたることについては、本職は特示命令を付与すべからず。[§ 237] [Ulp.68; P.61.]

b. In via publica itinereve publico facere immittere quid, quo ea via idve iter deteius sit fiat, veto⁽⁴⁾.

公路又は公道において、当該公路又は公道を悪化させるべく、何かをなし immittere するを本職は禁止す。[§ 238]

c. Quod minus illi via publica itinereve publico factum immissum habes, quo ea via idve iter deteius sit fiat, restituas⁽⁵⁾.

汝が公路又は公道においてなし又は排出したるにより、当該の公路

(1) *D.11,8 rubr. et 1pr.*

(2) *Rubr. D.43,7.*

(3) *D.43,8,2pr.*

(4) *Ibid. 2,20.*

(5) *Ibid. 2,35.*

又は公道を悪化させまたそうなるであろうことのないように、汝は回復すべし。[§ 239]

d. Quo minus illi via publica itinereve publico ire agere liceat, vim fieri veto⁽¹⁾.

公路又は公道を通行又は運行するを妨げるべく、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 240a]

e. De loco publico fruendo. Quo minus loco publico, quem is, cui locandi ius fuerit, fruendum alicui locavit, ei qui conduxit sociove eius e lege locationis frui liceat, vim fieri veto⁽²⁾.

公地収益に関する特示命令。公地の貸与権を有する者がその収益権を他の者に賃貸したるその公地において、借主又はその共同者に賃約の法により収益するを許さざるべく、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 240b]

f. De via publica et itinere publico reficiendo. Quo minus illi viam publicam iterve publicum aperire reficere liceat, dum ne ea via idve iter deterius fiat, vim fieri veto⁽³⁾.

公道及び公路を修繕することに関する特示命令。公道又は公路を開き修繕することを許さざるべく、当該の公道又は公路が悪化しないであろう限り、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 240c]

4. De fluminibus. a. Ne quid in flumine publico ripave eius fiat, quo peius navigetur. Ne quid in flumine publico ripave eius facias neve quid in flumine publico neve in ripa eius immittas, quo statio iterve navigio deterior sit fiat⁽⁴⁾.

河川に関する特示命令。a. 公の河川又はその河岸において、航行を妨害すべく、何かをなすべからず。船舶の係留又は通行を妨げ又妨げるであろうように、公の河川又はその河岸において、汝は何かをなすべからず、また公の河川又はその河岸において何かを排出すべからず。[§ 241a]

(1) *Ibid.* 2,45.

(2) *D.43,9 rubr. et 1pr.*

(3) *D.43,11 rubr. et 1pr.*

(4) *D.43,12 rubr. et 1pr.*

b. Quod in flumine publico ripave eius factum⁽¹⁾ sive quid in id flumen ripamve eius immissum habes, quo satio iterve navigio deterior sit fiat, restituas⁽²⁾.

船舶の係留又は通行を妨げ又妨げるであろうように、公の河川又は河岸において、汝がなし又は当該の河川又はその河岸に汝が immittere したるところのものを、汝は回復すべし。[§ 241b]

c. Ne quid in flumine publico ripave eius fiat, quo aliter aqua fluat atque uti priore aestate fluxit. In flumine publico inve ripa eius facere aut in id flumen ripamve eius immittere, quo aliter aqua fluat, quam priore aestate fluxit, veto⁽³⁾.

河水の以前の流れを変えるべく、公の河川又はその河岸において何かをなすべからず。河水の以前の流れを変えるべく、公の河川又はその河岸において何かをなしあるいは当該の河川又は河岸に排出することを本職は禁止す。[§ 242a]

d. Quod in flumine publico ripave eius factum sive quid in id flumen ripamve eius immissum habes, si ob id aliter aqua fluit, atque uti priore aestate fluxit, restituas⁽⁴⁾.

公の河川又はその河岸において汝がなし又は何かを当該の河川又は河岸に immittere したるとき、それにより河水の以前の流れが変わったときには、汝は回復すべし。[§ 242b]

e. Uti in flumine publico navigare liceat. Quo minus illi in flumine publico navem ratem agere quoque minus per ripam eius onerare exonerare liceat, vim fieri veto. item, ut per lacum fossam stagnum publicum navigare liceat, interdica⁽⁵⁾.

公の河川を航行するを許すべしとの特示命令。かの者に公の河川において船舶又は小舟が航行するを許さざるべく、又はその河岸において荷積み荷揚げを許さざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。同じく公の池、溝、沼を航行するを許さるるべく、本職は特示命令を

(1) *Flor. fiat; cf. D.43,12,1,22.*

(2) *Ibid. 1,19.*

(3) *D.43,13 rubr. et 1pr.*

(4) *D.43,13 rubr. et 1,11.*

(5) *D.43,13 rubr. et 1pr.*

発すべし。[§ 243]

f. De ripa munienda. Quo minus illi in flumine publico ripave eius opus facere ripae agrive qui circa ripam est tuendi causa liceat, dum ne ob id navigatio deterior fiat, si tibi damni infecti in annos decem viri boni arbitrato [vel cautum vel] satisdatum est aut per illum non stat, quo minus viri boni arbitrato [caveatur vel] satisdetur, vim fieri veto⁽¹⁾.

河岸修築に関する特示命令。かの者に、公の河川又はその河岸において、河岸又は河岸周辺にある土地の保全のために工事するを許さざるべく、それにより航行が妨げられることにならない限り、もし汝のために未発生損害について十年間善良なる人士の判断により [担保問答契約又は] 保証人附問答契約が締結されたる場合、あるいは善良なる人士の判断により [担保問答契約又は] 保証人附問答契約が締結されざるにつきかの者に責なき場合には、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 244]

5. De vi et de vi armata⁽²⁾. a. Unde in hoc anno tu illum vi deiecit aut familia tua deiecit⁽³⁾, cum ille possideret⁽⁴⁾, quod nec vi nec clam nec precario a te possideret, eo illum quaeque ille tunc ibi habuit restituas⁽⁵⁾. post annum de eo, quod ad eum qui vi deiecit pervenerit, iudicium dabo⁽⁶⁾.

暴力及び武装した暴力に関する特示命令。過去一年間において、占有していた一君から暴力にも隠秘にもプレカリウムにもよることなしに占有していた一彼 [原告] を汝 [被告] 又は汝の奴隷が暴力に以て排除した場所へ、汝は彼を復帰させよ。そして彼が被排除時にその場所で持っていた物を返還せよ。一年を経過後は、暴力によって排除し

(1) *D.43,15 rubr. et 1pr.*

(2) *Rubr. D.43,16.*

(3) *D.43,16,1pr.* 本条項の古い観念を示すのは、*Cic. p. Tullio 19,44.*

(4) *Cic. l.c., v. E.P. p.447.*

(5) *Cic. p. Caec. 30,88 ict. D.43,16,1pr. Cf. E.P. p.448sqq.*

(6) 本条項が事実訴権に関わることにつき、*fr. Vat. 312.* を参照。*In Dig. interdicti verba et edicti, quo praetor hanc in factum actionem promisit, immutata et in unum conglutinata sunt.*

た者に帰属するところのものについて、本職は訴訟を付与すべし。
[§ 245a] [Ulp.69; P.65.]

b. Unde tu illum vi hominibus coactis armatisve deiecisti aut familia tua deiecit, eo illum quaeque ille tunc ibi habuit restituas⁽¹⁾.

汝 [被告] 又は汝の奴隷が、結束し又は凶器を伴う多数人により暴力を以て、彼を排除した場所へ、君は彼を復歸させよ。そして彼が被排除時にその場所で持っていた物を返還せよ。[§ 245b]

c. Si uti frui prohibitus esse dicitur⁽²⁾.

もし収益するが禁止せられたりと主張せられむ場合の特示命令。

d. *Ne vis fiat ei, qui damni infecti in possessionem missus erit*⁽³⁾.

未発生損害について占有を委付されたる者に対し、暴力が行使されるを本職は禁止す。[§ 246]

6. a. Uti nunc possidetis eum fundum, quo de agitur, quod nec vi nec clam nec precario alter ab altero possidetis, ita possideatis. adversus ea vim fieri veto⁽⁴⁾.

汝らは、係争中の土地を現在——一方が他方から、暴力にも隠秘にもプレカリウムにもよることなしに一占有しているのと同様に占有せよ。私は、これに反するように暴力が行使されることを、禁止する。[§ 247a] [Ulp.69, 70; P.63.]

b. Uti eas aedes, q.d.a., n.v.n.c.l.n.pr. alter ab altero possidetis, quo minus ita possideatis, vim fieri veto⁽⁵⁾.

本職は、汝ら [両当事者] が係争中の建物を現在——一方が他方から暴力にも隠秘にもプレカリウムにもよることなしに一占有しているのと同様に占有することが妨げられるように暴力が行使されることを、

(1) *E.P. p.450.* 古い特示命令: 'Unde tu aut familia aut procurator tuus illum vi hominibus coactis armatisve deiecisti, eo restituas'. 「汝若しくは汝の奴隷又は委託事務管理人が結束し又は凶器を伴う多数人により暴力を以て彼を排除した場所へ、汝は復歸させよ。」 *Cic. pro Caec. passim, ad famil. 15,16,3.*

(2) *Cf. fr. Vat. 91.*

(3) *D.43,4,4pr.4.*

(4) *Fest. v. possessio.*

(5) *D.43,17,1pr.*

禁止す。[§ 247b]

[c. *De cloais hoc interdictum non dabo*⁽¹⁾].

下水道に関する本特示命令を本職は附与せず。]

[d. *De fructus licitatione*⁽²⁾. 果実競売について。]

c. [*e. Quanti uter iuraverit non calumniae causa se postulare sponsionem fieri,*] ...neque pluris, quam quanti res erit, intra annum, quo primum experiundi potestas fuerit, *sponsionem restipulationemque facere*⁽³⁾ permittam.

[双方がシカーネのために為さざることにつき単純問答契約を申請すると誓約した額について] …初めて提訴可能となったときより一年以内にその件が値するであろう額を超えない額について、単純問答契約及び再問答契約〔誓約及び再約〕をなすを本職は承認すべし。

[§ 247c]

[f. *De Cascelliano sive secutorio iudicio*⁽⁴⁾].

カスケッリヌス訴訟別名後続訴訟について]

[g. *De fructuario iudicio*⁽⁵⁾. 果実訴訟について]

[h. *Interdicta secundaria*⁽⁶⁾. 第二次特示命令]

d. [*i. Uti eo fundo.....utimini fruimini*⁽⁷⁾.... その土地において……汝ら使用し収益すべきように、云々。[§ 247d]

7. a. A quo fundus petetur, si rem nolit *defendere*⁽⁸⁾. *Quem fundum*⁽⁹⁾.....

土地を請求されたる者、もしその件を防御するを欲せざるときは。当該土地を云々。[§ 248a] [Ulp.70.]

b. A quo usus fructus petetur, si rem nolit defendere. Quem usum-

(1) 補注。D.43,17,1pr.

(2) 補注。Gai.4,166sqq.

(3) Dig. 'agere'. Ad sponsionem pertinere hanc clausulam coni. E.P. p.454.

(4) 補注。Cf. Gai.4,166a.

(5) 補注。Cf. Gai.4,169.

(6) 補注。Cf. Gai.4,170.

(7) Cf. fr. Vat. 90 ict. D.43,18,1pr.

(8) D.39,2,45 inscr.

(9) Ulp. institut. fr. Vindob.4.

fructum...vindicare vult....., (*si rem nolis defendere eoque nomine tibi satisfatum est aut per te stat quo minus satisfidetur, restituas.*)⁽¹⁾

土地を請求されたる者、もしその件を防御するを欲せざるときは。用益権を……返還請求するを欲する者……, (もし汝がその件を防御するを欲せずしてそのために汝に保証人附問答契約が締結され、あるいは保証人附問答契約が締結されざるにつき汝に責ある場合には、汝は回復すべし。) [§ 248b]

8. De superficiebus. Uti ex lege locationis [sive conductionis] superficies q.d.a., nec vi n.c.l.n.pr. alter ab altero frumini, quo minus ita fruamini, v. f. v. Si qua alia actio de superficie postulabitur, causa cognita dabo⁽²⁾.

地上物について。賃約の法により、訴訟されいたる地上物が、暴力にも隠秘にもプレカリウムにもよらず、汝ら相互に収益すべし。本職は、そのように汝らが収益するを妨げるべく、暴力が行使されるを本職は禁止す。もし地上物につき他の訴権が申立られたるときは、事情審理の上、本職は訴権を付与すべし。[§ 249] [Ulp.70.]

9. De itinere actusque privato⁽³⁾. a. Quo itinere actusque [privato]⁽⁴⁾, q.d.a., [vel via] hoc anno nec v.n.c.n.p. ab illo usus es, quo minus ita utaris, v. f. v.⁽⁵⁾

私的通行権及び車馬通行権に関する特示命令。訴訟されいたる [私的] 通行権及び車馬通行権 [又は通路] を、本年において暴力にも隠秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が用いたるように、汝が用いるを妨げるべく、暴力が行使されることを本職は禁止す。[§ 250a] [Ulp.70; P.66.]

b. Quo itinere actusque q. d. a. is, a quo emisti, hoc anno n.v.c.n.p. ab illo usus est, quo minus ita utaris, v. f. v.⁽⁶⁾

訴訟されいたる通行権及び車馬通行権を、本年において暴力にも隠

(1) *Fr. Vat. 92, ict. arg. Paul. sent. 1,11,1.*

(2) *D.43,18 rubr. et 1pr.*

(3) *Rubr. D.43,19.*

(4) *Delenda.*

(5) *D.43,19,1pr.*

(6) *Cf. D.43,1,2,3; 43,20,1,37.*

秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が用いたるのように、汝が用いるを妨げるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 250b]

c. Quo itinere actuque hoc anno non v.n.c.n.p. ab illo usus es, quo minus id iter actumque, ut tibi ius est, reficias, v.f.v. Qui hoc interdicto uti volet, is adversario damni infecti, quod per eius *operis*⁽¹⁾ vitium datum sit, caveat⁽²⁾.

通行権及び車馬通行権を、本年において暴力にも隠秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が用いたる場合、汝が権利を有するように、当該通路及び車馬道を修繕するを妨げるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。本特示命令を用いることを欲する者は、相手方に対し、当該工事の瑕疵によって生ずべき未発生損害につき担保を供与すべし。[§ 250c]

10. De aqua cottidiana et aestiva. a. Uti hoc anno aquam, q.d.a., non v.n.c.l.n. p. ab illo duxisti, quo minus ita ducas, v. f. v.⁽³⁾

平常時の引水権及び夏期の引水権に関する特示命令。本年において訴訟されいたる水を暴力にも隠秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が引きたるのように、汝が引水するを妨げるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 251a]

b. Uti priore aestate aquam, q.d.q., nec v.n.c.l.n.p. ab illo duxisti, quo minus ita ducas, v. f. v.⁽⁴⁾

前年の夏において水を暴力にも隠秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が引きたるのように、汝が引水するを妨げるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 251b]

c. *Item* inter heredes emptores (?) et bonorum possessores interdicam⁽⁵⁾.

同様に、相続人、買主及び遺産占有者に対して、本職は特示命令を発すべし。[§ 251c]

d. Quo ex castello illi aquam ducere ab eo, cui eius rei ius fuit, per-

(1) Cf. D. 43, 19, 5 i. f.

(2) D. 43, 19, 3, 11.

(3) D. 43, 20, 1 pr.

(4) D. 43, 20, 1, 29.

(5) D. 43, 20, 1, 29. 37. Cf. autem Lenel, *palingen.* II, 829 n. 4.

missum est, quo minus ita uti permissum est ducat, v. f. v. Quandoque de opere faciendo interdictum erit, damni infecti caveri iubebo⁽¹⁾.

貯水池より、その件について権利を有したる者により引水するを許された者が引水する場合、用いるを許されるように引水するを妨げるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。工事をなすことについて特示命令が発せられたるときはいつにても、未発生損害につき担保されるを本職は命ずべし。[§ 251d]

e. De rivis. Rivos specus septa reficere purgare aquae ducendae causa quominus liceat illi, dum ne aliter aquam ducat, quam uti priorae aestate (hoc anno) non v.n.c.n.p.a. te duxit, v. f. v.⁽²⁾ [§ 252]

水路に関する特示命令。引水のために水路、暗渠、水門を修繕し清掃するをかの者に許さざるべく、前年の夏（本年）において暴力にも隠秘にも汝のプレカリウムにもよらずかの者が引水したると同様に引水する限り、暴力が行使さるるを本職は禁止す。

f. De fonte. Uti de eo fonte, q.d.a., hoc anno nec v.n.c.l.n.p. ab illo usus es, quo minus ita utaris, v. f. v. De lacu puteo piscina item interdiciam⁽³⁾.

泉水に関する特示命令。訴訟されいたる泉水について本年において暴力にも隠秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が用いたるのように、汝が用いるを妨げるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。池、井戸、水槽について、本職は同様に特示命令を発すべし。[§ 253a]

g. Quo minus fontem, q.d.q., purges reficias, ut aquam coercere utique ea possis, dum ne aliter utaris atque uti hoc anno non v.n.c.n.p. ab illo usus es, v. f. v.⁽⁴⁾ [§ 253b]

訴訟されいたる泉水を汝が引水しそれを用いるために清掃し修繕するを妨げるべく、本年において暴力にも隠秘にもかの者のプレカリウムにもよらず汝が用いたるのと同様に汝が用いる限り、暴力が行使さるるを本職は禁止す。

11. De cloacis. a Quo minus illi cloacam, quae ex aedibus eius in

(1) *D. 43, 20, 1, 38.*

(2) *D. 43, 21, 1 pr. 9.*

(3) *D. 43, 22, 1 pr.*

(4) *D. 43, 22, 1, 6.*

tuas pertinet, q. d. a., purgare reficere liceat, v.f.v. Damni infecti, quod operis vitio factum sit, caveri iubebo⁽¹⁾.

下水道に関する特示命令。かの者に、訴訟されいたる、その者の家屋より汝の家屋に通じる下水道を清掃し修繕するを許さざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。工事の瑕疵により発生すべき未発生損害について担保さるる本職は命ずべし。[§ 254a]

b. Quod in cloaca publica factum sive [ea] immissum habes, quo usus eius deterior sit fiat, restituas. item ne quid fiat immittaturve, interdicam⁽²⁾.

公の下水道において、その使用を悪化させ悪化させることになろうように、汝がなし又は排出したるときは、汝は回復すべし。同様に何かがなされ又は排出されることがないように、本職は特示命令を発すべし。[§ 254b]

[§ 255. *A quo servitus petetur. sive ad eum pertinere negabitur, si rem nolit defendere.*]

ある者から役権が請求され、あるいはその者に帰属するを
否認されるか

12. Quod vi aut clam factum est, qua de re agitur, id, si non plus quam annus est cum experimendi potestas est, restituas⁽³⁾.

暴力により又は隠秘になされたものにつき、訴訟されたる場合、訴えたるときが一年を越えざる限り、汝は回復すべし。[§ 256] [Ulp.71: P.67.]

13. a. De remissionibus. Quod ius sit illi prohibere, ne se invito fiat, in eo nuntiatio teneat. ceterum nuntiationem missam facio⁽⁴⁾.

新営工事差止異議取消に関する特示命令。かの者にその意に反してなされることのないように、禁止する権利のある場合、その者に対して告知すべし。さもなければ本職は告知を取消すものとす。[§ 257a] [Ulp.71.]

b. Quem in locum nuntiatum est, ne quid operis novi fieret, q.d.r.a,

(1) *D.43,23,1pr.*

(2) *D.43,23,1,15.*

(3) *D.43,24,1pr.*

(4) *D.43,25,1pr.*

quod in eo loco, antequam nuntiatio missa fieret aut in ea causa esset, ut remitti deberet, factum est, id restituas⁽¹⁾.

その地へと訴訟されいたる新営工事がなされざるようにと告知がなされたる場合、告知が取消され或いは取消さるべき状態になる以前にその地においてなされたるところのものを汝は原状に回復すべし。[§ 257b]

c. Quem in locum nuntiatum est, ne quid operis novi fieret, q.d.r.a., si de ea re satisdatum est, quod eius cautum sit, aut per te stat quo minus satisdatur: quo minus illi in eo loco opus facere liceat, v.f.v.⁽²⁾
その地へと訴訟されいたる新営工事がなされざるようにと告知がなされたる場合、その件について保証人附問答契約が締結されたるときは、それについて担保されたので、或いは保証人附問答契約が締結されざるにつき汝に責あるときは、かの者にその地で工事をなすを許さざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 257c]

14. De precario. Quod precario ab illo habes aut dolo malo fecisti, ut desineres habere, q.d.r.a., id illi restituas⁽³⁾.

容仮占有に関する特示命令。訴訟されいたるところのものを、かの者のプレカリウムより汝が所持し或いは悪意で汝が所持せざるに至りたるときは、これを汝はその者に回復すべし。[§ 258] [Ulp.71.]

15. a. De arboribus caedendis. Quae arbor ex aedibus tuis in aedes illius impendet, si per te stat, quo minus eam adimas, tunc, quo minus illi eam arborem adimere sibi que habere liceat, v. f. v.⁽⁴⁾

樹木伐採に関する特示命令。樹木が汝の家屋からかの者の家屋に懸かりたる場合、汝が当該樹木を刈り取らざるにつき汝に責あるときは、かの者に当該樹木の刈り取り及び自ら所持するを許さざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 259a] [Ulp.71.]

b. Quae arbor ex agro tuo in agrum illius impendet, si per te stat, quo minus pedes quindecim a terra eam altius coerceas, tunc, quo

(1) *D.39,1,20pr.*

(2) *D.39,1,20,9.*

(3) *D.43,26,2pr.*

(4) *D.43,27,1pr.*

minus illi ita coercere lignaque sibi habere liceat, v. f. v.⁽¹⁾

樹木が汝の土地からかの者の土地に懸かりたる場合、地面から高さ十五尺を刈り込まざるにつき汝に責あるときは、かの者にそのように枝を刈り込み自ら所持するを許さざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 259b]

16. De glande legenda. Glandem, quae ex illius agro in tuum cadat, quo minus illi tertio quoque die legere auferre liceat, v. f. v.⁽²⁾

彼の土地より汝の土地に落つべき櫨の実を隔日に収拾しかつ持ち去るを彼に許さざる目的にて暴力が行使せらるるを本職は禁止す。[§ 260]

17. a. De homine libero exhibendo. Quem liberum dolo malo retines, exhibeas⁽³⁾.

奴隸及び子の提示に関する特示命令。汝が悪意により拘束する子供を汝は提示すべし。[§ 261] [Ulp.71.]

b. De liberis exhibendis, item ducendis. Qui quaeve in potestate Lucii Titii est, si is eave apud te est dolove malo tuo factum est, quo minus apud te esset, ita eum eamve exhibeas⁽⁴⁾. Si Lucius Titius in potestate Lucii Titii est, quo minus eum Lucio Titio ducere liceat, v. f. v.⁽⁵⁾

子の提示、同様に連行に関する特示命令。誰であれルキウス・ティティウスの権力に服する男女が汝の手許にあり、又は、汝の悪意により汝の手許にあらざるべくなされたる場合、汝は当該の男女を提示すべし。もしルキウス・ティティウスがルキウス・ティティウスの権力に服する場合、その者をルキウス・ティティウスの許に連行するを許さざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 262]

c. De liberto exhibendo⁽⁶⁾.

解放自由人の提示に関する特示命令。[§ 263]

18. Utrubi hic homo q.d.a. maiore parte huiusque anni nec v.n.c.n.p.

(1) *D.43,27,1,7.*

(2) *D.43,28,1pr.*

(3) *D.43,29,1pr.*

(4) *D.43.30,1pr.*

(5) *D.43,30,3pr.*

(6) *Cf. Gai. 4,162.*

ab altero fuit, quo minus is eum ducat, v. f. v.⁽¹⁾

動産占有保持の特示命令。汝らのうち、訴訟せられいたる客体たるこの奴隷がこの一年のうち他方より長き期間にわたり他方への暴力にも他方への隠秘にも他方よりのプレカリウスにもよるにあらざりて帰属してありし方の者がこの奴隷をつれ去ることなさしめざる目的をもって、暴力が行使せらるるを本職は禁止す。[§ 264] [Ulp.72; P.68.]

19. a. De migrando. Si is homo, q.d.a., non est ex his rebus, de quibus inter te et actorem convenit, ut, quae in eam habitationem, q.d.a., introducata importata ibi nata factave essent, ea pignori tibi pro mercede eius habitationis essent, sive ex his rebus est et ea merces tibi soluta eove nomine satisfactum est aut per te stat, quo minus solvatur: ita, quo minus ei, qui eum pignoris nomine induxit, inde abducere liceat, v.f.v.⁽²⁾

借地人の移し [運び] 去りに関する特示命令。借地に運び入れたるものを借料支払済の借地人が運び去ることに関する特示命令。もし訴訟せられいたる奴隷が、訴訟せられいたる居宅へと運び込まれそこで生まれそしてなされたるところのものが質として汝に当該居宅の賃料とされるべく、汝と原告との間で合意されたるものに属さない場合、又は、当該奴隷がこれらのものに属する場合、当該賃料が汝に弁済され又はそのために保証人附問答契約が締結され或いは弁済せられざるにつき汝に責ある場合、その奴隷を質入れしたる者にそこから移し去るをゆるさざるべく、暴力が行使さるるを本職は禁止す。[§ 265] [Ulp.73.]

(b. *Salvianum interdictum*⁽³⁾. サルウィウスの特示命令。[§ 266], *Formulae actionis Servianae et quasi Servianae*)⁽⁴⁾ セルウィウス訴権及び準セルウィウス訴権の方式書。[§ 267]) [Ulp.73; P.68.]

20. Quae Lucius Titius fraudandi causa sciente te in bonis, quibus

(1) Cf. *D.43,31,1pr. Gai.4,160.150.*

(2) *D.43,32,1pr.*

(3) *D.43,33.*

(4) *E.P. § 267.*

de [ea re]⁽¹⁾ agitur, fecit: ea illis [si eo nomine, q.d.a., actio ei ex edicto meo competere]⁽²⁾ esse oportet [ei], si non plus quam annus est cum de ea re, q.d.a., experiundi potestas est, restituas. Interdum causa cognita, et si scientia non sit, in factum actionem permittam⁽³⁾.

ルキウス・ティティウスが詐害のために汝が訴訟せられいたる財産中にあるを知りてなしたところのものは、かの者に「もし訴訟せられいたるもののために、訴権が本職の告示に基づいて帰属するか」又は帰属するを要する場合、訴訟せられいたる件につき訴訟可能となりて一年を経過せざるときは、汝はこれらをかの者に回復すべし。場合により事情審理の上、しかしてもし知らざる場合には、本職は事実訴権を承認すべし。[§ 268]

XLIV. Exceptiones. 抗弁。[Ulp.74-76; P.69-71.]

1. *Si quis vadimonii*⁽⁴⁾ non obtemperaverit⁽⁵⁾. a. E. pacti conventi: si inter Am Am et Nm Nm non convenit, ne ea pecunia peteretur⁽⁶⁾.

もしある者が再出頭保証に应ぜざる場合 [法廷に出頭すべしとの約束の不履行に対して]。無方式合意の抗弁。もしアウルス・アゲリウスとヌメリウス・ネギディウスとの間に、その金銭は一年以内には請求されざるべしとの合意なきときは。[§ 269a]

b.-f. *Exceptiones quod Ns Ns sine dolo malo rei publicae causa afuerit, quod valetudine tempestate vi fluminis prohibitus, quod sine dolo malo ipsius a magistratu retentus, quod rei capitalis antea condemnatus fuerit, quod dolo malo Ai Ai factum sit, quo minus vadimonium sisteret*⁽⁷⁾.

(1) *Delenda*.

(2) si eo nomine...oportet (cf. *Gradenwitz, ZRG. 21, 255sq.*) 法務官告示が以下の文言を有したことを私は疑う。: quos eo nomine q.d.a ex edicto meo in possessionem ire esse oportet.

(3) ifact. permittam] これらの文言も疑わしい。

(4) *Dig.*: 'cautionibus in iudicio sistendi causa factis'

(5) *Rubr. D.2,11*.

(6) *Gai.4,119, cf.D.2,11,2pr.*

(7) *D.2,11,2,1.4-9; 4pr.1; 5pr.; 22,3,19,1. Praeterea cf.D.2,111,5; 1,2.*

ヌメリウス・ネギディウスが悪意によらず公務のために不在したる場合、健康、暴風雨、暴力、水勢により妨げられたる場合、本人の悪意によらず政務官によって抑留されたる場合、以前に重刑の判決を受けいたる場合、アウルス・アゲリウスの悪意により再出頭保証をなすを妨げるべくなされた場合。[§ 269b]

2. *E. litis dividuae et rei residuae*⁽¹⁾. 訴訟物分割及び残余物分割の抗弁。[§ 270]

3. *Si alieno nomine agatur: exceptiones cognitoriae, procuratoriae tutoriae, curatoriae etc*⁽²⁾.

他人のために訴訟せられたる場合。訴訟代理人、委託事務管理人、後见人、保佐人の抗弁。[§ 271] [Ulp.74.]

4. a. *E. mercis non traditae*: Si ea pecunia, q.d.a., non pro ea re petitur, quae venit neque tradita est⁽³⁾.

賃料不引渡の抗弁。訴訟せられいたる金銭が、売却さるるも引渡されざる物に代わりて訴訟されるのでなければ。[§ 272] [Ulp.74; P.69.]

b. *E. redhibitionis*⁽⁴⁾. 売買解除の抗弁。[§ 272b]

[§ 272 c. *E. pecuniae pensatae*. 金銭相殺の抗弁。]

5. *E. annalis*⁽⁵⁾. 期間 [猶予] の抗弁。[§ 273]

6. *Quod praeiudicium hereditati (fundo partive eius) non fiat*⁽⁶⁾. 相続財産 (土地又はその一部分) について先決をなすべからずという抗弁。[§ 274] [Ulp.75.]

7. *E. rei iudicatae vel in iudicium deductae*: si ea res, q.d.a., iudicata (non est in iudicium deducta) non est⁽⁷⁾.

既判物又は審判人手続に付されたるものの抗弁。もし訴訟せられい

(1) *Gai.4,122.*

(2) *E.P. § 271.*

(3) *D.50,16,66; 19,1,25; Gai.4,126^a.*

(4) *D.21,1,59; 44,1,14.*

(5) *D44,3,1.*

(6) *D.44,1,13.16.18; 10,2,1,1.*

(7) *Cf. D.44,2,9,2.* 法務官は、*rei iudicatae* と *in iudicium deductae* という別々の2つの抗弁を提示していなかったが、告示中の1つの方式書において2種類のものを理解していたことは、*Gai.4.121*及び注解の教えるところである。

たる当の物が判決さるる（ことなくまたは審判人手続に付さるる）ことのなければ。[§ 275] [Ulp.75; P.70.]

8. *E. rei venditae et traditae*⁽¹⁾. 売却され引渡されたる物の抗弁。
[§ 276] [Ulp.75.]

9. a. *E. doli mali*: si in ea re nihil dolo malo Ai Ai factum est neque fit⁽²⁾.

悪意の抗弁。もしその事件において何ごとともアウルス・アグリウスの悪意によりてなされたることも、またなされることもなきときは。
[§ 277a] [Ulp.76; P.71.]

b. *E. metus*: si in ea re nihil metus causa factum est⁽³⁾.

強迫の抗弁。もしそのことにおいて強迫ゆえに行われたること何もなきときは。[§ 277b]

10. *Quarum rerum actio non datur. (a. E. iurisiurandi; b. negotii in alea gesti; c. onerandae libertatis causa.)*⁽⁴⁾

訴権が付与されざる事件について。(a. 宣誓の抗弁。b. 他人のための事務管理の抗弁。c. 自由付与につき負担を課することの抗弁) [§ 278] [Ulp.76; P.71.]

11. *Si quid contra legem senatusve consultum factum esse dicitur*⁽⁵⁾.

もし法律又は元老院議決に反して何かがなされたりといわれる場合。
[§ 279] [Ulp.76; P.71.]

XLV. *Stipulationes praetoriae.* 法務官的問答契約。[Ulp.77-81; P.72-78.]

1. *Vadimonium sisti*⁽⁶⁾. 再出頭担保問答契約。[§ 280] [Ulp.77.]

2. *Pro praede litis et vindiciarum*⁽⁷⁾. 訴訟物及び果実返還の担保

(1) *Rubr. D.21,3.*

(2) *Gai. 4,119. D,44,4,2,1.3-5.*

(3) *D.44,4,4,33.*

(4) *D.44,4,4,33.*

(5) *Gai.4,121. E.P. § 279.*

(6) *E.P. § 280.*

(7) *E.P. § 281.*

人に代わる問答契約。[§ 281] [Ulp.77: P.74.]

3. Iudicatum solvi⁽¹⁾. 判決履行担保問答契約。[§ 282] [Ulp.78.]

4. *De conferendis bonis et dotibus*⁽²⁾. 遺産と嫁資の持戻についての問答契約。[§ 283] [Ulp.79.]

5. Si cui plus quam per legem Falcidiam licuerit legatum esse dicitur⁽³⁾.

ある者にファルキデイウス法が認めた以上に遺贈されたといわれる場合の担保問答契約。[§ 284] [Ulp.79: P.75.]

6. *Evicta hereditate legata reddi*⁽⁴⁾. 遺贈された相続財産追奪担保問答契約。[§ 285]

7. *Usufructuarius quemadmodum caveat*⁽⁵⁾. 用益権担保問答契約。[§ 286] [Ulp.79: P.75.]

8. *Legatorum servandorum causa*⁽⁶⁾. 遺贈担保問答契約。[§ 287]

9. *Rem pupilli salvam fore*⁽⁷⁾. 被後見人の財産が安全たるべしとの担保問答契約。[§ 288] [Ulp.79: P.76.]

10. *Ratam rem haberi*⁽⁸⁾. 追認さるべしとの担保問答契約。[§ 289] [Ulp.80: P.76.]

11. *De auctoritate*⁽⁹⁾. 追奪についての担保問答契約。[§ 290] [Ulp.80, 81: P.76, 77.]

12. *Ex operis novi nuntiatione*⁽¹⁰⁾. 新造工事告知に基づく担保問答契約。[§ 291] [Ulp.81.]

13. *Damni infecti*⁽¹¹⁾. 未発生損害担保問答契約。[§ 292] [Ulp.81: 78.]

(1) *Rubr. D.46,7.*

(2) *E.P. § 283.*

(3) *Rubr. D.35,3.*

(4) *D.5,3,17; 29,4,1,9.*

(5) *Rubr. D.7,9.*

(6) *Cf. Rubr.D.36,3.*

(7) *Rubr. D.46,6.*

(8) *Rubr. D.46,8.*

(9) *Formulam actionis, quae dicitur auctoritatis, hoc loco propositam fuisse ostendi E.P. p.518sq. Cui actioni satisfactionis secundum mancipium formulam adiunctuam fuisse suspicari licet.*

(10) *D.39,1,13,1; 45,1,4,2.*

(11) *D.45,1,4,2.*

高等按察官告示 *Edicta aedilium curulium*⁽¹⁾.

1. *De mancipiis vendundis*⁽²⁾. Qui mancipia vendunt, certiore faciunt emptores, quid morbi vitivae cuique sit, quis fugitivus errove sit noxave solutus non sit: eademque omnia, cum ea mancipia venibunt, palam recte pronuntiant. quod si mancipium adversus ea venisset sive adversus quod dictum promissumve fuerit, cum veniret fuisset, quod eius praestari oportere dicitur: emptori omnibusque, ad quos ea res pertinet, (*in sex mensibus, quibus primum de ea re experiundi potestas fuerit*), iudicium dabimus, ut id mancipium redhibeatur, si quid autem post venditionem traditionemque deterius emptoris opera familia procuratorisve eius factum erit, sive quid ex eo post venditionem natum acquisitum fuerit, et si quid aliud in venditione ei accesserit, sive quid ex ea re fructus pervenerit ad emptorem, ut ea omnia restituat, item, si quas accessiones ipse praestiterit, ut recipiat. Item si quod mancipium capitalem fraudem admiserit, mortis consciscendae sibi causa quid fecerit, inve harenam depugnandi causa ad bestias intromissus fuerit, ea omnia in venditione pronuntiant: ex his enim causis iudicium dabimus. Hoc amplius, si quis adversus ea sciens dolo malo vendidisse dicitur, iudicium dabimus⁽³⁾.

奴隷売却について。奴隷を売却する者は〔奴隷の〕各人にいかなる疾病またはと欠陥〔瑕疵〕ありや、いずれが逃亡者でありや、浮浪者でありや、また加害訴権を免れずやを買主に了知せしめるものとす。そして同様にすべてのことが、その奴隷が売却される際、公然と正当に通告されるものとす。もしも奴隷がその規定に反して売却された場

(1) *D. 21,1, ubi ex Ulpiani libris II ad ed. aed. recepta sunt.*

(2) *Gell. 4,2,1*: 'in edicto aedilium curulium, qua parte de mancipiis vendundis cautum est.' 「その一節で奴隷売却に関して規定された高等按察官告示において。」

(3) *D. 21,1,1pr.* 古い告示の序言は, *Gell. 4,2,1* に以下のように伝えられる: 'titulus servorum singulorum scriptus sit curato ita, ut intellegi recte possit, quid *rel.*' 「個々の奴隷の売り札は, いかなる状態云々が正確にわかるよう注意して記載された。」解除訴権方式書の一部を示すのは, *D. 21,1,25,9. Cf. E.P. p. 531.*

合、又は売却されたときに、かつて言明され、又は約束されたことに反した状態にあった場合、そのことのために給付されねばならぬといわれることに関して、買主又はこのことに関係するあらゆる者に、その奴隷が引き取らるべく、(はじめて債務負担の効力が生じたる時以来六ヵ月以内において)本職は訴権を付与すべし。しかしその奴隷が何らかの点で売却又は引渡の後、買主の、又は家僕の、又は彼の事務管理人の関与によって悪い状態になった場合、又は他に、あるものが売却の際に奴隷に附加されたか、そのように附加物から果実が買主に帰属した場合、そのすべてのものを買主は返還すべし。同様にもし買主から自ら何らか付加物を提供した場合は彼はそれを取戻すべし。同様に奴隷が死刑に値する罪を犯したり、自殺を意図してあることをなしたり、又は野獣と闘うために闘技場に入れられた場合、売主はこれらすべてのことを売却の際明示すべきものとす。それはこの原因から本職が付与すべきゆえなり。さらにもしあるものがこの規定に反して知りながら悪意で売却したといわれる場合、本職は訴権を付与すべし。[Ulp.1: P.2.]

2. *De iumentis vendundis*. Qui iumenta vendunt, palam recte dicunt, quid in quoque eorum morbi vitiique sit, utique optime ornata vendendi causa fuerint, ita emptoribus tradantur⁽¹⁾. si quid ita factum non erit, de ornamentis restituendis iumentisve ornamentorum nomine redhibendis in diebus sexaginta, morbi autem vitivae causa inemptis faciendis in sex mensibus, vel quo minoris cum venirent fuerint, in anno iudicium dabimus. si iumenta paria simul venierint et alterum in ea causa fuerit, ut redhiberi debeat, iudicium dabimus, quo utrumque redhibeatur⁽²⁾. Quae de iumentorum sanitate diximus, de cetero quoque pecore omni venditores faciunt⁽³⁾.

挽畜の売却について。挽畜を売却する者は〔挽畜の〕各々についていかなる疾病と欠陥〔瑕疵〕ありやを公明正大に宣言すべし。そして売却のために美しく装具された状態で買主に引渡さるべし。もしその

(1) 法務官が衣裳及び装具についても告示したことは真実らしい。cf. *E.P.* p.539.

(2) *D.21,1,38pr.*

(3) *D.21,1,38,5.*

ようになされざれば、装具品を引渡すことにつき、かつ装具のための挽畜の売買解除請求について六十日以内に、しかし疾病又は瑕疵のために売買不存在について六カ月以内に、或いは売却されたときよりそれだけ少なくなっただけの額について一年以内に訴権を本職は付与すべし。もし一对の挽畜が同時に売却され、いずれかが売買解除されるべき原因にあるあった場合、いずれが売買解除されるとも本職は訴権を付与すべし。挽畜の健康につき本職が述べたことは、これを他のいかなる家畜につきてあれ、売主はなすべし。[Ulp.2; P.2.]

3. De feris. Ne quis canem verrem [vel minorem] ⁽¹⁾ aprum lupum ursum pantheram leonem, qua volgo iter fiet, ita habuisse velit, ut cuiquam nocere damnumve dare possit ⁽²⁾, si adversus ea factum erit et homo liber ex ea re perierit, sestertium ducentorum milium nummorum ⁽³⁾, si nocitum homini libero esse dicetur, quanti bonum aequum iudici videbitur, (iudicium dabimus). ceterarum rerum quanti damnum datum factumve sit, dupli (iudicium dabimus) ⁽⁴⁾.

獣について。いかなる者も、犬、猪 [又は小猪]、狼、熊、豹、獅子を、一般に通行する場所で誰にであれ人を加害し又は損害を与えるというように保有すべからず。もしこれに反してなされそして自由人がそれにより死に至りたるときは、二十万セステルティウスにつき、自由人に加害したといわれるときには、裁判官にとりて衡平とみなされる額について (本職は訴権を付与すべし)。それ以外の場合につきは、損害が与えられ又は生じたる額の二倍額について (本職は訴権を付与すべし)。[Ulp.2; P.2.]

4. Duplae stipulatio ⁽⁵⁾. 二倍額の問答契約。[Ulp.2; P.2.]

(完)

(1) 'maialem' conii. Huschke, z. Pandktenkritik p.52; v. tamen Scialoja bullett. XIII p.75sqq.

(2) D.21,1,40,1;42. 同第41法文に伝えられる告示文言が存在しなかったとするのはブルンス Bruns の創見である (本資料集旧版はそのよう編集される)。

(3) D: 'solidi ducenti'.

(4) Cf. D.21,1,42.

(5) E.P. § 296.

付記

ローマ法源の既訳として、末松謙澄訳『ユスチニアヌス帝欽定羅馬法學提要』訂正再販・帝国学士院・1915年、『ウルピアーヌス法範竝十二表法全文其他附録』帝国学士院・有斐閣、春木一郎訳『ユースティニアヌス帝学説彙纂 ΠΡΩΤΑ』有斐閣・1938年、佐伯好郎訳「ユ帝欽定勅法彙纂邦訳」(1)～(27)法律論叢15卷(1936年)～22卷(1944年)、京都大学西洋法史研究会訳「ユスティニアヌス帝学説彙纂第20卷～第28卷邦訳」法学論叢第63卷6号(1958年)～第83卷6号(1968年)、船田亨二『ガイウス法学提要 新版』有斐閣・1967年その他を随時参照させていただいた。

本稿は、2013～2016年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）課題番号 25380013 「ローマ法におけるレグラエ *reuglae* の研究——ポティエのレグラエ論を中心に——」による研究成果の一部である。この場を借りて深甚なる謝意を表す次第である。

【政経研究所】

政経研究所共同研究中間報告2

「東アジアと日本政治」

東アジアと日本政治

沖縄県と台湾（臺灣）の地域間交流の実態

——八重山諸島と台湾（臺灣）の漁業を通じた交流を中心として——

目次

はじめに

第一部「報告集」

一、国境離島の地域おこし【論説】

山田光矢

第二部「調査報告」【資料】

山田光矢

- 一、石垣市役所での聞き取り調査
- 二、石垣市と台湾（臺灣）との関係を含む漁業と観光に関する聞き取り調査
- 三、与那国島での実態調査…糸数議員
- 四、与那国島での聞き取り調査…与那国町役場
- 五、臺灣（台湾）宜蘭縣蘇澳鎮蘇澳區漁會での聞き取り調査

はじめに

この報告は二〇一四年一月二四日から二七日にかけて実施した、山田光矢、佐渡友哲、孔義植の三人で石垣市と与那国町で行った聞き取り調査と現地調査の内容と、山田光矢が二〇一四年一月二三日に臺灣（台湾）・花蓮市と宜蘭懸・蘇澳鎮で行った聞き取り調査と現地調査の内容を中心に整理したものである。今年度が計画の最終年度であるために、最終報告は来年度になる予定である。今回の報告は全て山田光矢が作成したものである。

沖縄県における国境離島の地域おこし

——八重山地域（石垣市と与那国町）を中心として——

山 田 光 矢

- 一 東京都との比較を通してみた沖縄県の地域区分の特徴
- 二 沖縄県における八重山地域の位置
- 三 八重山地域の特徴
- 四 石垣市と与那国町の特徴
——聞き取り調査から見えてきたもの——
- 五 国境問題と漁業協定
- 六 八重山地域の今後

一 東京都との比較を通してみた沖縄県の地域区分の特徴

日本の総人口は約一億二八四万人である。東京都の人口は全国第一位で総人口の約一〇・三パーセントの一三二〇万人が住んでいる。他方、沖縄県の人口は全国二五位人口で、約一・一パーセントの一四五万人しか住んでいない

沖縄県における国境離島の地域おこし（山田）

が、人口ではほぼ日本の中位に位置する規模の県である。都道府県の単純な平均人口の約二七三万人と比較した場合、沖縄県の人口は全国の前平均値の約半分ということになる。東京都と沖縄県の人口規模はほぼ一〇対一である。ただし日本では、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道、福岡県、静岡県の上位一〇の都道府県に全人口のほぼ六割に当たる約七二〇〇万人が住んでおり、残りの三七府県には約五五〇〇万人が住んでいることから考えた場合、残りの三七府県の平均人口は約一四九万人であることからみれば、沖縄県はその平均人口に近い規模の県ということになる。⁽¹⁾

また日本の総面積は三七万七九六二平方キロメートルである。東京都の面積は全国第四五位で、国土の〇・六パーセント弱の二一八九平方キロメートルであり、沖縄県の面積は第四位で、国土の〇・六パーセント強の二二七七平方キロメートルである。東京都と沖縄県の面積は、日本の平均面積の八〇四二平方キロメートルからみればその四分の一程度でしかない。ただし日本では、北海道、岩手県、福島県、長野県、新潟県、秋田県、岐阜県、青森県、山形県、鹿児島県の上位一〇の道と県で総面積の半分を占めているのであり、残りの三七都府県の総面積は一八万八五〇三平方キロメートルであり、その平均面積は五〇九五平方キロメートルであることからみれば、ともに平均値の約四〇パーセント程度ということになる。面積に関してはほぼ類似した都と県ということになる。

日本の内水を含めた一二海里以内の領海の面積は、約四三万平方キロメートルで陸地の一・一六倍となっている。それゆえ領土と領海の範囲すなわち領域は約八一万平方キロメートルとなり、陸地（約三七万平方キロメートル）の二倍強の面積ということになる。また日本の接続水域を含んだ排他的経済水域（EEZ）は約四〇五万平方キロメートルである。ただし、陸地から二〇〇海里までの排他的経済水域を含んだ海水面積は約四四七万平方キロメートルであり、

そこまでを領域と考えれば、日本は世界で七番目の領域を持つ国家ということになる。また延長大陸棚約一八万平方キロメートルを含めると約四六五万平方キロメートルになり、海洋の管理は国の責任のため、領海や排他的経済水域を含んだ各都道府県の面積は明確になってはいないが、国家としては世界第六位の領域を持つ国ということになる。こうした領域までを対象とすると、日本で最大の領域を有する都道府県は東京都であり、沖縄県はそれに続く日本で二番目の領域を有する県ということになるのである。⁽²⁾

東京都の資料によれば、日本の排他的経済水域は約三八五万平方キロメートルであり、その中で伊豆諸島は約五二万平方キロメートル、小笠原諸島は約一一九万平方キロメートルであり、東京都全体の排他的経済水域は、日本の排他的経済水域の約四五パーセントにあたる一七一万平方キロメートルとなっている。⁽³⁾ 他方沖縄の海域は、「北東から南西へ弓状に延びた形を持ち、長さは約一五〇〇キロメートルで最大幅は約三〇〇キロメートルであり、面積は約二万八五四平方キロメートル」⁽⁴⁾であり、本州と大差ない空間となっており、排他的経済水域も約八〇万平方キロメートルである。⁽⁵⁾ 東京都と沖縄県は、広範な海域に点在する、多くの離島を領域に抱えているという共通性が認められる都と県といえる。これが東京都と沖縄県の特異性のひとつである。

東京都の島嶼部を除いた面積は一七八三平方キロメートルであり、香川県を下回り全国最下位となる。しかし東京都は東京から約一〇〇キロメートルから約一〇〇〇キロメートルの海域に点在する、排他的経済水域約五二万平方キロメートルを有する伊豆諸島と、東京から約一〇〇〇キロメートルから二〇〇〇キロメートルに点在する、排他的経済水域約一一九万平方キロメートルを有する小笠原諸島を領域としている。それゆえ東京都は、一七一万平方キロメートルの水域を領域に持つ、日本で最大規模の都道府県ということになる。日本の最南端は東京から約一七四〇キロメー

トルに位置する沖ノ鳥島であり、日本の最東端は、東京から東南へ約一八六〇キロメートル離れたところに位置する南鳥島である。この距離がもたらす空間である小笠原諸島で構成される排他的経済水域は、日本の排他的経済水域の約三〇パーセントになる。⁽⁶⁾なお、島嶼部の人口は二万六五七一人で、東京全体の〇・二パーセントにすぎない。沖縄県は東京都ほどではないが、先島諸島には県内人口の約八パーセントにすぎない一万人弱しか住んでいない。それゆえ東京都では本州地域に、沖縄県では沖縄本島に人口が過度に集中していることがわかる。また長崎県には、離島振興法の指定を受けた五一の有人島があり、そこには平成二二年現在で県人口の九・六パーセントの一三万六九八三人が住んでおり、沖縄県の人口比に近い。⁽⁷⁾

沖縄県は大別すると、沖縄諸島・先島諸島・大東諸島の三諸島地域の島々で構成されている県ということになる。それゆえ沖縄県は自らを、「琉球列島は日本の九州の南から台湾手前の与那国島までおよそ一二〇〇キロメートルに及び弓のような形で点在する島々です。琉球列島と大東諸島及び尖閣諸島を総称して南西諸島といいます。沖縄県はこの琉球列島のほぼ南半分と大東諸島・尖閣諸島からなり、島々だけで構成される県」であると紹介している。それゆえ、沖縄県の「県域は、北緯二四度から二八度、東経一二二度から一三二度にまたがり、南北約四〇〇キロメートル、東西約一〇〇キロメートルという広い範囲」⁽⁸⁾に及んでおり、「広大な海域に点在するおよそ一六〇の島々のうち、有人島四九島、無人島一一一島を構成している。本土の他府県との大きな違いは島嶼地域から県全体が成立している」⁽⁹⁾県である。それゆえ多様な地域性が認められる県ということになる。

沖縄本島からみた場合、大東諸島は東方海上約三六〇キロメートルの位置にある。そこには北から南に北大東島、南大東島、沖大東島が連なっている。北大東島と南大東島は約八キロメートルしか離れていないが、南大東島と沖大

東島は約一六〇キロメートル離れている。大東諸島は南大東村と北大東村に分かれており、南大東島は南大東村であるが、北大東村は南大東島を挟んで北大東島と沖大東島で北大東村を構成している。北大東島は沖繩県の最東端の島である。

先島諸島は大きく二つの地域に区分される。宮古地域は本島より約三〇〇キロメートル離れたところにあり、宮古島市と多良間村が存在する。宮古島から西に約一五〇キロメートル離れたところに位置するのが八重山地域であり、そこには大小三二の島が存在する。中心となる石垣市は本島から約四一一キロメートルの位置にある。石垣市役所の隣接地に竹富町役場がある。役所が隣の市にあるという稀有なケースである。石垣市と竹富町の近さが理解できる。石垣市から約一七五キロメートル先に石垣市に属する尖閣諸島がある。与那国島は石垣島から約一二七キロメートルの距離にある⁽¹⁰⁾。

日本の最北端は北海道の択捉島であり、最東端は東京都の南鳥島であり、最西端は沖繩県の与那国島であり、最南端は東京都の沖ノ鳥島である。しかし実際に民間人が行くことのできるどころでいえば、日本の最北端は北海道の宗谷岬、最東端は北海道の納沙布岬、最南端は沖繩県の竹富町にある波照間島、最西端は沖繩県の与那国島である。北と東は北海道に、南と西は沖繩県の八重山諸島にある⁽¹¹⁾。北海道と沖繩県の八重山地域は排他的経済水域を含む領域内で国境線が引かれているのである。それゆえ沖繩県先島諸島の宮古地域と八重山地域は中華人民共和国や台湾と国境を接しているのであり、国際交流もこの地域の大きな要素である。この点も沖繩県の特徴の一つといえる。なお長崎県も対馬で韓国と約五〇キロメートルで接しており、国際交流が大きな要素の一つとなっている。

二 沖縄県における八重山地域の位置

沖縄県に帰属するのは、前述のように、沖縄本島とその周辺に位置する慶良間諸島や久米島を含む沖縄諸島、宮古諸島や八重山諸島や尖閣諸島から構成される先島諸島、そして大東諸島の三諸島である。琉球処分によって一八七九（明治一二）年に設置された沖縄県には、一八九六（明治二九）年に那覇区と首里区の二区と、国頭郡（国頭各間切と伊江島）、中頭郡（中頭郡各間切）、島尻郡（島尻各間切と久米島・慶良間諸島・渡名喜島・伊平屋諸島・鳥島・大東島で形成）、宮古郡（宮古諸島）、八重山郡（八重山諸島）の五郡が設置された。沖縄県は、大きくは沖縄本島を含む沖縄諸島と大東諸島を合わせた地域（「本島と周辺島嶼部」…著者）と先島諸島に二分することができる。その本島と周辺島嶼部には二つの区と三つの郡が、先島諸島には宮古諸島に一つの郡が、八重山諸島に一つの郡が設定された。那覇区と首里区は一九二一（大正一〇）年に那覇市と首里市となった。このように、沖縄県の各地域は、大きくは沖縄本島を中心とした地域と先島諸島の二つの地域に区分することができ、細分すれば、市と郡で構成される五地域に区分することができる。¹²⁾

一九七二（昭和四七）年の本土復帰により、沖縄県の市町村は一〇市・一六町・二七村の五三市町村に再編され、その後一一市・一四町・二〇村の四五市町村となった。表1にあるように、五つの郡と四五市町村を対象として、一九八九（平成元）年から一九九三（平成四）年にかけて、沖縄県には五つの広域市町村圏が設定された。一九八九（平成元）年に設定されたものが沖縄市、うるま市、宜野湾市と、中頭郡の北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の三市三町三村で構成された「中部広域市町村圏事務組合」と、平良市と旧宮古郡の城辺町、下地町、伊良部

沖縄県の広域市町村圏

表 1

広域市町村名	構 成 市 町 村		面積 (km ²)	人 口	備 考
北部広域市町村圏	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武村、伊江村、伊平屋村、伊是名村	1市・2町・9村	82464 (36.2%)	129110 (9.1%)	伊平屋村と伊是名村は島尻郡に帰属する村である
中部広域市町村圏	沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村	3市・3町・3村	26169 (11.5%)	496739 (35.1%)	
南部広域市町村圏	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	5市・4町・6村	37137 (16.3%)	678081 (48.6%)	島尻郡の伊平屋村と伊是名郡を除いた地域で構成
宮古広域市町村圏	宮古島市〔平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町〕、多良間村（〔 〕内は合併前の市町）	1市・3町・2村	22648 (10.0)	56023 (4.0%)	現在は1市1村で構成 (3町1村減)
八重山広域市町村圏	石垣市、竹富町、与那国町	1市・2町	591.97 (26.0%)	53627 (3.8%)	
合 計		11市・14町・20村	2276.15	1,413,580	現在は11市11町19村 (3町1村減)
平 均		9市町村	455.23	282,717	現在は平均8.2市町村

注：人口と面積は沖縄県HP「市町村の人口・世帯数・面積」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoon/2431.html>)を参照して作成した。

町、上野村、多良間村で設定された「宮古広域圏事務組合」であった。

一九九二（平成三）年には、石垣市と八重山郡の竹富町、与那国町で構成された「八重山広域市町村圏事務組合」が設定された。一九九三（平成四）年に設定されたものが、那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市と島尻郡の伊平屋村と伊是名村を除く与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町の合計五市・四町・六村で構成された「南部広域市町村圏事務組合」と、名護市と国頭郡の国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村と島尻郡の伊平屋村と伊是名村の合計一市・二町・九村で構成されている「北部広域市町村圏事務組合」であった。「北部広域市町村圏」には、本来「南部広域市町村圏」に帰属することが予定されていた島尻郡の伊平屋村と伊是名村が編入されている。逆に言えば、「南部広域市町村圏」に帰属することが予定されていた二村が、「北部広域市町村圏」に帰属することになり、沖縄県の広域市町村圏は、旧来の郡の範囲に若干の修正を加える形で設定されたのである。また、「宮古広域圏事務組合」は、二〇〇五（平成一七）年九月三〇日に廃止され、翌日に平良市、城辺町、下地町、伊良部町の合併によって宮古島市が誕生した。この合併により三町一村が消滅した。これが沖縄県における唯一の平成の大合併であった。なお宮古市には合併一市圏域を単位とする、沖縄県で唯一の定住自立圏が形成されている。

本島と周辺島嶼部を範囲とする「北部広域市町村圏」には、沖縄県の三六・二パーセントにあたる八二五平方キロメートルの中に九・一パーセントの約一三万人が、「中部広域市町村圏」には、一一・五パーセントの二六二平方キロメートルの中に三五・一パーセントの約五〇万人が、「南部広域市町村圏」には、一六・三パーセントの三七二平方キロメートルの中に四八・六パーセントの約六八万人が居住している。全体では、六四パーセントの面積に九三・一

セントの一三〇万人が居住しているのである。北部と中南部を区分した場合には、中南部には二七・八パーセントにあたる六三三平方キロメートルの中に、八二・七パーセントにあたる一一八万人が居住しているのである。ここまですべてを那覇市を中心とした県庁所在地の圏域と考えた場合、沖縄県は県庁所在地の圏域に過度な人口集中が認められる特殊な県ということになる。

他方、先島諸島の宮古群島を範囲とする旧「宮古広域市町村圏」には、沖縄県のほぼ一〇パーセントにあたる二二・六・四八平方キロメートルの中に、ほぼ四パーセントにあたる五万六千人が住んでいるだけであり、「八重山広域市町村圏」には、ほぼ二六パーセントにあたる五九一・九七平方キロメートルの面積の中に、わずか三・八パーセントにあたる五万四千人が住んでいるにすぎないのである。両地域を合わせても、沖縄県の三分の一強にあたる三六パーセントの土地に、八パーセント弱の一一人ほどが住んでいるだけなのである。このように沖縄県は、これまでの広域市町村圏を単位で見れば、県内面積の約三分の一強を占める北部地域と先島諸島にそれぞれ一〇パーセント弱の人口が住んでいるだけなのに対して、中部と南部を合わせた三分の一弱の地域に、八三パーセントを超える人口が存在しているのである。沖縄本島と先島諸島を対比すれば、面積の約三分の二を占める沖縄本島と周辺諸島地域に人口の九〇パーセント以上が集中している。まさに沖縄県は本島集中型の県になっているといえる。¹³⁾

宮古島は沖縄本島から南西に約二八七キロメートル離れた位置にあり、石垣島は沖縄本島から約四一一キロメートル離れた位置にある。宮古島と石垣島は約一二五キロメートル離れている。これを新宿（東京都庁）から道府県庁所在地までの距離と比較すると、沖縄本島と宮古島の間は新宿と山形市の距離（二八九・四キロメートル）に近く、沖縄本島と石垣島の距離は新宿と神戸市（四二五・二キロメートル）に近く、宮古島と石垣島の距離は新宿と静岡市（二四二・

八キロメートル)ほど離れた位置にある。また石垣市と竹富町と与那国町で構成されている八重山広域市町村圏の区域は、八重山諸島と尖閣諸島がその領域となっている。石垣島から約一七五キロメートルの距離にある尖閣諸島の住所は、石垣市字登野城二三九〇―二三九四となっており、石垣市の中心部に帰属することとされている。海域からみると石垣市の領域は新宿から長野市(一七二・八キロメートル)に及ぶ広範な地域の市ということになる。石垣市と竹富町の位置を見ると、石垣市役所の隣接市に竹富町役場があるように石垣市と竹富町の距離は近い。逆に石垣島と与那国島は一二七キロメートルほど離れており、関東圏におさまらないほど離れたところに位置する関係にある。¹⁴⁾

一九九九(平成一一)年三月三十一日に、全国の六七〇市、一九九四町、五六八村の合計三三三二市町村を対象に実施された平成の大合併は、二〇一四(平成二六)年一〇月六日に、七九〇市、七四五町、一八三村の合計一七一八市町村となり、四六・八パーセント(ほぼ半減)に減少させて終了した。市町村の割合も、全国では二パーセントであった市が四六パーセントに、六二パーセントであった町が四三パーセント、一八パーセントであった村が一パーセントとなり、市が二倍以上になったのに対して、町村はほぼ三分の二程度に減少した。市町村総数の平均は三六・五であり、市の平均は一六・八、町の平均は一五・八、村の平均が三・九となった。村に関していえば、村が消滅した県が二三、一つだけ残った府県が一二、二となった県が五で、三〇府県で平均値以下となっている。しかし沖縄県の平成の大合併は、一〇市(一九パーセント)、一六町(三〇パーセント)、二七村(五一パーセント)の合計五三市町村が、一一市(二七パーセント)、一一町(二七パーセント)、一九村(四六パーセント)の合計四一市町村となって終了したのであり、減少率は全国平均の半分に満たない二二・六パーセントであった。村の数は三五村が残った長野県に次いで第二位であった。三位が一五の北海道と福島県であり、五位が一二の奈良県であり、上位五県が平均値を押し上げた

ことがわかる。長野県や北海道では小規模集落が村として残ったことが理解できる。沖縄県に小規模町村が残存した理由としては、島嶼地域で構成される沖縄県の地理的な条件が影響したものと考えられる。⁽¹⁵⁾

国境関係からみると、尖閣諸島の主島である魚釣島と台湾は一九〇キロほど離れており、中国大陆とは三三〇キロの距離がある。八重山地域の漁民と台湾漁民にとって尖閣諸島海域はほぼ等距離にある海域といえる。また石垣市と台北市は約二八〇キロメートルのところにあり、与那国島は台湾までは一一一キロメートルであり、いずれも沖縄本島より台湾に近い。少し広い目で見ていくと、日本で東南アジアに最も近い地域、あるいは海路では東南アジアからオーストラリアやニュージーランド、そして中央アジアを経由してヨーロッパやアフリカに最も近い日本の地域ということもできる。こうした地理的条件も八重山地域に大きな影響を与えているのであり、国際関係の変化の影響を最も受けやすい地域といえる。⁽¹⁶⁾

三 八重山地域の特徴

八重山群島は北緯二四度二分から二五度五五分、東経一二二度五五分から一二四度三四分の範囲にあり、南西諸島の中でも台湾に近い南西端に大小三二の島々で構成されている地域である。その中で与那国島は我が国の最西端に、波照間島は我が国の有人島の中で最南端に位置している。沖縄本島（那覇）から石垣島までの距離は約四一一キロメートルで、圏域の総面積は五九一・八平方キロメートルで、全県面積（二二七一・五平方キロメートル）の約四分の一に相当する圏域である。西表島（二八九・二七平方キロメートル）は沖縄本島に次いで二番目に大きく、石垣島（二三八・九一平方キロメートル）は三番目に大きな島である。八重山群島の有人島は一二島で、石垣市一島、与那国町一島、竹

富町一〇島からなっている。無人島は尖閣諸島も含めて石垣市に一三島と竹富町に七島存在する。⁽¹⁷⁾

八重山圏域の産業別就業者人口を見ると、昭和五〇年には第一次産業就業者数が二八・三パーセント、第二次産業就業者数が二〇・五パーセント、第三次産業就業者数が四四・〇パーセントであったが、平成二二年度にはそれぞれ一三・七パーセント、一九・〇パーセント、六五・九パーセントとなっている。第一次産業就業者数の減少の主たる要因は、生産基盤の整備充実により経営面積の拡大や機械化が普及し労働の省力化が進んだことや、他の産業との所得格差が拡大したこと等により、就業者が第三次産業へ流れたことの結果と推測されている。⁽¹⁷⁾

石垣市と竹富町と与那国町から構成される八重山地域は、広範な領域に点在する島々で構成

八重山地域産業別就業者数と比率

表 2

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	* 合計	総数
石垣市	就業者数	1,957	3,190	14,890	20,037	22,275
	比率	9.7 (8.8) %	15.9 (14.3) %	74.3 (66.8) %		
竹富町	就業者数	407	150	1,574	2,131	2,268
	比率	19 (17.9) %	7.1 (6.6) %	73.9 (69.4) %		
与那国町	就業者数	153	207	619	979	980
	比率	15.6 %	21.1 %	63.1 %	(合計と総数は ほぼ一致)	
八重山地域	就業者数	2,517	3,547	15,504	21,568	25,523
	比率	9.8 %	13.9 %	60.7 %		
沖縄県	就業者数	28,713	81,142	81,142	190,997	
	比率	5.4 %	15.4 %	79.2 %		

注：石垣市と竹富町は100パーセントではないので母数は表にある合計を用いた。
八重山地区の行の合計数を「*合計」の欄に入れた。この数字は*合計の列の合算とは異なる。
比率は合計で除したものであり、() は総数で除した数字である。
八重山地域の数字は沖縄県「八重山要覧」参照した。
沖縄県の数字は沖縄県企画部統計課「沖縄県の概要」を参照した。

されており、それぞれの地理的な条件や独自の自然環境や文化などを背景に特徴ある地域としての独自性を保っている。表2の各列の合計数で割った数字からは、石垣市がほぼ沖縄県の全体的な傾向に近く、第三次産業中心型の地域となっていることがわかる。竹富町は第一次産業への依存度が比較的高く、第二次産業があまり育っていない地域であることがわかる。また与那国町は第一次産業と第二次産業の比率がともに高い。そうしたこともあって、平成の大合併の際も最終的には独立した一市二町は現状のままであることを選択したのである。⁽¹⁸⁾

一九四七年七月一〇日に誕生した石垣市は「琉球弧及び日本列島の最南西端に位置し、那覇から約四一〇キロメートル、東京都は一九五〇キロメートル、隣国台湾（台北）とは約二八〇キロメートルの距離に位置する国境の都市であり、アジアとの結節点となる位置にある。石垣市は一市二町、一〇の有人島からなる八重山諸島の拠点であり、沖縄県第三位（二二二・一八平方キロメートル）の面積を有する石垣島と尖閣諸島で構成されている。」（統計いしがき 平成二六年度 第三七号）市である。面積は二二九平方キロメートルで人口は四万八八一六人となっている。外国人登録者は二六五人で、人口の約〇・五パーセントにあたる。フィリピン人が四三人、韓国人とインドネシア人がそれぞれ三三人、台湾人が三一人となっている。

また石垣市の労働力は、平成二二年の一五歳以上就業者二万二二七五人の産業別分布をみると、「卸売・小売業」の二九八五人（全体の二三・四パーセント）が最も多く、次いで「飲食店・宿泊業」二六〇二人（同二一・七パーセント）、「建設業」二〇七一人（同九・三パーセント）、「医療・福祉」二〇六八人（同九・二パーセント）の順となっている。また、産業を三部門にまとめて、その就業者の割合をみると、第三次産業が一万四八九〇人（全体の六六・八パーセント）と大半を占め、次いで第二次産業が三一九〇人（同二四・三パーセント）、第一次産業が一九五七人（同八・七パーセント）

の順となっている。産業別構成の過去一〇年間の推移は、第一次産業は平成一二年の二四〇八人（全体の二二・二パーセント）から二二年一九五七人（同八・七パーセント）と三・五ポイント減少している。第二次産業は、平成一二年の三八五二人（同一九・四パーセント）から二二年三一九〇人（同一四・三パーセント）と五・一ポイント減少している。いずれも減少傾向を示している。一方、第三次産業は平成一二年の一万三三三二人（同六六・八パーセント）から一七年一万五一三二人（同七〇・六パーセント）から二二年一万四八九〇人（同六六・八パーセント）と変動はありながらも、石垣市の基幹産業として安定した数値で推移しているのである。¹⁹観光を中心とした島であることがわかる。

石垣市の農林水産業を見ると、全農家の約七割近くが、生活の基盤は農業が支えているといえる。専業別に見ると、兼業農家のほうが五六六戸（全体の五八・七パーセント）と一見多いように見える。しかし、農業所得を主とする第一種兼業農家と、専業農家を足すと六五一戸（同六七・五パーセント）であり、ほとんどの農家では、農業が主な所得源になっていることが読み取れる。農業の主要産物の生産額は三三億三千万円ほどである。また石垣市では、「肉用牛飼養頭数が沖縄県総飼養頭数の約三割を占め、毎月の家畜セリには全国各地から購買者が訪れる黒毛和牛子牛生産地域となっている。また、肥育牛については『石垣牛』が全国的に有名となり、観光業などにも寄与する本市の主要農産物となっている」のである。肉用牛の取引額だけでも四一億三千万円である。水産業を見ると、石垣市には沖縄に三港しかない第二種漁港である石垣漁港と第一種漁港である登野城、船越、伊野田の三漁港がある。その組合員数は三〇二人であり、水揚げ量は八億九千万円である。畜産業を含む農業は、石垣島の魅力を支える重要な産業である。今後は生産から加工、販売、サービスが一体となった農産業のさらなる発展が望まれているが、水産業はそれほど大きな規模ではない。²⁰

竹富町は、一九四八（昭和二三）年七月二日に誕生し、二〇〇八年には「琉球列島の最南端八重山郡に属し、石垣島の南西に点在する一六の島々（有人島九島、無人島七島）から構成される、総面積三三四・〇二平方キロメートル、東西約四二キロメートル、南北四〇キロメートルの広範囲に及ぶ」町であり、「町役場を八重山経済の中心地（石垣市）に置く特異な行政形態となっている」町である。「北緯二四度線上に浮かぶ島々で成り立ち、沖縄本島から南西に四五〇キロメートルの八重山諸島、石垣島の南西に点在する大小一六の島からなる。最大の島は県下でも二番目に大きい西表島、また、日本最南端の有人島波照間島・竹富島・小浜島・黒島・鳩間島・新城島・嘉弥真島の島々からなり、東シナ海と太平洋に翡翠玉のようにちらばる」（竹富町HPより。一部著者が修正）町なのである。人口は平成二六年末現在四二〇五人である。²¹⁾

竹富町の農業従事者は三六九名、林業は三名、漁業が三五名となっている。第一次産業においては大きく農業に依存していることがわかる。第二次産業の従事者は建設業と製造業がともに七五人で規模の小ささがわかる。第三次産業の四〇パーセントの六二五人が飲食業と宿泊業に従事している。石垣空港と波照間島の空路は現在閉鎖されている。海路では石垣港と竹富島は六・五キロメートルを高速船が一〇分で、黒島と小浜島は一八・五キロメートルを二五分で、西表島では大原港が三一・四キロメートルを三五分で、上原港が三八・七キロメートルを四〇分で、波照間島は三八・三キロメートルを四〇分で結んでいる。各島々が石垣島との結びつきが強いことがわかる。船会社の情報では少し時間がかかるが、条件次第では、竹富町の各島には石垣島を拠点として日帰り観光が可能となっている。住民や旅行者の数からみても、竹富町は石垣島への経済的依存度が高いことがわかる。それが竹富町役場を石垣市に置いた理由の一つとも考えられる。²²⁾

竹富町は石垣市との結びつきの強さを前提に、八重山地域の合併に向けた動きを活発化させた時期がある。町長は反対であったが、二〇〇四年の住民投票では一一三二対一〇三二で賛成票が上回った。しかし町長の消極的姿勢と、議会の二度にわたる合併議案の否決によって実現しなかった。その後竹富町と石垣市は義務教育教科書の採択をめぐって対立することになった。教科書採択地域の一つであった八重山地区では、「二〇一二年から使用される中学校の教科書について石垣市、竹富町、与那国町からなる沖縄県八重山採択地区協議会は二年八月二三日、A社（育鵬社・著者加筆）発行の公民教科書を採択すると多数派が答申した。ところが、これに反発した竹富町教育委員会は、それとは別に独自にB社（東京書籍・著者加筆）発行の公民教科書の採択を決定する。これに対して沖縄県教委は、採択教科書の一本化を図るよう八重山地区の三教委に働きかけ、その結果、九月八日に三教委の全教育委員による臨時会議が開催され、先の答申を覆してB社（東京書籍）教科書を採択することが賛成多数で決まった。しかし、今度はこの決定に対して、石垣市教委と与那国町教委の教育長が文部科学省に直接異議を申し立てたことから事態はさらに複雑化していくことになった⁽²³⁾」という混乱が生じたのである。

ただしこの八重山地区の教科書採択問題は、二〇一四年四月一六日の「義務教育諸学校の教科書用図書は無償措置に関する法律」の改正によって一挙に解決された。当該都道府県の採択区域の条件が「市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域」から、「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に」と改正された⁽²⁴⁾。これを受けて沖縄県教育委員会は竹富町を八重山採択地区から独立した採択地区とすることで問題の解決を図ったのである。この結果、合併の話は消滅したといえる。こうした対立の背景には政治的な対立も認められる⁽²⁵⁾。

与那国島は、「面積二八・八八平方キロメートル、人口一六二五人、年平均気温二三・九度、年間降水量三〇〇〇

ミリの、北緯二四度二七分、東經一二二度五六分〇四秒に位置する黒潮わきたつわが国最西端の孤島である。石垣島から一二七キロメートル、沖縄本島から南西へ五二〇キロメートル、東京から一九〇〇キロメートル、台湾から一一キロメートルの位置にある。黒潮の激流が造り上げたすばらしい自然と多様な文化が色濃く息づいている」という特徴がある島である。島全体が切り立ったがけのような形状をしておりゴツゴツとした岩肌がむき出しているところが多い雄雄しい島である。島の主な産業は、漁業、農業、畜産業、観光業で、島内の約三分の二は牧草地などの緑地帯となっている。

与那国町は、一九四七（昭和二二）年二月一日に町制を施行し、二〇二二（平成三四年）に町制施行六五周年を迎えた一島一町の自治体である。島の周囲は切り立った断崖が続き、地勢は変化に富んで雄大な名勝地が多く、かつ水資源に恵まれて、観光、農水産業面に大きな潜在力を秘めている。また台湾との国境に位置しているため、その歴史・民俗・文化などに特異性があり、ローカルの伝説も多彩な島である。平成の大合併に際しては、八重山地域の合併を模索する動きもあったが、町民大会を経て中学生以上の住民投票の結果、自立の道を選択し現在に至っている。地域おこし策の一つとして「国際カジキ釣り大会」や「島一周マラソン大会」や「与那国島ふれあい星空観望会」などを開催している。また島の民謡を歌い継ぐための試みとして「ダウンズンカン大会」を開催している。²⁶

八重山地域は、石垣島を中心とした交通体系の中にあり、経済的にも石垣市に大きく依存せざるを得ない状況も認められる。高等学校も石垣市にしかなく、介護施設も石垣市に設置されている。しかし多くの島にはそれぞれ個性があり、多様な地域的特性を見せている地域でもある。台湾に近く、中華人民共和国とも国境を接していることから、国際関係が大きな影響をもたらすことのある地域でもある。また石垣市一極集中に対する地域の独自性の確保が課題

となつてゐる地域でもある。

四 石垣市と与那国町の特徴

——聞き取り調査から見えてきたもの——

石垣市は毎年人口が一〇〇名程度ではあるが増加してゐる地域である。住民の特徴の一つとして、四七都道府県の出身者が在住していることと、海外の三六か国の出身者が暮らしていることをあげることができる。市の説明によればその要因の一つがトライアスロンのワールドカップの実施である。世界各国の参加者の支援や応援のために多くの国の人々が来島し、島に愛着を持った人々が定住してくれることがあるということであつた。また年間六〇万人をこす一般の観光客の中からも、島への愛着を感じて定住してくれることもある。観光収入は年間約六〇〇億円で、市の財政規模が年三〇〇億円であることからみても、観光産業の貢献度の高さがわかる。

石垣市の第一次産業就業人口の少なさは、石垣市の食料自給率の低さを象徴している。石垣市は平地が多いことから、食料自給率を高める潜在力はあるものの、自給的農業や家庭菜園が多く、現在のところでは食糧自給率を向上させる可能性は低い。漁業に関しては、第二種漁港である石垣漁港を沿岸漁業の基地として順次その整備を進めてゐるが、石垣の漁民は小規模な沿岸漁業が中心のため、長期にわたる漁業はしていない。尖閣諸島での漁業には、燃料代の高騰もあり少なくとも一週間程度の滞在が必要である。しかし尖閣諸島周辺の海域は荒海であり、長期の漁業を行うためには、少なくとも船溜まりや灯台や通信施設が必要であり、石垣漁民が現在のところ尖閣周辺で漁業を行う可能性は低い。

石垣市の地理的な特徴から見えてくるものは「日本であって日本でない」である。八重山地域の独自性を生かしたものを売り込む必要があることから、亜熱帯の自然や、南の海を楽しむダイビングやシュノーケリングあるいは釣りなどに関する情報を発信してきた。なお、冬場の観光客を確保するため農協観光に力を入れてきた。冬場に東北からの観光客を呼び込むために行ってきた農協観光の影響もあり、山形県の上市市や岩手県の北上市との交流が続いている。特に北上市を中心とする岩手県とは、一九九三年の大冷害の年に、次年度の農作業のために岩手県の種もみを肥育したことから、現在でも「かけはし交流」が継続されている。こうした努力もあり、二〇一四年までの二月と三月の観光客数は、七月と八月の観光客と肩を並べていた。その他、日本各地との交流促進策として、一九六九年の愛知県岡崎市との親善都市協定を手始めに、一九八七年には北海道稚内市と「友好都市」協定を結んだ。二〇〇〇年には徳島県上板町と「ゆかりのまち」となった。二〇一四年にはこれまで「かけはし協定」を継続していた岩手県北上市と「友好都市」協定を締結したりしているのである。

観光客の増加策として様々な取り組みを行っている。スポーツ関係では、石垣島ライドを中心とした自転車でのツアーの企画、石垣島マラソン、トライアスロンのワールドカップの実施、国際ヨットレースの実施、千葉ロッテ・マリンスのキャンプ誘致と日本で最初に開催されるオープン戦の誘致などを実施している。スポーツを通じた女性客の増加も狙いの一つになっている。近いこともあって台湾からの観光客は多く、石垣島ライド、石垣島マラソン、トライアスロン・ワールドカップ、国際ヨットレースあるいは釣りなどを中心に来島している。今後さらに地域間交流を拡大し観光客の増加に努める意欲は強い。ただし韓国からの観光客は少なく、きちんとした対応が望まれる。近年ではマレーシア船籍のクルーズ船の来島が実現した。ただし、台湾の基隆港から那覇港へ向かうクルーズの途中の一時

帰島にすぎず、数時間の一時上陸程度であるので、八重山全体の魅力を発信して長時間の滞在を可能にする取り組みが必要である。

日本のみならず外国との交流も行っている。一九八二年に八重山青年会議所が蘇澳港国際青年商會と姉妹交流を始めたことから、一九九五年には台湾（臺灣）・宜蘭縣・宜蘭市・蘇澳鎮と「姉妹都市協定」を結び漁業を中心とした交流を行っている。一九九九年にはハワイ州のカウアイ郡と「姉妹都市協定」を結んだ。二〇〇一年には台湾（臺灣）花蓮港と「姉妹港」協定を結んだ。特に新石垣空港が完成し国際ターミナルを併設したので、台湾（臺灣）花蓮空港と夏季のみではあるが定期チャーター便の運航を行っている。今後国際定期便の就航を実現していきたいとのことであった。

石垣市役所ではそれ以外にも多くの話を聞かせていただいた。今回の共同研究は「国境を挟んだ地域（離島）を中心とした国際交流の実態の調査が中心であったことから、教科書問題等の話は報告書には掲載していない。調査の後のことではあるが、中華人民共和国の尖閣諸島海域へ頻繁な接近や違法行為に対して、国土保全の視点からの自衛隊の配備問題が生じてきている。今後の石垣島をめぐる動きに注意を払っていき²⁷きたい。

与那国町は、天気が良いれば台湾が見えるほど、台湾に近い日本最南端の島である。ただし近年では、中国大陸の郊外で汚染された空気が台湾を覆い、そこに台湾の汚染された空気が混じることで空気がさらに汚染され、台湾が見えることはほとんどなく、船も台湾に近づくにしがって汚れが付くので、漁民はあまり台湾へは近づかないようにしているとのことであった。

与那国町では、人口減少問題を解消するために一〇〇名程度の人口増加策を模索していた。高齢化は進展している

がある程度若者の数は確保されていた。与那国町は沖縄県内市町村の中では四番目の所得水準を誇っており、子供たちの進学率は高い。しかし島には中学校までしかないの、若者は「一五の春」といわれるように、高等学校進学を機会に島を出ることになる。島を出た若者の大半は島には戻ってこない。そうした状況にあって若者の人口がある程度確保されている理由は、島を訪れた若者の一部が島を気に入り定住することが多いためである。インタビューをした観光産業で働く若者の多くが島以外の出身だと答えてくれたことから、そうした傾向があることは理解できた。今後は島を出た若者が、定年退職後に戻ってくれることにも期待したいとのことであった。⁽²⁸⁾

町ではこれまでの町並みの保存あるいは再生を前提とした対策に取り組んでいた。その基礎となっているものが、二〇一二年に策定された「どうなんファンド基本構想」である。構想実現策として「どうなんファンド町民活動支援助成金交付要綱」を制定し、「どうなんファンド町民活動支援助成制度」を開始した。これは町の活性化に向けた町民、企業、団体のまちづくり活動の支援のためのコミュニティ・ファンドの創設策である。その原資として考えられたものがふるさと納税である。ふるさと納税を利用して「ばんたドゥナン島基金」を設立し、活用していこうとするものであり、地域の活性化や美化などのまちづくり活動を行う団体への助成を行う制度である。

島を愛する人たちにとって伝統的な住宅が並ぶ歴史的町並みは重要である。しかし住民の住まなくなった古民家をそのまま維持することは困難である。朽ち果てるままにしておいたのでは町並みは破壊されてしまう。町では人口減により人が住まなくなった古民家は解体することにしていった。その代わりに解体した古民家の資材をストックしておく、将来古民家に住みたいという希望者が出てきた時には、ファンドを利用して古民家を再生することになっているのである。過疎の町の伝統的町並み保存に対する新たな企画ということができる。

台湾との国際交流は、沖縄県の本土復帰一〇年後の一九八二年、花蓮市との「姉妹都市」締結に始まった。一九四五年から五〇年にかけて与那国町と台湾との間では貿易が盛んにおこなわれていた。日本政府からみれば密貿易ということになるが、一八九五年に日本に割譲された台湾にとっては、五〇年にわたって日本領土であったことから、それまでの慣行に従った貿易であった。与那国町からは尖閣諸島からの木材などが輸出されていたとされるが、実際には、与那国町は「沖縄本島（沖縄本島…著者注）」から持ち出された軍需物資と、台湾からのコメ、砂糖、茶、薬品などの生活物資とのバーターのための中継点となっていたのである。

このころの与那国町の人口は、台湾からの引揚者も多数に上ったことから急増し、約一万二千人に膨れ上がった。貿易はこれだけの人口を抱えることを許していたのである。貿易が与那国町にとって大きな影響があったことは、一九五〇年にアメリカの規制が強化されたことで町の人口が激減したことからも理解できる。貿易の衰退と国境の取り締まりの強化の影響を受け、与那国町と台湾との交流は表面上は途絶えている。ただし、この国境周辺の海域も荒れることがあり、台湾船が風を避けるために与那国島の陰にはいることは現在でもある。そうした時にはお互いに黙認して海上の安全を守ってきたのである。しかし、もしこうしたことを理由に外国人が上陸した場合には、二人の警察官では治安の維持が不可能という予測もたつ。このことは、のちに述べる与那国島への自衛隊の駐留の必要性の理由の一つとなっているのである。²⁹⁾

二〇〇二年には「姉妹都市締結二〇周年」の親善交流が行われた。二〇〇七年には花蓮市に「与那国町役場在花蓮事務所」を開設し、台北への初の国際チャーター便を、翌年には花蓮へ初の国際チャーター便を運航した。二〇〇九年には「与那国・花蓮懸交流発展協会」が設立され、協会を通じて台湾の肥料が輸入された。二〇一二年には「姉妹

都市締結三〇周年」行事が開催され、「花蓮・与那国間水上摩托車（水上バイク）太平洋横断二〇一二」が実行され、水上バイク三五台と伴奏船一隻が与那国島へ到着した。日本と台湾には国交がないことから、非関税製品である砂やプラスチックの輸入も、環境規制等による数量制限のためあまり動きがないとのことであった。花蓮港ではプラスチックが港に大量に積まれており、与那国島への輸出品であるとの説明を受けた。花蓮市と蘇澳鎮からは交流や公益を含めた活発な交流の要請が来ている。台湾（臺灣・中華民国）が国際社会から認知されるためにも、外国の都市との交流を望んでいることがわかる。ただし日本政府には目立った動きはない。

中華人民共和国の活動の拡大の影響を受けて、与那国町では防衛省の要請もあり自衛隊の誘致が検討されることになった。二〇一五年二月二日の中学生以上の住民による投票の結果、賛成六三三票、反対四五五票で賛成が上回った。自衛隊の沿岸監視部隊は一〇〇人程度の規模であるが、家族も含めればある程度の数になる。基地以外の設備の整備も進められることから、人口の二割弱程度の増加につながる自衛隊の配備は、地域活性化の手段の一つといえるかもしれない。与那国町に先んじて自衛隊の部隊が設置された対馬では、このことで地域活性化に役に立ったとの評価も聞かれた。自衛隊の配備に対する石垣市と与那国町の動きにはますます注意を払っていききたい。³⁰

五 国境問題と漁業協定

日本と台湾（臺灣・中華民国）の漁民は、ある時期までは友好的にあるいは共同で仕事をしてきた。日本側はその時期を一九七二年の沖繩の本土復帰までとしており、台湾（臺灣・中華民国）側は少なくとも一九九六年あるいは二〇〇五年としていて、かなり時期的には違いがある。とにかく沖繩県の本土復帰以前は、領土問題はないことを前提に対

話が進められてきていたことから、両国漁民が平和裏に操業ができていたのである。⁽³¹⁾

二人の判断の違いが生じた要因の一つとして、沖縄の本土復帰に関して、時の台湾（臺灣・中華民国）政府は尖閣諸島を台湾（臺灣）の一部であり、自国の領土であるといひ始めたことをあげることができるとなる。その前提となったものが一九六八年の「国連アジア極東経済委員会（E C A F E）の報告書」である。そこには尖閣諸島周辺の海底には石油をはじめとする豊富な資源があるとかかれていますのである。その結果、台湾（臺灣・中華民国）ばかりでなく中華人民共和国も尖閣諸島の領有権を声高に叫ぶようになったのである。

海底資源の問題をめぐる対立はその後も継続され、領海の範囲として二〇〇海里的排他的経済水域や大陸棚が主張され、海洋国家の権益が大きく認められるようになってきた。東シナ海では中華人民共和国の海洋進出と不当な領有権の主張に対して、日本も明確な行動をとる必要に直面するようになってきた。特に、一九九二年に中華人民共和国は「中華人民共和国の領海及び接続水域法」を制定し、接続水域の拡大に動き、尖閣諸島を自国領域とする東シナ海の線引きを行った。これに対して、日本政府は対抗措置をとることにし、一九九六年には「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を制定した。同法を通じて日本政府は、自国領土の保全策に動くことを周辺諸国に明示したのである。同法による排他的専管水域の設定は、そこに尖閣諸島がはいることから、法的にも制度的にも尖閣諸島の領有権を日本が明言したのである。

その後、尖閣諸島付近の海底油田確保に向けて、中華人民共和国は二正面作戦を展開するようになった。一方では尖閣諸島を明確な中国の領土の一部であるとする論拠を作り上げ、その領有権を理不尽にも世界に向けて主張した。しかし他方では、台湾（臺灣・中華民国）が中華人民共和国の領土の一部である以上、台湾（臺灣・中華民国）に帰属す

る領土は自国の領土であるとの主張も繰り返すようになった。なりふり構わず尖閣諸島のみならず沖縄県も領域とする理論さえ展開し始めてきている。その中華人民共和国の海上活動が顕在化してくるのが二〇〇五年あたりである。東シナ海では、徐々に海洋への進出力を高めてくる中華人民共和国に対して、日本も対抗手段をとる必要が認識されるようになり、日本の取り締まりも強化されてきたからである。³²⁾

日本側と台湾（臺灣・中華民国）側に存在する共通認識は、尖閣諸島付近では八重山地域の漁船はほとんど操業してないという事実である。八重山の漁民は近海漁業を主としており、中型あるいは小型の漁船での操業が中心となっている。これに対して台湾漁民は大型船を使い延縄で操業していることは石垣市職員も認めている。八重山漁民は伝統的なローカルな漁法で操業を行っており、船溜まりや通信施設がおかれていない尖閣諸島ではほとんど操業していないばかりか、することが実際には不可能なのである。問題の中心は、資源の枯渇の危機をいかにして回避するかということである。これに対して台湾（臺灣・中華民国）側は、台湾漁船は延縄での操業が中心であり、食いつく魚だけを取っているので資源枯渇の心配はないと主張している。しかし、延縄の長さや針の数、さらに台湾漁船の数の多さも問題の一つとなっている。こうした心配を排除するためにも日台（臺日）漁業協定が必要とされてきているのである。中華人民共和国の漁船の尖閣諸島周辺での操業への規制の必要性が、まわりまわって台湾漁船への厳しい取り締りへとつながることになっていった。それゆえ日本と台湾（臺灣・中華民国）は、相互理解による安全操業の確保を求め「日台（臺日）漁業協定」を締結すべく協議に入ることになったのである。しかし協議は一六回に渡って行われたが合意に至らず、二〇〇八年の海上保安庁の巡視船と台湾漁船の衝突事件が発生したこともあって、二〇〇九年に中断されたままとなっていた。これを揺り動かしたものが、二〇一二年八月の馬総統の「東シナ海平和イニシアチブ」

の提起である。これに対して日本では、東京都による尖閣諸島の取得を通じて周辺諸国との間で起こる危険を回避するため、九月になって野田内閣は尖閣諸島の国有化にふみきった。野田内閣の尖閣諸島国有化に台湾（臺灣・中華民国）政府も、中華人民共和国も反発を強めることになったのである。

日本の尖閣諸島の国有化は、台湾（臺灣・中華民国）政府と中華人民共和国政府の共同歩調による日本攻撃を発生させる可能性を生じさせた。こうした危険を回避するために、一〇月に玄葉外務大臣は「台湾のみなさんへ」と題したメッセージを発信し、日本政府の行動に対する理解を求めたのである。これらの動きから日台（臺日）漁業協定」締結の機運が高まり、第三回日台（臺日）漁業委員会で、二〇一三年四月一日に「一部水域での操業ルール」が合意されたのである。

馬總統の「東シナ海平和イニシアチブ」は、関係国が尖閣諸島をめぐる争議を棚上げにし、東シナ海行動規範を策定したうえで、それに基づいて資源の共同開発と平和を実現しようとするものであった。また馬總統が九月七日に発表した「東シナ海平和イニシアチブ」推進綱領は、二国間、多国間の漁業協力も含む、多様な提案を含むものであった。その結果、協定の第一条は「この取り決めは、東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互恵協力を推進し、排他的経済水域の海洋資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とする」というもので、馬總統に一定の配慮をしたものといえる。「日本側が馬總統のイニシアチブを評価し尊重する姿勢を示したことが」台湾側を安心させ、妥協に至ったと判断できる。³³⁾

台湾（臺灣）の漁民は尖閣諸島周辺での漁業を望んでいた。台湾（臺灣）が日本の領土であった時には自由に操業できた海域であったことから、春のマグロ漁の絶好の漁場での漁業権を求めていたのである。台湾（臺灣）漁民にあ

る程度の譲歩をすることは、中華人民共和国と台湾（中華民国）に、不用意に反日活動を発生させる可能を回避するためにも必要な政策であった。それゆえ山中石垣市長は、尖閣諸島周辺の平和が何よりも八重山地域にとって大切なものであることから、今回の政治的判断には批判はしていない。⁽³⁴⁾ただし、両国漁民の不満は残っていることから、新たな協定の締結が必要となってきたのである。

こうした流れを受けて、二〇一四年一月二四日に第三回日台（臺日）漁業委員会が台北市で開かれ、両国は協定合意水域における操業ルールに合意をしたのである。その結果八重山諸島北側の三角水域と久米島西側の「特別協力水域」の一部で日本漁船の操業が可能となった。ただし日本と台湾（臺灣）の漁船が同時に操業した場合、延縄の關係でトラブルが生じる危険がある。これは、日本側が主張した船の間隔四カイリ（約七・四キロメートル）が全水域に適用されなかったためである。もともと今回の取り決めは二〇一四年の四月から七月までの期間（春のマグロの漁業期）に限定されるものであり、二〇一五年以降は再協議されることになっていた。⁽³⁵⁾

日刊水産経済新聞は、「『特別』と『三角』水域の見直しで合意」という見出しで、日台（臺日）漁業委員会第四回会合が合意したことを伝えている。記事によると「日台漁業取り決め協議日台漁業取り決め水域における操業ルール見直しを協議する交流協会（日本側）と亜東關係協会（台湾側）の日台漁業委員会第四回会合が四日から七日まで東京で開かれ、『特別協力水域』と、八重山北方の『三角水域』のルール見直しで合意、決着した」ことを伝えている。ただし「日本側が強く求めていた取り決め適用全水域での『船間距離四カイリ』は合意しなかった」のである。さらに「当初は六日決着が予定されていたが話し合いは難航し、七日未明になってやっとまとまるといふ厳しい協議で、決裂を回避した」ことを伝えている。この結果、当分の間、八重山地域の日台（臺日）間の平和な漁業の営みは確保

される見通しがついたといえるのである。⁽³⁶⁾

六 八重山地域の今後

このように曲がりなりにも漁業協定が締結され、周辺海域の安全が確保された八重山地域にとっては、今後どのような地域おこしを展開していくかが課題になる。漁業を中心とした「石垣島の振興策」の策定は、漁協と市の水産課の協調によって作り上げられるものであることから、現場の声が届いていない。県の漁協の振興策は国の補助金の獲得合戦に向けられているのであり、振興基金は施設整備すなわち箱もの行政に使われている。それには必ずしも現場や地元の声が届いているとは言えない。もっと地元の漁民の声を反映させるやり方が必要であるとの指摘を受けた。

「例えば港に六メートルほどの猛暑施設（高さ三メートルほどのところに長さ六メートル、幅四メートルほどの日よけ）が作られている。確かに沖縄の日差しはきつく、炎天下の作業のためには日よけはあったほうがいい。しかしこのような大きさでは、太陽の位置によっては何の役にも立たない。作るならかなり大きなものが必要であり、この大きさでは邪魔なだけである。」また「防衛予算の使用においても、それを漁民のために用いてほしい。八重山の漁民は国境の島周辺で漁業をしているのであり、それを守ってくれるようなものにしてほしい。国防とはいえ地元住民の仕事を最優先に対応してほしい」との声も聴かれた。

また、「石垣島の観光業の発展には漁協が中心となった取り組みも必要だ」との指摘もあった。その理由として「修学旅行者のような大人数の集団を受け入れると、同じ規格の食材を提供する必要がある。しかし零細な地元漁民では一定の大きさのものを一定数整えることは困難である。品ぞろえができなければ均等な食材を逆に大都市の企業

から買い入れるしなくなる。これでは地産地消が成り立たない。どのような対応ができるのかを考えていく必要がある」との声を聴くことができた。⁽³⁷⁾

長崎県の上五島町や五島市では民泊を利用した修学旅行を受け入れていた。各民泊に五・六人を宿泊させ、それぞれの民泊先で家主が考えたもてなしをするという。食事も待遇もそれぞれ異なるが、それもいい体験として受け入れられていると聞いた。石垣市は大きなホテルや旅館が多く、均等な食材で平等にもてなすことが前提となっているようであるが、自然の中で地元での生活を訪問した時の条件で体験させることも考えてみるべきであると思われる。そうすれば、受け入れ先さえ確保できれば、竹富町でもそれぞれの島に客を分散させる形で、多くの客を一度に受け入れることも可能となるはずである。発想の転換も必要であると思われる。⁽³⁸⁾

琉球処分を断行した際に、明治政府は清朝に対して「宮古・八重山」すなわち先島諸島を割譲するという提案をしたという記録が残っている。このことは、沖縄本島という〈周辺の中央〉を領域化するために両先島（宮古・八重山）〈周辺の周辺〉を犠牲にしてもかまわないという政治判断があった証拠といえる。清王朝を見た場合、北京が清朝の〈中央〉であり、福建は〈周辺〉である。その福建は地方の行政単位からいえば〈中心〉なのであり、臺灣（台湾）は福建からみれば〈地方〉となる。北京と臺灣（台湾）では、北京が〈中央〉であれば臺灣（台湾）は〈地方の地方〉ということになる。台北〈地方の地方の中央〉からみれば花蓮や蘇澳鎮は〈地方の地方〉ということになる。八重山地域でいえば石垣市〈地方の地方の中央〉からみれば竹富町の島々や与那国町は〈地方の地方の地方〉ということになる。

〈地方の地方の地方〉こそ、〈中央〉や〈地方の中央〉からはほとんど相手にされなかった地域でもあったといえる。

国家規模の拡大と、制度規則の整備等によって国境が強く意識され、国境を超えた〈周辺〉同士の交流は、アメリカによって与那国と台湾（臺灣）の交易が断絶されたように、断絶が生じる可能性が高まることになる。しかしそれ以前には地域間の交流は自然に行われていたはずである。取り残された〈周辺〉には独自の伝統文化が蓄積され、加えてかつての交流によって影響を受けあった〈周辺〉同士の間で築かれた伝統文化や慣習などが改正され蓄積されてきたはずである。

そうしたものを再確認することで〈周辺〉の独自文化を確認したり、交流によって築かれてきた〈周辺〉同士の絆を理解あるいは再発見することも可能なはずである。そうした交流を通じて新しい地域文化を通じた地域のアイデンティティが確立できれば、より独自性を持った地域おこしが実践できる可能性が高まってくると思われる。そうしたことを理解すれば、これまでとは違ったそれぞれの地域の地域おこし、より広域的な全体的な地域おこし、国境を越えた地域の新しい姿を作り出すことができるはずである。何を生かしてそうしたムーブメントを作り上げるかが各地域に求められていると思われる。他の地域を模倣するのではなく、もう一度自分たちの地域を複眼的に見直せば新しい方向性が見えてくるはずである。

本論文は日本大学法学部政経研究所の、二〇一三（平成二五）年から二〇一五（平成二七）年の三年計画で実施されている共同研究「東アジアと日本政治」の中で、二〇一四（平成二六）年三月に沖縄県八重山地方の石垣市と与那国町で実施した聞き取り調査の」と、二〇一四（平成二七）年二月に台湾（臺灣）の花蓮市や宜蘭県蘇澳鎮で実施した聞き取り調査」を中心としたものである。

本文においては、数字は各資料の表記にかかわらず漢数字で表記した。また単位を表す記号もカタカナ表記で記載した。各種

資料では「尖閣諸島」と「尖閣列島」が混在してつかわれていることから、混乱を避けるためにすべて「尖閣諸島」に統一して表記した。

- (1) 日本の人口と面積は、帝国書院「統計資料 日本 面積・人口」(<https://www.teikokushoin.co.jp/statistics/japan/index02.html>)を参照して整理した。
- (2) 海洋面積を含んだ日本の領域の国際比較における順位を、山田義彦氏や海上保安庁「北海道の海の知識」(<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANI/soudan/wan.html>)は世界第六位と、「Soft Coral」(http://www.h5.dion.ne.jp/~s_coral/webmaster/haitateikeizaisuiki.html)は第七位としている。またその面積についても吉田氏「東京都・海上保安庁では若干異なる」。山田吉彦著「農政トピック TPPが我が国の海洋安全保障に与える影響」『月刊J-A』(二〇一一年一月)、山田吉彦著『日本の国境』新潮新書。なお領海について海上保安庁は、接続水域三三万平方キロメートルを含んだ場合には四四七万平方キロメートルであり、領海四三万平方キロメートルと接続水域を除いた排他的経済水域を約三三三万平方キロメートルとしている(海上保安庁「日本の領海等概念図」：<http://watari.ti-danet/e3091342.html>)。
- (3) 東京都総務局「東京諸島の概要」(平成一四年) (<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyō/kaigan-plan/izu-ogasawara/02.pdf#search=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E8%A%B8%E5%B6%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81%>)
- (4) 沖縄環境経済研究所『琉球諸島を世界遺産へ』沖縄県文化環境部自然保護課発行「琉球諸島の範囲について」(http://www.prf.okinawa.lg.jp/site/kankyō/shizen/yokuka/koen/documents/h162_pamphlet) (p16-p30)。
- (5) 「代表渡慶次明のよまよまびなご」(<http://watari.ti-danet/e3091342.html>) 参照
- (6) 東京都総務局、前掲『概要』、小笠原村HP「第四次小笠原村総合計画」(<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/comprehensiveplan/>) 参照
- (7) 長崎県「ながさきのしま・ながさきのしまの&A」(<http://www.prf.nagasaki.jp/sima/qa/nagasaki-qah.html>)
- (8) 沖縄県文化環境部自然保護課「Nature on Okinawa 沖縄の自然ガイド 森と海の不思議な生き物たち」(冊子) (http://www.prf.okinawa.lg.jp/site/kankyō/shizen/yokuka/hogo/nature_in_okinawa.html)。

- (9) 沖縄国際大学南島文化研究所編『八重山の地域性』(南島文化研究所叢書Ⅰ、編集工房東洋企画、二〇〇六年三月三〇日発行、一頁)
- (10) 沖縄県の長所部の特徴については、沖縄環境経済研究所、前掲書、沖縄県HP、「島嶼別面積」「八重山地域の概要」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/tochitai/tousho.html>)、南大東島HP (http://www.villminamidaito.okinawa.jp/pdf/youran-pdf/09_chisei.pdf)、など参照
- (11) 「日本の旅 四七選 日本の最四端」(http://park10.wakwak.com/~zipangu21/j_trip/special/ewsn_japan/ewsn_japan.htm)
- (12) 市区町村変遷履歴情報、都道府県別一覧【沖縄県】(<http://uub.jp/upd/>) 参照
- (13) 各市町村の人口は沖縄県HP「市町村行政の状況」「市町村の人口・世帯数・面積」(二〇一二年八月九日更新) (<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichosen/2431.html>) 参照
- (14) 宮古市「宮古市の概要」(<http://www.city.miyakojima.lg.jp/syoukai/gaiyou.html>)、石垣市「モーリナー 石垣市」(<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/index.php>)、与那国町「日本最西端の島 与那国町」(<http://www.town.yonaguni.okinawa.jp/>)「R200 りんご」[倉庫]「各都道府県庁間の最短距離 - 東京(新宿区)からの各都道府県庁間の距離」(http://www.jp-ia.com/_database/todoufukml3.html)、「尖閣諸島の島々」(<http://okinawashimadastfc2web.com/okinawasenkaku.htm>)、「尖閣諸島の住所」(<http://blog.goo.ne.jp/memo26/e/c36cb8bae6541be75f794e3f8dabd5>) 等を参照し整理した。
- (15) 「都道府県別の合併の進捗状況」『市町村合併資料集』(<http://www.soumu.go.jp/gappei/gappei.html>)
- (16) 外務省「尖閣諸島」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkakupdf#search=%E5%88%97%E5%B3%B6>)、石垣市「統計とかがみ」等を参照し整理した。
- (17) 沖縄県「八重山地域の概要」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-yaeyama-nosu/keikaku/yaeyamanogaiyou.html>)
- (18) 沖縄県「八重山要覧」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/yaeyama/shinko/documents/yaeyamayouran/yaeyamayouran.html>) と沖縄県企画統計部「平成22年国勢調査産業等基本集計結果 沖縄県の概要」(<http://www.pref>

- okinawa.jp/toukeika/pc/2010/sangyou/gaiyo.pdf#search=%E6%B2%96%E7%B8%84%E7%9C%8C%E3%81%AE%E7%94%A3%E6%A5%AD%E5%88%A5%E5%B0%B1%E6%A5%AD%E8%80%85%E6%95%B0) 参照
- (19) 石垣市『統計』がき 平成二六年度』(第三七号) (<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/kikakubu/kikaku/toukeihin/>)、沖縄県、前掲資料等を参照し整理した
- (20) 沖縄県「八重山地域の水産業の概況」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-yaeyama-nosu/26208.html>)
- (21) 竹富町HP (<http://www.town.taketomi.jp/>) 参照
- (22) 沖縄県『八重山要覧』参照。なお日帰り型の観光客が多く、観光収入の多くを石垣市に奪われている竹富町の状況を、呉錫畢氏は「ビノキオ観光」と呼び、改革の必要性を提言している。呉「ビノキオ観光と地域発展の可能性」沖縄国際大学南島文化研究所『八重山の地域性』(南島文化研究所叢書Ⅰ) 編集工房東洋企画二四三―二六二頁参照
- (23) 斎藤剛史著「教科書の採択権は誰にあるのか」沖縄・八重山地区教科書問題をめぐって」内田洋行・教育総合研究所「学びの場.Com」(<http://www.manabihoba.com/index.cfm/6,17520,13.html>) 参照。なおA社が育鵬社でありB社が東京書籍であることは、著者が加筆した。
- (24) 文部科学省HP「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/detail/1344707.htm) 参照
- (25) 八重山地域の一体化を目的とした合併計画や、石垣市と竹富町の合併計画があったことは、少なくとも石垣市と竹富町の間には、広域行政の展開に関する種の共通認識が存在していたことを示している。ただし石垣市では二〇一〇年二月から保守系の中山義隆氏が二期にわたって市長を勤めている。他方竹富町では二〇〇八年から革新系の川満栄長氏が町長を勤めている。また与那国町では二〇〇五年から保守系の外間守吉氏が町長を勤めている。(日本経済新聞二〇一四年三月二日「石垣市町選、現職の中山氏再選 与党が勝利」、「竹富町のあゆみ」(http://www.town.taketomi.jp/town/index.php?content_id=9)、琉球新報8月12日「与那国町長選 複雑な民意受け止め」(<http://ryukyushimp.jp/news/storyid-210914-storytopic-11.html>) を参照して整理した。

- (26) 与那国島HP (<http://www.town.yonaguniokinawa.jp/>)、与那国島基本情報 (<http://www.town.yonaguniokinawa.jp/donan-bunka/base/>)、八重山広域市町村圏事務組合HP (http://www.y-kouiki.com/kousei_yonaguni.html)、「竹富町 市町合併と役場移転に関する住民投票」(<http://homepage.nifty.com/jijunjun/taketomi.HTM>) など参考して整理した。
- (27) 石垣島での調査資料を中心に整理した。なお石垣島への自衛隊の配備問題については「八重山日報」(<http://www.yaeyama-nippo.com/%E7%89%B9%E9%9B%86%E8%87%AA%E8%A1%9B%E9%9A%8A%E5%95%8F%E9%A1%8C>) 参照。
- (28) 与那国町では最初に町議会議員である糸数健一氏にインタビューを行った。糸数議員には島内を案内していただいたばかりか、夜には自宅で話をうかがった。議員の御協力に深く感謝する次第である。なお糸数議員もUターン者の一人である。
- (29) 与那国町『与那国 沈黙の怒濤 とうなんの100年(町史別巻1)』一九九七年や若林敬子著『沖縄の人口問題と社会的現象』東信堂、二〇〇九年、二二二頁を参照して整理した。自衛隊の駐留は糸数氏から聞いたものである。
- (30) 与那国町での調査資料を中心に整理した。なお与那国島への自衛隊の配備問題については、朝日デジタル (<http://www.asahi.com/articles/ASH2PTKVZH2PTPOB004.html>) を8binews「八重山郡初の自衛隊配備」(<http://8binews.org/?p=1811>) 等を参照して整理した。
- (31) 日台(臺日)間の漁業問題等に関しては、石垣市では沖縄県漁業士会会長の比嘉康雅氏にインタビューを、台湾(臺灣・中華民国)では宜蘭縣延繩漁業協會總幹事の林新川氏にインタビューをした。
- (32) 中華人民共和国の「中華人民共和国の領海及び接続海域法」については、毛利亜樹「法による権力政治 現代海洋法秩序の展開と中国」(http://www2.jia.or.jp/pdf/research/h22_Chugoku_kenkyukai/06_Chapter6.pdf#search=1992%E5%B9%B4+%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E3%81%AE%E6%B5%B7%E6%B4%8B%E6%B3%95) を参照した。
- (33) 川島貢著『歴史的』日台漁業協定の締結 —その以後と課題』(nippon.com : <http://www.nippon.com/ja/currents/d00081/>)
- (34) 櫻井よしこ著「尖閣諸島周辺海域の日台漁業協定」沖縄県が政府に抗議の真相『週刊ダイヤモンド』二〇一三年四月二七日・五月四日合併号参照

- (35) 『琉球新報』、「日台漁業委員会の一部水域での操業ルールに合意」(<http://ryukyushimpou.jp/news/prentery-218346.html>)
- (36) 日刊漁業経済新聞 (<http://www.suikai.co.jp/%E3%80%8C%E7%89%B9%E5%88%A5%E3%80%8D%E3%81%A8%E3%80%8C%E4%B8%89%E3%A7%92%E3%80%8D%E6%B0%B4%E5%9F%9F%E3%81%AE%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%A7%E5%90%88%E6%84%8F%E3%80%81%E6%97%A5%E5%8F%B0%E6%BC%81/>)
- (37) 石垣市での聞き取り調査と長崎県上五島町と五島市での聞き取り調査の内容
- (38) 藤波潔著「八重山と台湾の歴史的関係 ―真の「関係史」構築を目指して―」『八重山の地域性』二二―二四頁参照

政経研究所共同研究資料

一・石垣市役所での聞き取り調査

会場…石垣市役所会議室

日時…二〇一四年一月二四日午後四時―五時三〇分

参加者…中山義隆(石垣市長)、嘉数博仁(企画部観光スポーツ局長)、こしざと俊太郎(同主査)

日本大学 山田光矢、佐渡友哲、孔 義植

石垣市の概況

石垣市…琉球弧及び日本列島の最南西端に位置し、一九の島々から成る八重山群島の拠点

政経研究所共同研究資料

石垣島と無人の尖閣諸島で構成

八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)の全面積(五九一・八km²)の約三九%

沖縄県全面積(二、二七一・三km²)の一〇%

市制施行…昭和三二年(一九四七)年七月一〇日

非核平和都市宣言

昭和五九年(一九八四年)三月二九日制定

観光立市宣言 平成九年(一九九七年)十一月一日宣言

平和港湾宣言 平成一一年(一九九九年)三月二六日議決

石垣市核廃絶平和都市宣言

平成二三年(二〇一一年)十二月二七日議決

人口…四八、八一〇人(男…二四、四二五人 女…二四、三八

五人 世帯数二二、四七四戸・平成二五年二月末現在)

産業別人口(平成二二年)

第一次産業 一、九五七人(八・七%)

第二次産業 三、一九〇人(二七・三%)

第三次産業 一四、八九〇人(六六・八%)

分類不能 二、二三八人(一〇・〇%)

面積…二二九・〇〇km² 海岸線…延長一八四km

主な産業…農業、水産業、畜産業、観光業

主な特産品…石垣牛、バイナップル、マンゴー、かまぼこその他

(市役所職員はマグロとバイナップルを強調)

食糧自給率が低い ↓ 平地が多いので可能性は高い…家庭

菜園が多い

∴ 輸入あるいは移入食料が多い(牛・豚)

漁港 第一種…登野城漁港、伊野田漁港、船越漁港

第二種…石垣漁港

↓ 沿岸漁業の基地として順次その整備を進めている

尖閣問題…尖閣諸島周辺での漁業⇨経費の関係で一週間程度

の滞が必要

∴ 沿岸漁業者は近寄らない

荒海 ↓ 船溜り、灯台、通信施設などが必要

海上保安庁…大型巡視船一四艘配備決定⇨第一管区

海上保安本部・石垣海上保安部

空港 新石垣空港…第三種空港滑走路…二、〇〇〇m×四五m)

平成二五年(二〇一三年)三月七日開港

国際ターミナル併設 ↓ 日本の最西端 ↓ 台湾に近い

↓ 定期便はない

ピーク時…一日九二便の離発着 ↓ 国際空港化するには

空港の拡張が必要…二、五〇〇m空港

石垣空港 ⇨ 台湾花蓮…夏季のみ・復興航空(Trans Asia

Airways) 定期チャーター便運航

第一海上保安本部・石垣航空基地併用

石垣市役所…北緯二四度二〇分、東経一二四度九分

石垣島からの距離

宮古島(宮古島市)まで…一三三km…第一海上保安本部

石垣海上保安部・宮会場都保安署

沖繩本島(那覇市)まで…四一km

鹿児島まで…一、〇一九km

東京まで…一、九五二km

台湾(台北)まで…二七七km…沖縄本島より台湾のほうが近い

市町村との交友関係

親善都市…岡崎市(愛知県) 昭和四四年(一九六九年)二月

友好都市…稚内市(北海道) 昭和六二年(一九八七年)九月

北上市(岩手県) 平成二六年(二〇一四年)一月

二六日

姉妹都市…蘇澳鎮(臺灣) 平成七年(一九九五年)九月

台湾(臺灣)…宜蘭縣…宜蘭市…蘇澳鎮

漁業を中心に交流

一九八二年…八重山青年会議所と蘇澳港國際青

年商會姉妹締結

カウアイ郡(米国ハワイ州)

平成一一年(一九九九年)一〇月

ゆかりのまち…上板町(徳島県)

平成二二年(二〇〇〇年)一〇月

姉妹港…花蓮港(台湾)

平成一三年(二〇〇一年)一〇月

石垣市の人口動向

近年増加傾向を示している ↓ 毎年一〇〇人程度増加

政経研究所共同研究資料

特徴…四七都道府県の出身者が在住

三六カ国の人々が住んでいる

台湾との交流…漁業を中心とした交流

台湾(臺灣)…宜蘭縣…宜蘭市…蘇澳鎮

約二、〇〇〇人が帰化

台湾の影響…水牛を使う農業など

人口増の要因の例

トライアスロンのワールドカップ

母国の選手の応援やサポートのために来島し定住

C I R (国際交流員) による来島者

観光客の定住化…毎年約六〇万人の観光客が来島

島への愛着が生まれて定住する人々がいる

↓ 四七都道府県の出身者が在住する一因

石垣島(八重山地域)の特区構想 ↓ 国の許可が下りず頓挫

石垣の魚の貿易

(すじあら…アアラ・ミーバイ…やいととはた…養殖)

石垣島の観光産業の特色

売り物…日本であって日本でない

日本の最西端(台湾に近い)、

↓ 八重山地域の独自性

自然・ダイビング・シュノーケリング・つり等

観光収入…約六〇〇億

市の財政…三〇〇億

↓ 観光産業への依存度が高い

名産品の需要拡大策の実施 ↓ ISHIGAKI × DESIGN :

名産品のパッケージ再生

ネットによる新しいデザインを募集

↓ 名産品一〇点のリニューアル

内一点…台湾からの応募作品

↓ ネットが海外への情報発信手段となつてい

ることの証

自然…暖かい

農協観光…東北からの客(冬期)

岩手県や山形県米沢市との交流

岩手県…「かけはし交流」

一九九三(平成五)年の大冷害以降

石垣市…岩手県の種籾を肥育⇨交流開始

現在も継続

二〇一四(平成二六)年一月二六日

友好都市提携締結

…平成二三年まで

二月・三月の観光客⇨七月・八月と肩を並べていた

台湾からの観光客…多い⇨交流を通じた拡充が必要

自転車、トライアスロン、つりを中心に来島

国際ヨットレース⇨日本艇一〇、台湾艇四程が参加

韓国からの観光客…少ない⇨増加策が必要

島を知らせる工夫が必要

二〇〇八年…イ・ジョンソプ監督「快刀ホン・ギルドン」

撮影

監督は石垣島での撮影が多い

二〇一三年「プライベート・アイランド」(韓国TVドラマ)

マ)一〇〇%撮影

韓国人はゴルフをやる

きちんとしたゴルフ場の建設が必要

多国籍の外国人観光客の来島…クルーズ船(マレーシア船籍)

⇨平成二五年度で八万七千人

台湾基隆港からスーパースターエリア

石垣港に寄港 ↓ 週二便程度

半日程度の上陸…基隆港 ↓ 石垣港 ↓ 那覇港

那覇港への途中の一時上陸程度

日本人観光客の誘致…スポーツを通じて女性客を増やす

実施している項目

石垣マラソン…一月に実施（本年は一月二六日）

千葉ロッテ・マーリンズのキャンプを誘致…二月

日本で最初のオープン戦を開催…ロッテ vs オリックス

ツンダミア일랜드フェスティバル

(TsumDAMI ISLAND FESTIVAL)

三月八日…石垣港新港地区特設会場

外国人観光客の誘致

健康アイランド

医療を通じた交流…八重山病院の建設（石垣空港跡地）

サイクリング…石垣島ライドや西表島ジャングルライド他

フリー Wi-Fi の提供

石垣市の台湾との交流

八重山商工高等学校…国立台北大学に六名が留学

台風と生態系の関係

地球温暖化(？)…台風の進路が変わってきている

政経研究所共同研究資料

台風の恵みが少なくなってきた。

台風…雨と塩が生態系を保持していた。

八重山…流罪の地⇨政治や芸能関係者が流罪となった

独自の文化を育んできた

台湾・中国との環境問題

中国の公害が風に乗って台湾に来る

中国と台湾の公害が一緒になって八重山に来る

⇩ 国際協調を通じた環境対策が必要

資料 <http://www.city.ishigakiokinawa.jp/home/kikakubu/ki->

[kaku/index.htm#p11](http://www.city.ishigakiokinawa.jp/home/kikakubu/ki-kaku/index.htm#p11)

石垣市ホームページ〈統計で見える石垣市の概況他〉

[www.city.ishigakiokinawa.jp/500000/500100/gaikyou.](http://www.city.ishigakiokinawa.jp/500000/500100/gaikyou.htm)

htm

http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_280/04_sppdf#search=CR

自治体の国際化と国際交流員の活用：CRAIR

自治体の国際化と国際交流員の活用：CRAIR

二. 石垣島の台湾(臺灣)との関係を含む漁業と観光に 関する聞き取り調査報告

会 場…海業(うみわざ) 観光

日 時…二〇一四年一月二五日 一〇…〇〇—一二…〇〇

被聴取者…沖縄県漁業士会長 比嘉康雅様

参加者…山田光矢 佐渡友哲 孔 義植

石垣市と台湾(臺灣)・蘇澳鎮・姉妹都市交流

人的交流…盛ん ⇕ 経済交流…少ない

水産物交流…マグロ漁

台湾との交流…話はたくさんある ↓ 実現したものは少ない

∴ 交流から生じる波及効果…実感はない

台湾からのクルーズ船の来航…通過型

店によって対応や結果が異なる

日本人の行動…離島には行かない…領土問題・対外批判

離島…外国人観光客に依存 ↓ 批判…離島の経済に悪影響

石垣と台湾の漁船同士のつながり

沖縄の本土復帰前まで…友好的

共同で仕事をしてきた ↓ 混活化：マグロ船

石垣漁民…小型船によるローカルな漁業

台湾…漁法の近代化(大型化)

面で操業(中国船も含む)

近海で操業…底物を狙う…定置網や釣り

トロール船…網…一網打尽 ⇕ 資源保護も重視

グルクン漁…中止…追込み漁…潜水病の危険

台湾との漁業協定…八月まで

⇕ 協議…新協定 ⇕ 破棄…漁民同士の対立

久米島東の問題…台湾船は一五隻 ↓ 多い

石垣島の振興策

漁協…役人的発想…漁協と市の水産課の協調

県の漁協の振興策…国の補助金獲得策

↓ 振興基金…施設整備(箱物行政)

無駄な箱物行政の例…猛暑施設

防衛予算の活用 八重山地域…国境の島

∴ 漁民 ↓ 国境で仕事

尖閣問題…一八九五年の台湾併合

↓ 戦後…領土問題はないことを前提に対話

石垣漁民が操業する場合…中小型漁船を使用

⇕ 中国船…大型船によるトロール漁

⇓ 船だまりや通信施設などが必要

石垣島の現状

飛行場の新設…観光客の増加 + 日本各地からの物資の流入

観光客への対応…多人数の食事(宴会等)

↓ 品揃えが困難…均等な食材等に移入

地産地消が成り立たない

日本人…北の魚を好む…南の淡白な魚はあまり好まれない

石垣の住民も同じ

石垣の観光業

漁協が中心となって島民に仕事を斡旋していく必要がある

漁業権の活用 ↓ 漁業権…漁協関係者の特権

ダイビングショップ…多くは島以外から進出したものが開設

島の若者は三%程度と推測

ダイビングの最中に魚介類の採集を披露

魚介類の採集…漁協関係者以外はできない

⇓ 島の若者の新しい仕事となる

地域おこしの一つの手段

居酒屋…チェーン店が進出

島民の店の優位性を強調して集客を考えるべき

⇓ 地の食材の提供・新鮮・おいしい等

釣り客…ダイビングに比べて少ない

釣り客の確保策…パイオ(浮漁礁)を設置

かなり釣れる確率が高い

漁協…ローテーションを企画(役人的発想)

仕事を分け合う

釣り客…特にリピーターは船長を指名する

船主のサービスが決め手…競争し合うべき

〔例〕比嘉氏…年に八〇組程度

船上で刺身を提供…つれなかつた場合も想定して材料

はあらかじめ準備

多く釣れた場合…宅配業者に連絡…港から直送

夕食等…食事のおいしい店を紹介

釣り客増加の一因…パラエティ番組で与那国島での釣りを

紹介 ↓ 釣り客増

…いかにして情報を発信していくかが課題

三、与那国島での実態調査…糸数議員

日本の最西端

人口…一、五五二人（男七九四人、女七五七人）、七九一世帯
面積…二八・九一km²

会 場…与那国島、糸数健一氏の自宅兼店舗
日 時…二〇一四年一月二十六日

集落…祖納（中央北部）、久部良（西部）、比川（南部）
の三集落

島内調査…一三〇〇—一七〇〇〇
聞き取り調査…一八〇三—二一〇〇〇

主な産業…漁業、サトウキビ農業、畜産、観光
東崎…牛馬放牧、比川…エビ養殖場

被聴取者…与那国町議会議員・与那国防衛協会副会長

カジキ…熊本県を中心に移出…七〇〇本ほど
一〇〇〇本程になると移出不能…輸送能力の不足

糸数健一様

参加者 山田光矢 佐渡友哲 孔 義植

問題点…漁師がなかなか育たない

現地調査…一三〇〇—一七〇〇〇

…糸数氏の案内で島を一周…説明を受ける

広域行政…八重山広域市町村圏事務組合

石垣市・竹富町・与那国町で構成

島の実情

与那国島…方言名「どなん（渡難…『渡航が難しい』の意）」

糸数氏…与那国町…メリットは少ないように思われる
高年齢者が石垣市に移住するケースも多い

行政区分…沖縄県八重山郡与那国町 北緯二四度二七分〇〇秒、

一括交付金…石垣市中心に使われている
与那国町にメリットはほとんどない

東経一二二度五六分〇四秒

石垣島から一二七km、台湾宜蘭県蘇澳港まで一一一km

…二〇〇五年…『与那国・自立へのビジョン』策定

石垣島と台湾の間

↓ 合併拒否の流れ

西崎（北緯二四度二六分五八秒 東経一二二度五六分〇一秒）

人口 Iターン…二五%…若い人が多い

一代目⇨移住者 生まれた子供⇨地元民

Uターン…一五%…定住促進策が必要

不在家主…家を貸したがらない

問題点…住宅がつかれない

景観計画…世界遺産になれるような伝統的町並み回復が必要

定住促進型住宅建設…トナキ(?) 周辺…古民家風

観光促進イベント…マラソン大会やカジキ釣り大会

国境交流促進特命事務局担当

観光の目玉…ダイビング(海底遺跡、ハンマーヘッドシャーク他)やカジキ釣り

歴史

縄文時代…トウグル浜遺跡…南方系石器等が出土

↓ ポリネシア文明圏や東南アジアの影響を受け

た文化の存在を明示

グスク時代…一二—一四世紀⇨日本の鎌倉時代に相当

台地の上に集落形成

↓ 島仲村跡遺跡(サンアイ・イソバの生まれた村)

等

一五二二年以前…独立国⇨サンアイ・イソバ(女酋長)らの支配地…テイングハナタ(遺跡)

一五二二年…琉球軍侵攻⇨琉球王朝の支配地(琉球王国領)

台湾との交易拠点

一六〇九年…薩摩藩が琉球侵攻

与那国島…琉球王朝領+薩摩藩+中国の三重支配

一六一一年…薩摩藩役人毛利内膳正元親来島

与那国島測量・検地帳作製

一六三七年…人頭税(一九〇三年まで…二六六年間)導入

過酷な税…久部良バリ(割)、トウングダ(人升田)

一八七二年…琉球藩設置(琉球王国廃止) ↓ 琉球藩領となる

一八七九年…琉球処分…沖縄県に帰属

一八九五年…台湾併合⇨台湾との交流活発化(中継拠点)

与那国経済発展

一九〇八年…島嶼町村制(一九〇七年…勅令第四六号⇨沖縄県

間切(まぎり)…琉球王国時代の行政区分のひとつ

区割⇨市町村に相当…市町村合併等で現在の市町村とは異なる

八重山村(石垣間切・大浜間切・宮良間切の三間切+与那

国島)成立

国島)成立

一九一四年…与那国村となる：八重山村の分村
 一九四五年…琉球列島米国民政府（米軍軍政）下に置かれる

↓ 台湾との国境確立

台湾からの帰還者事業…島の人口増加（二、〇〇〇人）
 一九四八年…与那国町となる

公式定期航路閉鎖 ⇕ 非公式交易（密貿易）取締強化

人口激減

一九五二年…米国統治：サンフランシスコ平和条約

一九七二年…日本返還

二〇〇四年…八重山地域の一市二町の合併⇨住民投票で否決

二〇〇五年…三月『自立へのビジョン』策定

六月三〇日⇨「国際交流特区構想」提出

第七次構造改革特区提案

二〇〇六年…与那国「国際交流特区二〇〇六」提出

二〇〇八年…九月⇨国境交流推進特命事務局設置

一〇月⇨国境交流推進協議会第一回会合

与那国町議会自衛隊誘致決議

自衛隊誘致…尾辻町長時代から存在（?）

二〇〇九年…八月⇨外間守吉町長再選…自衛隊誘致賛成派

二〇一二年…四月一日⇨沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事

業実施：離島住民カード公布

二〇一三年…七月八日⇨外国人住民の住基ネット・住基カード運用開始

一二月二六日⇨どうなんファンド事業開始

近年…辺境に依る衰退からの脱却を念頭に台湾との直接地域交流を目指している

国際交流

一九八二年…台湾（臺灣）・花蓮市と姉妹都市締結

二〇〇二年…姉妹都市結成二〇周年⇨親善交流

与那国・花蓮直行便の設置を検討

二〇〇六年…構造改革特区提案提出（第一〇次）

「国際交流特区」⇨国⇨許可せず

二〇〇七年

五月二九日⇨花蓮市に与那国町役場在花蓮事務所開設

一〇月四日⇨台北市への初の国際チャーター便運行

二〇〇八年…七月四日⇨花蓮への初の国際チャーター便運行

チャーター運行船計画…延期：荒海のため断念

…九月三日⇨国境交流推進特命事務局設置

二〇〇九年…与那国⇨花蓮間チャーター便運行（二月から三月…三回）

一二月二二日⇨与那国花蓮縣交流發展協会設立

二〇一〇年…台湾から肥料輸入⇨与那国花蓮縣交流発展協会初の社会実験

二〇一一年…五月一日⇨与那国…花蓮間チャーター便運行

↓ 境界地域研究ネットワークJAPAN・与那国セミナー主催

二〇一二年…姉妹都市締結三〇周年…花蓮市

四月二三日⇨「花蓮・与那国間水上摩托車（水上バイク）

太平洋横断二〇一二」実行委員会（委員長・外間守吉町長）開催 ↓ 受け入れ態勢の確認

二九日⇨台湾・花蓮市の交流団七五名

水上バイク三五台・伴奏船一隻

九月二〇―二三日⇨姉妹都市締結三〇周年記念事業実施

（花蓮市）

蘇芳鎮や高雄市との記念行事…中国資本が裏から推進

中国政府の思惑が透けて見える
⇨ 台湾を中国の一部として尖閣問題等への影響力の強化が見えてくる

特区構想

国…申請を受け付へただけ ⇨ 許可…下りていない

政経研究所共同研究資料

∴ 国の許認可の改革が必要
定期航路設置
日本⇨多くの条件のクリアが必要 ⇨ 台湾側…前向き

∴ 国の許認可の改革が必要

国際問題…自衛隊誘致

一九九六年…島から約六〇kmの海上に中国から発射された弾道

ミサイル一基着弾

日本…与那国島の沖合で軍事演習を計画

自衛隊や海上保安庁がパトロール

二〇〇八年…与那国町議会⇨自衛隊誘致を決議

自衛隊誘致…尾辻町長時代から存在（？）

二〇〇九年…八月⇨外間守吉町長再選…自衛隊誘致賛成派

二〇一〇年…四月三〇日⇨北澤防衛相

西南諸島への陸上自衛隊配備の調査費計上を表明

二〇一二年…防衛省⇨一〇億円の予算計上

基地設置に伴う調査検討費用

新編成する沿岸監視部隊の配置及び移動警戒

隊展開に必要な用地取得等のため

二〇一三年

三月…防衛省⇨南牧場（二〇ha）を年五〇〇万円での借

り上げを町に提示

町長⇨基地設置迷惑料一〇億円を要求

「町の経済効果が最優先」と強調

防衛省⇨最大一億五千万円を提示

町長⇨「市町村協力費」一〇億円を要求

四月⇨防衛省⇨君塚陸幕長⇨白紙見直し

石垣島等への移設を含むの検討を表明

五月⇨町長⇨予定地の賃貸料と特別交付税の増額を求め

ていく方針に転換

六月⇨町長⇨土地(二六ha)の年間賃貸料

一五〇〇万円で防衛省と妥結

町議会⇨賛成三、反対二の賛成多数で可決

↓ 仮契約締結

八月⇨外間守吉町長再選

与那国町議会の自衛隊誘致

国境防衛 + 過疎対策 + 地域経済活性化

糸数氏⇨防衛上の理由で自衛隊誘致の必要性を強調

日が暮れると中国の調査船が岸に接近

日中は沖合にいたるが夕方に接近してくる

∴ 日本の国境線防衛⇨自衛隊基地の設置が必要

一一〇人規模の沿岸監視部隊

自衛隊部隊の配置⇨島の経済にも好影響

人口増(一五〇人程度⇨過疎化対策) ↓ 経済規模の拡大

(経済活性化) ↓ 税収増他

地元民の福利厚生充実⇨

公認グラウンドの建設 ↓ 住民に開放

体育館の建設 ↓ 住民に開放

与那国島民⇨内向き⇨遠隔地ゆえの遠慮

島自体は自給自足が可能

宮古島⇨島が貧しい ↓ 島民⇨外に出て活躍する

島の経済の活性化の成功 ↓ 若者の進学率の高まり

↓ 高校進学率⇨一〇〇%

島に高等学校がない⇨全員進学のために島を出る

↓ 親子の二重生活

子供の大学進学⇨日本各地に移動

↓ 二重生活の解消⇨親が子供の進学先に移る

家族が島を離れることで島の人口が減少

八重山群島の合併⇨反対 ↓ 補助金等⇨石垣市だけを優先

〔例〕光ファイバーの設置

与那国町と花蓮市の交流

与那国町…国の支援・一回予算がいただだけ

半分…コンサルタントに丸投げ

↓ 与那国町の発展に結びついていない

町の利益は少ない

花蓮市…国の強い支援⇨交流を希望

国際交流を通じた国としての認知も目的の一つ

四・与那国島での聞き取り調査…与那国町役場

会場…与那国町役場

日時…二〇一四年一月二七日一三…三〇—一四…三〇

担当者…与那国町総務財政課交流推進班（国境交流推進特命事

務局）長濱利典班長

参加者…山田光矢、佐渡友哲、孔 義植

与那国町行政計画

二〇〇五年三月…『与那国・自立へのビジョン』策定

二〇一一年二月…『第四次与那国町総合計画（基本構想・基本

計画）「健やかな自然・人・生活を育む町』

政経研究所共同研究資料

（平成二三年～三二年）策定

二〇二二年…『どうなんファンド基本構想』策定

コミュニティ・ファンド

どうなんファンド町民活動支援助成金交付要綱

『どうなんファンド町民活動支援助成金制度』開始

↓ 町の活性化に向けた町民、企業、団体のまちづく

り活動の支援

ふるさと納税を原資とする与那国町「ばんだダウン島基

金」を活用

与那国町の現状

一・人口減少…約一、五〇〇名 ↓ 一〇〇名増を計画

『どうなんファンド町民活動支援助成制度』の活用

地域の活性化・美化などのまちづくり活動を行う団体

への助成を行う制度

【例】古民家再生

人口減などによる古民家解体…資材はストック

↓ ファンドを利用した古民家再生

二・自然環境の保護

「田原川を・知り・守り・伝えるプロジェクト 第①会」

（二〇一四年二月一〇日…資生堂が協力）

一一七

田原川を中心とした子供たちの自然観察の継続
三、若者と教育

「二五の春」…高等学校がない ↓ 若者…島を出る
所得…沖縄県内市町村で四番目
↓ 進学率は高いが戻ってこない

国際交流

台湾との交流…一九八二年から

二〇一二年九月二日「姉妹都市締結三〇周年記念フォーラム」

貿易はほとんどない ↓ 人的交流が中心

日本と台湾…国交がない

非関税製品（砂・プラスチック等）の輸入

↓ 環境規制等（数量制限）で動きがない

一九四五―五〇年代…トライアル貿易（「例」奥野修司著『ナ

ツコ 沖縄密貿易の女王』二〇〇七）

日本政府から見れば密貿易…尖閣諸島からの木材を輸出

アメリカの規制 ↓ 経済力の弱体化 ↓ 島の人口減

花蓮市と蘇澳鎮…交流・交易を含めた活発化の要望がある

与那国町…台湾の修学旅行を発信したい

台湾からのチャーター便

石垣市…一八時以降に限定：国内便で手一杯
与那国町…いつでもOK

台湾からの旅行者 台湾の老人

五、〇〇〇円程度で往復できる

台湾との交流…八重山圏でおこなう

韓国との交流

一四七七年…李朝実録Ⅱ与那国が書かれている

濟州島との交流

一九八七（昭和六二）年Ⅱ濟州島にて民俗芸能を披露

与那国の食文化の良さを発信すれば可能性はある

↓ 米食文化…共通

国際交流…C I Q（Customs 税関、Immigration 入管、Quar-

antine 検疫）が必要

入手資料

『第四次与那国町総合計画』

「人口及び世帯数調査」「人口ピラミッド」「年齢別人口集計表」

「田原川を〇知る〇守り〇伝えるプロジェクト 第①会」（パ

ンフレット）

五、臺灣(台湾) 宜蘭縣蘇澳鎮蘇澳區漁會での 聞き取り調査

会場：臺灣(台湾)・宜蘭縣蘇澳鎮「蘇澳區漁會」總幹事室

調査対象者：宜蘭縣延繩漁業協會總幹事・林新川氏

参加者：山田光矢・現地通訳一名

事前調査資料

日本と台湾(臺灣と日本)と沖縄…年表

一六八四年五月二七日…康熙帝(清国)・臺灣(台湾)領有の詔勅

一八七二(明治五)年…琉球処分

琉球国廃止 ↓ 琉球藩設置

一八七四(明治七)年五月六日…日本・台湾(臺灣)出兵

一九七九(明治一二)年…沖縄県設置

一八九四(明治二七)年八月一日…日清戦争

一八九五年四月一七日…下関条約

日本…台湾(臺灣)領有…台湾(臺灣)

総督府設置

五月二三日…台湾(臺灣) 民主国独立宣言

政経研究所共同研究資料

一月…「全台(臺)平定」宣言 ↓ 武装抗日蜂起…頻発

一九三一年九月…台湾(臺灣) 人の皇民化開始

一九四五年八月十五日…日本降伏…台湾(臺灣) 領有権放棄

…一〇月二十五日…中華民国統治開始

一九四九年二月八日…中華民国政府・台北(臺北) 移転

一九六九年五月…国連アジア極東経済委員会(ECAFE)・東

シナ海に石油埋蔵の可能性を指摘

一九七一年四月一三日…魚釣島(尖閣諸島) 運動

六月…台湾(臺灣) 外交部・尖閣諸島の領有権を主張

一〇月二十五日…台湾(臺灣)・国連脱退を宣言

一〇月三十一日…中華人民共和国・国連代表権獲得

二月…中華人民共和国・尖閣諸島の領有権を主張

一九七二年二月二一日…ニクソン大統領・中華人民共和国訪問

五月九日…台湾(臺灣)・尖閣列島の日本返還に抗議声明

を公表

五月十五日…アメリカ・沖縄の施政権返還…尖閣列島も

含む

九月二五日…田中角栄首相訪中

九月二九日…日中共同声明締結

日華断交…「七二年体制」

二月一日…東京で交流協会発足

二月二日…台北（臺北）で亜東関係協会

一九九二年…中華人民共和国「領海及び接続水域法」制定

一九九六年六月一日…「排他的経済水域及び大陸棚に関する

法律」制定

日台（臺日）漁業協定開始 ↓ 一六回の協議 ↓

合意に至らず ↓ 二〇〇九年中断

二〇〇二年四月一日…日本・政府が尖閣諸島を賃借

二〇〇五年六月九日…約六〇隻の台湾（臺灣）漁船が尖閣諸島

近海に結集

二〇〇八年六月一日…尖閣諸島近海で海上保安庁巡視船と台

湾（臺灣）漁船との衝突事故発生

二〇一二年八月五日…馬英九総統・「東シナ海平和イニシアチ

プ」提起

九月一日…日本・野田内閣尖閣諸島を国有化

一〇月五日…玄葉外務大臣「台湾（臺灣）へのみな

さんへ」と題したメッセージ発信

二〇一三年一月…クリントン米國務長官・尖閣諸島が日米安全

保障条約の対象と表明

四月一日…日台（臺日）民間漁業取決め」締結

二〇一四年一月二四日…第三回日台（臺日）漁業委員会・一部

水域での操業ルールに合意

二〇一五年三月七日…第四回日台（臺日）漁業委員会・適用水

域における漁船操業ルールに合意

林新川氏（宜蘭懸延縄漁業協會總幹事）へのインタビュー

臺灣と日本（日本と台湾）の関係…良い

林氏…両親は日本統治下で日本語教育を受けた：日本と日本

文化には親近感がある

臺灣（台湾）の漁民と沖縄の漁民の関係は良い

長い間この海域でともに魚を取ってきた

日本占領時代は、お互いに日本人としてもに漁業をしてきた

臺灣（台湾）独立後も、日本領であったこともあり、長い間

に築いてきた交流関係が存在する

これまでもお互いに助け合い、平和に漁業をしてきた。

日本の排他的経済水域の設定（一九九六年）

臺灣（台湾）漁船を締め出すことになった

しかし、その後も問題なく操業を続けてきた

二〇〇五年以前…特に問題はなかった

二〇〇五年以降…日本と中華人民共和国の尖閣における石油資

源をめぐる対立が臺灣（台湾）漁民にも影響を与える

ようになった

ただし、その後も臺灣（台湾）と沖縄漁民は友好に漁業を継

続してきた

林氏の経験

一、尖閣諸島に上陸したことがある

淡水があるため、水の補給のために上陸した

荒れやすい海域のため、台風が来た時には嵐を避けるために上陸した

二、日本の漁民との接触（二〇〇八年だったと記憶している）

日本人が三人乗っている船で大きな魚を船にあげるのに格闘していたので、助けたことがある。

日本漁船が故障のため漂流しているのに出くわし、三日間曳航して港に届けたことがある

↓ 臺灣（台湾）と日本の漁民はお互いに助け合ってきたり、今後もそうあるべき

三、臺灣（台湾）漁船と日本の取り締まり当局との接触

二〇〇五年以前は平和的な操業を相互に行ってきた

その背景には釣魚島（尖閣諸島）周辺に大きな油田があることがわかったため

日本の排他的経済水域の設定が対立の一因

特に中華人民共和国の海洋進出が日本と中華人民共和国の領土紛争を激化させた

政経研究所共同研究資料

臺灣（台湾）漁民が大きな迷惑をこうむっている

結果的に釣魚台（尖閣諸島）周辺海域の漁場からの台湾漁船の締め出しにつながった

一、二カイリから二〇〇カイリに対象海域が急拡大したことが大きな要因

臺灣（台湾）漁船にとつては死活問題となった

四、釣魚台（尖閣諸島）周辺の臺灣（台湾）漁船と日本の警備当局との接触

締め出しの結果、領海際での操業をせざるを得なくなった
海流等の影響で船が流され越境が生じることがある
安全な操業環境の確立の必要性をずっと思ってきた

五、二〇一三年の臺（台）日漁業取決め

マグロを中心として行ってきた領海際での操業から発生する問題の解決のため

釣魚台（尖閣諸島）周辺は黒潮に乗ってマグロが北上してくる

その時期は四月半ばから七月半ばくらいまでの約三か月である

シーズンが限定されることから臺灣（台湾）と日本の漁船が集中する

日本は臺灣（台湾）漁船の操業を、資源枯渇の一因とし

て非難している

臺灣（台湾）漁船のはえ縄業は食いついたマグロだけを取っているので、むしろ資源にやさしい操業といえる

漁場には臺灣（台湾）船のほうが多い

臺灣（台湾）漁船が約一〇〇艘程度なのに対して、日本漁船は一〇艘程度である

六、二〇一五年の臺（台）日漁業取決め

臺灣（台湾）と日本の相互の二〇〇カイリを合わせた協議と考えている

安全操業のための環境が整備された

今後は毎年協議を行い、特に春先のマグロ業については合意を得る必要がある

日本政府や沖繩の担当者との間にホットラインを引くことも必要である

調査の感想

アポなしの調査であったが、協会の女性職員が明朗な態度で接してくれ、理事長が不在のため林さんと呼び出しインタビューが行える環境を整えてくれた。彼女は数回石垣市を訪問しており、姉妹都市関係が友好を築いていることが理解できた。地域間交流はうまくいっていることが感じ取ることができた。

日台（臺日）間の漁業取決めは両国の今後の友好関係の拡大に大きく役に立つであろうことは感じ取ることができた。

在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型

信 夫 隆 司

一 問題の所在

裁判権放棄の「密約」文書

二〇〇八年一〇月二三日、共同通信は、「裁判権放棄の密約文発見 五三年の日米合同委議事録」との見出しのもと、一九五三年に日米両政府が、米兵の犯罪のうち、「重要な案件以外、日本側は裁判権を放棄する」との密約を交わしていたと報じた⁽¹⁾。

この報道から約一年半後の二〇一〇年三月、核持ち込み、及び、戦闘作戦行動のための基地使用の事前協議制度をめぐる「密約」の対象文書・関連文書が、外務省から公表された。その中に、裁判権放棄密約に関連する文書がある。一九五八年一〇月四日の「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会谈録」⁽²⁾であり、岸信介総理、藤山愛一郎外務大臣、ダグラス・マッカーサー二世駐日米大使の会谈の様子が記されている。これを機に、日米安保条約の改定、及び、附属する行政協定の改定が本格的に議論されることとなる。

この文書におけるマッカーサーの発言として、「一九五三年十月二十八日刑事裁判権に関する分科委員会での合意議事録の中に日本側は或る場合裁判権の行使を譲る趣旨が記録されている。」とある。事前協議に関する密約調査で、裁判権放棄に係る密約文書の存在が浮上したわけである。

この件をめぐっては、当時の衆議院議員鈴木宗男が、「日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書」を二〇一〇年四月から五月にかけて、立て続けに提出し、政府としても、「裁判権密約」について、「適切な時期に適切な形で説明責任を果たす」旨を答弁書で述べざるをえなくなった。

こうした経緯を踏まえ、二〇一一年八月二六日、外務省のウェブサイトで、「一九五三年の日米行政協定（日米地位協定の前身）第十七条（刑事裁判権）改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表」がなされるにいたった。これまで非公表だった『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻―第三巻が公開された。^③

それだけではなく、日米行政協定に基づき設置された合同委員会の裁判権小委員会刑事部会の記録の写し（一九五三年一〇月二日と同年一〇月二八日の記録）も公開された。これら文書は米側から提供されたものである。さらに、この件をめぐって、二〇一一年八月二五日に開催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表された。

「やりとり」によると、一九五三年一〇月の裁判権放棄の発言（一方的陳述）は、日本側の一方的政策的なものであり、合意ではないと米側が発言している。また、この記録の原本は、米側のみ保管してきたという。なお、これまで公開された文書の中で、署名があるのは米側から提供されたものだけである。これに対し、日本側も米側と同じ理解であるとし、検察官が被疑者を起訴するか否かは日本の法律によるものであり、日米地位協定とは無関係である旨を述べ

ている。このように、日本側が裁判権を放棄したとされる文書について、日米間で協議され、公表にいたったのである。

ここで問題となったのは、この日本側の一方的陳述なる文書が、はたして「密約」といえるのか否かであった。確かに、形式は「合意」ではないが、一方的陳述だからといって、「合意」文書にあらず、とはかならずしもいえない。交渉の経緯から、なぜ一方的陳述という形式がとられたのか、その理由を明確にしておく必要がある。

刑事裁判権放棄の論点

刑事裁判権放棄の問題が登場する経緯を明らかにしておこう。一九五一年九月、サンフランシスコ平和条約並びに「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧日米安保条約）が署名された。これら条約の発効により日本は、一九五二年四月二八日、連合国による占領を脱し、主権を回復するにいたった。旧安保条約は全五条からなるきわめて簡潔なものである。第三条に、「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」とあり、詳細はすべて行政協定に委ねられた。

行政協定第十七条には、米軍所属員（米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族）が日本国内で犯すすべての罪について、米軍が専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有するとある。裁判権に関して、日本占領下とまったく同じ状況が、日本の主権回復後も維持されたのである。

外国の軍隊が他国に駐留する場合、その地位を定める標準的な協定と考えられたのが、一九五一年六月一九日、ロンドンで署名された「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」（NATO協定）であった。NATO協定が

いずれ発効することを見越し、行政協定第十七条第一項では、同協定が発効したときには、「合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に関する協定を締結するものとする。」との予告がなされていた。米軍所属員に対する専属的裁判権は、NATO協定発効までの暫定的な措置と位置づけられていたのである。

占領中、日本に占領軍として駐留していたのは、米軍だけではなかった。広島県呉地区を中心に英連邦軍も駐留していた。英連邦軍の場合、米軍とは異なり、行政協定の類がなかったため、日本の主権回復後九〇日以内に、日本から撤退しなければならぬ旨、サンフランシスコ平和条約第六条に規定されていた^④。また、日本には、米軍及び英連邦軍以外の国連軍も滞在することがあった。それらの兵士等の地位も、英連邦軍兵士と同様、日本の主権回復後の扱いが決まっていなかった。そのため、米軍を除く国連軍の地位をどのようにするのか、これと関連し、NATO協定が発効した後の行政協定第十七条の扱いが、主権回復後の懸案事項となったのである。

NATO協定の概要

前述のように、行政協定第十七条には、NATO協定が発効すれば、行政協定を同協定並みに改正することがうたわれていた。日本側は外国軍隊の地位を定める協定を締結するにあたって、NATO協定に準拠することを強く主張した。NATO協定が本稿での議論の前提となるので、同協定の刑事裁判権の規定について概要を記しておく^⑤。

派遣国・受入国とも、原則として、それぞれの法令により罰することができる罪については刑事裁判権を有する。犯罪によっては、派遣国の法令では罰せられるが、受入国の法令では罰せられないものもある。たとえば、派遣国の

兵士による派遣国への反逆の罪は、受入国の法令では犯罪ではない。その逆のケースも考えられる。こうした犯罪に対しては、派遣国・受入国が、それぞれ専属的裁判権を有する。

この原則から、派遣国・受入国ともに裁判権を有する場合、いわゆる裁判権の競合という問題が生じる。NATO協定では、同問題に対処するため、ルールが設けられていた。なお、裁判権が競合する場合、優先する裁判権を第一次裁判権、もう一方を第二次裁判権と呼んでいる。

派遣国の軍当局が、第一次裁判権を有する犯罪は以下である。(一) もっぱら派遣国の財産もしくは安全のみに対する犯罪。たとえば、派遣国兵士が基地内の軍需物資保管倉庫から物資を窃取した場合である。(二) もっぱら派遣国の軍隊所属員間の身体又は財産のみに対する犯罪。たとえば、兵士同士のけんかで、相手に傷を負わせた場合である。(三) 公務執行中の作為・不作為から生ずる犯罪。

これ以外のすべての犯罪について、罪の軽重を問わず、受入国当局が第一次裁判権を有する。第一次裁判権を有する国が、裁判権を行使しないと決定したときは、その旨を相手国の当局に通報しなければならない。また、第一次裁判権を有する国の当局に対し、その権利の放棄が特に重要だと他方の国が認め、権利の放棄を要請した場合には、その要請に好意的考慮を払わなければならないこととなっている。

本稿の目的

行政協定第十七条の改正交渉で、米側は、当初から、日本側が主張するNATO協定並みを骨抜きにすることをめざした。具体的には、米軍所属員に対する刑事裁判権の適用を重要な犯罪に限定し、それ以外の犯罪に対する日本側

裁判権を放棄させようとしたのである。そのため、NATO協定並みを強く要望する日本側との折り合いをいかにつけるかが、交渉の焦点となった。前述した日本側の一方的陳述の文書だけでは、「密約」の存否を判断することはできない。なぜ一方的陳述に落ち着いたのか、交渉過程を詳細に分析する必要がある。

なお、刑事裁判権に関しては、いかなる犯罪が日米どちらの裁判権に服するのかということ以前に、刑事実務上、容疑者の逮捕・身柄の拘束といった問題が必然的に生ずる。ただ、本稿では、これらの問題も同時に論じると、議論が複雑化するので、刑事裁判管轄権のみを刑事裁判権として考察の対象とする。

行政協定第十七条の改正交渉に加え、本稿では新たな視点として、国連軍協定の交渉過程にも分析のメスを入れる。行政協定第十七条の改正交渉は、実質的には三週間ほどで決着をみた。短期間で決着した理由は、この交渉以前、国連軍の地位をめぐる暫定協定案の交渉が行われ、さらには、本協定の交渉も行われていたからだ。刑事裁判権の問題は、行政協定第十七条の改正にせよ、国連軍協定の締結にせよ、実質的には同じである。国連軍協定の交渉が先行し、その後、行政協定第十七条の改正における刑事裁判権の「密約」として結実する。国連軍協定の交渉過程を掘り下げることによって、刑事裁判権「密約」の実態がより明らかになると思われる。

さらに、国連軍協定の交渉過程で検討された「密約」の方法は、行政協定第十七条の改正だけではなく、一九六〇年の安保改定時に交わされた核持ち込み密約の方式にもいさされることとなる。こうなると、密約を締結する構造が浮かび上がってくる。その構造を明らかにすることも本稿の目的である。なお、分析にあたっては、日米の外交文書を用いる。

本稿の構成

第二節では、一九五三年の行政協定第十七条の改正交渉を検証する。交渉開始時の日米の原案にはさうとうの懸隔があった。米側は日本側の裁判権の範囲を重大な犯罪に限定しようとし、日本側はNATO協定をそのまま適用しようとした。両者の妥協点が、日本側代表による一方的陳述であったことを論証する。

第三節では、日本の主権回復後、米軍を除く外国軍隊の刑事裁判権がどのように扱われたのかを分析する。この問題に対処するため、暫定交換公文案ができ、日本側では閣議決定までなされた。それにもかかわらず、同案の解釈をめぐり日本側と国連軍側が対立し、同案はとりやめとなる。とりわけ、日本再独立後の外国軍隊の地位をどのようにとらえるのか、つまり、従来通りなのか、それとも、占領終了により、新たな法的関係のもと、駐留軍の刑事裁判権をめぐる一般国際法が適用されるのかが論点となった。暫定的に、吉田茂総理からロバード・D・マーフィー駐日大使宛の書簡で決着をみる。ただ、この吉田書簡は後に禍根を残すことになる。

第四節は、一九五二年に行われた国連軍協定の交渉過程を明らかにする。暫定協定案が挫折し、その後、直ちに、本協定の交渉が開始された。前述のように、米軍を除く占領軍は、平和条約発効後、九〇日以内に撤退しなければならなかった。九〇日を越えれば、日本に駐留する法的根拠を失う。国連軍協定の交渉を促進したものの、結局、九〇日以内の本協定締結にはいたらなかった。とりわけ、刑事裁判権をめぐる交渉は難航をきわめ、日米の交渉当事者は、後の「密約」への端緒をひらく解決策を模索することになる。

第五節は、刑事裁判権をめぐり、国連軍協定交渉で検討された方法並びに内容が、行政協定第十七条の改正をめぐる密約として結実するだけでなく、安保改定に関連する密約の原型をなすことも検証する。名を棄て、実をとるア

メリカ、密約がばれないよう工夫を凝らし、表面的には日本側の主張がすべて通ったかのように装う日本。密約が生み出される構造的問題の原点を明らかにしたい。

二 行政協定第十七条の改正

行政協定第十七条改正交渉にいたる経緯

一九五二年四月二八日、日米安保条約の実施規定として発効した日米行政協定第十七条の刑事裁判権条項は、日本に駐留する米軍所属員の犯した罪について、米軍当局に専属的裁判権が認められていた。⁽⁶⁾ただ、前述のように、これはNATO協定発効までの過渡的な措置であり、同条には、その改正に関する規定が盛り込まれていた。また、同条第五項は、もし日米行政協定の発効後一年以内にNATO協定が発効しない場合、アメリカは日本からの要請があれば、刑事裁判権の問題を再考慮することも約束していた。

NATO協定は、日米行政協定発効後一年にあたる一九五三年四月二七日の時点では、まだ発効していなかった。同年四月上旬、米上院外交委員会はNATO協定の審議を開始している。その結果、同協定は遠からず批准されると考えられた。そこで、日本政府は、四月一四日、岡崎勝男外務大臣からマーフィー大使宛の書簡で、同協定第十七条第一項に基づき、刑事裁判権条項を修正したいと米政府に正式に申し入れる。これには日本側提案も添付されており、その内容はNATO協定と同趣旨であった。⁽⁷⁾

米政府は、四月一六日、日本の申し出を了承した旨回答してきた。上院外交委員会は、同月二三日、NATO協定を可決する。その後、上院本会議での同協定の審議は、特にその第七条の刑事裁判権条項をめぐる議論が長引き、結

局七月二五日にいたつてようやく上院を通過した。ドワイト・D・アイゼンハワー大統領の署名を得て、七月二四日、批准書が寄託され、その三〇日後の八月二三日、同協定は発効するにいたつた。

米側案の提示

八月一七日にいたり、先の四月一四日付の書簡に対する返書が米側から手交された。八月一九日以降、外務・法務両省は、米側と十数回にわたり非公式会談を行い、九月一二日をもつて、すべての問題に日米間で意見の一致をみた。九月二八日に正式会談が開催され、妥結案が採択された。⁽⁸⁾

米側返書では、アメリカは刑事裁判権に関する協定の交渉を直ちに始めるよう要請し、同時に、米側議定書案が添付されていた。この案の第十七条第三項には、裁判権を行使する権利が日米間で競合する場合、それを調整する規定が盛り込まれていた。同項は(a)から(c)までである。(a)には、アメリカが第一次の裁判権を有する場合が規定され、もっぱら米軍の財産もしくは安全のみに対する罪、または、もっぱら米軍構成員間の身体・財産のみに対する罪が対象である。(b)には、(a)以外の罪について、日本が裁判権を行使するとある。(c)は裁判権放棄に関する規定である。同項は、全体としてNATO協定そのままといつてよい。⁽⁹⁾

ただし、この第三項(c)には、左のような「日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定第十七条を改正する議定書に関する公式議事録米案」も添付されていた。

日本国政府は、日本国にとつて特に重大であると認められる場合を除く外、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又

はそれらの家族に対して裁判権を行使する第一次の権利を行使することを希望しないものとする。(中略) 事件が日本国政府にとつて特に重大であると認められる場合には、日本国政府は、その事件について裁判権を行使することを希望する旨を合衆国の当局に通告するものとする。⁽¹⁰⁾

この内容では、日本にとつて特に重大と認められる場合を除き、日本に第一次裁判権がないように読める。この点を日本側は最大の問題としてとらえた。この米側提案を分析した外務省の松平康東参与(日本側首席交渉官)は、「NATO協定、従つて本件議定書の原則を実質的に根本からくつがえし、行政協定改訂の趣旨と背馳するやに見え、若ししからば(あるいは米国防省及び軍側の無理押しなるやも知れず)問題は重大であるとの結論に達した。」と記している。⁽¹¹⁾ この点、米側は原案作成時からNATO方式の転換をめざしていた。⁽¹²⁾

刑事裁判権の運用にあたる法務省は、「NATO方式にては日本側が公務外に行われた米軍人の犯罪につき第一次裁判権を有することとなつてゐるのに対し、米側議事録案は、日本国政府は、例外的場合を除き、右裁判権を行使しないものとし、右例外的に日本国政府が裁判権を行使する場合には、その希望を、米当局に通告することを示し、この通告の形式等については、特に規定せず、合同委員会が定める点としてゐる点である。この条項に対しては、右は行政協定改訂の意義を没却するものとして」、米側議事録案に強硬に反対した。⁽¹³⁾

八月一九日、行政協定第十七条の改正をめぐる第一回非公式会談が開かれ、日本側は米側提案を受諾できない旨を伝えた。⁽¹⁴⁾ その理由は、NATO協定で派遣国に第一次裁判権が認められる場合は、前述のごとく、きわめて例外的であり、受入国に広範な第一次裁判権が認められていたからだ。米側提案によれば、もともと日本側に第一次裁判権は

なく、例外的に日本にとって特に重要と認められる場合にかぎり、裁判権を行使できるとなっていた。NATO協定の原則（すべての犯罪について受入国に裁判権がある）と、例外的に派遣国の裁判権が認められる場合とが、逆転しているというのだ。この結果、NATO協定の原則を貫きたい法務省と、同協定を骨抜きにしたいと考えるアメリカとの間に立ち、外務省は妥協点を探ることとなる。

妥協案の模索

八月二一日、外務省の三宅喜二郎参事官とジュールス・バッシン在京米大使館法律顧問が、昼食を共にしながらこの問題を話し合った。日米ともこの問題になるべく早く早く決着をつけたいと考えていた。もし交渉が長引けば、行政協定の刑事裁判権条項は、NATO協定並みに改正されると思っっている国民が、同協定とは異なる無理な要求を米側がしているのではないかとという疑念を抱く可能性があったからだ。これでは日米関係をそこないかねない。

バッシンがそれではどうしたらよいかと尋ねると、三宅は米側公式議事録案の撤回を希望した。これにバッシンは、「日本の第一次裁判権行使の程度に関する日本政府の方針を公式会議の席上日本側代表が陳述し、それを同会議の記録（両国代表が最後にイニシアルする）にとどめる方式はどうか」と尋ねた。三宅は個人的意見であると断りながら、「その記録が極秘扱いをされるならば、右の方式は、日本側としても考慮し得る余地があるように思う。しかし、その内容については、米案のように、日本側第一次裁判権の行使を特に重要なものに限ることは不可能であると思う。私見であるが、マイナー、ケースについては、通常、第一次裁判権を行使する積りはないということ位ならば陳述できるのではないかと思う。」（○印は原文の強調。）と答えた。¹⁵

これが最終的な解決案の原型となる。まず、方法として、公式議事録に載せるのではなく、公式会議の席上、日本政府の方針を日本側が陳述し、それを極秘扱いにする。また、内容は、第一次裁判権を最初から放棄したかのような表現は日本側にとって受け入れられないので、重大でない犯罪の場合も日本側に第一次裁判権はあるが、通常はその権利を行使するつもりはないという陳述で済ませようというのだ。バッシンは、口頭の了解では誤解や解釈の誤りを生むおそれがあり、文書化を求めた。また、極秘扱いは望ましいものではないため、両国代表が交渉議事録に署名あるいはイニシヤルする方法を提案した。バッシンから國務省への同会談の報告には、軽微な事件について裁判権を行使しないと日本側口頭了解は受け入れられないとある。

八月二五日、三宅とバッシンはさらに妥協案を模索した。バッシンは米側提案を記した以下のメモを三宅に手交する。米側は第一次裁判権の放棄を議事録に書くという形式には執着せず、他の可能な形式、たとえば、交換公文か米大使館に対する一方的書簡でもよい。内容は、「米側の提案した放棄に関する議事録案の内容を含み且つ日本側の見地から適当と認められる放棄に関する方針のステートメントを大使館を「に」示す⁽¹⁶⁾」。

米側記録によれば、このメモを読んだ三宅は笑みを浮かべ、「氷は破られた（the ice is broken.）と思われる」、と述べたという。三宅が記した会談要録では、「交換公文又は一方的書簡の方法は、日本側として不可能であり、問題にならない。公式会議等の席上、第一次裁判権の実際の運用の方針乃至見透しを一方的に陳述する位のことならば、法務省も同意するかも知れない」と答えている⁽¹⁷⁾。この点、米側記録では、三宅は、合意された陳述を秘密の交渉議事録に入れ、これに両国代表が署名あるいはイニシヤルする方法を指摘している。日本の政策が明確なことを米側に満足させるため、その妥協案として、三宅は秘密了解を考えていたのである⁽¹⁸⁾。

内容について、三宅は、裁判権放棄に関する米側提案を受諾可能だとした。ただ、いかなる事件が日本側にとって重要なのか、その決定権を日本側が有する場合にかざられる。この点、バッシンも米側提案はそれを意図しており、日本側当局が、最大限の裁量で、訴追される場合を最小限にするため、特に重要な事件とは何かを決定してもらえらると思ふと述べた。三宅は、その点、十分に承知している、と答えている。

この会谈を受け、バッシンは日本側の立場をつぎのように記録している。裁判権の放棄に関する米側の立場を議事録から削除する。その代わり、それを交渉議事録の秘密の記録に盛り込む。内容については、特に重要な事件とは何かを日本側が決定できるとの了解を盛り込んだ案であれば、日本側は受けいれ可能である。三宅参事官が作成した日本側代表陳述案は以下である。

私は、この規定の実際上の運用に関し、日本国の当局は、日本国にとって特に重要であると認められる事件を除き、合衆国軍隊の構成員、軍属、並びにそれらの家族に対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意思を通常有しない旨こゝに陳述することを許可されている。⁽¹⁹⁾

八月二六日午後、この案を法務省の検討にまわしたところ、左のような法務省側の最終譲歩案が示された。

日本側においていかなる事情にてらしても重要であるとは認められない事件については、日本側としては裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を通常有しない。⁽²⁰⁾ (傍点は筆者による強調。)

傍点が表示するように、第一次裁判権を行使する意図がない場合をきびしく制限している。二七日夜、松平参与は、この案をもって、在京米大使館のJ・グラハム・パーソンズ参事官と交渉した。パーソンズによれば、国務省から原案を堅持すべきだという強硬な訓令がきているという。⁽²¹⁾ 米側は日本側対案に賛成しなかった。⁽²²⁾ この時点で、交渉は決裂の危機に瀕する。⁽²³⁾

米側はなぜN A T O協定に明らかに反するような案を日本側に要求したのであるうか。この謎を解く鍵となるのは、八月二九日の非公式会談で、米側が、「日本と交渉中の米提案と同一の協定が既にN A T Oの一国との間に成立しおれること及びN A T Oの他の二国との間には同様の協定の交渉継続中なることを正式に極秘の合として確言し得べし」と述べている点だ。⁽²⁴⁾ つまり、それらの国々と同様の取り扱いにしようと、米側は強硬な姿勢を崩さなかったのである。

最終協定案

八月二九日、米側は、日本側代表による口頭陳述について、つぎのような案を提示した。以下は、英文からの翻訳である。

議定書第三項の規定の実際上の運用に関し、私は、日本国の当局の方針として、日本国にとつて例外的に、重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述すること、を許可されている。⁽²⁵⁾ (傍点筆者による強調。)

この案は、先の三宅参事官が作成した日本案に近い。日本国の当局の「方針」が付け加えられている。傍点の「例外的に重要」(exceptional importance)が、三宅案では、「特に重要」となっていた。⁽²⁶⁾最終的には、「実質的に重要」(material importance)となる。九月八日、日本側代表による一方的陳述の内容はつぎのように確定された。

議定書第三項の規定の実際上の運用に關し、私は、日本国の当局が方針として、日本国にとつて実質的に重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述すること⁽²⁷⁾ができる。(傍点は筆者による強調。)

この最終案は、合同委員会日本側代表である松平参与の一方的陳述という形をとることとなっていた。ただ、日本側は、その陳述をさらに一段下げるよう要請し、米側もそれを受諾した。その結果、合同委員会の下部組織である裁判権小委員会刑事部会で、日本側代表の津田實法務省総務課長が陳述する形となった。日本側の強い希望により、この文書は部外秘となり、配布先も限定された。⁽²⁸⁾津田総務課長の陳述は、その議事を合同委員会本会議に報告するにともなう、議定書本文、議定書公式議事録、正式会談議事録のいずれにも掲載しない扱ひとなる。津田課長の陳述は、公式文書からまったく除かれ、秘密文書となった。

最終案では、他にも、「陳述することを許可されている。」から「陳述することができる。」へと表現が変更された。「許可されている。」では、津田課長の上職より陳述を許されているというニュアンスが強い。それを「陳述すること

ができる。」とし、津田課長自身の陳述となった。この点も一段下げる工夫がなされている。

日本側の第一次裁判権の範囲について、日米間の違いを整理しておきたい。米側原案は、日本にとって特に重要な事件を除き、日本政府は、第一次裁判権を行使することを希望しないとの了解事項を公式議事録に盛り込む、というものであった。つまり、日本側の第一次裁判権の範囲は、特に重要な事件のみに限定されていた。これに対し、採択された日本案では、日本政府が実質的に見て日本にとって重要であると認める（この認定は日本側当局の専権に属する）事件以外は、通常、第一次裁判権を行使するつもりはないとの運用上の方針を、合同委員会裁判権小委員会刑事部会で日本側代表が一方的に陳述する、となった。すべての事件について、日本側の第一次裁判権はあるが、運用の方針として、重要事件以外、その裁判権を行使するつもりはないとされている。

九月一七日、岡崎外務大臣とジョン・M・アリソン駐日大使との会談が行われた。アリソンは、刑事裁判権に関し、この協定の実施にあたって、日本側が最大限柔軟であり、かつ、日本側が実際に裁判権の行使を希望する事件の件数も、極力少なくするよう要望した。これに岡崎は、「重要なのは、日本側に裁判権を行使する権利が認められることです。そうすれば、日本側にとつて真に重要な重大事件を除き、日本側官憲は裁判権を行使しようとは思わないと信じています。」と答えた。続けて、「昨年(29)の神戸での英水兵事件は、多くのことを双方に教えてくれました」と述べ、「心配いりません」と付け加えた（英水兵事件については後述する）。

以上の交渉を振り返って、日米いずれが実を得たのであろうか。九月一日、懸案事項がすべて解決した後の松平・パーションズ会談で、パーションズは、「今次行政協定改定交渉においては、最初の米側提案は殆んど全部撤回したか又は重大な修正を受け、大体日本側提案によることとなった」と語っている。(30) 米側は、文書の形式にはこだわっておら

ず、重要でない事件の場合、日本側から第一次裁判権を行使しないとの実質的な保証を得ることに全力を注いだ。その保証が得られれば、形式は問題ではなかった。保証したからこそ、津田課長の一方的陳述の文書は秘密扱いとなったのである。結果として、交渉の実を得たのは米側であった。

なお、一九六〇年の安保改定にともない、行政協定も日米地位協定に改められた。その際、改正行政協定第十七条は、そのまま地位協定に引き継がれている。したがって、行政協定第十七条改正での密約は、今日までそのまま受け継がれていると考えてよい。

こうした密約の形式は、行政協定第十七条の改正交渉で初めて登場したわけではない。一九五二年の国連軍協定交渉で、同じようなことがすでに協議されていた。次節では、国連軍協定交渉が行われることになる経緯をまず明らかにしたい。

三 暫定協定案と吉田書簡

日本の主権回復と国連軍

一九五二年四月二八日、日本の主権は回復され、日本から占領軍は存在しなくなった。主権回復時、占領軍ではなくなった国連軍への対応は泥縄的となる。三月一二日、日本側は試案（西村熊雄条約局長の試案）を提示し、米政府に早急に交渉するよう要望した。ただ、その後、具体的な協議は行われなかった。

サンフランシスコ平和条約が発効する前日の四月二七日になって、米側は、マシユー・リッジウェイ国連軍司令官が署名した外務大臣宛の書簡を持参した。それには、「(イ) 所要の協定は、平和条約発効後九十日以内に必ず締結する。

(ロ) 施設、役務、裁判権及び経費について、平和条約発効から協定が締結されるまでの間は、暫定的に現状でゆき、協定ができれば、協定に従つてさつ及して調整できる。(ハ) リ司令官の書簡と外務大臣の返簡は日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成する。(傍点は原文にある。)とあった。⁽³¹⁾ 国連軍に対する刑事裁判権に絞つて、この問題の経緯を明らかにしておこう。なお、日本の主権回復後も米側が国連軍を代表して日本側との交渉を行っている。朝鮮戦争勃発時の国連安全保障理事会決議で、米軍に統一司令部の司令官を要請し、米側が受諾した経緯による。

このリッジウェイの書簡に、日本側は、翌二八日、米案に対する意見書を添え、対案を提示した。意見書の中で、まず形式について、交換公文が日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成するとの条項は、対国会関係から削除すべきである旨が述べられている。また、刑事裁判権については、現状通りは不可であり、日本側が希望する原則が掲げられていた。国連軍側が裁判権を行使するのは、施設内での犯罪、施設外では公務中の犯罪であるか、すべての関連当事者が国連軍関係者である犯罪の場合である。基本的にはNATO協定にならっていた。⁽³²⁾

日本側の意見書と対案を受領した米側は、直ちに、リッジウェイ司令官の二七日付け書簡を非公式なものともみなしてくるよう連絡してきた。その結果、日本側の意見書及び対案も非公式扱いとなり、あらためて協議することとなった。

二八日の午後八時、岡崎勝男外務大臣はドイル・ヒッキー国連軍参謀長と会談した。岡崎は、最終協定は、ここ三〜四週間でできるから、現在、交渉を行っていると言明してゆけばよいと述べた。これにヒッキーは、「交渉がされている間四月二十八日のステータスをつづけることを書面におきたい」と希望し、リッジウェイ国連軍司令官から吉田総理宛の書簡案が手交された。同書簡案は、暫定措置として、施設、役務、裁判権、経費などを一応従前通り

でゆくとするものであった。岡崎は、「ステータス・コ」[現状維持]を強調するのは嫌だ」といいきった。⁽³³⁾ この会談を受け、事務レベルであらためて書簡案を作成することとなった。同書簡(往復とも)案は、四月三〇日、日本側から米側に手交され、若干の修文を経て確定した。

暫定交換公文案

書簡案(交換公文の形をとっている)は、日本側では、五月一三日、閣議決定が行われた。⁽³⁴⁾「国際連合軍司令官から日本国外務大臣あての来簡案」の刑事裁判権に関する第二パラグラフ(c)は以下となっていた。

裁判権は、前記の軍隊(軍隊の構成員及びその家族を含む)に対して従前の、よ、う、に行使することができるが、裁判権又は与えられる特別待遇に関するいかなる事項も、一関係政府の要請があるときは、日本国政府と当該国際連合加盟国政府との間の二国間の交渉の主題とし、且つ、合意されたところに従つて処理することができるものと了解される。⁽³⁵⁾(傍点は筆者による強調。なお傍点の英文は、*in the same manner as heretofore*である。)

日本側作成の「来簡要旨」で、裁判権に関する部分は、「裁判権の従前どおりの行使。但し、裁判権及び特典に関しては、一関係政府が要請すれば必ず二国間に協議しその決定に従つて処理する。(これは、事件毎に日本政府から要求して協議して処理するようにするためにこうしたものである。)」とある。

この往復書簡案の検討が行われていた五月一日夜、広島県呉地区で、ニュージールランド兵士三名が事件を起こし、

日本側に逮捕される事態が発生した。この件について、外務省の杉浦宏文書課長と在京米大使館のリチャード・B・フィン書記官が協議した。フィンは、「右兵士三名はいまだ日本側が留置しているが、暫定措置においては、原則的には裁判管轄権は従来通りであつて、たゞ一方の政府が要求するときにはじめてケースバイケースの交渉の対象となる筈であるから、日本側よりニュージールランド側に引渡すべき筈のものと思う」と述べた。⁽³⁶⁾

この件について、五月一三日、フィン書記官・重光晶条約局第三課長・杉浦文書課長が会談した。日本側は、「アメリカ側では暫定措置についての書簡交換の裁判管轄権に関する部分を、原則的には管轄権が従来如く軍側にあり、関係国の一つが特別扱い等を要求した時はじめて二国間の交渉案件になると解していられるそうだが、日本側はこの箇所を西村局長の意見書の内容に即して解する立前をとっている。故にこの事件の如く明らかに犯人が所属区域を離れ公務以外の目的でなしたことについては裁判権を日本側にありと主張するのである。」と述べている。⁽³⁷⁾ 米側記録では、日本側は、*as heretofore* とは暫定協定案に署名する以前であると主張したといふ。⁽³⁸⁾

フィン・重光・杉浦会談に戻ると、フィン書記官は、「日本側のいう様に解釈することは文面より見て不可能であり、英連邦諸国は当然管轄権が原則として自国側にありと主張して引渡しを要求すべく、自分は日本の立場に同情はするが、理論上英連邦側に賛成せざるを得ない。また、*as heretofore* とは『四月二十八日以前の通り』という意味であるといふことについて西村局長からも確言を得ている。」と応酬した。⁽³⁹⁾

このように、*as heretofore* とはいづつからを指すのか、さらにいえば、四月二十八日以前とその後では、国連軍の法的地位はどのようになるのかをめぐって、日米間でおおきな考え方の違いが生じていた。これまでの議論だけでは、日本側が何を言わんとしているのか、かならずしも明確ではない。そこで、この問題をめぐる日本側の主張をさらに

追ってみることにしよう。

翌一四日の杉浦・フィン会談で、杉浦は、「我方は裁判管轄権が従来通りというのは、一方当事者よりの要求でバイラテラル・ネゴシエーションが始められない限りそういうのであって、それが始められれば事態は白紙にもどると解する故に日本側として引渡し要求をうけても必ずしも引渡さなくても済むわけである。」と説明した。さらに、「日本側として一々引渡しに応じなければならぬとの義務を負ってはバイラテラル・ネゴシエーション云々は死文になってしまい、国内諸方面を納得させる自信はなく、将来の国連軍協力がやりにくくなるばかりである。」と付け加えた。⁽⁴⁰⁾「従来通り」の日本側の解釈では、一方当事者がなんら要求もしない場合であり（ニュージールランド兵士の事件では、同国は兵士の釈放を要求した）、もしなんらかの要求があれば、事態は白紙の状態に戻ることになる。日本側がリッジウェイ宛書簡に日本側対案を添付していたことを想い起す必要がある。この対案では、NATO協定方式がとられていた。ニュージールランド兵士の事件は、明らかに犯人が所属区域を離れ、公務外での犯罪であり、裁判権は我方にあると日本側は考えていた。

日本側の前提は、占領時代の刑事裁判権の取り扱いは、日本の主権回復により終了し、占領が継続しているかのような取り扱いはありえないというものであった。主権回復後は、一方当事者が何等かの要求をすれば、国際法の一般原則（それがほぼNATO協定となっている）にしたがい、対処するというのが日本側の主張であった。

この問題は、五月一六日の渋沢信一外務次官とナイルス・W・ボンド在京米大使館参事官との会談でも協議された。ボンドは、「米側は原則的にステータス・コ「現状維持」だと前提していたのだから、そうでないとしたら本件交渉を再開しなければならなくなる。」と述べる。渋沢は、「書簡は明らかにステータス・コを変更するものである。」と

応じ、両者の解釈が根本的に食い違っていることが明白になった。⁽⁴¹⁾

この一六日夜、外務省の高橋通敏総務課長と杉浦が、法務府意見局林修三局長と会談し、裁判権について日米の意見が食い違っており、それを何とか実際上の取扱方針で対処できないか、協力を要請した（法務府は、一九五二年八月より、法務省と改称される）。これに対し、林局長は、「本書簡全体として憲法違反ではないかという問題もあり、また裁判権の箇所を法的基礎なくして実際上の取扱いのみで片づけることは極めて疑わしい問題である」と述べ、協力がむずかしいことを示唆した。⁽⁴²⁾

五月二〇日、木村篤太郎法務総裁から岡崎外務大臣宛書簡が発出され、その中に以下の法務府の意見が同封されていた。そもそもこの交換公文案は条約ではない。それにもかかわらず、日米安保条約・行政協定に基づく米軍への待遇と同等の待遇を国連軍に与えるとなると、法的根拠がなく、拘束力もない。国連軍に裁判権を認めると、憲法第七六条第一項「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」に違反する。また、交換公文案の内容も、確立された国際法規（それがNATO協定となっている）に一致しない。⁽⁴³⁾ なお、行政協定下、米軍が専属的裁判権を有する憲法上の根拠は、第九八条第二項の条約遵守義務にあった。

五月二二日、法務府側とさらに協議が続けられた。佐藤達夫法制意見長官からは「as heretoforeとなっていては憲法上説明がつかない。国際法の一般原則によりとしたら個別的解釈で片づき得ることだったろうにと思う。」との発言があり、また、岡原昌男検務局長は「現在の形で片づき得た事には我々は従わないとはつきり云って置く」と述べるありさまであった。⁽⁴⁴⁾ 法務府側は妥協の余地をまったくみせず、協議は物別れに終わった。

法務府側がきわめて強硬な姿勢を示した背景には、すでに五月一七日、刑政長官清原邦一名で、「外国軍隊の将兵

に係る違反事件の処理について」と題する通達が、検事長・検事正宛に發出されていたことがある。この清原通達の内容は、原則として外国軍隊の将兵の犯罪の裁判権は日本側にあり、例外は公務中の犯罪、及び、駐留施設内での犯罪とされており、⁽⁴⁵⁾ N A T O協定を踏襲していることは明らかだった。

交換公文案の解釈をめぐり、米側と重大な食い違いが生じ、また、法を執行する法務府からは憲法違反と指摘されるにおよんだ。その結果、五月二二日の岡崎・ヒツキー会談で、暫定協定のための書簡交換をとりやめとし、直ちに本協定の交渉に入ることが決定された。⁽⁴⁶⁾ 五月二七日、吉田総理とマーフィー駐日大使との会談が開かれ、今後の対応が検討された。ただ、吉田は、アメリカ及び国連軍諸国に最大限の満足を与えたいと思っていることを理解して欲しい、と述べたにすぎない。⁽⁴⁷⁾

吉田書簡

書簡交換をとりやめ、本協定の交渉に入ることとなったとはいえ、同交渉がまとまるまでには時間を要する。そこで、五月二八日にいたり、吉田総理からマーフィー大使宛に書簡を發出することがきまった。この書簡發出にあたっては、法務府とも協議された。以下に書簡の重要部分を引用するが、裁判権だけではなく、それと密接に関連する身柄の引き渡しの部分もあわせて引用しておく。すでに紹介した行政協定第十七条の改正交渉でも、この吉田書簡で使われた文言が問題となったからである。

(一) これらの軍隊の構成員及び軍属ならびにそれらの家族に対する裁判権は、国際法及び国際慣習の準則に従

つて行使される。

(二) 特にこれらの軍隊の駐留区域外において行われた犯罪事件については、国際法及び国際慣習の確立した準則について不明確の点がある場合には、日本政府と関係国の当局との間の協議により事件ごとに決定が行われるものとする。

(三) 日本国の当局は、罪を犯したこれらの軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕したときは、次の(四)に掲げる場合を除いて、犯人をその所属国の軍当局に、原則として、引き渡すように取り計らう。

(四) 特別の重要な事由 (special cause of importance) がある場合には、日本国の当局は、犯人を拘留しつつ、前記の(二)のような協議を直ちに行う。このような協議により四十八時間以内に決定が行われない場合には、犯人を、将来日本国の当局に引き渡すべきことを条件として、その所属国の軍当局に引き渡すように努力する。⁽⁴⁸⁾

吉田書簡の発出を受け、六月二三日、あらためて清原通達が出されている。裁判権に関する基本的原則は、五月一七日付の清原通達と同様である。身柄の取り扱いをめぐって、若干の相違がみられる。とりわけ吉田書簡の(四)にあった「特別の重要な事由」とは、殺人、放火、傷害致死、強盗又は強姦の罪であると具体的に指摘されている。この吉田書簡は、当初、極秘扱いとなっており、国連軍側にも内示しないこととされた。⁽⁴⁹⁾ところが、この極秘のはずの吉田書簡が思わぬ形で表に出る。

きっかけは英水兵事件である。英軍艦ベルファストの一等水兵二名が、六月二九日、神戸で日本人タクシー運転手から千七百円を強奪し、一時的にその自動車の所有を奪ったとの理由で、日本の官憲によって逮捕された。七月一日、

在神戸英領事はこれらの水兵の身柄を英国官憲に引き渡すよう要請した。日本側当局はこの要請を拒否する⁽⁵⁰⁾。その後、神戸地方裁判所は強盗罪で有罪の実刑を言い渡した。控訴後の大阪高等裁判所は同じ懲役二年六月に執行猶予三年を付した判決を下し、確定している。英水兵事件は、英国側に行政協定と同様の裁判権があるのか、それとも国際法の一般原則に基づき、公務外の犯罪は日本側に裁判権があるのか、その試金石となっていたのである。

八月一六日の朝日新聞で、この英水兵事件に関連し、サー・エスラー・デニング英国大使から岡崎大臣宛の八月六日付の通告が明らかにされた。その主旨は、「吉田首相は去る五月卅一日付でマーフィー米大使に寄せた書簡で国連軍の裁判管轄権に関する協定が締結されるまでの間は特別重要な事件を除いて、これら国連軍の所属員が日本で犯罪を告発された場合、その懲戒処分のため所属国の軍当局に引渡されるよう日本当局は取り計らうであろうと述べ、かつ、特別重要と判断される事件についても協議することを知っている。」というものであった。この内容には誤りもあり、吉田書簡は九月二日の閣議了解により公開された⁽⁵¹⁾。正式協定が存在しないことから、国連軍所属員の扱いがおおきな問題となっていた。次節では国連軍協定交渉の経緯を明らかにしたい。

四 国連軍協定交渉

国連軍協定の交渉開始

六月二五日午前、マーフィー大使は岡崎外務大臣を訪ね、国連軍協定案を手交した⁽⁵²⁾。この案は交換公文及び附属文書から成っていた。六月二八日、今度は岡崎大臣がマーフィー大使に日本案を手交し、双方の案が出揃った⁽⁵³⁾。

刑事裁判権に関する日本案と国連軍案とを比較すると、国連軍案は国連軍に行政協定を準用する建前となっていた

のに対し、日本案はNATO方式を取り入れ、その発効に国会の承認が必要となつていた。⁽⁵⁴⁾この二八日の岡崎・マーフィー会談で、マーフィーは、この日本案では受諾困難であるとし、国連軍と米軍とを同等の扱いにするよう求める意見書を提出した。

両者の争点はきわめて明白であつた。刑事裁判権に関し、協定を結ぶとなれば、NATO協定並み(日本案)か、それとも行政協定並み(国連軍案)かであり、それ以外の方法はほとんど考えられない。吉田書簡にあつたように、国際法の一般原則及び国際慣習によるという方法もあるが、これでは協定を結ぶ意味がなくなつてしまふ。日本側では、「何らの規定を設けず、秘密の交換公文により事実上の了解とする」案も模索してゐた。⁽⁵⁵⁾

両者の懸隔が非常におおきいので、日本側としても、日本案がなぜ望ましいのか、また、国連軍案をなぜ受諾できないのか、その理由を国連軍側に納得してもらふ必要があつた。⁽⁵⁶⁾

日本側案が望ましいとする積極的理由として、第一に、日本案はNATO協定第七条を参考とし、国際的に最もよいタイプに従つたものである。すでに、米英仏等欧米主要国もすべてNATO協定の署名を終え、これらの国々が賛成した原則に従つてゐる。第二に、行政協定第十七条第五項によれば、NATO協定が一年以内に発効しなくても、日本側の要請があれば、刑事裁判権の問題を改訂するために再考慮することになつてゐる。したがつて、新しく締結される国連軍協定は、最初からNATO協定になつた方がよい。第三に、行政協定第十七条のように、排他的裁判権を全面的に認めた例はみあたらない。国連軍が日本に駐留する法的性質から見ても、NATO協定のタイプが現在としては最もよいと考えられる。

一方、国連軍案を受諾できない理由として、日本国内の世論の反発が挙げられる。行政協定第十七条は、国際法の

一般原則及び国際慣習の認めている以上の特権を駐留軍に与えていると国民はとらえている。この規定は、日本の威信や独立をそこなうものとして多くの批判がある。米軍が享受している特権を、米軍とは異なる性質を有する国連軍に与えるのは不合理であり、国内世論が許さない。さらに、国連軍が駐留していた呉地区では、国連軍関係者による犯罪が相当件数にのぼっており、現地住民を刺激している。国連軍と現地住民との関係を円滑にするためにも、裁判権を一定の範囲内で日本側に留保する必要がある。

七月二一日、外務省の奥村勝蔵参与（一月より事務次官となる）とボンド参事官との非公式会談が行われた。刑事裁判権につき、つぎのような会話が交わされている。

ボンド 最後の問題は裁判権だ。日本の考と英連邦の考とは相当開きがあり、また双方頑張つてゐる。公の席で議論をやりとりしても、はてしがつかぬ。米側としては、仲をとりもたねばならぬ立場だが、何とか日本側が裁判権を持つ建前としてつ英連邦側に実際満足させる様な案ができないものだろうか。（日本で裁判するが刑の執行は国連側にまかすといふのも一案ならんと言ふ）

奥村 自分が裁判官であつたとしたら、つまらぬことをした兵隊をつかまえて、不自由な英語を通じて裁判する様なことは面倒だ。事実、兵隊は軍法会議に廻される方を恐れてゐるとの話もある。しかし法務府内部の気持はそうではない。又政府は参議院でコントロールを持たぬ。我々は名を棄てて実をとることが上手ぢやない。しかし何とか解決の端緒を得る必要があるから、下田局長とバッシン法律アタッシエを中心にして少数の人で色々な案について研究して貰ふことにしやう。そうしてゐるうちに、名案に出会ふかも知れない。⁽⁵⁷⁾

刑事裁判権問題の解決案を探るべく、下田武三条約局長とバッシン在京米大使館法律顧問との間で協議がはじまる。

バッシン試案

八月二日の下田・バッシン会談で、双方の立場を拘束しないという約束の下、忌憚のない意見交換が行われた。バッシンはこれまでの国連軍案を離れ、いくつかの重要な譲歩を示唆⁽⁵⁸⁾した。

第一に、日米行政協定の規定を国連軍にも準用するという、従来为国連軍側の主張を放棄する。つまり国連軍所属員に対して、国連軍側が専属的裁判権を有するとの主張を放棄するという意味である。

第二に、NATO協定にもある専属的裁判管轄権に関する規定を削除する。これにかわり、裁判権に関しては、第一次(優先的)のものと第二次のものがある、との観念で置き換える。

第三に、国連軍側が優先的(第一次の)裁判権を有する場合は、国連軍所属員による、(イ)国連軍又はその所属員の財産に対する罪、(ロ)国連軍の安全に関する罪、(ハ)国連軍所属員の身体に対する罪、(ニ)国連軍の公務執行中に行われた犯罪である。これらは、犯罪の場所、つまり施設の内外を問わない。

第四に、新たに、犯罪の場所に関する基準を導入し、施設内では、発生するすべての犯罪につき、国連軍はその所属員に対し優先的裁判権を行使する。国連軍所属員が施設内にあるときは、公務遂行中のものと認められる。

第五に、施設外での公務外の犯罪については、吉田書簡に *special cause of importance* という字句があるので、それをヒントにした。ただ、その字句は抽象的過ぎるので、重要な犯罪の場合には、日本側が第一次の裁判権を有することとしたい。何が重要かの基準は、暴力を伴うか否かであり、具体的には、殺人、強盗、放火、誘拐等である。

それ以外の軽犯罪については、国連軍側に優先的裁判権を認める。

バッシン試案を聞いた下田は、日本側が受け入れられるか、疑問を呈している。重大な犯罪につき日本側に第一次の裁判権を認めながら、それ以外の軽微な犯罪について、国連軍側に第一次裁判権があるとしている点であった。下田は犯罪の軽重を問わず、第一次の裁判権を日本側に認める建前とし、軽犯罪については、国連軍側から裁判権を放棄するよう要請があったとき、日本側で好意的に考慮するという方式が考えられないかと問いかけている。バッシンは、国連軍側はそれではとうてい受け入れないだろうと応答した。

興味深いことに、下田・バッシン会談に関する下田の報告書を読んだ奥村参与は、右の記述の部分につきのメモを添付している。「建前は裁判権が我方に在るものとし、實際上、軽微の犯罪は、彼等に裁判権をゆづることにつき、英連邦四ヶ国と秘密の約束をする如き方法なきや」(○印は原文にある強調。)と記されていた。まさにこれこそがこの問題解決の核心であった。日本側の第一次裁判権を軽犯罪では放棄し、これを秘密に約束しようというのである。

解決策の模索

八月四日、今度は、三宅参事官とバッシンとの会談が開かれた。バッシンは、先に下田に示したバッシン試案の印象を尋ねた。三宅は、「自分個人の感じであるが、『氷を破る』一つの実際的な案であると思うが、たとい、マイナー・ケースについてでも日本が管轄権を放棄することを協定の明文に書くことは国会等の関係上困る」と述べている。⁽⁵⁹⁾「氷を破る」とはどこかで聞いたようなセリフだ。第二節の行政協定第十七条の改正交渉で、同じ三宅参事官が、日米の妥協点をみいだすにあたり、「氷は破られた」と表現していた。二つの状況はほぼ同じであり、軽微な犯罪に対し、

日本側が裁判権を放棄することを、いかなる形式で、どのように表現するか、という問題が残されていたのである。

それを裏付けるかのように、バッシンが、「放棄という辞句は使わず、斯々の犯罪については日本が国連軍の軍人に対して第一次的の管轄権を有し、斯々の犯罪については国連軍がその所属軍人に対して第一次管轄権を有すると規定し、さらに、いづれかの一方がその有する第一次的管轄権を放棄した際は他方が第二次的管轄権を有する旨を規定することにしようかと考えている」と述べた。三宅は、「右の案でも、実質的な管轄権の放棄が協定の明文に現れることは同様で、日本政府としては困難な立場に置かれる。従って、マイナー・ケースについての管轄権の放棄を如何なるフォーミュラーで定めるか、問題である」と指摘した。これにバッシンは、「国会に対しては、マイナー・ケースで日本側が国連軍の軍人を裁判することは朝鮮戦線における右軍人の活動を不可能ならしめミリタリー・エフェクティブネスという大局的利益を害すること及びこの協定は一時的のものであり、NATO協定が発効すればその線に沿って改訂せられるものであることを説明すればよいのではないか」と提案した。⁽⁶⁰⁾三宅は、軽微な犯罪に対する裁判権放棄を認めてもかまわないが、公式に放棄したとはせず、実質的に放棄したことを示す形をいかにするかを考えていたのである。

翌五日の奥村参与とボンド参事官との会談でも、バッシン試案がとりあげられ、奥村は、バッシンの考えも取り入れ、私見としてつぎのように述べた。

バッシンの所謂暴力を伴はざる犯罪（假に便宜上、之を軽微の罪と言ふが）マナー・オフェンス之も国連軍側で優先的に裁判することを協定の文面に書くことは、不可能である。但し実際上の運用に於て、同様の取計をすることは考へられる。プライマリ・ジュネリス・ディケシヨン

それには、裁判権の相互放棄の条項を援用することである。

即ち相手方が特に重要と認めるものについては、裁判権の放棄を考慮するとの規定につき、「議事録」の中に、日本が、国連軍の「軍事的能率」ミタリフエティブネスは国連軍が特に重要と認めるものなることを了承するとの了解を設ける。そして、軽微な罪については、これを国連軍側で裁判することが「軍事的能率」を維持する所以であるとの申出があれば、日本側は裁判権を放棄する。(実際問題としては、檢察活動の中止)尤も之には日本で公開の軍事裁判を行ふこと、日本官憲、例へば地元の警察署長を裁判に立會はせる等の条件がある。⁽⁶¹⁾(○印は原文にある強調。)

奥村は、裁判権の放棄を協定(議定書)に書くことはできないが、運用で対処可能であり、そのためには、裁判権の相互放棄を援用するのがよいという。相手方が特に重要と認めるものについては、裁判権の放棄を考慮するとの規定を協定(議定書)に置き、議事録に、国連軍にとって、それは「軍事的能率」を意味すると書いておく。それを理由に、国連軍側から日本側に、裁判権の放棄の申し出が可能になるという案である。⁽⁶²⁾この案の核心は、形式上はNATO協定方式にならないながらも、「軍事的効率」という概念を持ち出し、実質的には日本側が第一次裁判権を放棄するという点にあった。⁽⁶³⁾

八月六日午後、下田とバツシンで、バツシン試案を文書化する作業を行う約束であった。ところが、その直前、バツシンから電話があり、自らの試案について英国側に当たってみたところ、英国側は本件につき日米間に先に非公式の話し合いを行っているのは極めて不満であり、かつ、英水兵に対する判決で英国側が激昂しており、とうてい話しに乗ってくる空気ではなかったという。そこで、日米間での本件の話し合いを暫く延期したいとして、その了解を求め

てきた。⁽⁶⁴⁾

一方的通報

その後、バッシン試案をめぐる交渉に進捗はみられなかったが、日本側では、裁判権の放棄をどのように表現するか、具体的な検討が進んでいった。バッシンは、「軍の能率を維持する必要」を、国連軍側が裁判権放棄を要請する根拠とする考えを示していた。ただ、この認定を国連軍側の判断にゆだねてしまうと、すべての事件で裁判権の放棄が認められ、日本側としては承服できない。また、裁判権の放棄を日本側の「同情ある考慮」に一任すると、今度は、国連軍側が承服しないであろう。⁽⁶⁵⁾

この問題を打開するため、日本側では、実際上、いかなる場合に起訴を見合わせるのか、具体的な基準をあらかじめ作っておき、法務・外務両省で完全に打合せをすれば、支障なく実施できると考えられた。ただし、これでは法務・外務両省内での対処に過ぎず、それをなんらかの形で国連軍側にも知らせておく必要があった。そうしないと、英水兵事件のこともあり、国連軍側としても安心できないと考えられたからだ。奥村参与は、「この了解を何等かの形で国連軍側に内密にでも、通知するのでなければ、交渉は妥結しないであろう。これには反対の意見もあるだろうし、また、秘密の文書を残すことは、『吉田書簡』のこともあり、危惧せざるを得ない、これを押し切ることが必要である。」として、以下の先例を指摘している。

昭和十四年夏、わが天津軍が英租界を包囲して交通遮断した事件は、当時英国側がわが方の要求を全面的に容

れたので解決することになったが、英国側は包圍解除の日時につき確約を得たいと申し出た。外務省でこれを軍側に伝えたところ、軍は、英租界包圍は統帥権の発動である、解除することも統帥権である。これについて外部に約束することはできないと言った。が種々懇談の結果、結局本件は有田外務大臣からクレイギー英国大使に書簡を送り、「外務省の有する情報によれば、天津英租界の包圍は何月何日何時に解除せらるる趣である」と通報することによつて手を打つことができた。

この先例（約束はしない、ただ知らせる）にならうことはできないものであるうか。すなわち外務大臣から国連軍諸国代表（米大使）に confidential note をもつて「かくかくの犯罪は、わが方で裁判権を留保する（但し、わが方で自発的に放棄する場合もある）かくかくの犯罪は、国連軍の軍事効率維持上重要なりとの理由による要請があれば、起訴を見合せて、犯人を国連軍側の裁判のために引き渡すとのわが法務当局の方針であることを、参考として通報する。（「」がないのは、引用が途中だからである。）⁽⁶⁶⁾

天津租界封鎖事件であり、この先例こそが、後の行政協定第十七条の改正で用いられた方法であつた。⁽⁶⁷⁾つまり、約束はしないが、一方的通報を行う形式により、実質的に「約束」をする方法である。同協定第十七条の改正では、裁判権小委員会刑事部会日本側代表の一方的陳述となつてあらわれた。

九月二日の下田・バッシン会談で、下田は日本側案を提示した。すでにバッシン試案が提示されていたが、国連軍側の公式の立場（国連軍には行政協定が準用され、国連軍所屬員の犯罪は、派遣国が専屬的裁判権を有する）に反するので、日本側のイニシアティブで提案されたものとして扱つて欲しいとバッシンは要望した。下田はそれを受け入れ、日本

案として提示したのである。

日本側議定書案は、基本的にNATO協定にならっている。第三項は優先裁判権について規定され、派遣国軍当局と日本国の当局がそれぞれどのような犯罪について優先的（第一次の）裁判権を有するかが規定されていた。第三項(c)は裁判権放棄について規定し、この公式議事録案はつぎのようになっていた。

a (第一案) 日本国による裁判権の行使が朝鮮における国連軍の軍事的能率を著しく害する場合は、派遣国が日本国による裁判権を行使する優先権の放棄を特に重要と認める場合に含められるものと了解する。

さらに殺人、放火、傷害致死、強盗又は強姦の罪にあたる事件その他著しく日本国民の耳目をひき又は被害が重大である事件の場合は、日本国は裁判権を行使する優先権の放棄を考慮し得ないことがあることを了解する。

(第二案) 派遣国は、その軍隊の軍事的効率を維持することが特別の関心事であるとの見解を有し、従つて日本国による優先権の放棄がその軍事的効率の維持に寄与する場合は特に重要な場合とみなす。(以下、第一案と同じ)

b 公共の秩序維持を著しく害しあるいは日本の国民感情を著しく刺戟する犯罪は、日本国が当該派遣国による裁判権を行使する優先権の放棄を特に重要と認める場合に含められるものと了解する。⁽⁶⁵⁾

第一案も第二案も趣旨におおきな違いはない。派遣国・受入国が、それぞれ裁判権の放棄を要請する場合、特に重要と考えられる例を並列させている。国連軍側にとっては軍事的能率であり、日本側にとっては犯罪の重大性と国民感情である。下田とバッシンはこの日本側提案を協議した。

右の公式議事録案について、バッシンは、「日本側に優先的裁判権を留保する場合以外の犯罪については、国連側が軍事的効率維持の見地より放棄を要請した場合、日本側は裁判権を放棄する用意がある旨をも議事録に記載し得ざるや」と尋ねた。これに、下田は、「日本側にはその用意があるのであり且つその趣旨は議事録の言外の含みとして明瞭に看取し得るのであるから、右を以て満足せられた」と応答した。さらに、バッシンは、「本案がテクニカル・コミティーに上程された時、席上日本側より口頭を以てその用意がある旨言明し得ざるや」と重ねて要求してきたので、下田は、「右は可能と思考する」と答えた。⁽⁶⁹⁾

バッシンは日本側提案の全貌を把握すると、喜色を浮かべ、「良くやられた。貴官は立派な仕事をされた (Congratulations! You've done fine works.)」、と祝福の言葉を発し、早速この案を国務省に報告すると共に英連邦側にも伝達する⁽⁷⁰⁾とした。

九月一二日の奥村参与から岡崎外務大臣への報告でも、日本側提案の要領とは、「規定の表面に於ては、大体 NATO 通りのもので、『裁判権放棄の規定』の実際の運用に依り処理して行かうとするものです。」とある。⁽⁷¹⁾

この日本側提案で交渉は一気に進展するかと思われたが、九月下旬になると、アメリカでは、国務省・国防省とも、NATO 協定への議会の対応が明らかになるまで、また、行政協定の刑事裁判権条項の再検討が終了するまで、国連軍協定の刑事裁判権問題が妥結する見込みはない、と判断するようになる。⁽⁷²⁾在京米大使館の方針としても、先の日本側提案を拒絶するのではなく、行政協定第十七条と同等の待遇を求めるとの元々の主張を続ける方が望ましい、となった。⁽⁷³⁾

その後、国連軍側から日本側提案に対する回答はなく、事態を打開するため、十一月一二日、日・米・英連邦代表

会議が開かれた。⁽⁷⁴⁾さらに、一月二日、二回目も開かれた。双方ともこれまでの原則的立場を述べるにとどまり、交渉の進展はみられなかった。⁽⁷⁵⁾そのため、二月三日、日本側は左の内容の文書を国連軍側に提示し、国連軍側の了解をとりつけた。⁽⁷⁶⁾

- (一) 吉田書簡の線に沿う実、上の取扱により事件ごと⁽⁷⁷⁾に好意的態度をもつて解決をはかる。(傍点は原文の強調。)
- (二) 右取扱はNATO協定発効までの暫定的措置とする。
- (三) 右取扱は双方の紳士協定とする。

内部的には清原通達を吉田書簡に合うよう書き改められた。⁽⁷⁷⁾

国連軍協定の交渉は一二月をもって、いったん中断する。米側では、一九五三年早々にも、NATO協定の批准の審議が行われると予測され、批准の完了後、本格的に協議を始めようとの考えだった。結果として、行政協定第十七条の改正が先行し、その後、一九五四年二月に国連軍協定が締結され、同趣旨が盛り込まれる。

五 考察

刑事裁判権密約はあったのか

第二節では、行政協定第十七条の改正について、第三節及び第四節では、日本の主権が回復された後の国連軍の待遇、並びに、国連軍協定交渉の経緯を論じてきた。行政協定第十七条の改正にあたり、裁判権小委員会刑事部会日本側代表である津田課長の一方的陳述なる文書は、はたして「密約」といえるのか否かをあらためて検討しておきたい。否定する根拠は明白である。同文書は日本側の政策を一方的に陳述したに過ぎず、約束を構成しないというのだ。

前述のように、二〇一一年八月二五日に開催された日米合同委員会で、この文書は約束ではないと確認されている。形式的に見れば、津田課長の一方的陳述は約束とはいえない。

しかし、実態はどうであろうか。刑事裁判権をめぐる、一九五二年六月から国連軍協定の交渉が開始され、一九五三年には、行政協定第十七条が先に改正された。刑事裁判権をめぐる問題の本質は、両交渉ともまったく同じであった。

国連軍協定及び行政協定第十七条改正の交渉を通じ、最大の争点となったのは、日本側の第一次裁判権のおよぶ範囲を、実質的にどの程度にするかである。公務中の犯罪、もっぱら国連軍・米軍の財産に対する犯罪、国連軍所属員・米軍所属員同士の犯罪の場合、国連軍側・米側が、第一次裁判権を行使することにつき、日本側もまったく異論をさしはさまなかった。NATO協定通りだったからだ。問題は、犯罪の軽重により、受入国が第一次裁判権を実質的に放棄する、とNATO協定には規定していないにもかかわらず、軽犯罪では、日本側が第一次裁判権を行使しないこととし、米軍・国連軍側はその保証を求めた点である。

日本側としても、軽犯罪まで一々裁判を行うのはわずらわしいこともあり、派遣国の軍としての効率を維持するためとの主張を受け入れた。ただ、第一次裁判権の放棄を公式にうたうことはできず、日本側の政策として、その運用の表明は可能だとした。その形式も、約束の形ではない一方的陳述とし、さらに、その文書を秘密扱いとするよう要求し、その通りとなった。その文書が発覚しないよう工夫がこらされたのである。

一方的陳述が「密約」といわれる所以は、公式には第一次裁判権を日本側は放棄していないが、実際の運用では、軽犯罪について、第一次裁判権を放棄し、そのことを一方的陳述の形で保証した点にある。また、そうした一方的陳

述の存在を公にすることもなく、その原本の存在が明らかになっても、それは約束ではないと否定している。それにより、逆に「密約」の存在が裏づけられている。国連軍協定交渉と行政協定第十七条改正交渉を並行して検証したことによって、刑事裁判権密約の実態がより明確になった。

国連軍協定交渉で、奥村参与（行政協定第十七条改正時には外務事務次官）がいみじくも指摘していたように、建前として、すべての犯罪に対する第一次裁判権は日本側にあり、軽犯罪は国連軍側に裁判権をゆずり、それを秘密の約束とする方法が模索されていた。後はその約束をいかなる形で表現するかが問題だった。米側も秘密の約束があることを記録にとどめようとした。国連軍協定交渉の場合には、その結果を具体化するまでにはいたらなかったが、行政協定第十七条の改正で、日本側の一方的陳述となつてあらわれたのである。

密約方式の原型

行政協定第十七条の改正交渉が妥結し、外務省で一九五三年九月二六日に決着された「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉妥結案」という文書がある。その中に、「我方の交渉方針としては、日米行政協定第十七条第一項に基き、NATO方式による条約上の権利はすべてこれを確保せんがため、NATO方式より逸脱せる米側原案の修正乃至撤回方を強く主張すると共に、他方、軍隊の立場を考慮し、運用の円滑を図るため、条約上の権利を害せざる限度において、実際の解決方式の発見に努め、又、後日に問題を残す秘密協定の排除を旨とした。」（○印は筆者による強調。）とある。⁽⁷⁸⁾確かに、形式的には、秘密協定を結ぶことはなかった。ただ、交渉過程から明らかかなように、軽犯罪の場合、一方的陳述で第一次裁判権の放棄を日本側は保証していた。

この方式は、核持ち込み密約を示す「討議の記録」に類似する。⁽⁷⁹⁾一九六〇年に改定された日米安保条約には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の実施に関する交換公文」が附属していた。同条約第六条で、米軍は日本における基地の使用ができるとうたわれている。これに関しては、安保改定以前から、核の持ち込み、及び、戦闘作戦行動のための基地使用が問題になっており、それらは事前に日本側と協議することとなった。いわゆる事前協議制度の導入であり、それを文書化したのが右の交換公文である。ただし、核搭載艦船の一時寄港、あるいは、核搭載軍用機の一時飛来は、事前協議の対象ではないと米側は主張し、それを明確にしたのが「討議の記録」という文書であった。

「討議の記録」は、当時の藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使の合意を記録した文書である。また、事前協議について、「討議の記録」第二項cには「合衆国軍用機の飛来、合衆国海軍艦艇の日本領海への立ち入り・寄港に関する現行の手續きに影響を及ぼすとは解釈されない。」と規定され、一時寄港・一時飛来は、これまで通り事前協議なしに可能であることが示されていた。⁽⁸⁰⁾

この文書は、核搭載艦船の一時寄港を含む、すべての核搭載艦船の入港が事前協議の対象である、との日本政府の公式の立場を覆す重要な文書であった。この文書の解釈をめぐっては、議論もあつたが、今日では、交渉過程の詳細な分析により、密約文書であつたことが証明されている。

「討議の記録」が重要なのは、明確な合意を示すようには見えない点である。合意文書ではなく、討議の様子を記録しただけであり、たとえこの文書がなんらかの形で公表されることがあつても、合意であることを否定できる仕組みとなつていた。その意味で、行政協定第十七条の改正にともなう一方的陳述と同じような性格を帯びていたのであ

る。米側にとつては、核搭載艦船の寄港等が、事前協議制度に縛られず、これまで通り行うことができ、日本側がそれを保証したことを示す証拠として、「討議の記録」は必要だった。日本で政権交代があることも想定し、後の政権をも拘束できるように、文書による保証を求めたのである。

ここに共通するのは、合意ではないが、実質的に合意の存在を保証するという形式の文書が存在していたことである。刑事裁判権の場合には、裁判権小委員会刑事部会日本側代表による一方的陳述であり、核の持ち込みをめぐる事前協議制度では、「討議の記録」であった。このように、合意には見えない文書の奥に、「密約」が潜んでいる可能性があることがわかる。こうした解明により、日米密約の構造がさらに明らかとなった。

(1) <http://www.4news.jp/CN/200810/CN2008102301000065.html> なお、この詳細は、『しんぶん赤旗』二〇〇八年一月二四日付のウェブ版で報じられている。 http://www.jpj.or.jp/akahata/aiKO7/2008-10-24/2008102401_02_0.html こうした密約をもとに、吉田敏浩『密約―日米地位協定と米兵犯罪』毎日新聞社、二〇一〇年、布施祐仁『日米密約―裁かれない米兵犯罪』岩波書店、二〇一〇年が刊行されている。

(2) 東郷(印)「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」(極秘)、一九五八年一月四日、二〇一〇年三月一〇日に公開された外務省の密約調査の「関連文書一―一八」。

(3) これらのファイルは、外務省のウェブサイトで先行して掲載されたが、二〇一一年二月二日の外交記録公開で、正式に公表されている。

(4) 唯一根拠とされるのは、サンフランシスコ平和条約及び日米安保条約が署名された一九五一年九月八日に、同じく署名された「吉田・アチソン交換公文」である。この中で、朝鮮戦争に関連して、日本は国連軍を日本及びその附近において支持する旨を約束している。ただ、当時、日本は国連加盟国ではなかったため、一般的な形で国連協力をうたったものであり、行政

協定にあるような具体的な義務まで負っているとは考えられていなかった。

(5) NATO協定の条文は、国立国会図書館調査立法参考局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五—三）、一九七六年三月を参照している。

(6) 交渉にいたる経緯は、外務省条約局「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書の解説（未定稿）」一九五三年九月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻を参照。以下、引用する日本側外交文書は、すべて外交史料館所蔵である。

(7) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書（案）」（極秘）、一九五三年四月一四日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻、「日米行政協定改訂方申入れに関する外務省発表」一九五三年四月一四日午後六時、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。

(8) 外務省条約局「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書の解説（未定稿）」、一九五三年九月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻。法務省刑事局「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料〔檢察提要六〕」（檢察資料一五八）、一九七二年三月、七頁。

(9) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書（米側案）」（極秘）、一九五三年八月一八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。

(10) 「日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定第十七条を改正する議定書に関する公式議事録（米側案）」（極秘）、一九五三年八月一七日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。

(11) 松平参与「行政協定刑事裁判権条項改訂交渉に関する件」（極秘）、一九五三年八月一八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。Memorandum for the Record, Subject: Article XVII

Negotiations - First Informal Meeting, August 19, 1953* (Confidential), August 20, 1953, RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo.

在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型（信夫）

Classified General Records, 1952-1963, Box 18. 以下、引用する米側外交文書は、すべてメリーランド州カレッジパークにある米国立公文書館所蔵である。

- (21) American Embassy, Tokyo, "Negotiations on Criminal Jurisdiction Provided for the Administrative and U.N. Status of Forces Agreement" (Confidential), August 6, 1953, RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (13) 松平参与「行政協定改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年八月一九日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷。
- (14) "Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 468, August 20, 1953" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (15) 八月二一日と二五日の三宅・ハッシン会談については、三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・ハッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷、"Memorandum of Conversation, Subject: Waiver of Jurisdiction in Administrative Agreement, Participants: Jules Bassin, Mr. Miyake, Mr. Shimoda, August 21, 1953" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18 による。以下の引用も同じ文書による。
- (16) 三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・ハッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷。
- (17) 三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・ハッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷。
- (18) この点、米側記録では、なるべく秘密の文書を残したくないというのが米側の基本的スタンスであった。"Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 516, August 26, 1953" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.

- (19) 「3.(c)及び5.(a)に関する日本側代表陳述案」(極秘)、一九五三年八月二六日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻。
- (20) 松平参与「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年八月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。
- (21) 岡崎大臣発新木在米大使宛第八三三二号「行政協定改訂交渉に関する件」(秘)、一九五三年八月二八日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。
- (22) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 556, August 30, 1953” (Confidential), RG59 Decmal File 1950-1954, Box 2869.
- (23) つの間の日米間の微妙な交渉については、“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 590, September 2, 1953” (Confidential), RG59 Decmal File 1950-1954, Box 2870 を参照。
- (24) 松平参与「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年九月二日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。“Telegram from the Department of State to the Embassy in Japan, No. 510, August 28, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (25) “Statement by Japanese and American Representatives concerning paragraph 3.(c) at Regular Meeting” (Confidential), August 29, 1953, 『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。
- (26) 「例外的に重要な」と「特に重要な」をめぐる議論については、“Memorandum of Conversation, Subject: Criminal Jurisdiction Negotiations, Participants: Mr. Bassin, Mr. Henderson, Mr. Matsudaira, Mr. Miyake, Mr. Kanbara, Mr. Tsuda, September 1, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18 を参照。
- (27) 「(仮訳) 合同委員会裁判権小委員会刑事部会の会談における日本国代表の陳述」(極秘)、一九五三年九月二日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二巻。

- (28) 岡崎大臣発新木在米大使宛第八七六号「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年九月一〇日
 『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 647, September 10, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (29) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 704, September 17, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 18.
- (30) 松平参与「行政協定改訂に関する件」(極秘)、『一九五三年九月一日』『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻。
- (31) 「国連軍に対する協力について交換公文の件(経過要領)」(極秘)、『一九五二年五月二日』『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:2.70.3)。
- (32) “Memorandum for the Record, Subject: Discussion with Mr. Okazaki on Standstill Agreement for UN Forces other than US, Present: Mr. Okazaki, Mr. Nishimura, Lt. General Hickey, April 29, 1952” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (33) 西村「一九五二年四月二十八日午後八時 岡崎国務大臣ヒッキー参謀長会談要旨」一九五二年四月二十八日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:2.70.3)。“Memorandum for the Record, Subject: Discussion with Mr. Okazaki on Standstill Agreement for UN Forces other than US, Present: Mr. Okazaki, Mr. Nishimura, Lt. General Hickey, 29 April, 1952” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (34) 書簡案の全文は、“(Draft Note from UNC to Japanese Government as of May 6, 1952)” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2を参照。
- (35) 「閣議決定 国際連合司令官から日本国外務大臣あての来簡案 日本国外務大臣から国際連合軍司令官あての返簡案」(極秘)、『一九五二年五月一三日』『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:2.70.3)。

- (36) 杉浦「国連軍兵士の犯罪に関する件」(秘)、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (37) 杉浦「国連軍との間の書簡交換に関する件」(秘)、一九五二年五月十三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。“Memorandum of Conversation, Subject: United Nations Interim Agreement: Jurisdiction, Participants: Mr. H. Sugiyama, Mr. A. Shigemitsu, Mr. R. B. Finn, May 13, 1952” (Confidential). RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (38) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 131, May 15, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.
- (39) 杉浦「国連軍との間の書簡交換に関する件」(秘)、一九五二年五月十三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (40) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(極秘)、一九五二年五月十四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (41) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(極秘)、一九五二年五月十七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (42) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(法務府意見局林局長訪問) (極秘)、一九五二年五月十七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (43) 「国連軍の将兵に関する刑事裁判権行使について」一九五二年五月二〇日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (44) 杉浦「国連軍との書簡交換に関する件」(極秘)、一九五二年五月二二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一卷 (B.2.70.3)。
- (45) 刑政長官清原邦一発検事正・検事長宛法務府検務第一五九三八号「外国軍隊の将兵に係る違反事件の処理について」一九

- 五二年五月一七日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権』(B:27.03-2-2)。
- (46) 杉浦「国連軍との協定に関する件」(極秘)、一九五二年五月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:27.03)。“Memorandum for the Record, Subject: Summary of Discussion between Foreign Minister Okazaki and Lieutenant General Hickey on UN Interim Agreement with Japanese Government, May 25, 1952” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2, “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 244, May 24, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (47) “Memorandum for the Record, Subject: Conversation Between Ambassador Murphy and Prime Minister Yoshida Regarding UNC-Japan Agreement, May 28, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2, “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 280, May 28, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (48) 鹿島平和研究所(編)『日本外交主要文書・年表』第一巻、原書房、一九八三年、五一八頁。
- (49) 刑政長官清原邦一発検事長宛法務府検務局検務第二〇二六九号「在日国連軍将兵の刑事事件に関する取扱基準について」一九五二年六月二三日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権』(B:27.03-2-2)。
- (50) 英水兵事件については、「マーフイー米大使発岡崎外務大臣あて書簡訳(二七・七・一〇)」(極秘)、一九五二年七月一日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二巻 (B:27.03) を参照。
- (51) 「国連軍所属員の刑事事件に関する吉田内閣総理大臣書簡の公表に関する件」(極秘)、一九五二年九月二日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権』(B:27.03-2-2)。
- (52) 「国連軍との協定に関する件」一九五二年六月二五日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第一巻 (B:27.03)。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 681, June 23, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.

- (53) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 741, June 23, 1953” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (54) 岡崎大臣発井口大使（在加）宛第九八号「国連軍関係交換公文に関する件」（極秘）、一九五二年七月三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (55) 「国連軍との協定に関する交渉対処方針及び国内よ論指導方針について」（極秘）、一九五二年七月七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (56) 「刑事裁判権に関する日本側陳述（案）」（極秘）、一九五二年七月十五日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (57) 奥村參與「国連軍協定（ボンドとの非公式会談）」（極秘）、一九五二年七月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (58) バッシン試案に関しては、「刑事裁判管轄権に関するバッシン試案」（極秘）、一九五二年八月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷（B:2703-2）、「下田・バッシン會談において先方の仄めかしたる国連軍協定妥協試案の大綱」（極秘）、一九五二年八月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）、下田記「国連軍協定に関する件」（極秘）、一九五二年八月三日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）を参照。また、条三「刑事裁判管轄権に関するバッシン試案骨子」（極秘）、一九五二年八月十九日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷（B:2703-2）も参照。
- (59) 三宅参事官「国連軍協定に関しバッシン米大使館法律顧問の談話に関する件」（極秘）、一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。
- (60) 三宅参事官「国連軍協定に関しバッシン米大使館法律顧問の談話に関する件」（極秘）、一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷（B:2703）。

在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原形（信夫）

- (61) 奥村參與「国連軍に関する協定一件(ボンド参事官との會談)」(極秘)、『一九五二年八月五日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件』第二卷(B2.7.0.3)。「Memorandum of Conversation, Participants: Katsuzo Okumura, Niles W. Bond, Subject: UN Forces Agreement, August 5, 1952」(Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2. "Memo To: N. W. B. Subject: Criminal Jurisdiction for UN Agreement, August 5, 1952" (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 2.
- (62) この案の詳細については、奥村參與「刑事裁判権に関する規定の要点」(極秘)、『一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)を参照。
- (63) "Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 848, September 8, 1952" (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.
- (64) 下田記「国連軍協定(刑事裁判管轄権)に関する件」(極秘)、『一九五二年八月六日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)。
- (65) 奥村參與「刑事裁判権に関する規定の要点」(極秘)、『一九五二年八月四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)。
- (66) 奥村「国連軍協定の刑事裁判権について」(極秘)、『一九五二年八月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)。
- (67) この問題については、外務省(編)『日本外交文書 日中戦争』第四冊、六一書房、二〇一一年、二四五七―二七一二頁を参照。
- (68) 「日本側新提案仮訳」第 条 刑事裁判権(案)「(極秘)、『一九五二年九月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)。
- (69) 下田記「刑事裁判管轄権日本側対案提出の件(国連軍協定交渉)」(極秘)、『一九五二年九月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係』第一卷(B2.7.0.3-2)。日本側新提案の詳細は、「日本側新提案仮

- 訳) 第 二 条 刑事裁判権(案)「(極秘)」一九五二年九月一二日、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 一件 刑事裁判権関係」第一巻 (B:27.03-2) を参照。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 931, September 16, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3. 日本側のみ (Pro Memoria) 44 “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 931, September 16, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3 を参照。
- (70) 下田記「刑事裁判管轄権日本側対案提出の件(国連軍協定交渉)」(極秘)、「一九五二年九月一二日」「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 一件 刑事裁判権関係」第一巻 (B:27.03-2)。
- (71) 奥村「国連軍協定一件」一九五二年九月一三日、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 一件」第二巻 (B:27.03)。
- (72) “Status of UN Forces in Japan, September 24, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3, “Telegram from the Department of State to the Embassy in Japan, No. 795, September 25, 1952” (Secret), RG59 Decimal File 1950-1954, Box 2867.
- (73) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1277, October 20, 1953” (Secret), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.
- (74) 松平参与「十一月十二日外相官邸における国連軍協定に関する日、米、英連邦各代表会議会談録」(極秘)、「一九五二年一月一二日」「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 一件 刑事裁判権関係」第一巻 (B:27.03-2)。
- (75) 松平参与「国連軍協定刑事裁判権に関する日、米、英連邦代表第二回会議会談録要旨」(極秘)、「一九五二年一月二五日」「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 一件 刑事裁判権関係」第一巻 (B:27.03-2)。
- (76) 「国連軍協定交渉対処方針案」(極秘)、「一九五二年一月二六日」「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 一件 刑事裁判権関係」第一巻 (B:27.03-2)。“Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1987, December 22, 1952” (Confidential), RG84 Japan: U.S. Embassy, Tokyo: Classified General Records, 1952-1963, Box 3.

- (77) 法務省刑事局岡原昌男発検事長・検事正宛法務省刑事局刑事第四三九七七号「在日国連軍の軍隊構成員等の刑事事件に関する取扱基準」(極秘)、一九五二年二月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権 吉田書簡関係』(B.2.7.03-2-2)。
- (78) 三宅「行政協定刑事裁判権条項の改訂交渉妥結案に関する件」(極秘)、一九五三年九月二六日、『日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一卷。
- (79) 「討議の記録」については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、六七―一九頁を参照。
- (80) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』、七二頁。

二〇一〇年連立政権とキャメロン保守党

渡 辺 容 一 郎

I. 序 説

II. 二〇一〇年議会における保守党と自民党の基本的性格

III. キャメロン保守党に対する連立効果

IV. 二〇一〇年連立政権におけるガバナンス

V. 結 語

I. 序 説

二〇一〇年に成立した戦後イギリス初の連立政権は、一九九七年以来一三年ぶりに政権復帰した保守党とキャメロン (David Cameron) にとつて、いかなる意味をもっていたのか。この問題を解明していくことが本稿の狙いである。

「二大政党の拮抗」あるいは「前回 (二〇一〇年総選挙) 同様ハングパーラメント (hung Parliament) の出現」という大方の事前予想に反して二〇一五年イギリス総選挙は、周知のように与党・保守党の単独勝利に終わった⁽¹⁾。それに伴

いキャメロン首相の続投が決まる一方、五年続いたクレッグ (Nick Clegg) 自民党との連立に終止符が打たれることとなった。

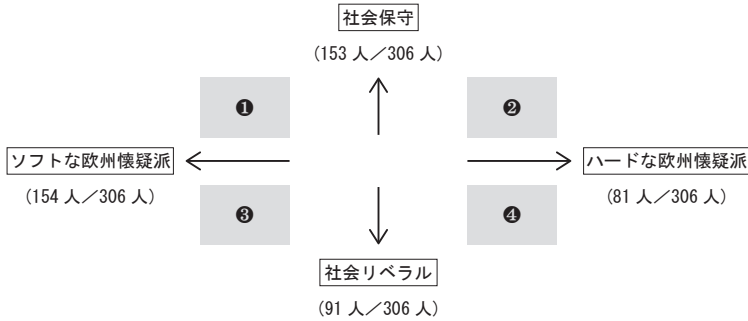
今回の総選挙では戦後二度目の連立政権誕生には至らなかったが、保守党と労働党の合計得票率 (六七・三%) などを見る限り、伝統的二党制への回帰を示しているとも言い難い。むしろ今日のイギリス政治は、「二大政党の一方を軸とした『政権形態』を志向しつつ、『総選挙得票率・支持政党』の文脈では多党化傾向にある」と言っても過言ではない。それゆえ、「連立のもつ意味、あるいは連立を構成する諸政党へのその効果」という視座から現代イギリス政治を分析していく必要性も生じてきたと思われるのである。

そこで本稿は、自民党との連立を選択したキャメロン保守党とその連立政権前半期 (二〇一〇～二〇一三年) に注目して、上記の問題を説明していく。加えて、一般に思われているように、「連立」は党首・首相のリーダーシップやガバナンスを強く制約するののかという点についてもできるだけ言及していくことにしたい。

II. 二〇一〇年議会における保守党と自民党の基本的性格

本章では、二〇一〇年議会におけるキャメロン党首の党内基盤がさほど強くなく、その政策的立場も党内では少数派だったことを先ず明らかにする。次に、クレッグ自民党が同党史上最も「院内政党」(自民党下院議員団) 主導型に変容していたことを論証する。そしてそれらを踏まえたくうえで、キャメロン党首と彼に近い「党内モダナイザー (modernisers)」議員たちが実はクレッグ自民党との連立を欲していた可能性を指摘していく。

図 2010年議会（2010-2015）における院内保守党の主要イデオロギー・政策的立場



※ 306人中、ヨーロッパ（EU）に関する立場が曖昧な議員は64人（社会リベラル30人、中間的17人、社会保守17人）。306人中、モラル問題に関する立場が曖昧な議員は62人。

出典：T. Heppell, "Cameron and Liberal Conservatism: Attitudes within the Parliamentary Conservative Party and Conservative Ministers", *BPIR*, 15-3, 2013 に基づき筆者作成。

二〇一〇年連立政権とキャメロン保守党（渡辺）

(1) キャメロンの政策的立場と党内基盤

二〇一〇年総選挙で当選を果たした保守党下院議員は合計三〇六人であった。イギリス保守党研究者ヘッペル（Timothy Heppell）は、二〇一〇年議会の「院内保守党」三〇六人、一人ひとりの政策的立場を分析している。ヘッペルによれば、キャメロンを含む院内保守党の基本的経済政策観は、サッチャー（Margaret Thatcher）流「小さな政府」を志向する「経済的自由主義」の立場にはほら纏まってきた。それゆえ、今日の院内保守党で大きな意味をもつイデオロギー的クリーヴィッジは、主として「モラル問題」と「ヨーロッパ（EU）問題」をめぐる論争に起因するとされている。⁽²⁾

ヘッペルによれば、前者をめぐる論争は「社会リベラル」対「社会保守」、そして後者についての論争は「ソフトな欧州懐疑派」（soft Eurosceptic）対「ハードな欧州懐疑派」（hard Eurosceptic）という構図になる。⁽³⁾ これら二つの対立軸を組み合わせると、それぞれ異なる四つの政策的立場が浮かび上がってくる。院内保守党における四つの政策的立場と、それぞれの立場に分

類された同党下院議員の人数を図式化したものが上の図である。

図を見ると、二〇一〇年議会における院内保守党多数派（主流派）の政策的立場は、①の「社会保守・ソフトな欧州懐疑派」であることが分かる。ヘッペルは、①に分類できる保守党下院議員の人数を三〇六人中八八人程度としており、①④のなかでは最も多いとしている。

では、キャメロン党首と彼に近い党内モダナイザー議員たちの政策的立場は、院内保守党のなかでどのような位置づけられるのであろうか。

サッチャー以後の歴代党首のなかで、キャメロンほど様々なレッテルを貼られた保守党党首はおそらくいなかったであろう。これまで見られたキャメロンの諸言説や数多くのキャメロン研究などを総合すると、キャメロンの保守主義は「党現代化（モダニゼーション）」と、ニューレーバーにやや近い穏健な党路線を目指す、思いやりのあるリベラルな保守主義」と評価することができる。とりわけそのリベラル保守主義を上記二つの尺度に照らし合わせてみると、「社会リベラル」および「ソフトな欧州懐疑派」に基礎づけられていると言うことができる。⁽⁴⁾

したがって、「生来のキャメロン派」と呼べる保守党下院議員たち、あるいは「保守党モダナイザー」とも称される議員のほとんどは、図のなかでは③に位置づけられることになる。換言すれば、いわゆる生粋のキャメロン派にとって最も大きな脅威となり得る「党内最大の敵」は、図の②に属する純粋な「党内右派」議員たちということになるわけである。

因みにヘッペルの分析では、三〇六人中、②に位置づけられる人数が五〇人であるのに対し、③と④に属するときの人数は、それぞれ四〇人、一六人とされている。そうだとすれば、図の①と②に位置づけられる保守主義者（三

○六人中(三四人)は、何らかの意味において、いわゆる「サッチャー派」か、それにかなり近い立場(党内右派)と
いうことになる。換言すれば、四〇人程度しかない純粋なキヤメロン派は、それ以外の議員たちを味方に引き入れ
る必要性が常にあると見なければならぬ。

以上の分析から分かることは以下の点である。

● 純粋なキヤメロン支持派は院内保守党のなかでは圧倒的に少数派であり、したがって二〇一〇年議会における
キヤメロンの党内基盤は、必ずしも強固ではなかった。

● 換言すれば、二〇〇五年のキヤメロン党首就任以後も、院内保守党そのものは基本的に「サッチャー色の濃い」
右派的な下院議員集団であり続けた。

● キヤメロンと彼に近い議員たちが、政策面の党内主導権を確保して、キヤメロンの党内リーダーシップを
さらに強化していくためには、ニュートラルで「立場の曖昧な」議員はもちろん、少なくとも党内相対的多数
派①に分類される議員たち、即ち「社会保守」だが「ソフトな欧州懐疑派」にもかかなり依存しなければならぬ。
い。つまり今後も、(キヤメロンの本心はともかく)保守党としては、欧州懐疑路線を何らかの形で公式かつ積極
的に表明し続けなければならないことになる。

● 仮に院内保守党多数派議員から党首不信任を突きつけられた場合、現行保守党党首選挙規定⁽⁶⁾を見る限り、キヤ
メロン党首の地位はかなり脆弱かつ不安定である。

● キヤメロン派や党内モダナイザー議員の立場からすれば、党内右派が大多数を占める一般議員たち (the back-

benchers) の党内フォーラム機関・一九二二年委員会⁽⁷⁾の意思決定において、比較的自分たちに近い立場の幹部議員 (the frontbenchers) の意向をなるべく反映させたい筈だと推察される (後述)。

このようにキャメロンとしては、党首在任中なるべく多くの党内欧州懐疑派を味方につけて、とりわけ「ソフトな欧州懐疑派」の意向に沿った党政策や党運営を展開していかざるを得ないと言える。したがって、二〇一〇年連立政権の発足、あるいはその一年後に保守・自民両党の速やかな合意で制定された議会任期固定法 (後述) の真の狙いに関しても、上述したキャメロンの政策的立場や党内基盤の弱さという現実的側面を無視することはできないのである。

(2) 自民党の変容とクレッグ (前) 党首の位置づけ

イギリス自民党の基本的立場は、一般に「社会的自由主義 (大きな政府志向)・社会リベラル・親欧州 (EU)」とされ、換言すれば「中道左派」として認識されることが多い。それでは、キャメロン保守党と連立パートナーを組んだクレッグ自民党 (当時) の基本的性格とは一体どのようなものだったのであるうか。

イギリスを代表する政治学者モラン (Michael Moran) によると、元来個人主義的かつ地方分権的リベラリズムの伝統を有する自由党と、労働党の左傾化に伴う万年野党状況に不満をもった労働党右派議員の一部 (社会民主党) とが、一九八七年総選挙後 (一九八八年) に合同し誕生したのが今日の自民党である。それゆえ自民党のイデオロギーには、経済運営や社会改革という大義の下では「大きな政府」を支持するものの、中央集権化された諸制度についてはこれを疑問視するという複雑な特質が見られるとされる⁽⁸⁾。

そうした意味で自民党は、二大政党に対する不満の「受け皿」的役割を担いやすい存在であると同時に、党内論争を引き起こしやすい性質も帯びていると考えることができよう。

ところで、小規模ながらイデオロギー的に矛盾しやすい性質をもつ自民党の構造的変容は、一三年に及んだニューレバー政権期（一九九七～二〇〇一年）に顕著となった。その変容のポイントとして以下の二点を挙げることができる。第一に、自民党内で、「地方黨員・党活動家」と「党下院議員（院内自民党）」との主導権争いが見られるようになっていた。その結果、前者から後者への党内パワーシフトが徐々に進み、党のあり方に関しても党下院議員、とりわけ党首が次第に党内で影響を及ぼせるようになってきた可能性を先ず指摘しなければならない。

院内政党から院外に組織化していった保守党とは異なり、自由党と社会民主党との合同によって誕生した自民党は、いわば「連邦的党内構造」(the federal party) をその特徴とする。イギリスの政党を研究しているドライヴァー(Stephen Driver)⁽⁹⁾によれば、党内構造上、これまで院内自民党は明確でフォーマルな役割を一切もたされてこなかった。党内構造全体からすれば、院内自民党も圧倒的優位な存在ではなく、基本的には党全体の単なる一構成要素に過ぎなかったのである。それゆえ、約六万人(二〇〇八年)とされている黨員たちのほうが、党務や党内意思決定においては圧倒的存在感を示すことが多かった。

したがって、党内民主主義という点では他党の追従を許さない自民党の内部で主導権争いが生じた場合、上記の理由により、今までは地方黨員や党活動家たち「草の根」のほうが大きな影響力を行使しやすかったと言える。

ところが一九九〇年代になると、不満の「受け皿」的役割の必要性や「価値観の多様化」などの理由から地方選挙や総選挙でも自民党の当選者が多くなり、必然的に自民党所属の(下院・地方議会・欧州議会)議員数も増加していった。

同時に、二〇〇〇年以降、政党的助成や私的支援金もそれなりに拡大した結果、選挙運動を「草の根」に依存してきた自民党でさえ、従来以上に「プロフェッショナルな党選挙マシーン」の構築が可能になったとされている。具体的には、党外からメディア関係のディレクターを招き選挙キャンペーンを一任したことで、「草の根」主体の伝統的な選挙運動までビジネスの性格の運動に変化していったという指摘もある。

こうして選挙戦術や党組織が従来以上に専門職化したことも手伝って、自民党では地方党員・党活動家への依存度が高まると低下した。その結果、前述した自民党内権力関係の逆転現象、即ち「院内自民党の強大化」¹¹「地方党員・党活動家の相対的弱体化」傾向が見られるようになったのである。党内意思決定プロセスも、必然的に従来の「党員・党大会中心型」から「党首・党下院議員によるトップ・ダウン型」に変容していった¹⁰と考えることができる。

さらにつけ加えると、党員にも国民にも人気であったケネディ (Charles Kennedy) 党首やベテランのキャンベル (Merzies Campbell) 党首は、二〇〇六年から二〇〇七年にかけて、いずれも院内自民党の「クーデター」で党首辞任を余儀なくされた。その結果、クレック党首登場のきっかけがつけられた。こうした事実も、自民党内のパワーシフトを如実に表す出来事⁽¹⁾と言えるであろう。

第二に、前述したケネディ党首時代 (一九九〇―二〇〇六年) からクレック党首選出 (二〇〇七年) に至る時期、自民党の政策的立場の一部が多少「右傾化」した。換言すれば従来型の「(中央集権的な) 社会的自由主義」だけでなく、「市場経済・小さな政府志向の」経済的自由主義」も重視するようになったと見られる点である。

全体的に自民党の「労働党離れ」が進行していたケネディ党首時代の二〇〇四年、自民党右派議員を中心に『オレンジブック——自由主義の再主張』 (*The Orange Book: Reclaiming Liberalism*) という論文集が刊行された。それは、旧・

自由党の伝統的理念の一つである経済的自由主義の立場を政策分野別に再主張したもので、言い換えれば、自民党内自由主義のもう一方の伝統である「社会的自由主義」を批判する内容でもあった。それゆえ、同書において再表明された経済的自由主義は、「オレンジブック・リベラリズム」(Orange Book Liberalism)と称されることもある。因みにその寄稿者にはクレッグのほか、保守党との連立交渉を担当したローズ (David Laws)、『二〇〇七年にクレッグと党首の座を争って敗れたヒューン (Chris Huhne)』そして二〇一〇年連立政権に閣僚として入閣したケーブル (Vince Cable) など、党内大物議員が含まれていた。

党内のこうした動きに対し、キャンベル党首時代の二〇〇七年には「社会的自由主義」を擁護する立場から、党内左派議員を中心に『国家を徹底的につくりなおす——二一世紀の社会的自由主義』(Reinventing the State: Social Liberalism for the 21st Century)と題する論文集も出版されている。クレッグやヒューンはこちらにも寄稿しているが、こうした論文集の相次ぐ刊行は、自民党内イデオロギー・政策面に関する主導権争いの一環として理解することができる。既述のように『オレンジブック』の内容は、「大きな政府」型・「増税プラス支出」的解決からの脱却、そして特に公共サービス面での供給者利益維持からの脱却を唱えるものであった。そのため、オレンジブックの経済的自由主義は、(地方)公共部門労働者が比較的多い自民党活動家側の反発も受けていた。⁽¹²⁾

社会的自由主義の立場をクレッグが完全に否定したという証拠はない。したがって、経済的自由主義が自民党を席卷するようになったと主張したら多少誤解を招くであろう。それでも、クレッグの党首就任、そして彼がキャメロン保守党と連立を組む決断をしたことは、社会的自由主義よりも——保守党的立場に近い——経済的自由主義を重視していく姿勢を示した出来事と理解してもよいと思われる。因みに自民党歴代党首のなかでもクレッグは、保守党とも

労働党とも「均等に距離を置き」、「自民党にとってベスト・パートナーと思える党と手を組む」ことを可能にした初めての党首として評価されていた。

したがって、自民党が構造的に変容し、その延長線上に新党首クレッグが登場したからこそ、キャメロン保守党との連立が可能になったと言つても決して誇張ではないであろう。また、キャメロン同様クレッグの自民党内基盤も決して強固なものではなかった。二〇〇七年に行われた自民党党首選挙結果を見ると、当選したクレッグと対立候補ヒューンとの得票率差は一〇程度しかなかったからである。

(3) まとめ

以上の考察から、キャメロンもクレッグも、それぞれの院内政党内の基盤は必ずしも安泰ではなかったということが明らかとなった。

保守党は従来どおり院内政党中央であり続けたが、自民党は注目を集める「第三極」として近年支持率が上昇し、同党議員の人数も増加したことによって、「党内構造における院内政党の相対的地位上昇」を経験していた。また、とりわけ自民党では既述のような党内パワーシフトが生じた結果、それなりに「選挙プロフェッショナル政党」化していたと見ることもできる。いずれにせよ、両党とも——とりわけ自民党は——「院内政党」主導型になっていたと同時に、「党首」の存在と役割が不可欠な政党へと変容していた。

したがって、特にキャメロン党首と彼に近い議員たちは、党内少数派ゆえ、院内保守党のなかで埋没したり孤立したりするのを避けるためにも、何らかの戦略が必要だったと考えられる。そうしたなか二〇一〇年総選挙が行われ、

ハングパーラメントが出現した。各党の獲得議席数や議席の増減に基づく「院内算術」の結果、キャメロンはクレック自民党との連立を選択したが、以上の点などからクレック自民党との連立は、キャメロンにとって、いわば「渡りに舟」だった可能性も否定できない。

同時に、自民党の党是である選挙制度改革を何らかの形で実現させるためにも、そして何より、前述した党内権力バランスや政策的立場の変容（経済的自由主義の重視）からすれば、クレック「党首」にとつてキャメロン保守党との連立は、決して「不自然なシナリオ」ではなかったと考えられるのである。

Ⅲ．キャメロン保守党に対する連立効果

本章は、二〇一〇年議会のキャメロン保守党に対する「連立」効果について、(1)いわゆる「連立」そのものが及ぼした効果、(2)連立パートナー「クレック自民党」が及ぼした効果の二つに分けて検討する。具体的には、既述のように二〇一〇～二〇一三年にかけて生じた代表的な事象を考察の対象としている。二〇一六年現在、連立政権五年間の出来事を全て詳細に検討することは時間的に不可能であるし、また連立政権前半期の動向を見れば、それ以後の流れもある程度把握できると思われるからである。

(1) いわゆる「連立」そのものが及ぼした効果

二〇一〇年連立政権は、戦前のイギリスで見られた戦時連立内閣（一九一五～一九三二年、一九四〇～一九四五年）や挙国一致内閣（一九三一～一九四〇年）とは異なり、「国難」を乗り越えるため、あるいは「国王」の助言や介入によつ

て形成されたものではない。あくまでハンクパーラメントという平時の総選挙結果を受けて、下院の政党勢力（各党の獲得議席数とその差）を反映——議席を増やした比較第一党（最大政党）保守党に連立交渉最優先権が与えられた——し、二党間交渉・合意を通じて形成された政権である。

キヤメロンは、「部分連合」や「閣外協力」をベースとした従来のな「少数単独政権」の形成を拒絶して、既述のように、変容していた「クレッグ自民党との「連立」を選択・決断した。そればかりか、両党首の速やかな合意を通じて、下院の任期が終了するまで五年間解散・総選挙は行わないとする——議院内閣制ではある意味「レア」とも言える——いわゆる「議会任期固定法」（the Fixed-term Parliaments Act）制定まで取り決められている。

そこで先ず、両党の連立交渉プロセスとその象徴的成果物である「二〇一〇年連立政権綱領」に着目することにした。次に、この「連立」効果の最たるものと言ってもよい「二〇一一年議会任期固定法」について考察する。

(a) 二〇一〇年連立政権綱領 (P f G)

保守・自民両党の間で二〇一〇年に取り交わされた連立合意・協定は、周知のように二種類ある。「中間協定書」(the Interim Coalition Agreement) などびに「連立政権綱領」(the Programme for Government, P f G) がそれである。本稿で二〇一〇年連立政権綱領と言う場合、基本的には最終合意文書に該当する後者の P f G を指すものとする。

ヤング (Ben Yong) によると、研究上の取材・インタビューに応じた両党の議員たちは、二〇一〇年連立政権綱領を——諦めに似た、しかも気乗りしない様子ではあったが——『バイブル』として位置づけていたという。また、何か問題が生じた場合、重要な判断基準として大臣たちが常に同綱領に立ち返っていたことを、一般議員の証言などから明らかにしている。もっとも上院における同綱領の扱いは多少曖昧だったようである。また、与党内で造反した経

験をもつ議員たちの証言によれば、これは造反ではなく「むしろ本来の党公約を守ったのだ」⁽¹⁴⁾と答えている。

即断は禁物であるが、ヤングの調査結果を通じて以下の点が明らかとなる。①両党の連立が基本的に党首・幹部議員主導による「上から」のものであったこと、②逆に、二〇一〇年連立政権に対する両党一般議員の反応は概して「消極的」だった可能性が高いこと、そして、③この二〇一〇年連立政権綱領の存在を通じて保守・自民両党の緊張関係がやや薄れ、両党に「妥協」しやすい雰囲気生まれたこと、換言すれば「休戦」に似た状態が醸し出されていたこと、などである。

しかし他方でヤングは、二〇一〇年連立政権綱領の問題点として、それを拡大解釈すべきか狭く解釈すべきかといった「解釈と実行」に関する議論、さらには、同綱領で触れられていない分野を扱う場合どうするのかといった議論が両党に存在したことなども指摘している。ヤングによれば、前者については、同綱領の公約が両党オリジナルのマニフェストに由来する場合はこれを狭く解釈するケースが多かった。後者に関しては、両党ともケース・バイ・ケースというスタンスでこれに対処したが、同綱領に記されていないテーマに関与したがる議員は少ないという感覚が普通だったとされている⁽¹⁵⁾。

「二〇一〇年連立政権のマニフェスト」でもある二〇一〇年連立政権綱領は、いわば総選挙後に作成され公表された内容である。それゆえ、イギリスにおいて異例の存在であることは間違いない。それでも、ヤングの指摘や以後五年間の経緯などを踏まえると、同綱領には、とりわけキャメロン党首とそれに近い幹部議員が党内不満分子（基本的には、党内右派や、期待していた大臣ポストを連立のせいで自民党議員に奪われたと思っている一般議員たち）を抑制する手段としての効果はあったと考えられる。

そうした意味で、イギリスでは異例の存在だが二〇一〇年連立政権綱領は、保守・自民両党のコミュニケーションのみならず、保守党内——党首・幹部議員と一般議員との——コミュニケーションにおいても欠かせない「ガイドライン」的役割を担った。そして何よりキャメロンたち党内モダンイザー議員からすれば、「党外」からというより——本稿Ⅱの分析結果からすれば——「党内」からの攻撃に対する一種の「防壁」としての効果があつた可能性も否定できない。

(b) 二〇一一年議会任期固定法

「二〇一〇年連立政権綱領」に、上述した役割・効果があつたとするならば、「連立」効果の最たるもので、またその象徴的かつ代表的な存在とも言うべき法律「二〇一一年議会任期固定法——以下、固定法」もまた、同様の効果をもたらすため導入されたと考えられる。

周知のように同法は、「内閣（首相）の解散権を奪う」というより「下院議員の任期を任期満了の五年に固定する」内容と見てよい。⁽¹⁶⁾ いずれにせよ、二〇一〇年連立政権下でこの法案が成立したことによってキャメロンは、少なくとも向こう五年間は解散・総選挙を実施できないことになった。自民党のクレッグはともかく首相キャメロンまでもが、なぜ、自らの首を絞める法律の制定に賛成したのであるか。その背景として、先ずクレッグ自民党側の事情から説明することにした。

繰り返すようだが、二〇一〇年総選挙はハングパーラメントという結果をもたらした。一九七四年二月総選挙結果（戦後初のハングパーラメント出現）に伴い労働党政権が同年一〇月に（再）総選挙を実施した例もあるように、「連立政権」よりも（選挙管理内閣的な）「少数単独政権」の形成と、それに基づく速やかな再総選挙実施を通じての単独過半

数議席確保というシナリオのほうが、従来のイギリスでは一般的であった。それゆえ自民党側から見れば、党内右派が多数を占める保守党一般議員の声に押され、(比較第一党の)キャメロンが——実際キャメロンはこれを拒絶したが——少数単独政権を形成し、解散・再総選挙を行う可能性も十分考えられ得た。そして自民党はそのシナリオを最も恐れていたという指摘がある。

自民党はなぜ速やかな再総選挙実施を恐れていたのであろうか。簡単に言えば、再総選挙を即座に戦える資金的余裕が自民党には全くなかったからである。⁽¹⁷⁾ 自民党は結党以来初の(連立)政権入りを果たした。これに伴い、野党にのみ支給される政府助成金(例えば short money など)を制度上自民党は受け取れなくなってしまった。前述のヤングによれば、こうした政府助成金から得られる資金は大凡二〇〇万ポンドであり、自民党収入源の実に三分の一を占めていたとされる。ところが、自民党はこうした点を保守党と十分協議しないまま連立入りに合意した可能性が否定できない、⁽¹⁸⁾とさえ言われている。

したがって、自民党が保守党との連立に合意した背景の一つとして、保守党であれ労働党であれ「少数単独政権」による早期解散・再総選挙実施を回避する必要があったことを挙げなければならない。換言すれば、固定法成立に自民党側が賛成した主な理由は、同党の比較的苦しい「台所事情」に求めることができるのである。

では、キャメロン保守党側の事情は一体何だったのであろうか。自民党と異なり、保守党の場合個人献金収入が比較的多い。それゆえ野党期限定で国から交付される各種助成金に依存せずとも、自民党ほど深刻な財源不足にはならないと考えられる。したがって、保守党側からすれば、党の「台所事情」は大きな理由にならないと言える。保守党側の真の事情は、本稿のⅡで検討したように、キャメロンおよび彼に近い党内モダナイザー議員たちの党内基盤の

相対的弱さに求めなければならない。

固定法の内容や制定の経緯については、河島太郎「イギリスの二〇一一年議会任期固定法」(国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法二五四、二〇一二年二月)で詳細な分析がなされている。それによると、二〇一〇年総選挙に向けて公表された主要三党マニフェストのなかで、「議会任期の固定」を公約として掲げていなかったのは保守党だけだった⁽¹⁹⁾という点が注目される。つまり、「連立」を組んだからこそ、保守党は極めて異例な議会任期固定化に踏み切ったとも言えよう。

このような固定法の内容は、当初保守党からすれば、イギリスの伝統的国家構造に余計な「メス」を入れるようなものだったのかもしれない。にもかかわらず、保守党側でも最終的にはキャメロンが中心となって固定法制定に同意した。したがって、キャメロンの側から見ても、同法には「何らかの利用価値」もしくは「利点」があったのではないかと推察せざるを得ないのである。

明確な証拠がないので断定はできない。しかしながら既に考察されたように、現行保守党党首選挙規定——註(6)を参照——に見られる「党首の位置づけの不安定さ」や「キャメロンたち党内モダンイザー議員の党内基盤の弱さ」などを踏まえると、議会任期の固定を公約していたクレグ自民党との連立が避けられなくなった以上、自己の党内基盤強化と政権の安定化を図るため、キャメロン側もこれを利用することを考えたのではないだろうか。野党党首はもちろん少数単独政権の首相として不安定な日々を過⁽²⁰⁾すより、自民党の協力を得て連立政権の首相(与党党首)を五年間務めたほうが、党内右派議員の「イデオロギー的不満」も回避しやすい。その結果、任期満了まで政策上のイニシアティブを握れる可能性も高くなるからである。

また、議会の解散権を失っても（連立）与党でいる限り、人気と支持率の高さを武器に選挙で保守党連続勝利を保証できれば、野党時代のダンカンスマス (Jan Duncan Smith) 元党首（党首在任期間：二〇〇一―二〇〇三年）のように任期途中で院内保守党によって党首の座から引きずり下ろされることもなくなる。つまり、少なくともキャメロンは五年間首相（即ち保守党党首）でいられることになるからである。

以上の考察は、現時点では状況証拠からもたらされた「仮説」であり、「推察」に過ぎない。今後この点についての裏づけ作業や実証が不可欠である。それでもキャメロンは、その「台所事情」というより「党首選挙規定の内容」や「党内基盤の脆弱さ」ゆえ、相対的多数派を構成している党内反対派の封じ込め策として固定法を受け入れた可能性も否定できない。そうなると「連立」そのものは、保守「党」というよりキャメロン「党首」にとって比較的好都合だったとも考えられるのである。

(2) 連立パートナー「クレッグ自民党」が及ぼした効果

今度は「連立」そのものではなく、連立ジュニア・パートナーであり、また連立シニア・パートナーの保守党から見れば相対的弱者でもある「クレッグ自民党」がキャメロンの組閣人事やイデオロギーなどに及ぼした効果について検討してみよう。

連立ジュニア・パートナーのクレッグ自民党は、その規模や統治経験からすれば保守党よりも――文字どおり――「ジュニア」である。それにもかかわらず、その規模からすれば、身分不相応なほど、大臣ポストを得ていた。また、クイン (Thomas Quinn) らによってなされた二〇一〇年連立政権綱領分析によると、その内容は保守党マニフェスト

より自民党のそれに近かったことも明らかとなっている。⁽²¹⁾したがって、二〇一〇年連立政権の少なくとも初期においては、クレック自民党もそれなりに「相対的弱者効果」(relative weakness effect)を発揮していたと言つてよい。こうした流れが変わって行くきっかけとなった一つの出来事が、二〇一一年に実施されたいわゆるAVレフレンドラムと、それをめぐる自民党(Yeskamp)側の敗北⁽²²⁾だったと言える。

いずれにせよ、二〇一〇年連立政権において、クレック自民党は保守党にいかなる効果をもたらしたのであるうか。連立政権内の力関係を知るうえで、通例、人事と政策が二大ポイントとなる。そこで、紙幅の都合もあるため、キャメロン保守党に対するクレック自民党の効果を、概括的に「組閣人事」ならびに「イデオロギー」の二つの側面に限定して検討するにしたい。

(a) 組閣人事の側面

一般に連立政権内の閣僚人選は院内政党勢力にほぼ比例すると見てよい。二〇一〇年連立政権も同様で、自民党が獲得した大臣ポストは全体の二二・七%、閣僚ポストは五人にしか与えられなかった。しかしキャメロンの組閣人事において、自民党は「量」より「質」を重視した。そうしたうえで二〇一〇年連立政権綱領がきちんと遂行されるよう、いわばその「番犬」としての役割を最優先⁽²³⁾したと解釈されている。

二〇一〇年連立政権におけるキャメロン首相の組閣人事や初期の内閣改造を詳しく分析したヘッベルによれば、首相(与党党首)のもつ排他的権力資源の一つ「官職任免権」をキャメロンは抜け目なく活用し、大臣職の割り当てなどを通じて自民党を最大限コントロールした。しかし他方で、「自民党との連立」という制約もあったがゆえ、例えば本人の希望よりも下位の大臣職に任命されてしまった保守党議員、野党時代は「影の大臣」だったにもかかわらず連

立のせいで大臣に就任できなかった保守党議員、そしてキャメロンによる内閣改造の回数が相対的に少なかったせいで自分の出世が遅くなった二〇一〇年初当選の保守党議員、これら三つの院内保守党グループの不満を高める結果になってしまった⁽²⁴⁾という。

また、組閣の際、大臣としての適格性はもとより、「選出地域」「男女」「マイノリティ」あるいは「イデオロギー」など、多様な側面でバランスが取れるよう首相は考慮しなければならない。ところがこれらに関して興味深い指摘がある。即ち「イギリス政府の大臣任命に関する研究書には、連立によって生じた効果に関する記述が一切ない」し、「それゆえ、保守党や連立に関する学問的な研究成果のなかでも、大臣選定問題が研究上の注目を集めることは本当⁽²⁵⁾に少ない」という指摘がそれである。

連立政権を戦後一切経験してこなかったイギリスでは、このような指摘も当然であろう。こうした点についてヘッペルは、二〇一〇～二〇一二年にかけてキャメロンが行った〈大臣職配分比率／誰にどのようなポストを割り当てたか／内閣改造〉という三つの側面から検討を行った。そして、先ず保守党内人事は伝統的な大臣選出基準に反していなかったこと、自分に近い議員たちを主要閣僚人事に——例えば盟友で副官のオズボーン (George Osborne) を財務相に、ゴープ (Michael Gove) を教育相に任命するなど——反映させつつ、サッチャーに近いヘイグ (William Hague) 元党首やフォックス (Iain Fox) を、それぞれ外相、国防相に任命するなど、特に大物幹部議員を中心に、党内右派にもそれなりに配慮していたこと⁽²⁶⁾などがヘッペルによって確認されている。

次に(自民党議員との関係も含めた)連立政権内での大臣職配分比率や、誰にどのようなポストを割り当てたかという問題については、基本的にキャメロンとクレグとの二者交渉に委ねられ、どちらかという⁽²⁷⁾と自民党側は「控えめ

に演じた」とされている。そして自民党側への大臣職割り当てに関しては、「特定の政策領域に関連した一定の省にのみ、狭く集中的に割り振る」のか、それとも「政府全体の省庁を広く浅く割り当てる」のかという二者択一があった。そして結局のところ、国際協力、環境と文化、メディアとスポーツ、北部アイルランドなどの分野を除く全ての省に自民党が広く浅く大臣職を得たことで、キャメロンを通じて後者の路線が採用されたことも明らかとなっている⁽²⁷⁾。

最後に、組閣人事に関する興味深い事実と指摘を挙げておきたい。最初の組閣でキャメロン保守党は、既述のように財務省、外務省、内務省、国防省など主要（一流）官庁の閣僚をほぼ独占することに成功した。これに対し自民党が当初獲得した閣僚ポストのうち、自民党議員がトップだったのは三つ——ビジネス・刷新・技能相のケープル、エネルギー・気候変動枠組み担当相のヒューン、そしてスコットランド相のムーア（Michael Moore）——しかない。しかも財務省内の（オズボーン財務相に次ぐ）閣僚ポスト（Chief Secretary to the Treasury）を自民党側に一つ提供している。このポストには、保守党との連立交渉を担当したローズ（David Laws）が就任し、後にアレクサンダー（Danny Alexander）が就任した。

こうした一連の組閣人事を通じてキャメロンは、マニフェストで自民党が否定していた大学授業料値上げ問題も担当する（つまり党公約違反という印象を与える）ポスト、保守党にとって扱い難い原発関連のポスト、そして保守党に選挙上のメリットをもたらさない（地方分権後は形式的存在となり、自民党もその廃止を唱えていた）スコットランド関連の官庁、これら三つを全て自民党側に押しつけることに成功したのである。また、財務省内の閣僚ポストを自民党側に提供したことで、当初自民党がそのマニフェストで否定していた「緊縮策」の責任まで自民党は保守党と共有させられる形となってしまった。

したがってキヤメロンは、組閣人事や大臣ポストをコントロールすることによって自民党の影響力を弱めたと見ることが出来る。逆に自民党側は、既述のように、その規模の割には組閣人事等で優遇されたように見えるものの、実は自民党として政策アジェンダに強く影響力を行使できる（あるいは行使していた）重要ポストを手に入れることはできなかつたことになる。換言すれば、官職任免権をもつキヤメロンに主導権を奪われたクレッグ自民党は「裏をかかれた」のである。⁽²⁸⁾

こうした事実についてヘッペルは次のように指摘している。（副首相のクレッグも含む）「自民党議員五人のポジションは、保守党が自民党を束縛し周辺化して、危険にさらす必要性を通じて保持された」⁽²⁹⁾。そうした意味で、連立ジュニア・パートナーのクレッグ自民党は、キヤメロンの組閣人事では実のある効果をもたらすことができなかつたと見てよい。その背景の一つとして、「首相」が排他的に有する権力資源・官職任免権の存在を挙げなくてはならないであろう。一方キヤメロンの側にも、自身の党内基盤強化のため、自民党を上手く協力させてこれを利用する思惑があったと言わざるを得ない。

(b) イデオロギーの側面

本稿の限られた枠内で、二〇一〇年連立政権の主要政策に対するクレッグ自民党の効果全てを検討するのは物理的に不可能である。そこで、主要政策のバックボーンとも言えるイデオロギーの側面に限定し、クレッグ自民党がキヤメロン保守党にもたらした効果を検討することにした。

イギリスの政治学者ビーチ (Matt Beech) によると、二〇一〇年連立政権とそのイデオロギーに関する諸問題は学問的な注目をかなり集めている。それを踏まえてビーチは、二〇一〇年連立政権のイデオロギーを次のように説明

する。「保守党・自民党連立政権のイデオロギーは、その源泉については、保守的な政治思想というよりも、リベラルな政治思想のほうに多くを負っている」⁽³⁰⁾。

さらにピーチは、キャメロン保守党とクレック自民党とがパートナーとして哲学的協力関係を維持したり実行したりできる理由を「二つのリベラリズム」という言葉で特徴づけた。彼によれば、二〇一〇年連立政権のイデオロギーをもう少し具体的に説明すると、次のようになるという。多数派パートナーの保守党は、代々受け継がれてきた「経済的自由主義」に基づく保守主義をさらに現代化するため、(比較的リベラルで)都市エリート層的な「社会的自由主義」をこれに結びつけた。一方少数派パートナーの自民党では、かつてのマンチェスター学派的経済を再強調するオレンジブック政策(※経済的自由主義)と、これまで自民党が行ってきたリベラル・モラリテイ(※社会的自由主義)の提唱とが上手く調和した⁽³¹⁾。

一般にキャメロンの保守主義は「リベラル保守主義」(liberal Conservatism)と称し、「現代的で、思いやりのある保守主義」(modern, compassionate Conservatism)と表現される(32)ことが多く、その点について異論はない。ところがピーチは、たとえそうだったとしても、キャメロンの政治思想は本質的にリベラリズムという形をとると主張するのである。これは一体どういうことなのであろうか。

キャメロンとクレックとのパートナーシップをイデオロギー的に表現すると、それは「広教会派的中道右派」(broad-church Centre-Right)⁽³³⁾であって、純粹に「保守的」なものではないとされる。自民党の政策に「保守的」な要素を見出すのは難しい。自民党員といっても既述のとおり、経済的自由主義者から社会リベラル、旧・社会民主党系の人びとに至るまで幅広く含まれるからである。

他方でキヤメロン保守主義者たちは、例えば「家族」「宗教」といった保守的な価値観もある程度重視する。しかし同時に、「経済的自由主義者」でありながらサッチャー派とも異なり、例えば二〇一四年にイングランドで法制化された——「同性愛者同士の婚姻」などに寛容な態度を示す「社会リベラル」でもある。したがって、前述したとおり保守党内では少数派かもしれないが、キヤメロン保守主義者は一貫して本質的に「リベラル」なのである。ピーチの言葉をさらに借りれば、二〇一〇年連立政権の政策は、本質的に「右派的なりベラリズム」(a right-wing liberalism)⁽³⁴⁾ ということになる。

様々な解釈が成り立つとはいえ、こうしたピーチの説明は、本稿のⅡで考察された内容から見ると興味深く、説得力もあると思われる。二〇一〇年連立政権のイデオロギーがピーチの指摘どおりだとすると、「保守党」と「自民党」の役割というより「キヤメロン党首と彼に近いモダナイザー議員たち」、そして「(当時)クレック党首に率いられ、数年前から構造的に変容しつつあった自民党議員」の役割のほうが大きかったと言わざるを得ない。なぜなら、保守党はキヤメロン党首が登場したことで、初めて保守党が変化しつつあることを直接国民に認識させることができるようになった。また、自民党が変容していたおかげで経済的自由主義が党内で再登場し、僅差ながらクレックも党首に就任できたからである。ここにおいて両者を繋ぐ共通のイデオロギー的キーワードは、「経済的自由主義」と「社会リベラル」という、文字どおり「二つのリベラリズム」となる。

もともとヨーロッパや移民、国家構造改革などをめぐる問題では、周知のように両党の隔たりや意見の相違は大きく、まさに「水と油」の関係に近いと言わざるを得ない。特にヨーロッパ(EUとの関係やヨーロッパ統合のあり方など)に関する問題は、二〇一〇年連立政権の行方を試す領域であり続けた。それに関する一つの分析結果を見ると、二〇

一〇年連立政権においては（ソフトな欧州懐疑主義の）保守党が対EU政策の「ドライバー（運転手）」であったのに対し、（親欧州派の）自民党はどちらかという対EUアプローチの「ナビゲーター」的役割を果たしていたという見方もある³⁵。だがとすれば、他の主要政策面でも両党の「棲み分け」がないし「役割分担」が予想以上に徹底されていた可能性も否定できない。

いずれにしても二〇一〇年連立政権は、五年間という期間限定付きながら、比較的「リベラルな」キャメロン党首（傍線筆者）率いる保守党だったからこそ、「経済的自由主義」も重視するようになったクレック自民党との連立が可能になったことは明らかである。その意味で、イデオロギー的側面から見た両党の関係は、ビーチが主張する「二つのリベラリズム」の共存関係であり、単なる「都合に基づく結婚」ではなかったことになるであろう。

二〇一〇年連立政権をイデオロギーの側面から見た場合、元々リベラルなキャメロン「党首」に率いられた保守党にクレック自民党が及ぼした効果は、クレック「党首」の効果というよりも、クレック党首登場以前から既に変容しつつあった「院内自民党」、そしてその「イデオロギー的変容」によるものだったと言えるかもしれない。

(3) まとめ

本章では、キャメロン保守党に対し「連立」そのものが及ぼした効果と、「クレック自民党」が及ぼした効果とに区別して、イギリスでの先行研究を中心に考察してきた。

先ず二〇一〇年連立政権綱領や二〇一一年議会任期固定法に代表される「連立」そのものの効果は、キャメロン保守党、特にキャメロン「党首」にとって、党内（基本的には右派による）批判・党首降ろしの「封じ込め策」という意

味で重大な役割を担っていたと考えられる。

次に「クレック自民党」の効果に関しては、組閣人事の側面でクレック自民党はキャメロン保守党に大きな影響をほとんどもたらすことができず、逆にキャメロンによって「巧みに利用」されてしまったと見てよいであろう。

この点については、ヘッセルによる以下の指摘が比較的示唆に富む。即ち、「連立ジュニア・パートナーは、固有の政策分野で『所有権』を主張することが肝要である。所有権は注目されること (visibility) と同義であって、〈中略〉所有権の主張された政策は、選挙でジュニア・パートナーが助かるためにも必要なのである。……自民党は政策面でも人事面でも上手く連立交渉できたように世間から見られているが、〈中略〉大臣ポストの軽重という点や、選挙の際に役立つ政策分野の所有権を放棄してしまっただけという意味では、脇役へと追いやられてしまったのである」⁽³⁶⁾。

またイデオロギーの側面に関して言えば、保守党側では——党内少数派とはいえ——本質的には「リベラルな」キャメロンが保守党の「党首」であり、そして何より二〇一〇年連立政権の「首相」だった。また、自民党側もケネディ党首時代から構造的変容を経験し、経済的自由主義の重視という形でイデオロギー的にもやや「右傾化」しつつあった。こうした二つの条件が重なったからこそ、二〇一〇年連立政権は存立し得たと考えられる。政治学者のヘイトン (Richard Hayton) も指摘するように、自民党内におけるオレンジブック的ネオ・リベラル傾向の抬頭は、キャメロンの「リベラル保守主義」との共通地盤を見出すうえで決定的に重要な意味をもっていた⁽³⁷⁾。

したがって、クレック自民党の効果があったとすれば、それは保守「党」以上にキャメロン「党首」に関して、また組閣人事というよりはイデオロギーの側面において、それぞれ認識することができるのである。

IV. 二〇一〇年連立政権におけるガバナンス

本章では、先ず「連立」や「クレック自民党」がキャメロン党首の党内リーダーシップにいかなる効果を及ぼしたのか考察する。具体的には「院内保守党」と「黨員」、それぞれに分けて検討していく。次に、二〇一〇年連立政権で展開された「首相⇨副首相」関係について分析する。イギリスにおける「首相⇨副首相」関係は、直近では労働党政権期のブレア (Tony Blair) とプレススコット (John Prescott) の関係が比較的記憶に新しい。

しかし二人は同じ党内の「右派・モダナイザー」〔ブレア〕⇨左派・労組側〔プレススコット〕であり、しかも後者が「形だけ」の副首相だった点は否めない。これに対し、キャメロンとクレックの関係は、「保守党党首 (首相) ⇨自民党党首 (副首相)」という点でブレア時代のそれとは異なる。したがって、キャメロンとクレックの関係は「戦後初の連立政権」ならではのものであり、先行研究は当然少ないが注目し値するテーマと言えよう。

(1) 二〇一〇年連立政権に見るキャメロンの党内リーダーシップ

(a) 院内保守党との関係

既述のように保守党は、キャメロン党首下で初めて実施された総選挙において過半数議席獲得に失敗した。そのうえクレック自民党との連立を余儀なくされた。その結果、閣僚・大臣ポストの取り分が多少自民党に奪われてしまうことになった。

院内保守党の大半は、クレック自民党との連立を最終的には承認している。しかしこうした院内保守党側の「怒り」

や「不満」を感じたのか、キャメロンは連立内閣組閣後、異例とも言える次のような決定を発表した。一九二二年委員会での投票・採決権を党幹部議員にも与えるとする決定がそれである。こうした決定の背景には、本稿のⅡで考察したように、キャメロンの党内基盤の弱さという党内事情があったと考えられる。

ところが既得権を失う院内保守党一般議員たちは、一般議員用フォーラムを党首が骨抜きにする試みだとしてこれに反発した。結果的にキャメロンの方針は投票を通じて承認されたが、一般議員に対する党首・幹部議員（党内モダナイザー）側の大々的な挑戦として受け取られてしまうことにもなった。

そうしたなか、一九二二年委員会委員長選挙が二〇一〇年五月二六日に実施された。その結果、キャメロンの推した候補者が敗北し、その対抗馬で一般議員たちに人気の高いブレイディ（Grann Brady）議員が選出された。⁽³⁸⁾これは保守党内リーダーシップに対する二〇一〇年連立政権やクレグ自民党の効果を象徴する出来事となった。

これ以降院内保守党では、「キャメロン・幹部議員 対 一般議員」という流れが確定したかのようになり、院内採決で——とりわけヨーロッパ問題をめぐって——造反する議員が後を絶たなかった。この点についてヘッベルは、二〇一〇年から二〇一二年における院内採決の四四％が連立政権に対する造反として表れたと述べている。その内訳の多くは保守党議員によるものであった。もともと院内保守党で造反議員の占める割合は全体の四分の一程度と少数派であった。しかしそれでも、この四四％という数字は戦後イギリスの造反発生率としては最大であり、それも政権発足直後としては異例の多さ⁽³⁹⁾と言わざるを得ない。

こうした現状に伴い、二〇一〇年連立政権期では、当然のように与党内規律が徹底して強化されるようになった。前述したヤングによると、連立与党内で院内幹事団の仕事が増えたばかりか、両党で「厳重登院命令書」(three line

whip) の本数も増加したとされる。ただ、それは院内保守党の団結力が高まったことを意味するものではなかったし、両党の議員たちも両党合同会議に熱心ではなかった。⁽⁴⁰⁾

それでも結局深刻な党内分裂騒動は起こらず、キャメロンは当初の予定通り五年の任期を全うした。そして二〇一五年総選挙の結果、保守党単独政権という形で現在政権二期目を迎えることができた。これについては、キャメロン党首の下、「クレッグ自民党」との「連立」のおかげで最低でも五年は与党議員でいられるといういわば安心材料が院内保守党側にもたらされたからであろう。さらに、前述した、「首相」キャメロンがもっている官職任免権の効果⁽⁴¹⁾も否定できないと思われる。

以上を通じて、二〇一〇年から二〇一一年にかけての院内保守党では、**①**院内採決においてキャメロン党首や二〇一〇年連立政権に対する造反が増加した。しかし同時に、**②**「党首」キャメロンに対しては従来どおり敬意も表明されてきた。⁽⁴²⁾したがって、「クレッグ自民党」との「連立」は「院内保守党」にもそれなりのプラス効果を及ぼしていたことが分かる。しかもキャメロン「党首」からすれば、さほど大きなマイナスにもなっていない。彼に対する「連立」のプラス効果は、院内保守党に対するそれ以上に大きかったと見るべきであろう。

いずれにせよ、保守党の伝統とも言うべき院内保守党の「党首」依存は、二〇一〇年連立政権下でもそれなりに残っていた。しかしその一方で、政策面で保守党の「独自性」をさらに強調するよう一般議員たちから圧力をかけられる可能性も残った⁽⁴³⁾と言わなければならない。

(b) 党員との関係

もつとも、保守党としての「独自性」をさらに發揮せよという党内圧力は、どの政党と組んでも必然的に生じ得る

一般的な「連立」効果そのものと言える。

一九八八年結党以来初の（連立）与党を経験したこと、野党時代の政府助成金が交付されなくなったこと、そして連立パートナーとして保守党との協力を優先する戦略を弱め、自民党の独自性強調路線へシフトしていったこと。これら三つの点を踏まえてヤングは、二〇一〇年の「連立」効果は保守党より自民党のほうが大きかったと指摘する。ところが、自民党の独自性追求路線をメディアが大きく取り上げなかったため、自民党が独自性を発揮してもさほど世間の注目を浴びず、逆に保守党との連立に「埋没した」印象を与えてしまった⁽⁴⁴⁾とも主張している。

連立を組んだ保守党側も、「共同統治」という文脈上自民党とのパートナーシップは尊重しなければならない。一方「選挙」の文脈では、そのパートナー同士「敵・味方」に分かれて競合しなければならず、現実的な「協働か、それとも独自性か」というジレンマ (the Unity / Distinctiveness dilemma)⁽⁴⁵⁾から逃れることはできなかった。そして二〇一〇年連立政権の場合、そうした「連立」効果に伴う何らかの影響や変化は、院内保守党はもちろん、その院外組織、即ち保守党員たちにも生じていたと推察される。

基本的にイギリス保守党では、党首と院内保守党が党政策の決定権や党運営の主導権をほぼ独占している。そのため、党大会や党員、院外組織などの党内影響力（党首や院内保守党に対するインパクト）はそれほど大きくないとされることが多い。それゆえ、従来のイギリス保守党研究では、党員や院外組織の存在と役割は比較的軽視されがちであった。

しかし二〇一〇年連立政権の成立に伴い、保守党院外組織もそれなりの変化を余儀なくされた。野党時代に交付されてきた政府助成金に依存できなくなった分、例えば党中央本部に該当する「保守党選挙運動総司令部」(Conservative

Campaign Headquarters, CCH) の規模や人員も縮小された。そのため、党内におけるその位置づけまで「周辺化」してしまったという指摘もある。

このように指摘したヤングによれば、「黨員」にとって政治的な成功とは他党との協力関係によるものではなく、党としての独自性が発揮できることにあるとされる。そして実際、二〇一一年に実施されたA Vレファレンダムでは、自民党との連立を崩さない代わりに「(A Vシステム導入に対する) No キャンペーン」にもキャメロンは逸早く着手している。この姿勢は院内保守党のみならず「草の根」保守黨員たちからも支持された。⁴⁶⁾このように、キャメロンが党首として適応力ある柔軟なリーダーシップを発揮したからこそ、二〇一〇年連立政権下で深刻な造反や党内分裂が起きなかったと見ることもできる。

しかしながら、前述したように、院外組織や黨員たちの党内影響力は従来どおり相対的に低いままである。したがって、キャメロンの党内リーダーシップや連立政権におけるガバナンスという本章のテーマからすれば、やはり黨員たちよりも院内保守党の動向に注目したほうが問題の本質を深く知ることができるであろう。

二〇一〇年連立政権下の院内保守党における党内リーダーシップという観点からすれば、「党首」そして何より「首相」としての地位と役割、「クレック自民党」との「連立」、さらにはイギリス保守党の伝統のおかげで、連立に伴う様々な課題やジレンマをキャメロンは「何とか切り抜けること」(muddling through) ができた。

むしろ保守党単独政権となった二〇一五年総選挙後の現在こそ、これまで五年間党内に溜まっていたいわゆる「ガス」抜きをする意味でも、とりわけEU離脱に関する国民投票などにおいて、党としての「独自性」を発揮する必要性が、院内保守党からますます求められていくものと思われる。

(2) 二〇一〇年連立政権における「首相⇨副首相」関係

自民党と連立を組んだ後、AVレファレンダムの実施をめぐって「Noキャンペーン」に素早く回ったキャメロンの行動は、ヘッペルやヘイトンなどによって「保守党側に大きな利益をもたらすやり方で政治ゲームの組み立てを狙った、抜けない 'heresthetic' な動き」と理解されている。それは連立によって一定の多数派を形成し、党内右派を孤立させるのみならず、中道右派再編の可能性まで示すものだったからである。そうだとすれば両党の関係は、保守党がそのジュニア・パートナーを巧みに利用することを最初から狙った「ワン・サイドゲーム」⁽⁴⁷⁾として特徴づけることもできる。

しかしながら保守党も、連立初期の段階では自民党交渉チームに誠意を示すなど、その適応力を発揮したと一般には見られている。それゆえ両党の間では、新首相（保守党）と新副首相（自民党）との個人的信頼関係は言うまでもなく、そこに財務相（保守党）とその副官（自民党）とを加えた良好な「四角関係」から成る——とりわけ緊縮策推進に必要な不可欠な——連立政権内意思決定フォーラムも速やかに形成されていった⁽⁴⁸⁾。

また、ヤングによっても、首相官邸・副首相府・内閣府における強い個人的人間関係が連立両党の大臣たちの間に形成されていたとされている。しかしその「下位」レベルとなると、両党の一般議員たちは仕事上「連立」を組んではいても、心は別々の党所属議員として対応していた⁽⁴⁹⁾。したがって、二〇一〇年連立政権のガバナンスに関しては、保守党も自民党も「首相および副首相、幹部議員」と「党一般議員」とが単一のユニットとして協力するのではなく、それぞれが別々のアクターとして活動したり院内採決に加わったりしていたと見る⁽⁵⁰⁾ことができるのである。

こうした状況下で、バックグラウンドや性格などが似た者同士と言えるキャメロンとクレッグ、二人の「首相⇨副首相

相」関係は、二〇一〇年連立政権では極めて重要な存在であった。

二〇一〇年連立政権における両者の関係を本格的に分析したベニスター (Mark Bennister) やヘフアーナン (Richard Heffernan) は、首相と副首相とのこのような関係を近年のイギリス首相研究における未知の領域だとしている。彼らの結論によれば、連立を率いることで生じるキャメロンの優位性は、部分的にクレッグによって制約されてはいるけれども、キャメロンもまたクレッグを制約していることになる。⁽⁵¹⁾

また、単独政権であれ連立政権であれ、首相権力の多くは、首相としての「制度上の権力資源」を有効活用できる首相本人の「個人的権力資源」に左右される。連立によって必然的に生じる政策的妥協をキャメロンが喜んで受容できるならば、彼は権威ある卓越した首相として君臨することもできる。したがって、キャメロン首相の在職前半期、首相の役割に関するフォーマルかつ実質的な変化は一切見られなかった。⁽⁵²⁾ 連立を組んでいても、あるいはこれまでの考察からすればハングバーラメント下で連立を組んでいるからこそ、キャメロンは党内でも相対的にパワフルでいられたのかもしれない。

これに対し、副首相としての立場上、首相をある程度制約できるとはいえ、クレッグの「制度上の権力資源」(副首相府とそのスタッフの規模や役割) や、自民党党首としてのその個人的権力資源は、首相のそれと比較すれば相対的に弱いと言わざるを得ない。

因みにヘフアーナンは、政治の大統領制化に関するその研究のなかで、リーダーの個人的資源として、**①** 名声・手腕・能力、**②** 現実的で期待どおりの政治的成功を達成できること、**③** 選挙での大衆的人気、そして**④** 所属する院内政党や政府において高い地位に居ること、の四つを挙げている。⁽⁵³⁾ それに従うと、二〇一一年以降のクレッグは、補欠選

挙や統一地方選挙での敗北、A Vレファレンダムでの失敗、世論調査での支持率低下、そして（当初反対していた大学授業料値上げや歳出削減などで）保守党の政策を受容せざるを得なくなったことなどから見て、上述の④以外全て喪失した感は否定できない。

それに加え、前述した固定法の影響で、クレッグや自民党は二〇一〇年連立政権を壊そうとして自ら積極的に保守党側を揺さぶったり、キャメロンたちにその脅しをかけたことすらできなくなっていた。副首相クレッグと連立ジュニア・パートナー自民党は、保守党というシニア・パートナーと最低でも五年はつき合わなければならぬからである。したがって、二〇一〇年連立政権の副首相クレッグは、首相キャメロンに比べると、さほどパワフルで權威的な存在だったとは言い難いのである。

このように二〇一〇年連立政権のガバナンスという側面から見た場合、副首相クレッグと自民党の存在は、キャメロン保守党というパートナーにプレッシャーを与えるという点で、「制度的にはともかく」「実質」的にはそれほど大きな効果は及ぼせなかったと考えられる。逆に、党内の不安材料を常に抱えるキャメロン党首・首相からすれば、二〇一〇年連立政権そして副首相クレッグと自民党の存在は、まさに党内リーダーシップの「大黒柱」⁵⁴であると同時に、その「命綱」であり続けたと言っても過言ではない。

(3) まとめ

二〇一〇年連立政権のガバナンスに関しては、少なくともキャメロン保守党「党首」からすれば、連立パートナー自民党との交渉や妥協よりも、身内である保守党とりわけ院内保守党から生じやすい「党としての独自性」發揮要求・

圧力のほうが厄介だった可能性が高い。

また、キャメロンとクレッグの「首相⇨副首相」関係は、制度上は互いを制約する関係にあった。しかし同時に、副首相クレッグは、キャメロンや保守党に脅威を与えるどころか、党首・首相としてのキャメロンを事実上手助けする役割すら果たしていた可能性もある。

連立（組閣）の際キャメロンは、「クレッグ自民党との連立で合意した」という結果を上から院内保守党と党員に押しつけただけだった。その結果、院内保守党の不満・怒りが潜在的に生じやすい環境を自らつくり出してしまったとも言える。それゆえ、今後イギリスで連立交渉があった場合に備え、何らかの教訓⁽⁵⁵⁾を残す効果もあったのではないかと思われるのである。

V. 結語

戦後イギリス政治における平時の「連立」を扱った研究は——当然だが——ほとんど無いと言ってよい。したがって、二〇一〇年連立政権を考察の対象とした場合、それなりの発見が期待できると同時に（比較分析上の）限界を見出すことにもなる。

戦後イギリス初の二〇一〇年連立政権、即ち「変容していた」クレッグ自民党との連立は、そのシニア・パートナーのキャメロン保守党にとつていかなる意味をもっていたのか。主に政策面での党内基盤が弱いキャメロンとその一派の議員たち⁽⁵⁶⁾からすれば、「リベラル」な点でイデオロギー的類似点の多いクレッグ自民党との連立は、自らを「制約」する存在というよりも「生命線」に等しい意味をもっていた。同時に、大規模な党内造反や党首降ろしを事前に封じ

込め、最低でも五年間は党首・首相としてのキャメロンの地位を保証する役割も担っていたからである。それゆえ自民党との連立は、保守「党」以上にキャメロン「党首」にとって好都合な「武器」となった可能性が高い。

もつとも、「自民党との連立」によって「右派の多い院内保守党」の不満が高まったことから、両者がキャメロンのパワフルなリーダーシップに対する二大制約物になった可能性を指摘する見解もある。⁽⁵⁷⁾

だが、こうした見解は「連立」効果を一面的に捉えた見方でしかない。確かに、単独政権を率いたサッチャーやブレアなどと比較すれば、二〇一〇年連立政権期のキャメロンはパワフルな首相には見えなかったかもしれない。しかしながら既述のように、首相キャメロンの権力をクレッグ自民党が制約していたとしても、同時にキャメロン保守党も副首相クレッグの権力をそれ以上に制約していたと考えられるからである。

さらに、BBC経済部のベストンも「保守党内の……右派議員たちが過去数年間デーヴィッド・キャメロンに極めて忠実だったのは印象深い——連立を壊してしまえば与党議員でいられなくなることが分かっていたからであろう」と述べている。したがって「連立」は、細かい部分はともかく全体としては、党首・首相のリーダーシップやガバナンスを常に制約するとは限らない。また「できるだけ長く党首・与党を続けたい」というリーダーや与党議員の願望も、連立の存続条件を基礎づける⁽⁵⁹⁾一要素になると言える。

「連立」のおかげでその地位が保証された二〇一〇年議会のキャメロンからすれば、「連立」に制約されているように見えて、実は根本的な部分で「連立」が役立っていたのである。戦後イギリス初の連立政権という⁽⁶⁰⁾珍しい事態を通じて、こうした「レア」な「キャメロンのパラドックス」(Cameron's paradox)とも呼べる現象が生じた。

今回は主としてキャメロン保守党側に焦点を当てて考察を行った。今後の課題としては、二〇一五年総選挙を通じて

てまさに、陥没した、感のある自民党の問題点や将来的展望などについても、分析を進めていく所存である。

(1) 二〇一五年イギリス総選挙結果は以下のとおり。 ※〔〕内の数字は得票率(%)。

総定数 六五〇議席(前回と同じ) 投票率 六六・一%(前回六五・一%)

保守党：三三二議席(三六・九%) 労働党：二三三議席(三〇・四%) スコットランド民族党：五六議席(四・七%)

自民党：八議席(七・九%) その他：二三議席(英国独立党一議席(七・九%)、緑の党一議席(二・八%)を含む)

(2) Timothy Heppell (a), "Cameron and Liberal Conservatism: Attitudes within the Parliamentary Conservative Party and Conservative Ministers", *The British Journal of Politics and International Relations*, 15-3, 2013, pp. 343-344.

(3) ヘップルの分析によると、二〇一〇年議会の院内保守党三〇六人のうち、いわゆる「親欧州派」(Europhile)として分類可能な議員は七人しか存在せず、そのうち五人が「社会リベラル」、二人が「社会保守」の立場であったとされる。このように、一九八〇年代とは異なり現在のイギリス保守党は、広い意味で「欧州懐疑派の党」である。そして、ヨーロッパをめぐる今日の党内対立は「ソフトな欧州懐疑主義」路線か、それとも「ハードな欧州懐疑主義」路線か、という構図になっている。

因みに「ソフトな欧州懐疑派」とは、通貨統合への参加やEU諸政策の国内介入拡大には反対するものの、EU加盟については現状維持を容認する立場を指している。一方「ハードな欧州懐疑派」は、ヨーロッパ統合やEUそのものに原理的な反対を表明しており、二〇一五年総選挙でキャメロンが公約した「(二〇一七年までに予定される)イギリスのEU残留/離脱を問う国民投票」実施にも深く関与する立場である。

Ibid., pp. 344-347.

(4) *Ibid.*, p. 341.

党「現代化」、即ちモダニゼーションは、変化する政治環境に上手く適応する目的で、党組織の目標などをプログラミングし直すことを指す。具体的には、次期総選挙での勝利と政権奪回を目標に党の基本路線などを中道化することで、政治政党としての信頼を取り戻していく試みといえることができる。

(5) *Ibid.*, pp. 345-347.

(9) 当時のヘイグ保守党党首による党内改革・民主化の一環として一九九八年に導入された現行保守党党首選挙規定では、与野党いずれの場合でも、現職党首の「死去・辞任・党首不信任動議(投票) 成立」のいずれかに伴い、党首選挙が実施されることになっている。

党首不信任動議(投票)は、党首自らが呼びかけて実施することも可能だが、一般的には党下院議員の一五%以上(その氏名は内輪でのみ明らかにすることができる。三〇六人の場合、四六人以上)の要求(一九二二年委員長への書面での提出)があれば、いつでも実施することができる。下院議員たちの無記名による党首不信任投票で党首不信任票が過半数となった場合、党首は速やかに辞任して、新党首選挙実施が告示されるが、不信任投票に敗れた現職党首は、その新党首選挙に立候補することはできない。逆に、現職党首が不信任投票を乗り切った(勝利した)場合は、以後一年間新たなコンテスト実施は認められないことになっている。

Cf. Thomas Quinn, "Leasehold or Freehold? Leader-Eviction Rules in the British Conservative and Labour Parties", *Political Studies*, 53-4, 2005, pp. 809-810.

(7) イギリス保守党の一九二二年委員会は、同党で官職に就いていない一般議員たちのフォーラム的・牙城的役割をもつ党内機関として知られている。党一般議員の「空気」を党首以下幹部議員たちに伝えるほか、党首選挙管理委員会としての任務も果たす。

因みに「一九二二年」という名称は、以下の出来事由来するとされている。即ち、第一次世界大戦終結から四年後の一九二二年まで保守党も加わって存続していたロイド・ジョージ(David Lloyd George)連立内閣からの離脱——換言すれば保守党独自路線の追求——を求める保守党一般議員多数派のインシアチブで、「一九二二年」に連立離脱が実現(連立残留派の多かった幹部議員たちに院内投票で勝利)し、自由党首班のロイド・ジョージを退陣に追い込んだ出来事がそれである。

他方で、党内機関としての同委員会の起源は、当時の総選挙で初当選した新人議員向け党内教育機関としての役割に求められる。

- (8) Michael Moran, *Politics and Governance in the UK*, second edition (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2011, p. 292.
- (9) Stephen Driver, *Understanding British Party Politics* (Cambridge: Polity) 2011, p. 126.
- (10) こうしたイギリス自民党の変容に関する分析については、拙著『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、二〇一四年、第一章（「自由民主党の変容と現在——キャメロン保守党との連立から読み解く——」）などを参照されたい。
- (11) S. Driver, *op. cit.*, pp. 126–127.
- (12) David Laws, *22 Days in May: The Birth of the Lib Dem-Conservative Coalition* (London: Biteback) 2010, p. 270.
- (13) 二〇〇七年二月に行われた自民党党首選挙最終結果は以下のとおり。
 ニック・クレッグ 二〇、九八八票 得票率 五〇・六% 当選
 クリス・ヒューン 二〇、四七七票 得票率 四九・六%
 投票率六五% 党員数 約六万五、〇〇〇人（二〇〇七年当時）
- (14) Ben Yong (a), “The Coalition in Parliament”, in Robert Hazell and Ben Young, *The Politics of Coalition How the Conservative-Liberal Democrat Government Works* (Oxford: Hart) 2012, p. 98.
 FIGの全文・内容については、Greg Hurst, Emily Gosden, Chris Davalle and Matthew Lyons (eds.), *The Times Guide to the House of Commons 2010* (London: Times Book) 2010, pp. 313–324 を参照。
- (15) B. Yong (a), *op. cit.*, p. 99.
- (16) 一元型議院内閣制の本質に関する議論では、周知のように、議会に対する内閣の連帯責任をその本質として重視する「責任本質説」と、議会と内閣との相互均衡・抑制関係をその本質として重視する、換言すれば、内閣不信任権の対抗手段として議会解散権を内閣に認める「均衡本質説」がある。前者の責任本質説を採れば、「解散権の封印」イコール「議院内閣制の否定」にはならないと考えられている。
- (17) Richard Heffernan, Philip Cowley and Colin Hay (eds.), *Developments in British Politics 9* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2011, pp. 109–110.

- (18) B. Yong (a), *op. cit.*, p. 102.
- (19) 河島太朗「イギリスの二〇一一年議会任期固定法」(国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法二五四、二〇一二年二月)、八頁。
- (20) Richard Hayton, "Conservative Party Statecraft and the Politics of Coalition", *Parliamentary Affairs*, 67-1, 2014, p. 12.
- (21) この点についてはの解説をご覧ください。前掲の拙著・第一章を参照されたい。
- (22) 二〇一一年AVレファレンダムに関する分析については、前掲拙著の第四章(「小選挙区制はなぜ生き残ったのか——二〇一一年国民投票結果とその意味——」)を参照のこと。
- (23) Eunice Goes, "The Coalition and Europe: A Tale of Reckless Drivers, Steady Navigators and Imperfect Roadmaps", *Parliamentary Affairs*, 6761, 2014, p. 49.
- (24) T. Heppell (b), "Ministerial Selection and Portfolio Allocation in the Cameron Government", *Parliamentary Affairs*, 67-1, 2014, p. 64.
- (25) *Ibid.*, p. 66.
- (26) *Ibid.*, pp. 66-67.
- (27) *Ibid.*, p. 68.
- (28) *Ibid.*, pp. 69-70.
- (29) *Ibid.*, p. 69.
- (30) Matt Beech, "The Ideology of the Coalition: More Liberal than Conservative", M. Beech and Simon Lee (eds.), *The Conservative-Liberal Coalition Examining the Cameron-Clegg Government* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2015, p. 2.
- (31) *Ibid.*, p. 3.
- (32) *Ibid.*, p. 3.
- (33) *Ibid.*, p. 3.

イギリスにおける「広教会派」とは、イングランド国教会内部の、ややカトリック寄りで保守的な「高教会派」(High Church)と、非国教徒への寛容を示す低教会派 (Low Church) との中間的な立場から、イングランド国教会の活性化や安定化を一九世紀後半に試みた自由主義的な穏健派を指す。

- (34) *Ibid.*, pp. 3-4.
- (35) E. Goes, *op. cit.*, p. 45, p. 58.
- (36) T. Heppell (c), "The Cameron-Clegg Coalition: Lessons Learned?", in *Political Insight*, April 2015, Political Studies Association, p. 5, p. 7.
- (37) R. Hayton, *op. cit.*, p. 11.
- (38) B. Yong (a), *op. cit.*, p. 109.
- (39) *Ibid.*, p. 95. T. Heppell (b), *op. cit.*, p. 75.
 <ツルビによる> ニトーリーバー政権期 (全三期) の造反率は、一期目 (一九九七～二〇〇一年) … 八%、二期目 (二〇〇一～二〇〇五年) … 二一%、三期目 (二〇〇五～二〇一〇年) … 二八%となっていて、政権末期になっていくほど造反率が高くなっている。そのような意味でも、二〇一〇年連立政権初期の造反率四四%がいかに高い数字であるかが分かる。
- (40) B. Yong (a), *op. cit.*, pp. 100-101.
- (41) Daniela Giannetti and Kenneth Benoit, "Intra-party politics and coalition governments in Parliamentary democracies", in D. Giannetti and K. Benoit (eds.), *Intra-party Politics and Coalition Governments* (Abingdon: Routledge), 2009, p. 10.
- (42) B. Yong (a), *op. cit.*, p. 115.
- (43) B. Yong (b), "The Political Parties", *op. cit.*, p. 133.
- (44) *Ibid.*, p. 116. B. Yong (a), *op. cit.*, p. 115, p. 133.
- (45) B. Yong (a), *op. cit.*, p. 92.
- (46) B. Yong (b), *op. cit.*, p. 116, pp. 121-122.

- (47) R. Hayton, *op. cit.*, p. 12.
- (48) *Ibid.*, p. 12.
- (49) B. Yong (a), *op. cit.*, pp. 97-98.
- (50) *Ibid.*, p. 114.
- (51) Mark Bennister and Richard Heffernan, "Cameron as Prime Minister: The Intra-Executive Politics of Britain's Coalition Government", *Parliamentary Affairs*, 65-4, 2012, p. 778.
- (52) *Ibid.*, pp. 797-798.
- (53) *Ibid.*, p. 790.
- Cf. Thomas Poguntke and Paul Webb (eds.), *The Presidentialization of Politics: A Comparative Study of Modern Democracies* (Oxford: Oxford University Press) 2003, pp. 350-351 (岩崎正洋監訳『民主政治はなぜ「大統領制化」するのか 現代民主主義国家の比較研究』ミネルヴァ書房、二〇一四年、五五頁)。
- (54) M. Bennister and R. Heffernan, *op. cit.*, p. 781.
- この点については、保守党少数単独政権の首班になるのをキャメロンは当初から望んでいなかったという証言があることから、それなりに裏つけられると言えよう。
- (55) T. Heppell (c), *op. cit.*, p. 6.
- (56) *Ibid.*, p. 6.
- 因みに、二〇一〇年総選挙で初当選した保守党モダナイザー議員の一人・ボールズ (Nick Boles) は、次期 (二〇一五年) 総選挙においても保守党と自民党との間で公式の選挙協定を結ぶようキャメロンらに提案する動きを見せていた。なお、ボールズは保守党中道右派系シンクタンク Policy Exchange の創設者としても知られている。
- キャメロン党首と彼に近い党内モダナイザー議員たちがクレック自民党との連立を欲していた可能性を示す事例として、この出来事もつけ加えておきたい。

- (75) Cf. M. Bennisier and R. Heffernan, "The Limits to Prime Ministerial Autonomy: Cameron and the Constraints of Coalition", *Parliamentary Affairs*, 68-1, 2015.
- (76) Robert Peston, "GE 2015 and the economy", 8 May 2015.
<http://www.bbc.com/news/business-32652662>
- (77) D. Giannetti and K. Benoit, *op. cit.*, p. 11.
- (78) M. Bennisier and R. Heffernan (2015), *op. cit.*, p. 39.

〔付記〕本稿は、二〇一五年度日本比較政治学会研究会報告論文（未定稿）に加筆し、一部修正を加えた内容である。学会当日は、討論者ならびに会員諸氏から多くの貴重なコメントを頂いた。記して感謝の意を表したい。

アレクシス・ド・トクヴィルの社会政策構想とその限界

杉 本 竜 也

はじめに

- 一 トクヴィルの貧困観
 - 二 政治経済学と社会経済学
 - 三 トクヴィルの社会政策論
- おわりに

はじめに

本稿は、十九世紀のフランスにおいて顕在化し始めた貧困 (pauperisme) をはじめとする「社会問題」 (question sociale) に対する、思想家・政治家としてのアレクシス・ド・トクヴィル Alexis de Tocqueville (一八〇五—一八五九) の見解とそれへの対応について考え、その上で彼の社会・政治思想の本質について考察することを主たる目的としている。

アレクシス・ド・トクヴィルの社会政策構想とその限界 (杉本)

二二五

この当時のフランスにおいて、最大の難問は貧困であった。

ロベール・カステルは、この頃社会問題というものが認識されることになった背景として、「社会的凝集性」(cohesion timesociété)の維持が不可能になるのではという不安の存在を挙げている。⁽¹⁾そして彼は、そのような不安が拡大していった遠因として賃金労働の拡大があったと考えている。十八世紀末以降、自由な賃金労働が拡大していったが、肉体労働者の労働環境や境遇は十分に保護されていなかった。これは、市場モデルでは労働を適切に調整できないことを意味するものであった。カステルは、この状態を「大衆的脆弱性」(vulnerabilité de masse)と呼んでいる。⁽²⁾彼の見解に基づけば、フランスでは十八世紀後半に起こった経済と政治の二重革命によって、市場とデモクラシーの双方に基盤を持つ代表制を前提とした「社会的な」(social)概念というものが理屈の上では登場していたが、現実とは異なっていた。カステルはその「ねじれ」を政治的秩序と経済的秩序の「裂け目」(hiatus)と表現している⁽³⁾とおり、社会問題すなわち貧困はその表象だと当時理解されていた⁽⁴⁾としている。貧困という現象自体は古くから存在していた。しかし、十九世紀に入り、トクヴィルが目にしてきた貧困は、それまでの貧困とは性格を大いに異にする、「社会」という新たな概念が登場する中で論じられる貧困であった。つまり、トクヴィルの時代に入って初めて、貧困は社会問題という語で表現される現象として本格的に認識されることになった。

社会問題に対処する際、トクヴィルにとって最大の課題となったのは、個人の自由の擁護と公的扶助の正当性をいかに両立するのかということにあった。彼のデモクラシー理論において、公的扶助は政策面のみならず、規範的にも忌避されるべきものであった。また、彼は最も重視すべき規範として個人の自由を考えていた。そのため、トクヴィルの思索において、個人の自由と公的扶助との関係は、単なる政策論にとどまるものではなく、自身の根本的な自由

観や政治理論の中核に大きく関わるものであった。

本稿では、まずトクヴィルが貧困というものをどのように理解していたのか、彼の『貧困に関する覚書』という論文を材料に考える。次いで、当時のフランスにおいて大きな影響力を持っていた経済理論である「政治経済学」や「社会経済学」の特徴について論じた上で、これらとトクヴィルの思想との関係について考える。そして、トクヴィルによつて検討された社会問題対策を具体的に取り上げながら、それらの意味と限界を示すことによつてトクヴィルの社会政策構想の問題点を明らかにする。結論としては、社会問題に対するトクヴィルの取り組みを考えることを通した、彼の思想的特質についての考察を提示したい。

一 トクヴィルの貧困観

トクヴィルは、『アメリカのデモクラシー』（第一巻）を発表した一八三五年、シエルブルール学術アカデミーの雑誌に『貧困に関する覚書』*Memoiresur le pauperisme* (1835) を投稿する。⁽⁴⁾この論文の第一部ではヨーロッパ史に則して貧困の特質、とりわけトクヴィルの時代に現れた新たな貧困に関する考察が展開されている。第二部では、貧困に対応するための「慈善」(bienfaisance) について論じられている。

トクヴィルは、「ヨーロッパの様々な国々を見渡してみると、私たちはとても奇妙で、そして一見不可解な光景に驚かされることになる」⁽⁵⁾という文章でこの論文を始めている。彼が違和感を覚えたのは、社会のあらゆる場面で豊かさを謳歌しているはずのイギリスにおいて、施して生きている人々が人口の六分の一も存在していることであった。国家全体の経済水準ではるかに劣っているスペインの方がイギリスよりも極貧層の率が著しく低いことを合わせ

て考えれば、その不可思議さはより大きくなる。⁽⁶⁾つまり、「一方では快適な環境で暮らす人の数が、他方で公的な慈善に頼って生きることを余儀なくされている人の数が比例的に増加している」⁽⁷⁾のである。この論文におけるトクヴィルの課題は、豊かな国ほど公的福祉に頼る人が多いという矛盾を説明することにあつた。

トクヴィルはヨーロッパの歴史の流れの中で貧困を考えていく。原始の人々は「人生を楽しむためではなく、生きるための術を見つける」ことを生存の目的としていたため、彼らは生きる糧を獲得すると、それに満足して「無為な安逸」(oisiveté)の中で惰眠をむさぼっていたことだろう。⁽⁸⁾要するに、この時点での人間は生存さえ可能であれば満足であつた。集団生活を始めた当初の彼らの欲求 (desirs) は単純なものであつたが、農業に従事するようになり、土地所有 (propriété) が始まると変化が見られるようになる。⁽⁹⁾

トクヴィルは、土地所有が社会や人間の心理に与える影響を重視した。彼の考えでは、人間の心理を通して社会を規定するのは究極的には土地所有の形態である。狩猟中心だつたために土地財産が顧みられず、その結果として一定の財産的平等が実現されていた原始社会は、就農と土地所有を契機に変化を始める。このような考え方はルソーを想起させる。⁽¹⁰⁾土地所有の拡大に伴つて次第に不平等が見られるようになると、人間は徐々に「暮らしの喜びに対する嗜好」(goût des jouissances) ⁽¹¹⁾を抱くようになる。

中世に入ると、土地所有者と小作人との階級分化が進み、不平等な貴族社会が確立される。だが、農業生産に依拠した当時の社会構造では一定の生活の糧は確保できるため、階級分化にもかかわらず、生存欲求の充足はどの階級でも可能となる。ここで興味深いのはトクヴィルが貴族階級の生活について取り上げている個所である。ここで彼は、特権階級の暮らしが「豪奢」(luxe)なものではあつたが、「快適な」(aisance)とは無縁であつたと指摘している。⁽¹²⁾そ

してトクヴィルは、今の人間は確かに中世貴族のような豪華な暮らしは送っていないが、彼らより快適に生活していると指摘する。つまり、生存が容易になった中世以降、人々の間に嗜好性の追求が見られるようになったことを彼は指摘している。

そしてトクヴィルは近代（現代）人の欲求について語る。近代人の欲求はより複雑で多様化しており、それはもはや農業やその収穫だけでは満足させられないものになっている。つまり、「金を支払う (Pay)」⁽¹³⁾ ことをしなければ、充足させられない欲求が人々の中に生じるようになったのである。また、金を支払うためには現金収入が必要であるため、欲求の変化によって賃金労働が拡大することを、トクヴィルは指摘する。

どの時代も、神の手から逃れるように、人間の精神を成長させ、思想の幅を拡げ、願望を大きくして、人間の力を増大させてきた。貧者と富者のそれぞれが、それぞれの世界で新たな喜び (joissance) の概念を創り出している。それは先人たちには思いもつかなかったような喜びである。これらの新しい欲求はもはや耕作によっては十分に満足させることはできないため、それを満たすために離農して工場労働 (Industrie) に専念する人たちが毎年現れている。⁽¹⁴⁾

ここでも彼の関心は人間の欲求に向けられている。多様化し複雑化した欲求を満たすためには手近なところにある手段だけでは不十分であり、外部的条件によってその充足を図ることが不可欠になることから、交換媒介としての貨幣が必要となる。人間が金を獲得するためには、賃金労働に従事することが最も容易である。こうして多くの人間が

離農し、工場労働をはじめとする賃金労働へと転向していくのである。いわば、人間の欲求の多様化と複雑化が人々の労働形態のみならず、社会形態まで変化させたのである。

しかしながら、必要以上の欲求を満たすために賃金労働者になったことで、人々はかえって貧困の危険に直面することになった。農業に従事していれば、最低限の食糧を確保するのは可能であった。⁽¹⁵⁾これに対して、労働者たちは賃金のみ依存しており、不況等に突入すれば賃金の削減は避けられないため、最低限の食糧すら入手困難となり、一気に生存の危機に陥ることになる。トクヴィルは、「農業に従事し続けることなく、増大し、多様化したこれらの新たな欲求のために働き、より多くの喜びを得ようと望んでいる人が年々増加しているという重大な問題について、今日の政治家は深く考えなければならない」と⁽¹⁶⁾いっているが、ここには貧困階級が貧困のために「危険な階級」へと転化していくことへの危惧⁽¹⁷⁾がうかがえる。

そして、トクヴィルは、イギリスという最も豊かな国ほど貧困者が多いという最初に示した矛盾に関して、次のような考えを提示する。

イギリスでは、人々が期待している生活水準の平均は、世界のどの国よりも高い。そのため、この王国では貧困は容易に拡大してしまう。

もしこれらの見解が正しいとすれば、国家が豊かになればなるほど、公的な慈善に頼らざるを得ない人が増えるに違いないことは容易に察しがつく。というのも、この結果に到達する二つの強力な理由が存在しているからである。そのひとつは、この国民の中で、自ずと欲求にさらされてしまう階級が絶えず増大していることである。

もうひとつは、欲求もまた無限に増大し、多様化していることである。これらの人々が欲求にさらされている場面は、日々増加している。⁽¹⁸⁾

『貧困に関する覚書』は貧困問題に関する論文である以上に、その内容は人間の欲求に関する考察だといってよい。つまり、トクヴィルは、貧困の根本原因として人間の欲求を考えているのである。さらに彼の貧困観で特徴的なことは、農業労働と工場労働を対立的に捉え、前者から後者への労働力の移動が発生している点、そして工場労働をはじめとする賃金労働を安定性の面から批判し、そこに経済先進国における貧困の原因を見出している点にある。

トクヴィルは、『貧困に関する覚書』をまとめるにあたって、マルサスの『人口論』*An Essay on the Principle of Population* (1798) を熱心に研究していた。⁽¹⁹⁾しかし、マルサスの貧困論が純粹に経済学的な性格を有しているのに対して、トクヴィルのそれは既述の通り文明的性格を持っているという違いがある。

また、トクヴィルと同時代に労働者の状況を分析していたマルクスは、賃金は労働力の再生産に必要な時間によって規定され、労働者の生存に必要な生活手段の価値に等しくなると考えた。⁽²⁰⁾実際のところ、これは生きるか死ぬかという程度の賃金しか得られないことを意味する。マルクスは賃金の決定要因を労働者の外部に求めたが、賃金が労働力の価格であり、労働力を再生産させるための費用である以上、貧困も外部的原因から生じたものということになる。これに対して、トクヴィルは貧困の原因を人間の心理に求めているため、貧困の責任をその個人に負わせているかのように見える。しかし、彼が貧困発生を文明的に把握していることを考慮する必要がある。トクヴィルは社会現象の根底に「神意」(Providence) というものの作用を考える。彼は必然論者ではなく、むしろ人間の自由意思を最大

限尊重した人間ではあったが、『providence』を中核に据えた文明史という視点を導入したことによって、社会事象が人間の力だけでは完全に統御しえないことを示した。人間は歴史の流れを免れることは不可能だが、自由意志に基づいて積極的に時代に参与する義務を負っている。いわば、トクヴィルは、自由で自立的な営為と巨大な不可避的趨勢としての歴史の流れとの緊張関係の中で人間の存在を位置づけようと企図したのであった。

そこでトクヴィルの貧困観を考へる場合に意味を持つことになるのが、この頃個人の貧困の原因とされていた貧困者の怠惰の問題である。トクヴィルは「人間は、あらゆる有機体と同様、生来的に怠惰 (oisiveté) を熱烈に求めてしまふのである⁽²¹⁾」と述べている。要するに、トクヴィルは、怠惰を人間の本性だとしているのである。これによって、少なくとも怠惰を犯罪視することはなくなる。仮に怠惰の結果として貧困に陥ったとしても、彼らには一定の慈善は施されるべきであり、それと同時に本能的に怠けてしまう心性を矯正する機会が与えられるべきであるという見解を導き出すことが可能になる。トクヴィルのアメリカ旅行の名目は刑罰制度の視察にあり、トクヴィルと共著者のボームンが帰国後に発表した『アメリカ合衆国の刑務所制度とフランスへの適用に関する報告』の中には、「アメリカの貧困」(Paupérisme en Amérique) という章が設けられている。その中で彼らは、アメリカの救貧院 (poor house) について、「救貧院は監獄ではないし、監獄であってはならない」と記している⁽²²⁾。貧困は罪ではなく、そして貧困者に対して施されるのは懲罰ではなく、矯正であり、教化ということになる⁽²³⁾。

トクヴィルは、『貧困に関する覚書』の執筆にあたって、後程詳述するアルバン・ド・ヴィルヌーヴ・バルジュモン Alban de Villeneuve-Bargemont (一七八四—一八五〇) の『キリスト教経済綱要』*Economie politique chrétienne* を参照している⁽²⁴⁾。この中で、ヴィルヌーヴ・バルジュモンは、産業社会に「新たな封建制」(féodalité nouvelle) が誕生

していることを指摘している。⁽²⁵⁾それは中世の封建制よりもはるかに専制的で抑圧的な「金と産業のアリストクラシー」(aristocratie de l'argent et de l'industrie)である。汲々と日々の暮らしを生きる貧困階級と「金と産業のアリストクラシー」との間の歴然とした格差は、社会を解体するもの以外の何ものでもなかった。⁽²⁶⁾だからこそ、貧困問題は「社会問題」であった。

このような事態をトクヴィルは憂慮していたが、彼による、貧困の根本原因は欲求だとする見解は正確なものといえるだろうか。この当時の貧困の主因は、やはり急速な産業化とそれに伴う都市部への人口流入、そしてそのような状況下で労働者は不当なまでに低い価値で自身の労働力を提供しなければならぬという経済構造に求められるべきだろう。つまり、彼らは欲求に駆り立てられた人々ではなく、何とか生存を維持しようと格闘していた貧しき人々(miserables)であり、その点ではトクヴィルよりもマルクスの分析の方がより正確だったのではないだろうか。元々、トクヴィルの問題意識も社会の解体に対する懸念にあったはずであり、だとすれば彼の関心は生存もままならない最下層に向けられていたはずである。⁽²⁷⁾だが、トクヴィルが考える貧困者像はそれと相違している。

その理由として考えられるのが、この論文と同時期に行われたアメリカ視察であり、そこから導き出されたデモクラシー理論の存在である。これらの時系列を確認してみると、一八三一年五月から翌年二月までアメリカ視察を行った後、同九月までに『アメリカ合衆国の刑務所制度とフランスへの適用に関する報告』を完成させ、一八三三年一月にそれを出版している。トクヴィルは同年八月から九月までイギリス視察に出かけ、ラドナー卿を訪ねている。⁽²⁸⁾ケラーシーは、トクヴィルが社会問題としての貧困に関心を持ったのはこの時であったとしている。⁽²⁹⁾トクヴィルはイギリスから帰国すると、その直後の一八三三年一〇月から『アメリカのデモクラシー』の第一巻を集中的に執筆し、一八三

四年八月に完成させ、翌年一月に発表する。そして、『貧困に関する覚書』はその直後から四月の間に執筆され、同年十一月にシエルプールのアカデミーの雑誌に掲載されている。要するに、『アメリカのデモクラシー』と『貧困に関する覚書』は、ほぼ同時に行われた研究に基づき、構想され、執筆されたことになる。そのため、トクヴィルはアメリカ社会の印象に引きずられて貧困を論じている可能性が推量される。

『アメリカのデモクラシー』の題材は平等社会のアメリカであり、そこでの貧困は相対的な貧困に過ぎなかった。⁽³⁰⁾これに対して、フランスやイギリスの貧困者は絶対的な貧困状態にあった。印象深いアメリカ視察とそれに基づく大著執筆の後に書かれた『貧困に関する覚書』が、それらの影響を受けていた可能性を否定することはできない。

しかし、フランスでも時代の進展に伴って、人々の意識は変化していく。『アメリカのデモクラシー』も『貧困に関する覚書』も一八三〇年代半ばまでに書かれた著作である。その後、フランスにおける産業化・市場経済化は一層進展し、下層階級の中にもまで物質的欲求の充足を求める傾向が見られるようになる。トクヴィルの考えに則れば、これは平等意識の浸透すなわちデモクラシー化の進行である。貧困者の間にすら、すべての人間には一定の物質的安寧を享受する権利があるという意識が拡がり、それが「嫉妬」(jalouse)となつて二月革命へとつながっていくのである。そのため、トクヴィルの理論における貧困の問題を総合的に考えるには二月革命を考慮する必要があるだろう。

十九世紀のフランスでは、貧困を個人の問題に帰着させる「個人的貧困」(paupvete individuelle)という従来からの考え方とは別に、貧困は社会的・構造的に惹起されるとする「社会的貧困」(pauperisme)という理解が新たに浸透していくことになる。その最大の意義は、貧困問題が政治の文脈で議論される環境を整備した点にある。⁽³¹⁾トクヴィルの貧困論も、その流れの中で論じられたものである。

ただ、トクヴィル自身の貧困観を考えた場合、それは個人的貧困と社会的貧困が複雑に混交したものとなっている。彼は貧困の原因として欲求と怠惰という個人的要因を挙げているが、このうち特に欲求に関して社会的影響によって生み出され、左右されるものである。そして欲求に駆られて、人々が賃金労働へと移行した結果、彼らは貧困に陥る。よって、トクヴィルが検討を迫られた貧困対策は、個人的貧困と社会的貧困の双方に対応したものである必要があった。

二 政治経済学と社会経済学

十九世紀前半のフランスには、「政治経済学」(économie politique)と「社会経済学」(économie sociale)という二つの経済学説が存在していた。⁽³²⁾

政治経済学は十八世紀以降のイギリス流古典派経済学の強い影響の下、ジャン＝バティスト・セイ Jean Baptiste Say (一七六七—一八三二)やシャルル・デュノワイエ Charles Dunoyer (一七八六—一八六二)によって形成された考え方であり、フランス学士院を構成する道徳・政治科学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques) 等に關する経済学者を中心に主張された。田中拓道によれば、彼らの考えは国家介入を排除しながらも秩序の維持を図るために、家父長的家族やパトロナージュ (patronage) 等の伝統を重視して貧困者の道徳 (moral) 化を図った思想であった。これに対して社会経済学は七月王政期の指導層に該当する新旧キリスト教関係者や保守主義者によって担われた思想であり、自由主義経済の負の側面、特に伝統的な社会的紐帯の解体を批判した。また、社会経済学は階層的社会観を前提としており、パトロナージュや家父長的家族、宗教組織、共済組合等の中間集団の役割を強調すると同時に、

それらを統合して「新しい慈善」(charité nouvelle)を組織化するための「科学」を重視した。ちなみに、社会経済学が主張されたのも道徳・政治科学アカデミーであった。⁽³³⁾

まず、政治経済学について取り上げれば、その学説形成の中核となったのはセイの考えである。セイは古典派経済学者として扱われることが多いが、彼の学説には典型的な古典派には見られない特徴がある。セイはスミスにおける労働概念に該当するものに「産業」(industrie)という語を充当するべきだといっているが、そこにはスミスのいう労働以上の意味が含まれている。⁽³⁴⁾セイのいう産業に含まれるものは知識の探求、その知識の応用、そして労働の三要素であり、⁽³⁵⁾そこには啓蒙思想とフィジオクラットというフランス思想とスミスを中心としたイギリス古典派経済学との融合が見て取れる。また、知的探求を中心とした人間の行動として産業を理解し、それを中核とした社会構築を試みた点などは、サン＝シモンとの類似もうかがわせる。この後、古典派理論の関心が市場と交換へと集中していく中で、その代表的理論家とされているセイが産業を中心とした理論の構築を目指していたことは注目に値する。⁽³⁶⁾

セイに関して次に目を向けるべき点は、道徳性に関する高い関心と意識である。それは彼の『オルビー』(1800)という著作に現れている。この著作はセイの経済理論を規範的に方向付けるものとなっており、元々は民衆の中に道徳(morale)を確立する方法を問うたフランス学士院の公募に応じた論文であった。この著作の内容は「国民の習俗(mœurs)を改善する方法に関する考察」という副題に表現されている。⁽³⁷⁾ここでセイは道徳を「習俗の科学」、道徳性(morale)を「あらゆる行動において道徳上の規範を考慮する姿勢」と定義する。彼は、国民の道徳涵養のためには美術等の情操教育を成人や子どもと区別なく国民全体を対象に施すことが不可欠だと主張している。ただ、セイの道徳論において「道徳に関する第一の本」とされているのは「経済学」(économie politique)である。⁽³⁸⁾彼は道徳教育のた

めには適切な経済運営が必要であるという現実的視点を有しており、経済学は道德の基礎となる労働倫理の育成機能を有していると考えていた。⁽³⁹⁾適切に経済を運営していくためには道德が不可欠であり、情操教育には経済的な裏付けが必要である。セイの中で道德と経済は相互補完的な存在であった

田中拓道は政治経済学の特徴として、次の四点を挙げている。⁽⁴⁰⁾第一に、政治経済学者にとって、当時の社会は産業の自由による「進歩」「文明化」が実現しつつある状況と認識される。第二に、不平等と階層化の進展は産業の進歩を阻害せず、むしろ不可欠なものである。第三に、産業化に伴う貧困は普遍的権利に関する問題ではなく、道德という貧民の個人的問題である。よって、政治経済学では、国家による全体的な福祉政策は否定される。そして第四に、彼らの考える社会問題への対策は、個々人の道德に働きかけ、彼らの中に自己規律や自己責任感を内面化させることを眼目とする。要するに、政治経済学は当時のフランスにおける最大の病弊とされていた社会問題を問題視せずに、進歩の動因として不平等を前向きに評価した。彼らも現実には社会問題が発生していることは認識していたが、不平等に肯定的評価を与えた彼らにとって社会問題は本質的には構造的問題とはなり得ず、それへの対応は部分的ないし個別なものに留まらざるを得なかった。

その一方で、政治経済学は人間が本質的には平等であることを認めた学説でもあった。個々人の道德によって社会の問題を解決しようとする発想は、あらゆる人は一定の精神的・肉体的・能力的資質を有するという前提があつて初めて成立する。貧困下の人々は劣っているからではなく、行うべきことを理解していないために貧困状態に陥っている。そのため、道德の涵養や情操教育が求められる。よって、健全な精神と適切な労働意欲が育まれたならば、彼らが貧困から脱することは可能である。そう考える点で、政治経済学の間観は楽天的である。

ただ、あくまでも、政治経済学において第一に重視されるのは経済および経済学である。道徳は重視されてはいるが、経済に対して従属的な位置にある。そのため、ヴィルヌーヴ・バルジュモンらは、スミスの経済理論やセイによる政治経済学を「プロテスタント的で個人主義的、自由主義的、そして貪欲な理論」と批判し、これが貧困の原因であると考⁽⁴¹⁾えた。

政治経済学に対して批判的な目を向けたヴィルヌーヴ・バルジュモンは、自身の立場としての社会経済学を次のように定義している。

真の社会経済学は、労働と慈善 (charité) を同時に喚起するものであり、富の生産よりも安寧な暮らし (bien-être) を全体にもたらし、広めることを重視する。欲求を際限なく増大させるのではなく、それらを制限するように対処する。産業の拡大を適正な程度に調整し、最終的には主として国民の産業の発展に取り組んでいくものである。言い換えれば、これは国家の収益に影響を及ぼすものである。⁽⁴²⁾

ここでは富の生産は二次的な目標とされている。社会経済学において第一に求められるものは安寧であり、労働という経済的要素と慈善という道徳的要素は共に重視される。政治経済学が目指した富の拡大も、またサン・シモンらの社会主義者たちが求めたような社会に対する産業理論の適用も、⁽⁴³⁾ここでは目指されない。このような認識が成り立つた背景には富と「幸福」 (bonheur) の区別がある。社会経済学は、国家や社会が目指すべき目標として国民の幸福の実現を考えた。そのため、社会経済学においては、政治経済学以上に道徳が重い意味を持つことになる。政治経済学

において道徳は経済学を支持する役割を与えられているに過ぎないが、社会経済学では道徳は直接的な目標となり、経済や経済学は道徳的充足を獲得するため手段にまでその立場を低下させる。要するに、社会経済学においては、経済や経済学は道徳に従属しているのである。

先に社会経済学は当時の支配層の支持を集めていたと述べたが、その理由のひとつにこの学説が階級や階層の存在を前提としていたことがある。だが、ここでの階級関係は対立的なものではなく、そこには道徳を媒介とした共同性が存在しており、それを維持することが幸福だと理解された⁽⁴⁴⁾。そして社会経済学は、社会問題対策として「新しい慈善」(charité nouvelle)を提唱する⁽⁴⁵⁾。そこで中心的な役割を求められたのがアソシアシオンであり、それに期待されたのは実際の活動以上にそれを通して育まれる階級間の一体感や相互扶助精神といった道徳的効果であった⁽⁴⁶⁾。

かつてのフランスには「コルポラシオン」(corporation)と呼ばれる同業組合が存在していた。これは親方(maitre)を頂点とした階層的組織であり、一般に国王による公認を成立根拠として、特定地域における同業職人を統括していた。フランス革命が発生すると、コルポラシオンは共和国の一体性に反する存在と見なされ、一七九一年のル・シャブリエ法によって禁止される。コルポラシオンも、広い意味ではアソシアシオンに分類される。だが、アレクサンデル・ド・ラボルド Alexandre de La Borde (一七三三—一八四二)は、コルポラシオンが個人主義的で排他的であるのに対して、アソシアシオンが自由の精神に基づいた組織であり、「公共精神」(esprit public)によって指導されたものであるとして、これらを区別している⁽⁴⁷⁾。これは、アソシアシオンが自団体のみならず、国家や社会全体の利益を考慮した、成員の自発性を動因とした自由な団体であることを強調するのが理由であったと思われる。そしてアソシアシオンが慈善の担い手とされたのは、個人の自由と全体としての公共性に対する配慮の両立がそれに期待されていた

ためだと思われる。つまり、アソシアシオンにおいて私的要素と公的要素は一体化し、慈善という具体的作用として社会に影響を及ぼすことになる。

政治経済学と社会経済学の関係をまとめるならば、経済を第一に考えて富の拡大を目標とした政治経済学に対して、精神的充足 (Jandere) を目指したのが社会経済学であり、この点が最大の相違点となっている。

他方、これらの第一の共通点は、双方ともが単純な古典派経済理論に基づく経済政策による社会の解体に危機感を抱いていたことである。政治経済学も市場の秩序と同様に有機的人間関係としての社会を重視しており、社会の危機を認識していた。要するに、政治経済学と社会経済学は、経済を社会に組み込む形に関して違いは見られたが、その出発点と到達点は一致していた。

第二の共通点として、経済がもたらす危険に対して、人々や社会の人々の道徳性の涵養によってその克服を試みた点が挙げられる。政治経済学と社会経済学が共に社会的紐帯として期待したのが道徳である。⁽⁴⁸⁾セイは情操教育等を通して、社会経済学はアソシアシオンを通して、道徳の涵養を図った。社会の解体が進み、人間関係が希薄化すると、益々社会の解体が進むという負の螺旋運動が発生する。道徳が顧みられなくなったために社会の解体が進み、社会が解体されていくからこそ、道徳も失われていく。また、道徳の欠落と貧困が遭遇した時、人は犯罪に手を染めるのであり、民衆の道徳性を向上させることでできれば貧困者たちの「危険な階級」化を防ぐことができる。

政治経済学と社会経済学の間には表面的な違いに反して、その根幹には共通した問題意識が見られる。そして社会や経済に対するトクヴィルの見解も、両学説の研究を通して組み立てられていた。

トクヴィルは自身には経済学的な知識が不足していると考えていたようである。しかし、実際のところ、彼は政治

経済学・古典派経済学と社会経済学という当時の二大経済理論を共に研究していただけでなく、デモクラシーと経済の関係についてもジョン・ステュアート・ミルを通して考えを深めていた。よって、トクヴィルは当時の主要経済学に関する一定以上の知識は有していたと推測される。

問題となるのは、トクヴィルが立っていた経済理論が何か、とりわけ彼が政治経済学と社会経済学のどちらを支持していたのかということである。結論的にいえば、トクヴィルは両方の理論が共に提起した問題点や共通する見解を摂取した上で、それらを自身のデモクラシー理論の中で消化することを企図したと評価することができる。つまり、平等化としてのデモクラシーと産業化・市場経済化という二つの潮流の中で、市場経済の弊害の克服と経済における道徳性の回復を、市民的实践を通して実現しようと試みていたのではないかということである。トクヴィルにおいては、いかに甚大であったとしても、経済の問題はデモクラシー理論という社会理論の枠内に位置づけられるものであった。

三 トクヴィルの社会政策論

トクヴィル自身の社会政策論について論じる前に、『貧困に関する覚書』で展開されている彼の慈善(bienfaisance または *charité*)に関する考え方について触れておきたい。

トクヴィルは貧困者の扶助には、「私的慈善」(*charité*)と「公的慈善」(*charité publique*)の二種類がある⁽⁴⁹⁾と考え、前者には有史以来の歴史があり、キリスト教(*christianisme*)によって徳として措定された。それは身近な人々の不幸な状況の緩和を目的としている。これに対して、後者は私的慈善と比べて情熱では劣るが、より理性的で有効性が

高い。その対象は社会の構成員全体であり、彼らを組織的に扶助する。この種類の慈善はプロテスタントイスマ (protestantisme) から生まれ、近代社会でのみ発達したものである。そしてトクヴィルは、イギリスの実例を参考として公的慈善を批判し、私的慈善の有効性を主張する⁽⁵⁰⁾。

トクヴィルは、同程度の文明段階にある国と比較してイギリスで社会的貧困 (pauperisme) の拡大が著しいことの原因を、エリザベス救貧法以来の救貧制度に求めている⁽⁵¹⁾。彼の評価によれば、イギリスでは過去二世紀以上にわたりエリザベス救貧法の原理に基づいて公的慈善が行われてきたが、その結果は惨憺たるものになっている。トクヴィルは『貧困に関する覚書』の中で、一八三三年のイギリス視察の際に目にした、公的扶助を得るために我欲をあらわしている人々の様子を描写することによって、イギリスの公的慈善制度が道徳的退廃をもたらしていることを批判している。トクヴィルの主張において特徴的なことは、人々の自由と自主性に対する強いこだわりである。彼は、「實際のところ、自由とは『聖なる』ものである。それは、『徳』という名のもの以外の何ものでもあり得ない。さらに、善なるものの『自由な』選択以外、徳と呼べるものがあるだろうか」と述べている⁽⁵²⁾。不平不満と要求のみを口にする人々の姿はトクヴィルの目に道徳の危機と映ったであろうし、道徳を社会の紐帯と考えていた彼にとつて、この光景は社会解体の危機と認識されたことだろう。つまり、トクヴィルは、イギリス救貧法体制を政治・経済制度としてではなく、社会的・道徳的危機という現象として理解しているのである。

各慈善に対する評価も、そのような認識に基づいて行われている。私的慈善は、援助をする富者とそれを受ける貧困者の間に有機的人間関係を構築する。これらの階級の間には利害と感情において違いがあるため、彼らは本性的に離反する傾向を有しているが、そのような階級間に私的慈善は「道徳的紐帯」(lien moral)⁽⁵³⁾を形成する効果を有する。

これに対して、公的慈善は「道徳性」(morality)を取り去ってしまう。富者にとって、公的慈善とは自分に断りもなく富が奪われることに他ならず、貧困者は貪欲な他人にしか見えない。一方、貧困者の側も自動的に与えられる扶助に対して感謝も満足もしない。よって、富者は憎悪と不安をもって、貧困者も嫉妬と羨望をもって世界を眺めるようになり、多くの貧困者が怠惰な状態に留め置かれることになる。

このように、トクヴィルは公的慈善を道徳性喪失の要因と考えたが、そこに社会経済学との共通性を看取することができる。社会経済学は、アソシアシオンの理念に基づく階級間の統合の実現を目指した。他方、トクヴィルは、私的慈善の持つ有機性を通して培われた道徳性が階級の融和を実現するという見込みを示している。要するに、トクヴィルの中で私的慈善は一種のアソシアシオンとして認識されているのである。

公的慈善の行き着く先について、トクヴィルは次のように記している。

だが、私はこのように確信している。つまり、合法的で恒常的なあらゆる行政制度は、貧困者の欲求を充足させることを目的とするようになるだろう。それは癒やすことが可能な程度を超えた貧困を生み出し、助け慰めようと思う人々を墮落させてしまうだろう。時間が経過するにつれて、富者を貧しい農民へと貶め、蓄えを尽きさせることだろう。資本の蓄積を妨げ、商業の発展を阻み、人間の行動と産業活動を鈍化させるだろう。そして最終的に暴力革命をひき起こすことだろう。⁽⁵⁴⁾

トクヴィルによれば、デモクラシーという平等化の中に生じる貧困の主因は人々の欲求である。公的慈善は物質的

支援を行うことはあっても、道徳性や階級融和は配慮しないため、いくら充実したものであったとしても公的慈善によつて階級対立は解消されることはない。トクヴィルは、自身の理論において、デモクラシーが人々の内面に「物質主義」(matérialisme)と云ふ心性を醸成することを指摘している⁽⁵⁵⁾。彼のいう物質主義は強烈な物欲を意味するものではなく、物質的な安寧を求めるものであるが、これに対する人々の執着は強い。だが、平等化による社会の不安定化で平穏な生活が困難になり、それに加えて階級対立が重なれば、革命が発生したとしても不思議ではない。元々、トクヴィルは、デモクラシーが進展すると革命発生の危険性は減少すると考えていた⁽⁵⁶⁾。だからこそ彼は、デモクラシーと革命を一体的に理解していた当時のフランスの人々に対して、デモクラシーを忌避することなく、その中で自由の維持を模索すべきだと主張した。しかし、社会問題の発生がその理論の妥当性に疑義を生じさせた。さらに社会問題だけでなく、それに対処するための公的慈善も革命の誘因になり得る。そのため、トクヴィルは、公的慈善が「個人の苦難に対して偽りの一時的な救済をもたらすもの」でしかなく、「いかにその手段を行使しても、社会の災厄を悪化させるもの」に過ぎないと結論するのである⁽⁵⁷⁾。

トクヴィルは公的慈善をすべて否定しているわけではなく、虚弱児童や精神疾患を含む様々な疾病を抱えた人々、また国家規模の災害被害に対しては公的な支援が行われるべきであると考えた。そして最も重要な公的慈善として、彼は貧しい児童に対する無償の学校教育を挙げている。その目的は、「労働によつて必需品を獲得する手段を、無償でその頭脳に提供する」ことにある。トクヴィルには怠惰を罪とは考えなかったが、労働が不可能な人間に施される支援と同等の援助を怠惰な者に対して行うことは認めていなかった⁽⁵⁸⁾。慈善の対象はあくまでも不可抗力によつて仕方なく貧困状態にある者のみであり、それ以上の対象者拡大はモラル・ハザードをひき起こす。道徳性を重視するトク

ヴィルにとつて、それは決して避けなければならない事態であつた。子どもに対する無償教育も、同情心に起因するというよりも、そのような考え方の延長線上で主張されたものであろう。

公的慈善を基本的に否定したのに対して、トクヴィルは私的慈善には肯定的な評価を与えている。彼によれば、私的慈善は「問題を解決するには脆弱であり、そのためにそれ自身が有する危険性に対する防護となる」⁽⁶⁰⁾。イギリスの公的慈善が充実したものであつたばかりに、かえつて社会問題の深刻化を招いてしまつたのに対して、私的慈善の効果は強くはないが、副作用も小さい。ここに社会問題と慈善に対するトクヴィルの本當の意識を垣間見ることができ。つまり、社会問題は解決すべき問題であり、それに対して一定の公的介入は必要だが、その解決は第一の目標に置かれるものではない。トクヴィルにとつて慈善は次善のものに過ぎず、彼は慈善のみによる社会問題の解決を否定した。

そのようなトクヴィルが社会問題対策として有効だと考えたものが、労働者によるアソシアシオンと貯蓄金庫 (caisse d'épargne) であつた。

かねてより労働者たちの間には、資本家による支配を受けないで互いに協力し合つて、資金を持ち寄り、組合を通して産業活動を行うこと、要するに「産業アソシアシオン」(associations industrielles) の構想が存在した⁽⁶¹⁾。トクヴィルは政治的領域におけるアソシアシオンの有効性については従前より主張してきたが、これは経済・社会的範疇に属する事柄においても妥当する。公的慈善が人々の受動性を強めてしまふのに対して、産業アソシアシオンは労働者の自発性を刺激する。社会問題を打開する方策として産業アソシアシオンを考えた時、それは労働者の境遇改善を可能にするというだけでなく、同時に公的慈善が内包している危険性を抑制する効果もそこには認められるのである。そ

のため、トクヴィルは産業アソシアシオンに対して肯定的であり、「多くの産業がこのような方法で運営されていく時代が近づいていると確信するようになった」と期待を隠さない⁽⁶³⁾。そして政府に対して、この動きを適切に支援することを求めている。だが、フランスにおける産業アソシアシオンの構想はその多くが労働者の資質や資力の不足等から破綻を迎えたため、トクヴィルは別の手段を講じなければならなかった。

トクヴィルが産業アソシアシオンに次いで提示したのが、貯蓄の推奨と貯蓄金庫の設立であった。彼は「あらゆる問題は、貧困者が貯蓄し、その貯蓄から収益を上げることが可能にする手段を模索することに行き着く」のであり、よって「賃金のうちから、貯蓄することを推奨しよう。そして、貯蓄し、そこから収益を生み出す容易で確実な方法を労働者に提示しよう」と呼びかける⁽⁶⁴⁾。当時の労働者には基本的に貯蓄の習慣がなかったため、何の貯えもない賃金労働者は不況や失業によって容易に貧困状態に転落していた。よって、経済変動に対する労働者の耐力を増すためには、まずは彼らに貯蓄の習慣を身につけさせることが喫緊の課題であった。これに加えて、トクヴィルは、貯蓄の習慣を通して、労働者に「所有の観念と習慣」(l'esprit et les habitudes de la propriété)を習得させることを目指した⁽⁶⁵⁾。彼は、財産所有が人々の精神に与える影響を重く見た。トクヴィルは、無産者 (proletaires) の特徴として、過度の放縦や先見性の欠如、結婚等の人生設計における無計画等を挙げている⁽⁶⁶⁾。トクヴィルには、財産を持っていないことや所有に關する観念の欠如が道徳の涵養を阻害し、それが社会解体の誘因になるという認識が存在していた。そのため、貯蓄の習慣は貧困対策ということ以上に、社会を維持する機能と意義の点からも重視された。

トクヴィルの考えるところ、貯蓄金庫はフランスにおいて貯蓄を促進する第一かつ唯一の手段であった⁽⁶⁷⁾。預金者の四分の三は労働者や職人等で、一八三七年には八十五県にまで広がっている⁽⁶⁸⁾。トクヴィルによれば、その預金額はわ

ずかな期間で一億フランにまで達していた。⁽⁶⁹⁾一八三七年三月三十一日法によって貯蓄金庫は預金者に四%の利子を支払うことが定められ、預金の大半は国債の購入によって運用された。⁽⁷⁰⁾

ところが、トクヴィルは以前『アメリカのデモクラシー』の中で、中央集権に絡めて貯蓄金庫を批判していた。

国家は、国債によって豊かな人々の金を引き寄せ、貯蓄金庫によって貧しい者の金を思いのままにする。そのすぐ間近の場所で、そしてその中で、国家の富は絶え間なく増大していく。境遇の平等が進展するにつれて、それはさらに蓄積していく。デモクラシー国家にあつては、個人が信頼を喚起されるのは、国家しか存在しない。なぜなら、それなりに力があり、それなりに維持されそうに見える存在は国家しか残されていないからである。⁽⁷¹⁾

個々人の少額の貯金は貯蓄金庫で集約され、さらに貯蓄金庫が国債を購入することによって、国民の資金は最終的に国庫に流入する。トクヴィルは、産業化・市場経済化における国家の性格を「事業者」(entrepreneur)や「消費者」(consommateur)と形容している。⁽⁷²⁾しかし、国家はそれだけでなく、国民の資金を集中的に掌握することを通して、「指導者」(chef)になるだけでなく「主人」(maitre)にもなり、また「執事」(intendant)にも「会計係」(caissier)にもなつて公共の財産だけでなく私有財産にも介入する。⁽⁷³⁾貯蓄金庫は国庫と個人の財産の結節点である。いわば、貯蓄金庫は様々な方向から中央集権化を促進する制度であつた。⁽⁷⁴⁾

トクヴィルのデモクラシー理論に則して考えた場合、貯蓄金庫は決して最善の解決策ではなく、彼自身もその点は認めている。⁽⁷⁵⁾にもかかわらず、トクヴィルが貯蓄金庫を推奨した理由は、まず民衆に適切な貯蓄の習慣を身につけさ

せることにある。そして何より、貯蓄金庫という制度が内在している弊害以上に懸念されるべき現実、つまり貧困という社会問題に対して彼が敏感になっていたからに他ならない。トクヴィルは『貧困に関する覚書』を執筆した一八三〇年代後半にはすでに、イギリス観察等を通して社会問題の危険性を見通していたといえる。だが、トクヴィルはこの後しばらく、明確には社会政策案を明らかにしていない。彼が再びそれに対して積極的に取り組むようになったのは、二月革命を目前にした時期のことであった。

一八四七年、トクヴィルはジュール・デュフォールやアドルフ・ビヨラと共に、政治改革を進めるために「新左派」(Jeune Gauche)という政治グループの結成を構想する。デュフォールはトクヴィルに対して政策構想の立案を依頼し、彼は一八四七年十月にそれを示している。⁽²⁶⁾この政策案には、最貧困層に対する所得税の免除や生活必需品への非課税、裕福な人と貧しい人の負担の均等化のための生活必需品等への課税の配慮、納税者の財産に比例した税制といった税制上の配慮の他、貯蓄金庫や相互救護金庫 (caisses de secours mutuels)、信用保証協会の設立、無償の学校教育の提供、労働時間の法的制限等が盛り込まれていた。それ以外にも、彼は病院や慈善事務所 (Bureau de bienfaisance) の設立、さらには救貧税の導入や食料・労働・金銭の支給・分配まで求めている。トクヴィルがこれらの政策案を起草した際の方針は、第一に公的負担を部分的に軽減するか、所得等の多寡に応じた負担にすること、第二に人々が経済的苦境から脱する支援制度を創設すること、そして第三に人々を救済し、彼らの欲求を直接的に充足させることであった。⁽²⁷⁾

ここから判断して、トクヴィルは社会問題や社会政策に関するそれまでの持論を、一時的にしろ改めたと結論する以外にないだろう。結果的にこの政策グループは目立った活動をすることもなく、トクヴィルの政策構想も特に公に

なることもなく終わっている。この政策案に関して、かつて救貧法に関して指導を仰いだシニアと直接的に議論した様子は無いが、トクヴィルは一八四七年八月二十五日に彼に宛てた書簡の中で、フランスの人々の間に「不安」(inquiète)と「動揺」(instabilité)が広がっていることを指摘している。⁽²⁸⁾ 革命を予見する内容となった、一八四八年一月二十七日の議会演説の内容と合わせて考えれば、不安や動揺に支配された人々によって、所有を巡る革命闘争が惹起されかねないことに対する危惧が、一八四〇年代後半のトクヴィルを支配していたことは明白である。要するに、革命に対する恐れが、トクヴィルの社会政策観の転換を促したといえることができるのである。

おわりに

トクヴィルは、一貫した理論体系を持った思想の構想を試みた人物ではない。彼は、現実の分析を通して、それらの本質を見抜くことに努めた上で自身の思想を形づくることに努めた人間である。それはデモクラシーについて分析した時も、そして社会問題の対応策を検討した時も同様であった。

トクヴィルの社会政策案は、特定の政治的立場や経済理論に立って構想されたものではなく、様々な理論や当時の時代状況、そして彼が置かれていた立場といった複合的要素から導き出されたものであった。

トクヴィルは、特定の経済理論に立って自身の社会政策案を構想したわけではない。彼は、政治経済学や社会経済学といった、この当時のフランスで注目されていた経済理論の他、シニアのような古典派経済学者の考え、デモクラシーと経済の問題を広く分析したミルの理論等を総合的に摂取して自らの経済思想を形づかった。

このうち、政治経済学や社会経済学とトクヴィルの経済論との関係性を考えてみるならば、政治経済学も社会経済

学も市場の万能性に対する悲観的見方を共有しており、産業化による経済の急速な拡大を原因とする社会の解体に対して共に危惧を抱いていた。また、これらはいずれも道徳性を重視しており、それを通して社会問題の克服を企図していた。このような道徳性に対する思い入れは、トクヴィルと共通する特徴である。

トクヴィルは、全体的に規範や道徳性に対する意識の高い人物であった。たとえば、彼は自身の婚約者に対して、自分の人生の指針は「高貴さ」(nobles)と「気高さ」(great)であり、金や権力といったものには重きを置いていないと手紙を認めて⁽⁷⁰⁾いる。道徳性重視の姿勢はトクヴィルという人間の性格的特徴であり、それは彼によって行われた政治や経済、社会の分析、そしてそれに基づいた社会政策案にも強い影響を及ぼしている。

トクヴィルの社会政策構想を規定するのは、人々と社会の道徳性をいかに維持するのかわという問題意識である。まず、彼は公的慈善を人々の精神的な墮落を誘うものであるとして退け、産業アソシアシオンによる労働者の自主管理を考えたが、現実的にそれは困難であった。そのため、トクヴィルは、貯蓄の習慣を身につけさせることによる労働者の貧困化防止を目論んだ。その具体的な方法が貯蓄金庫であった。トクヴィルは、財産の所有が人間の精神に与える影響を重視していた。彼によれば、貯蓄習慣を身につけて実際に財産を形成することは貧困対策として有効というだけでなく、人々の道徳を涵養する点でも肯定的に働く。その一方で、トクヴィルは、中央集権化を加速させるものだととして、貯蓄金庫制度を批判していた。周知のとおり、彼の中央集権批判の中心は、それによって人々の間に醸成される従属的精神への批判にあった。要するに、トクヴィルが貯蓄金庫を肯定した理由も、否定した理由も、その根本的原因は道徳性に求められた。いわば、理論的な議題においても、また実際の政策に関する話題においても、トクヴィルの判断基準が道徳性という観点に置かれていたということである。

ただ、ここで注意しなければならないことは、トクヴィルが社会問題すなわち貧困を論じる中で検討されているのは民衆や労働者の道徳性だということである。トクヴィルは、七月王政の支配階級であった中産階級の個人主義と物質主義には批判的であった。⁽⁸⁰⁾けれども、社会問題を論じる際の彼の批判は、社会問題の当事者であり、被害者でもある、労働者をはじめとする一般民衆に向けられている。トクヴィルによれば、二月革命の遠因は、急速な産業化によってパリに流入してきた農民たちが賃金労働者へと変わり、そして「物質的享楽への情熱」(ardeur des jouissances matérielles)に駆り立てられたがそれは満たされることなく、欲求不満を募らせたことにある。⁽⁸¹⁾要するに、トクヴィルは、貧困やそれ由来する社会動乱の原因として、産業化や市場経済化だけでなく、デモクラシーという平等化現象によって過度に物質的価値の追求するという道徳的墮落を考えていた。

だが、ここに難しい問題が生じる。

本稿の冒頭にも示したように、トクヴィルが取り組まなければならなかった課題は、従来は個人的な問題として理解されていた貧困(個人的貧困)から社会的・構造的な要因による貧困(社会的貧困)への変化に対応することであった。しかし、それにもかかわらず、トクヴィルは、その解決を個人の道徳性に求めてしまった。ここに、社会政策を講じる人間としての彼の限界があった。

トクヴィルが社会問題としての貧困の深刻さをかなり早い段階から認識しながらも、彼自身も後にはその対応策としての有効性を評価した公的慈善の採用に躊躇した最大の理由は、それが彼のデモクラシー理論と衝突する理由があったからである。トクヴィルのデモクラシー理論の根幹は、公的領域における市民の主体的実践の意義を主張することにある。「単独で行動する自由に次いで、人間にとつても最も自然な自由は、同胞の努力と自分の努力を結び付け、

共に活動する自由である」⁽⁸²⁾という記述からも明らかのように、トクヴィルの理論展開における基本単位は個人であり、その理論の第一の目的は個人の自由にある。彼の中で協働することや共同体が評価されているのも、それらが個人の意思と主体性に基づくものだからである。そのように考えていたトクヴィルにとって、「与える」ことを特質とする公的慈善は到底容認できるものではなかった。つまり、トクヴィルの社会政策構想は自身のデモクラシー理論の呪縛を受けていたということができるだろう。

それにもかかわらず、一時的にしる、トクヴィルが公的慈善に対して積極的な姿勢をとったのは、革命の危険が目前に迫っていることを敏感に感じ取ったからである。フランス革命において家族が迫害を受けた彼にとって、革命は決して許容できないものであった。⁽⁸³⁾本来であれば躊躇すべき公的慈善をトクヴィルに採用させたのは、革命に対する危機感であった。

ここまで見てきたことからわかるように、トクヴィルの貧困観の中には個人的貧困と社会的貧困の両方が混在していた。トクヴィルが第一に希求した自由とは、「自立・独立」(independence)や「自律」(autonomy)、「自治」(self-governance)、「そして」[協働](association)という語によって定義されるものである。そして、さらに重要なことは、彼が人間の尊厳に直結する最も必要な規範概念として自由を考えていたことにある。このような見解に立った場合、それに基づく貧困観は個人的貧困ということになる。トクヴィルは革命を目前とした時期によく公的慈善を肯定する考えに転向するが、革命後の第二共和制憲法制定時には労働権を否定するなど、再び社会政策に消極的な立場に回帰する。これらのことから判断する限り、彼の積極的社会政策論は革命対策のための一時的なものだったと理解するのが自然だと思われる。トクヴィルは、当時のフランスの指導的政治家の中では社会問題を重視した人物であった。

だが、彼は自らを取り組んできた思想的・政治的営為、つまりデモクラシーという平等化現象の中で自由を擁護するための取り組みにあまりに忠実であったということができらるだろう。それはトクヴィルの思想的態度の美点でもあったが、同時に彼を縛るものにもなった。

※本稿は、著者の博士論文「アレクシス・ド・トクヴィルの政治・経済論 デモクラシー・産業化社会における道徳性の考察」(日本大学、二〇一五年)の一部、および日本政治学会二〇一五年研究大会発表「アレクシス・ド・トクヴィルにおける社会問題 「政治」「経済」「社会」をめぐる考察」(二〇一五年一〇月一〇日、千葉大学)を大幅に加筆修正したものである。

〔凡例等〕

・トクヴィルの著作を参考・引用する場合は、基本的に Alexis de Toqueville, *Œuvres, Bibliothèque de la Pléiade*, t. 1-3 (Paris, Gallimard, 1991-2003) を用いる。

上記ブレイヤード版に収録されていないトクヴィルの文献については、Alexis de Toqueville, *Œuvres complètes* (Paris, Gallimard, 1951-) を用いる。

・トクヴィルの著作のうち、『アメリカのデモクラシー』(第一巻・第二巻) *De la démocratie en Amérique*, t. 1-2 (一八三五年および一八四〇年)、『回想録』*Souvenirs* (一八九三年)、『アンシャン・レジームと大革命』*L'Ancien Régime et la Révolution depuis 1789* (一八三六年)、『貧困に関する覚書』(第一論文) *Mémoires sur le paupérisme* (一八三五年) および第二論文 *Deuxième article sur le paupérisme* (未刊) については、それぞれ *DA I / DA II / S'AR ES PI / P2* による略記号を用いて出典元を表記する。それら以外の文献を引用する場合、基本的には上記のガリマール版全集を使用し、OC という略記号

を用いて示す。

本研究では英語文献とフランス語文献を併用しているが、引用等の際はすべて英語式の引用表記方式に則って記載する。
 ・トクヴィルの著作のうち、『アメリカのデモクラシー』、『回想録』、『アンシャン・レジームと大革命』および『一七八九年以前と以後におけるフランスの社会・政治状況』については、下記日本語訳のページ数も併記する。

『アメリカのデモクラシー』 …

松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一巻(上・下)・第二巻(上・下)(岩波文庫、二〇〇五―二〇〇八年)。

『回想録』 …

喜安朗訳『フランス二月革命の日々 トクヴィル回想録』(岩波文庫、一九八八年)。

『アンシャン・レジームと大革命』 …

小山勉訳『旧体制と大革命』(ちくま学芸文庫、一九九八年)。

『一七八九年以前と以後におけるフランスの社会・政治状況』 …

小山勉訳上記邦訳収録論文。

・本研究におけるトクヴィルの著作や論文の日本語訳は、基本的に本稿著者による訳である。
 なお、訳出にあたっては、上記邦訳の他、文献表に記載した他の訳等を参考としている。

- (1) Robert Castel, *Les metamorphoses de la question sociale, Une chronique du salariat* (Paris, Gallimard, 1995), p. 39. [ロベール・カステル『社会問題の変容 賃金労働の年代記』前川真行訳(ナカニシヤ出版、二〇一二年)五頁]。
- (2) Castel, p. 43. [邦訳七一八頁]。
- (3) Castel, p. 170. [邦訳一〇〇頁]。
- (4) アンドレ・ジャルダンが、この論文が一八三五年の一月から四月の間に執筆されたものと推測している [André Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 232. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳(晶文社、

一九九四年)二七〇—二七一頁]。

- (5) *P1*, p. 1155.
- (6) *P1*, p. 1156. トクヴィルは、ポルトガルにおける貧困層の割合を住民二十五名あたり一名とするヴィルヌーヴ・バルジュモンの見積もりを引用している。
- (7) *P1*, p. 1156.
- (8) *P1*, pp. 1156-1157.
- (9) *P1*, p. 1157.
- (10) シャン＝ジャック・ルソー『人間不平等起原論』本田喜代治／平岡昇訳(岩波文庫、一九七二年) 八五頁。Andre Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 233. [「アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳(晶文社、一九九四年)二七二頁]。アンドレ・ジャルダンは、思想内容だけでなく、文体においても、ルソーとトクヴィルが類似していることを指摘している。
- (11) *P1*, p. 1157.
- (12) *P1*, p. 1160.
- (13) *P1*, p. 1161.
- (14) *P1*, p. 1161.
- (15) *P1*, pp. 1161-1162. コッペトクヴィルは飢饉などは考慮にいていない。「必要な物を大地が提供してくれなかったなど、さへわずかであった」として、工場労働と比較した場合の農業労働の安定性をのみが強調されている。
- (16) *P1*, pp. 1162-1163.
- (17) エリック・ケラシーは、トクヴィルが貧困問題に取り組んだ理由として、労働者に対する同情心と彼らが革命や暴動が起るのに対して懸念の二つを挙げてくる [Eric Kessler, *Le liberalism de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (Paris, L'Harmattan, 2000), p. 160]。

- (18) *Pl.*, p. 1164.
- (19) Michael Drolet, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003), pp. 49-50. ドゥロレットによれば、トクヴィルが読んだ『人口論』は一八〇三年版をジュール・プレヴォー Pierre Prevost (一七五一—一八三九) がフランス語訳したものであった。
- (20) カール・マルクス『資本論』(一) フリードリヒ・エンゲルス編／向坂逸郎訳(岩波文庫、一九六九年)二九七—二九八頁。
- (21) *Pl.*, p. 1168.
- (22) *OC*, IV-2 [Écrits sur le système pénitentiaire en France et à l'étranger], p. 320.
- (23) Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009), p. 37. つれに對して、ジャルダンは、トクヴィルとポーモンが刑務所の本来の目的は矯正させることではなく、罰を与えることにあると考えていたという立場を取っている。また、ジャルダンはその他にも、彼らは一度でも法を破ることがあれば「永久に」(in aeternum) 犯罪者としての刻印が消えないという思想を持っており、それがトクヴィルのジャンセン主義的な悲観主義の反映であるともいっている [Jardin, p. 176, 「邦訳二〇六頁」]。ちなみに、トクヴィルのアメリカ視察とはほぼ同時期に発表されたユーゴの『死刑囚最後の日』 *Le dernier jour d'un condamné* (1829) において、彼は犯罪、とりわけ貧困者の犯罪が社会的条件によって引き起こされたものだと考え、学校教育と仕事があれば犯罪に手を染めることはなかっただろうと性善説と矯正可能性を訴えている [ヴィクトル・ユーゴー『死刑囚最後の日』豊島与志雄訳(岩波文庫、一九八二年)一四六頁]。
- (24) ヒュー・ブローガンによれば、トクヴィルが『貧困に関する覚書』を書く際に参考としたのは、ヴィルヌーヴ・バルジュモンの『キリスト教経済綱要』と一八三三年のイギリス視察であったが、それだけでは議論を深めることが難しかったため、救貧法改正の中心人物であったイギリスの経済学者ナッソー・シニア Nassau William Senior (1790-1864) に助力を求め、それに応じたシニアは救貧法改正に関する一八三三年の報告書や一八三四年の改正法案等をトクヴィルに提供している [Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), pp. 301-302]。
- (25) Alban de Villeneuve-Bargemont, *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme*,

en France et en Europe, et sur les moyens de la soulager et de le prévenir (Paris, Paulin, 1834), p. 389.

(26) エリック・ケラシーは、この現象を《desocialisation》と云う語で表現している [Kestassy, p. 158]。

(27) トクヴィルは、アメリカ視察を前にジャン・バティスト・セイ Jean-Baptiste Say (一七六七—一八三二) の『政治経済学講義』*Cours complet d'économie politique* (1829) を学んでいたが、古典派を代表する経済学者であったセイにおいては、貧困は経済進歩に不可欠な副産物として扱われていた [Seymour Drescher, *Dilemma of Democracy, Tocqueville and Modernization* (University of Pittsburgh Press, 1968), p. 104. 「エントニャー・シーモア『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳(荒地出版社、一九七〇年) 九三頁]。

(28) *Pl.*, p. 1636 n.

(29) Kestassy, p. 118.

(30) この点に関して、ドレッシャーは、トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』(第一巻)において貧困者は無視されていなくどうか、その存在すら否定されていると述べている [Drescher, p. 75 [邦訳六六一—六七頁]]。

(31) Kestassy, p. 57.

(32) 本節の内容に関しては、十九世紀フランスにおける社会政策や福祉国家形成に関するきわめて精緻な分析と考察の成果である田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』(人文書院、二〇〇六年)に多くを負っていることを記しておく。

(33) 田中、前掲書、一五一—一六頁。

(24) Jean Baptiste Say, *Traite d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses* (Osnabrück, Otto Zeller, 1966), p. 28.

(35) 御崎加代子『フランス経済学史 ケネーからワルラスへ』(昭和堂、二〇〇六年) 七二—七四頁。

(36) スミスの経済理論は『道徳感情論』における人間観を前提としており、そこでは他人の感情や考えを慮る「共感」(sympathy) の他、*sympathy* に「公平な観察者」(impartial spectator) を想定することによって自身の共感を適正なものとする(ことの必要が説かれている)。スミスのいう共感は自己犠牲を伴うこともある「同情」(compassion) とは区別されるが、彼は交換の

場である市場とは異なる有機的人間関係の紐帯の必要性を訴えていた。その点において、スミスの考えはその後の多くの古典派経済学者よりも、その中で異質な性格を持っているはずのセイとむしろ共通しているように見える。

- (37) Jean Baptist Say, *Obie, ou essai sur les moyens de réformer les moeurs d'une nation* (Paris, 1800), p. 1.
- (38) Say, *Obie*, p. 25.
- (39) Evelyn L. Forget, *The Social Economics of Jean Baptiste Say, Markets and Virtue* (London and New York, Routledge, 1999), p. 119.
- (40) 田中、前掲書、一〇五—一〇九頁。
- (41) Seymour Drescher, *Dilemmas of Democracy: Tocqueville and Modernization* (Pittsburgh, University of Pittsburgh Press, 1968), p. 104. [シーモア・ドレッシヤー『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳(荒地出版社、一九七〇年)九三頁]。なお、当初、政治経済学と社会経済学は明確に区別されていなかった。セイも、自身の経済学を社会経済学という名前で呼ばれることを好んでいた。これは、彼が経済は社会の一部であり、そして経済学は社会科学の一部であると考えていたためであった [Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009), p. 82]。政治経済学と社会経済学との区別が見られるようになったのは一八二〇年代から一八三〇年代のことであり、その違いは社会問題への対応に現れた [Giovanna Procacci, *Gouverner la misère, La question Sociale en France, 1789-1848* (Paris, Seuil, 1993), pp. 163-164]。
- (42) Alban de Villeneuve-Bargemont, *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme en France et en Europe et sur les moyens de le soulager et de le prévenir* (Bruxelles, Meline, Cans et Compagnie, 1837), p. 410.
- (43) プロカッチによれば、サン＝シモン主義者たちが進歩と産業化の恩恵に関して楽観的であったのに対して、社会経済学者たちはそもそもそれに疑問的であった [Procacci, p. 168]。
- (44) 田中、前掲書、一一四頁。社会経済学では、階級が存在自体が問題ではなく、支配階級がその責務を果たさずにいる状態を問題視する。先述の通り、ヴィルヌーヴ＝バルジユモンは彼らが主導する新たな階級社会を「新たな封建制」(féodalité

nouvelle) と呼んで批判した [Villeneuve-Bargemont, pp. 151-155]。

(45) Villeneuve-Bargemont, p. 271.

(46) 田中、前掲書、一二六頁。

(47) Alexandre de La Borde, *De l'esprit d'association dans tous les intérêts de la communauté* (Paris, Librairie Gide, 1834), p. 26.

(48) 田中は、日常生活規範を意味する「道德」よりも対象の広い、人々の振る舞いや生活態度を規定する集合的な精神のあり方として「モラル」を定義しているが、本研究においてはこれらを同じ意味の語として考える [田中、前掲書、八〇―八一頁]。

(49) *PI*, p. 1165.

(50) ここまでトクヴィルが、キリスト教とプロテスタントイスマを分けて考えていることは興味深い。一八二二年、フランソワ・ラ・ロシュフルーコー＝リアンクール François La Rochefoucauld-Liancourt (一七四七―一八二七) は、キリスト教道德協会 (Société de la morale chrétienne) を設立した。この主たるメンバーはプロテスタントで、コンスタンやティエール、ギゾーらも関係していた。当時のフランスにおいて私的な慈善活動の主体はカトリックの修道会であったため、プロテスタント主体のキリスト教道德協会とカトリックの修道会は対立的な関係にあった。ドレッシャーは、この団体について、立憲君主制という制限的な政治制度に対応して現れた運動であり、ごく一部のエリートによる非公式的な組織に過ぎないとしている [Drescher, pp. 101-102 [邦訳九一―九三頁]]。

(51) *PI*, p. 1167.

(52) Alexis de Tocqueville, "Voyage en Angleterre et en Irlande de 1835," *Oeuvres, Bibliothèque de la Pléiade, t. 1* (Paris, Gallimard, 1992), p. 514.

(53) *PI*, p. 1171.

(54) *PI*, pp. 1178-1179.

(55) *DAII*, 2:11, pp. 645-646. [邦訳第二卷 (上) 二二七―二二九頁]。

アレクシス・ド・トクヴィルの社会政策構想とその限界 (杉本)

- (56) *DAI*, 321, p. 770. [邦訳第二巻(下)一五八頁]。
- (57) *P1*, p. 1179.
- (58) *P1*, p. 1178.
- (59) トクヴィルが慈善について考える際に多くの材料を提供し、助言も与えたシニアは、イギリス救貧法改正に関する一八三四年報告の作成において中心的な役割を果たした。その中では救済対象者を規定するために、「貧困」(Poverty)と「困窮」(indigence)の区別する必要があるとされていた。そこでは、貧困は「労働しなければかつがつの最低生活資料すらえられない者の状態」、困窮は「労働しえないか、ないしは労働の報酬として最低生活資料をうることでできない者の状態」と定義され、支援の対象は困窮であり、貧困まで拡大するのは適当ではないとされていた[大沢真理『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』(東京大学出版会、一九八六年)七七頁]。
- (60) *P1*, p. 1179.
- (61) *P2*, p. 1187. トクヴィル全集に付記されている解説によれば、産業アソシアシオンの提唱者は、サン＝シモン主義の影響を受け、自由主義カトリシズム(社会的カトリシズム)にも支持を表明していたフィリップ・ブーシェ Philippe Buchez (一七九六—一八六五)であった[OC, XVI [Melanges], p. 146]。
- (62) *DAI*, 24, pp. 216-217. [邦訳第一巻(下)四四—四六頁]。
- (63) *P2*, p. 1187.
- (64) *P2*, p. 1188.
- (65) *P2*, p. 1187.
- (66) *P2*, p. 1183.
- (67) *P2*, p. 1188.
- (68) OC, XVI [Melanges littéraires et économiques], p. 147 n.
- (69) *P2*, p. 1189.

- (70) OC, XVI, p. 149 n.
- (71) DAIJ, 45, pp. 825-826. [邦訳第二卷(ト) 二四〇—二四一頁]。
- (72) AR, 34, p. 204. [邦訳三六五頁]。
- (73) DAIJ, 45, p. 826. [邦訳第二卷(ト) 二四一頁]。
- (74) マルクスは、貯蓄金庫は政府が労働者を縛る「金の鎖」であり、貯蓄可能な労働者と貯蓄が難しい労働者の分裂をひき起こし、国庫に資金を集めることによって抑圧的な現状の体制を維持するものとして、これを厳しく批判している[「カール・マルクス『賃労働と資本』長谷川文雄訳(岩波文庫、一九八一年) 八七—八八頁]。貯蓄金庫の機能によって、国家が資金を集めることに集めること、また国家支配が強化されることに関して、トクヴィルとマルクスは奇しくも共通した懸念を抱いていた。
- (75) P2, p. 1194.
- (76) Brogan, p. 416
- (77) OC, III-2 [Écrits et discours politiques], pp. 742-744.
- (78) OC, VI-2, p. 99.
- (79) OC, XIV [Correspondance familiale], pp. 387-388.
- (80) S. 1:1, p. 729. [邦訳一八頁]。
- (81) S. 2:1, p. 777. [邦訳一〇頁]。
- (82) DAI, 24, p. 217. [邦訳第一卷(下) 四五一—四六頁]。
- (83) フランス革命時、トクヴィルの両親夫妻と共に投獄されていた。ジャルダンはこの件について、獄中において父エルヴェの頭髪は白髪に変わってしまった、母ルイーゼは解放後も偏頭痛や抑鬱症に悩まされることになったと記し、そのためトクヴィルの家庭の雰囲気は陰鬱なものだったのではないかと推測している [Jardin, p. 14 [邦訳一九—二〇頁]]。

【参考文献一覧（トクヴィルによる著作を除く）】（順不同）

- Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale, Une chronique du salariat* (Paris, Gallimard, 1995). [ロベール・カステル『社会問題の変容 賃金労働の年代記』前川真行訳（ナカニシヤ出版、二〇一二年）】。
- André Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984). [アンドレ・シャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳（晶文社、一九九四年）】。
- ジャン＝ジャック・ルソー『人間不平等起原論』本田喜代治／平岡昇訳（岩波文庫、一九七二年）。
- Eric Kessler, *Le libéralisme de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (Paris, L'Harmattan, 2000).
- Michael Drolet, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003).
- カール・マルクス『賃労働と資本』長谷部文雄訳（岩波文庫、一九八一年）。
- カール・マルクス『資本論』（一）フリードリヒ・エンゲルス編／向坂逸郎訳（岩波文庫、一九六九年）。
- Richard Svedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009).
- ウィクトル・ユゴー『死刑囚最後の日』豊島与志雄訳（岩波文庫、一九八二年）。
- Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006).
- Alban de Villeneuve-Bargemont, *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme, en France et en Europe, et sur les moyens de la soulager et de le prévenir* (Paris, Paulin, 1834).
- Seymour Drescher, *Dilemma of Democracy, Tocqueville and Modernization* (University of Pittsburgh Press, 1968). [ズナン・シャー・シーモア『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳（荒地出版社、一九七〇年）】。
- 田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』（人文書院、二〇〇六年）。
- Jean Baptiste Say, *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses* (Osabrück, Otto Zeller, 1966).
- Jean Baptiste Say, *Olbia, oussaisur les moyens de réformer les moeurs d'une nation* (Paris, 1800).

- 御崎加代子『フランス経済学史 ケネーからワルラスへ』（昭和堂、二〇〇六年）。
- Evelyn L. Forget, *The Social Economics of Jean Baptiste Say, Markets and Virtue* (London and New York, Routledge, 1999).
- Giovanna Procacci, *Gouverner la misère. La question Sociale en France, 1789-1848* (Paris, Seuil, 1993).
- Alexandre de La Borde, *De l'esprit d'association dans tous les intérêts de la communauté* (Paris, Librairie Gide, 1834).
- Mona Ozouf, "Esprit public," in François Furet, Mona Ozouf, *Dictionnaire critique de la Révolution française* (Paris, Flammarion, 1988). [「オナ・オズーフ」公共精神]フランソワ・フュレ／モナ・オズーフ『フランス革命辞典 5 思想Ⅰ』河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳（みすず書房、二〇〇〇年）一六九二―八五頁所収）。
- Michael Drolet, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003).
- J. S. ール『自由論』塩尻公明／木村健康訳（岩波文庫、一九七二年）。
- J. S. ール『アメリカの民主主義』山下重一訳（未來社、一九六二年）。
- Lucien Jaume, *Tocqueville, les sources aristocratiques de la liberté, bibliographie intellectuelle* (Paris, Fayard, 2008).
- John Lukacs, "Alexis de Tocqueville: A Bibliographical Essay," *The Online Library of Liberty, A Project of Liberty Fund, Inc.* (first appeared in *Literature of Liberty: A Review of Contemporary Liberal Thought*, Vol V, No. 1, Spring 1982).
- Françoise Melonio, «Une sorte Pascal politique», *Tocqueville et la littérature démocratique*, *Revue d'histoire littéraire de la France*, Vol. 105 (2005), 273-284.
- Thomas Bokenkotter, *Church and Revolution, Catholics in the Struggle for Democracy and Social Justice* (New York, Image Books, 1998).
- 教皇庁正義と平和協議会『教会の社会教説綱要』（カトリック中央協議会、二〇〇九年）。
- 高山裕二「民主主義と宗教 ラムネとトクヴィル」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』（白水社、二〇一一年）所収、九五―一三〇頁。
- Felicité de Lamennais, *Proles d'un croyant, Deuxième Edition* (Paris, Eugene Renduel, 1834).

大沢真理『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』（東京大学出版会、一九八六年）。

第二次E E C加盟申請への道

——イギリス労働党と政党政治——

三 澤 真 明

1. はじめに
2. 先行研究の問題点
3. E F T Aとの「懸け橋」から第二次E E C加盟申請へ
4. 労働組合と第二次E E C加盟申請
5. 第二次E E C加盟申請をめぐる政党間競争
6. おわりに

1. はじめに

本稿では一九六七年に、労働党政権が行った第二次E E C加盟申請の経緯を検討することにより、なぜ労働党政権がE E C加盟反対からE E C加盟申請へと変化したのかを明らかにするものである。

労働党のヨーロッパ統合に対する政策は、必ずしも一貫してきたわけではなかった。E C S Cへの対応をめぐって

は、そこに参加しないという保守党政権の選択を追認した。一方で、労働党は、保守党政権の第一次E E C加盟申請に反対の姿勢を示したかと思えば、自らが政権を獲得すると、第二次E E C加盟申請を行った。その後も保守党が政権に返り咲き、E C加盟実現をさせようとする、労働党はまた反对方針を示した。このように、労働党の対ヨーロッパ統合政策は加盟と反加盟の間を行き来していたのである。

そこで本稿では、なぜ労働党の政策の変化があったのかを明らかにするための第一歩として、第二次E E C加盟申請を事例にしていく。^①また労働党の政策の変化を明らかにするにあたっては、ヨーロッパ統合問題を国内問題として捉える立場を採る。E E C加盟賛成が、なぜ失敗したのかという原因を明らかにする研究であれば、ヨーロッパ統合を外交問題として捉える立場は適切であろう。E E Cへの参加は条約の締結という形をとる以上、そこには必ず相手が存在する。そして条約交渉となれば、複数の当事国を射程に含めた研究がなされる。

しかしながら、本稿の目的意識は政策の変化である。ゆえに政党政治というものが一つのキーワードとなってくる。政党研究において、政党政治が何を指すかについては研究者の間でも確かな合意が得られている訳ではないが、政党政治の一側面として、政党内競合と政党間競合という視点でヨーロッパ統合問題を分析していく。

政党内競合という面では、二つの競合を検討の対象としていく。一つ目の競合は議会労働党内の競合であり、二つ目の競合が党執行部と労働組合の競合である。政党間競合という面では、与党か野党かという点に焦点を置く。イギリスの二党制の特徴は「敵対政治 (adversary politics)」^②であると言われているが、保守党の対ヨーロッパ統合政策が加盟方針であるならば、労働党の方針は加盟反対となるはずである。従って、労働党が第二次E E C加盟申請を行ったことは驚くべきことであり、どのようなロジックで加盟申請という政策を正当化したのが重要となってくる。

よって、労働党がなぜ第二次E E C加盟申請を行ったのかということを検討するに当たっては、政党内競争と政党間競争の狭間でどのような議論がなされてきたのかということが重要となってくる。以下では、第二節で先行研究を概観する。第三節では、どのような経緯を辿り、第二次E E C加盟申請へと至ったのかを、議会労働党中心に検討する。第四節では、労働組合が第二次E E C加盟申請に対して、どのような態度を採ったのかを明らかにする。そして第五節では第三節、四節を踏まえて、党として政党間競争を前にしたとき、どのような対応をしてみたのかを説明していく。

2. 先行研究の問題点

外交史による加盟問題研究が活況を見せてきた一方で、同問題を国内政治からの視点で分析している研究はわずかである。⁽⁴⁾ 加盟交渉によって、イギリスの主権をどの程度維持するか、もしくはE E Cに移譲するかが決まるため、外交研究は重要である。

外交史研究においては、イギリスのE E C加盟申請は国際環境の変化に対応したものであるとの説明がほとんどである。⁽⁵⁾ 確かに外交史研究の成果を受けて、国際環境の変化を原因とし、E E C加盟申請という結果をもたらしたという説明は一定の説得力を有している。しかしながら、この因果関係は政党という媒介変数を抜きにしては説明能力に限界が伴ってしまう。

いかなる国際環境の変化があろうとも、政府は政党内部（もしくは議会内）での合意形成がなければ、政策の実現を行うことが出来ない。そのため、従来の外交史研究では、国際環境の変化が、政党内部の諸アクターにどのように認

識され、合意形成が行われたのかという点で十分ではなかった。

また、E E Cに加盟申請するかどうかといった問題は外交上の争点でもあるが、国内政治における争点としても捉えることが可能である。ヨーロッパ統合が国家主権を共有するという性格を有していることから、その帰結が国内政治に与えるインパクトは大きいと言える。⁽⁶⁾従って、E E C加盟申請を国内政治の視点から捉える研究は十分ではないものの、決してその意義がない訳ではない。本稿の対象である労働党というイギリス二大政党の一翼を担う政党に焦点を当て、ヨーロッパ統合を分析することは、イギリスとヨーロッパ統合の関係を見る上で、大きな示唆を与えてくれるだろう。むしろ保守党も含めた研究を行うことで、イギリス全体を捉えた議論ができることは言うまでもない。

労働党は、一九八四年以降一貫してヨーロッパ統合から離脱すべきでないという姿勢を採っているが、そうした態度を打ち出すまでには、賛成と反対の間を揺れ動いていた。一方の保守党では、一九九〇年代以降、ヨーロッパ懐疑論者の存在感が増してきたものの、一九六一年に第一次E E C加盟申請を行ってから、少なくとも党の方針として、統合からの離脱を訴えたことはない。労働党に絞った分析とはなるが、ヨーロッパ統合に対して一貫した姿勢を示せなかった労働党は、ある種のジレンマを抱えており、その部分を解明することによって、イギリスが「やっかいなパートナー (awkward partner)」⁽⁷⁾であった理由の一端を理解することが可能となるだろう。

従って、本稿では、政党政治という視点でE E C加盟申請を扱うことで、外交史の知見と政党研究知見の融合を図っていく。その際には、政党政治の一面面として、政党内競合と政党間競合という視点でヨーロッパ統合問題を分析していく。

3. EFTAとの「懸け橋」から第二次EEC加盟申請へ

一九六四年一〇月の総選挙で勝利した労働党はウィルソン (H. Wilson) 内閣を成立させることになった。第一次EEC加盟申請での労働党の態度が、不明瞭であったのは、野党であるということが大きな意味を有していた。⁽⁸⁾しかし、再び政権を獲得した労働党にとって、野党時代のような日和見の態度を採り続けることは困難であった。十三年ぶりに政権に返り咲いた労働党は国際収支赤字という困難に直面することになったからである。

一九六四年時点での国際収支赤字は深刻なほどの大きさであり、⁽⁹⁾ウィルソンが野党時代に予想していた以上の規模であることが分かってきた。このことがイギリスの衰退を象徴するものとして、内外から受け止められていたことに加え、社会主義政権の発足も市場の警戒感を高める作用を及ぼしてしまったのである。結果的にポンドに対する信用が大きく揺らぐことになり、こうした状況への対処として、国際収支赤字の削減に取り組みねばならなかった。

一九六四年総選挙のマニフェストにおいて、労働党は保守党政権のEEC加盟申請を批判しながら、改めてコモンウェルスの重要性を強調していた。⁽¹⁰⁾そのため、ウィルソンが国際収支赤字の改善策として考えたのはコモンウェルスとの関係強化であった。しかしながら、ウィルソンは、次第にコモンウェルスとの関係強化が有効ではないということとを悟っていったのである。実際に労働党が一九六四年のマニフェストで指摘していた通り、イギリスとコモンウェルスとの貿易は低下していたのである。保守党政権下での対コモンウェルスの貿易比率は四四%から三〇%へと低下していた。⁽¹¹⁾こうした貿易パターンの変化に対応するための施策はほとんどなかったのである。このことは、コモンウェルスとの貿易比率低下が保守党政権の失策というよりも、イギリス経済を取り巻く構造的な問題の結果であることを

示していたとも言える。

そこでウイルソンが次に打ち出したのがEFTAとEECとの結合である。ウイルソンのヨーロッパ統合に対する態度は、一九六五年四月の閣議で明確に示されている。⁽¹²⁾このEFTAとEECとの結合という方針は一九六二年に全
国執行委員会が出した、EEC加盟に関する声明である「基本的条件」に沿ったものであった。「基本的条件」には
EFTA諸国との関係に留意することが掲げられていた。⁽¹³⁾

EFTAがイギリスのイニシアチブによって誕生した経緯もあり、自らがEFTAを残してEECに加盟してしま
うことは、EFTA諸国との関係悪化を招く恐れがあった。従って、一九六七年にEEC加盟申請を行うことになる
ウイルソンも、当初はEEC加盟を考えていたわけではなかった。

ウイルソンは、イギリスにEFTAとEECの架け橋としての役割を果たさせようと考えた。そこで、外務大臣の
スチュワート (M. Stuart) は、EFTA諸国やEEC諸国が加盟国となる新たなヨーロッパ自由貿易地帯の創設を提
案した。そして、実際にEFTA諸国の理解を得た上でEECに自由貿易地帯の創設を提案した。しかし、この自由
貿易地帯で利益を得るのはEFTAであって、EECにはさほど利益をもたらさないことから、いとも簡単に無視さ
れることになるのである。そもそもEECは自由貿易地帯を超える、主権の共有が進んでおり、改めて新たな枠組み
を作り出す必要性を感じていなかった。

EFTAとEECとの結合が不可能であることが明らかにになって、初めて、EECへの加盟申請という手段しか残
されていないことがはっきりとするのである。外交史家のキャンパス (M. Campus) はコモンウェルス、EFTA、
そしてEECへと相手が移っていったウイルソンの方針を次の様に評している。「最初は、『ヨーロッパへの仲間入り』

に代わる英連邦とEFTAという選択肢をもてあそび、そして幻滅する。それから『架け橋作り』を唱え、最後に、共通市場加盟という考えを受け入れる。⁽¹⁵⁾「キャンパスが指摘したように、ウイルソンは他に選択肢を失うことによって、初めてEEC加盟申請を現実的な課題として捉えていくことになるのである。

ウイルソンのEEC加盟申請への動きは、一九六六年八月の内閣改造に見て取ることが出来る。彼は、親EECと考えられていたブラウン(G. Brown)を外務大臣に起用したのである。ブラウンは早速、自身の見解を閣議で述べている。ブラウンはEEC加盟に伴い調印するローマ条約に対する考えを述べるのだが、それは、今まで反対派が懸念していた問題とは真逆の立場であった。すなわち、ローマ条約は、資本の自由移動や農業という二つの重要問題に対して、十分な解決策を提供する障害にはならない⁽¹⁶⁾という立場である。また、ウイルソンはEFTA諸国との関係に関して、デンマーク、アイルランド、ノルウェーやスウェーデン、オーストリアとともにEECに加盟することで、イギリスの責務を果たそうと考えていた。⁽¹⁷⁾

ウイルソンは加盟に前向きな意思を有していることを示す一方で、イギリスの置かれた状況に懸念も示していた。それは、EEC加盟申請が、イギリスの脆弱な経済状況のためになされたと思われることであった。つまり、加盟交渉をする段階で、イギリスが何らかの要求を出しても、その経済状況ゆえに、弱い交渉力しかないのではないかと⁽¹⁸⁾いうことであった。この点を憂慮したブラウンはイギリスの経済強化が重要だとしながらも、加盟申請に関しては具体的な日程を示すことによって、実現しようとしたのである。⁽¹⁹⁾そしてこうしたブラウンの方針は一九六六年十一月三日の閣議で決定されることになるのである。⁽²⁰⁾

閣議決定を受け、一九六七年五月二日、ウイルソンは下院で、正式にEEC加盟申請を行うことを表明するのであ

る。ウイルソンは下院での演説で、具体的な問題を提起しながら、加盟申請の必要性を訴えていった。例えば、コモ
ンウェルス諸国との関係では、砂糖の生産国を取り上げ、何らかの保護規定を求めることを明らかにしている。⁽²¹⁾また
EFTA諸国は緊密な議論の上で、特別な協定を求めることが示された。⁽²²⁾その上で、ウイルソンはEEC加盟申請の
重要性を、以下の様に語って演説を締めくくっている。

「我々すべてにとつて、このこと（EEC加盟）が、来たるべき数十年間のイギリスの将来、ヨーロッパの将来、
それどころか世界の将来を完全に左右する、歴史的な決定であると悟ることになる」⁽²³⁾

このようにして、ウイルソンを始めとする労働党指導部は、保守党が辿った軌跡をたどるかのようにして第二次E
EC加盟申請へと動き始めた。しかしながら労働党が加盟申請に向けて一枚岩であったと考へるのは早計である。次
に、議会労働党の加盟反対派がEEC加盟申請に対してどのような抵抗をしてみたのかを明らかにしていく。

党内にはヘッファー（H. Heffer）のような賛成も存在していた。彼は、イギリスがもはや日の没することのない大
帝国であるという幻想を捨て去るよう迫っていた。植民地から安価な原材料と安価な労働力を供給されていた時代は
終わり、⁽²⁴⁾帝国の残滓を引きずったままの経済システムは立ちいかなくなったことを認識していたのである。また、彼
は、一九四〇年代後半に検討され、その後も労働党内で一定の影響力を有していた「第三勢力」⁽²⁵⁾という考え方にも疑
問を呈していた。「第三勢力」構想は、イギリスがアメリカの経済的資源を活用しつつ、コモンウェルス、結合したヨ
ロッパを指導することにより、世界的な大国としての地位を維持しようとするものであった。そこでは結合したヨ

ロツパという考えが前提であったものの、EECのような超国家的共同体ではなく、あくまでも政府間主義に基づく結合が意図されていた。

実際には頓挫してしまった構想ではあるが、「第三勢力」という考え方自体は労働党内に生き残っていた。⁽²⁶⁾しかしながら、ヘッファーは、ヨーロッパと距離をとりながらもソ連やアメリカの政治的、経済的な圧力から自立した第三勢力を築くということではできないと認識していた。⁽²⁷⁾

確かにヘッファーは、イギリスの置かれていた状況を現実的に見ていた。イギリスは経済的にも政治的にも大国と言える立場ではなかった。帝国主義的な経済活動はもはや不可能であったし、コモンウェルスとの特惠関税制度は揺らいでいた。また政治的にもスエズ動乱での失態はイギリスの威信を大きく低下させていた。このことを認識した上で、ヘッファーは、イギリスが残された選択肢としてEEC加盟申請に賛成の意を表明していたのであった。

一方で、イギリスのEEC加盟申請に強硬に反対していたのがジェイ(J. E. Jay)であった。ジェイはウイルソン内閣の閣僚であったが、党大会では、政府での役職から離れて、自身の見解を語っている。

まずジェイは、「基本的条件」の有効性を主張していく。ジェイは、この声明が出された一九六二年当時と一九六七年では、イギリスを取り巻く環境に大きな変化はなく、それゆえに「基本的条件」を遵守することを求めた。⁽²⁸⁾ヘッファーが現実を冷徹に見つめていたのに対して、ジェイは労働党が採ってきた方針の連続性を重視したのである。労働党は「基本的条件」を出した後、一九六六年総選挙のマニフェストでも、イギリスとコモンウェルスの基本的利益が守られることが、重要であると訴えていた。⁽²⁹⁾この基本的利益に関しては、マニフェストの中で詳しく書かれてはいないが、ウイルソンが選挙キャンペーンで語っていたことを考慮すれば、「基本的条件」で述べられていたことが

基本的利益であったことは明らかである。だからこそ、ジェイは労働党での決定のみならず、選挙での洗礼を受けたはずの方針を転換するようなE E C加盟申請は受け入れることが出来なかつた。

また、E E C加盟申請反対派は様々なところで自身の態度を示していた。例えば一九六七年の二月には指導部のE E C加盟方針を批判するために早朝動議 (Early Day Motion)⁽³⁰⁾ が提出され、百人以上の労働党下院議員の署名を集めていた。また、『トリビューン』にもE E C加盟に反対する声明を掲載し、七四人もの下院議員の署名を得ていた⁽³¹⁾。『トリビューン』で、反対派は、現在のE E Cに代わって、ヨーロッパの経済・金融・技術の各分野における協力を進めるための機関として、E E C、E F T A、そして、東側諸国までを含めた大欧州共同体の設立を提案していた。この提案がどこまで実効性があるのかは疑問であるが、少なくともE E C加盟申請に反対は示していた。

だが、こうした反対もウイルソンの加盟申請への動きを止めることが出来なかつた。それどころか、百人以上を集めた反対動議にもかかわらず、一九六七年五月十日に行われた、E E C加盟申請を問う、下院での採決では賛成四八八人、反対六二人と圧倒的多数で可決されてしまった⁽³²⁾。労働党内からの造反者は、先の動議にも関わらず、三四人⁽³³⁾まで減少していた。E E C加盟申請反対派は一致した投票行動をとることが出来なかつたのである。

そもそもE E C加盟反対派は、反対派が一致団結する必要に疑問を感じていた。イギリスが今のままでE E Cに加盟したとしてもドゴール (S. de Gaulle) が拒否権を発動することでイギリスの加盟は実現されないという認識があった。だが、何よりも反対派が団結できず、E E C加盟反対派が指導部のE E C加盟方針に対して無力であった最も大きな原因を力久は次の様に指摘している。「無力であった原因は」E C加盟に代わる説得的な提案を提示できなかったことである⁽³³⁾。先述したように、大欧州共同体のような説得力を持たない議論では、多くの人々が感じていたイギリ

ス経済の停滞や国際的役割の低下に対する回答とはならなかったのである。

4. 労働組合と第二次E E C加盟申請

労働党は院外組織が強力であり、下からの圧力が大きな影響力を有していると言われている⁽³⁴⁾。そもそも労働党は一九〇〇年に誕生した労働代表委員会 (Labour Representative Committee) に起源を有しており、労働代表委員会は六八の労働組合、社会民主連盟、フェビアン協会、独立労働党の連合体であった。

労働党は、ほかのイギリスの主要政党 (保守党や自由党) と比べても独特な党組織を有している。その特徴とは、議会外の活動から党が創設されたことに起因している⁽³⁵⁾。このことは議会内の議員のグループ分けに端を発している保守党や自由党とは大きく異なる点である。労働党はその特殊性により、保守党や自由党とは異なった意思決定システムを備えている。労働党の議会外組織は意思決定に際して大きな影響力を有しており、年次党大会の持つ意味は、保守党に比べてはるかに大きい。そして年次党大会において圧倒的な議決権を持つ労働組合が院外組織の中心的な機関である。

労働党は、議会労働党 (Parliamentary Labour Party) よりも院外組織が大きな役割を担っていた。党の規定では、議会労働党は党大会の指導に服すると定められている。このような労働党の党構造を前提にすると、後述する政党間競合の場である議会や選挙にだけ着目しているのでは不十分であることが分かるだろう。

よって労働組合がヨーロッパ統合に対して、どのようなイメージを抱いていたのか、そして党執行部に対してどのような要求を行ったのかを明らかにすることが肝要である。

一九六七年度の党大会では、ウィルソンが第二次EEC加盟申請を発表したことを受けて、大きな議論が巻き起こった。同年の党大会では、第二次EEC加盟申請をめぐって、いくつかの動議が提出された。まず一つ目が、最大規模の労働組合である運輸・一般労働組合 (Transport and General Workers' Union) のカズンス (F. Cousins) によって提出されたものである。動議は以下の通りである。

当会議は、年次大会によって表明された諸条件の原理に基づく一九六六年の労働党マニフェストの見解、すなわち、イギリスとコモンウェルスの本質的利益のための十分な保護がない状態での共通市場への加入は、国家の福利および国民の生活水準を脅かすだろうということを再び主張するものである。

それゆえ、労働党政府に以下のことを求めるものである。

- (a) 食糧価格の上昇を避けるために、また農業政策におけるイギリスの利益を守るために、適切な保護規定を要求することは、一九六六年の選挙キャンペーン中にブリストルで、首相によって示された公約を完全に守ることになる。
- (b) 我々の経済を計画する権利を維持すること、そしてすべての国と友好関係を求める独立した外交政策を追求すること。
- (c) コモンウェルスやその他世界中の貿易関係国との緊密な協議での代替政策の検討に十分時間を与えること。⁽³⁶⁾

この動議は、第一次EEC加盟申請をめぐってなされた一九六一年のコーリソン (H. Collison) の議論を再び持ち出

したに過ぎないものであった。⁽³⁷⁾ 一九六一年のコーリソンやカズンズが主張した、イギリスとコモンウェルスの紐帯を守り、農業政策や外交政策での保護規定を導入することは、ほとんど不可能とも言える要求であった。それでもコーリソンはわずかな希望を持ち、こうした諸条件が受け入れられるならば、加盟申請をすることはやぶさかではないと⁽³⁸⁾していた。

一方のカズンズはコーリソンとほとんど同様の条件を提示してはいるものの、こうした条件がEEC加盟につながることは考えていなかった。あくまでもイギリスが留保すべき主権を主張することによって、労働党政権の第二次EEC加盟申請自体を防ごうとしていたのである。労働党政権がカズンズの主張に従いながらも加盟申請をすれば、間違いなく加盟は実現しない。カズンズの主張は、EECがそれまで積み重ねてきた超国家的共同体の意味を失わせるものである。自らの主張を通じた共同体はただの関税同盟に過ぎず、共通市場ではない。その意味で、カズンズが提出した動議は、労働党政権の第二次EEC加盟申請に真っ向から反対するものであった。

こうしたカズンズの姿勢に共鳴する労働組合員が設計・技術者合同連盟 (Draughtsmen's and Allied Technicians' Association) のモーティマー (J. Mortimer) であった。彼は全国執行委員会声明を、現実の問題から目を背けていると断じた。⁽³⁹⁾ その上で、四つの問題点を指摘した。⁽⁴⁰⁾ 一つ目がEEC加盟に伴う支出バランスの問題。二つ目が日常生活への影響。三つ目が資本の自由移動。四つ目がローマ条約の競争原理であった。

モーティマーは自身を社会主義者であると強調した上で、低賃金労働者への悪影響を懸念していた。四つの問題は、いずれも独立した問題というよりも相互に関連しあうものである。社会主義者のモーティマーにとって、自由競争は明らかに自身の信念に矛盾するものであった。彼にとって、国家による保護は、経済成長や労働者の生活、利益を守

る上で必要不可欠であった。⁽⁴¹⁾ だからこそ、国家の役割を制限してしまう自由競争の原理は受け入れることのできないものであった。また、資本の自由移動を認めてしまうことで、計画経済を難しくしてしまい、経済活動を国家の手から放してしまう。国家の役割を縮小することで労働者への福祉を不十分なものにしてしまう懸念がモーターイマーにはあった。その結果、一九六七年の党大会ではカズンズの動議に対して賛意を示し、E E C加盟申請への反対姿勢を明確にしたのであった。

しかしながら、カズンズのE E C加盟申請反対の動議に対して、異論を唱える労働組合も存在した。それが全国一般市役所組合 (National Union of General and Municipal Workers) である。同組合のヘイデイ (F. Hayday) はカズンズの動議に対して、以下のような動議を提出した。

当会議はヨーロッパ経済共同体への加盟を申請し、イギリスの加盟に対して満足のゆく条件を交渉するための政府の決定を歓迎するものである。

当会議は、イギリスの加盟に対して、六カ国 (E E C加盟国) やその他E F T A諸国の社会主義者、労働組合同胞の支持を受けており、イギリスの加盟がヨーロッパの統一に対する死活的に重要な一步となるであろうことを確信している。⁽⁴²⁾

ヘイデイはE E Cに加盟することのメリットを説くとともに、E E C諸国とイギリスの違いを指摘している。まずヘイデイが説いたメリットとはE E C諸国が形成する市場に参入出来ることであつた。二億八千万人の人口を有する

ヨーロッパ市場へアクセス出来るようになるということは、イギリスの産業が生き残り、成長していくうえで必要不可欠な条件であった。⁽⁴³⁾ 確かに一九六〇年代のイギリス貿易構造は徐々に変化しつつあった。コモンウェルスとの貿易量が減り、E E C諸国やE F T A諸国との貿易が増してきていたのである。

また、E E Cへの加盟は技術革新にも恩恵をもたらすものであると考えられていた。ヘイデイは特に年々利益を増していつている航空産業を例に挙げ、「ヨーロッパには、次世代航空機を研究・開発するための莫大な費用を捻出する余裕がある国など存在しない」と喝破した。⁽⁴⁴⁾ だからこそイギリスはE E C加盟によって、原加盟国と共同で技術革新を行う必要があると論じたのである。この点に関しては、ウイルソンが庶民院で語った「真に効果的な技術協力、すなわち共同の基盤に立った新しい技術の成果の創造と共有は、われわれが一つの市場の中にあるときにのみ可能なのである。」⁽⁴⁵⁾ ということと親和性がある。E E C加盟に伴うメリットとして技術革新を挙げるとは、イデオロギー的に中立の性格を持つために、党内の諸勢力に対して普遍的なアピール力を有していたのである。⁽⁴⁶⁾ 実際には一九六六年の労働組合会議では、技術開発をめぐるフランスや他のヨーロッパ諸国との関係強化を打ち出した動議が可決されている。⁽⁴⁷⁾

ヘイデイはE E C加盟のメリットを強調する一方で、加盟申請反対派が懸念していた問題点にも反論を加えていく。社会主義者が訴えていた生活水準への影響に関しては、「六カ国の生活水準はわれわれを追い抜かしている」と断じ、⁽⁴⁸⁾ イギリスの優位性を否定してみせた。例えば、賃金に関しては一九五八年以来、ドイツは五〇%、オランダで四〇%、フランスは三五%、ベルギーで三〇%、ルクセンブルクで二五%上昇したのに対して、イギリスでは十四%に過ぎなかった。⁽⁴⁹⁾

加えて、ヘイデイは社会保障の水準もEEC加盟国が勝っていることを主張した。国民所得に対して、家族手当や失業者給付、疾病給付、年金などの社会保障に費やす比率が、EEC加盟国で十六・二%から十八%であるのに対し、イギリスが十二%である⁽⁵⁰⁾と指摘している。このことは、社会主義者が繰り返し重視してきた論点を根本から覆すものであった。

だからこそヘイデイはそれまで述べられてきたEEC加盟申請への反対論や適用除外を設けた加盟ではなく、完全なる加盟、すなわち原加盟国と同等な条件での加盟を求めたのである。また、完全なる加盟によって、初めてイギリスの声は聞き届けてもらえるし、EECへの影響力を発揮できるとヘイデイは考えたのである。

真つ向から対立するカズンズやヘイデイの動議とは別に、どちらにも与しなかったのがコーリソンであった。一九六一年党大会では一定の条件を付けた上での加盟なら認めるとの発言をしていたが、それは事実上の反対と同義であった⁽⁵¹⁾。しかし、一九六七年党大会では、明確に加盟反対を打ち出すカズンズやその逆のヘイデイの両者とも一定の距離を保ち、中立的な立場であることを明言していた⁽⁵²⁾。カズンズやヘイデイが、ほとんど無条件での賛否を主張していたのに対して、コーリソンはEEC諸国との交渉結果が出るまで、安易に立場を明らかにするべきでないと考えていた。

以上の様に、党大会で大きな発言権を持つ労働組合ですら意見の一致が見られたわけではなかった。結果的には、カズンズの動議は賛成二五三万九千票、反対三五三万六千票で否決され、ヘイデイの動議は三三五万九千票、反対二六九万七千票で可決されたのである⁽⁵³⁾。この結果は労働組合の利害関係が一枚岩でないことを示しただけでなく、ヨーロッパ統合への参加という問題が取り扱いの難しい問題であることを浮き彫りにしたのである。すなわち、党執行部が加盟申請を行おうと、行うまいとに関わらず、これらの動議の結果は、党内には一定程度の反対勢力が存在してい

ることを証明したのもあった。

5. 第二次E E C加盟申請をめぐる政党間競争

これまでは、第二次E E C加盟申請をめぐる労働党内の動きを追ってきたが、もう一つの重要な視点が政党間競争である。サルトーリ (G. Satorri) は政党を「選挙に際して、提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙（自由選挙であれ、制限選挙であれ）を通じて候補者を公職に就けさせることができるすべての政治集団」⁽⁵⁴⁾であると定義していることから分かるとおり、政党は常に選挙を念頭に置いているのである。ゆえに、第二次E E C加盟申請という争点においても、政党は支持の調達を目指して政策の変更を行うことが考えられる。

第一次E E C加盟申請では、保守党がE E C加盟を推進したのに対して、労働党は、日和見的姿勢から徐々に反対の姿勢を強めていった。保守党は、第一次E E C加盟申請後もE E C加盟には積極的な姿勢を示し続け、労働党政権での第二次E E C加盟申請にも賛成票を投じた。その結果、第二次E E C加盟申請をめぐる下院の採決では圧倒的多数での可決となった。このように見ると、ヨーロッパ統合問題をめぐり、再び保守党、労働党の間に「コンセンサス」⁽⁵⁵⁾が形成されたようにも思える。確かに、第二次E E C加盟申請での採決という部分のみを見れば、このような解釈も可能である。しかし、二大政党が「コンセンサス」を形成することで、E E C加盟問題という争点を顕在化させないようにしたかといえ、決してそうではなかった。

労働党からすれば、保守党と同じ政策を採るからといって、この問題に言及しないわけにはいかなかった。政府が第二次E E C加盟申請方針を明らかにする前ではあるが、一九六四年総選挙のマニフェストでは保守党の加盟申請

を批判している。労働党が批判したのは、加盟申請そのものよりも屈辱的な条件での交渉であったという点であった。⁽⁵⁶⁾一九六六年総選挙のマニユフェストでも、「労働党はイギリスとモンウエルの根本的利益が保証される場合のみ…中略…EECに加盟する準備を進めるべき」と書かれているように、EEC加盟を全否定するというよりは、保守党を攻撃できる余地を残した書き方であった。これは、仮に労働党が加盟申請をしたとしても、保守党が行った交渉のようにはならない。労働党は関係国の利害を調整した上で申請である、という主張が出来るものでもあった。ウィルソンにしても、こうした立場は選挙戦で明言していた。ウィルソンは、EECに加盟問題に対する保守党の態度を盲目的であると批判し、労働党は交渉によって有利な条件を得た上で加盟するという賢明な立場をとっていると演説していた。

労働党にとって、ヨーロッパ統合問題で保守党との差異を出せるのはこの一点のみであった。EEC加盟申請を行ってしまえば保守党との差異がなくなる以上、どこかに争点を見出さざるを得なかった。加えて、ヨーロッパ統合問題が国民の間に大きな関心を引き起こしていたことも重要であった。一九六六年七月に行ったギャラップ社の調査によれば、七一%の人がEEC加盟に賛成していたのに対して、反対は十二%であった。⁽⁵⁸⁾この結果を突きつけられてしまうと、労働党にとっては政策転換の圧力となってしまう。

有権者の選好がEEC加盟賛成と向かっていく状況の中で、労働党が保守党との「敵対政治」のみに囚われてしまえば、支持を失うことになりかねない。また、これまで述べてきたように、イギリスが置かれた状況を前にした時に、EEC加盟申請に代わる説得的な提案を提示することも困難であった。だからこそ、政策的には、保守党も労働党もEEC加盟方針へと収斂していったってしまった。

第一次E E C加盟申請時に労働党が反対した理由は、野党という立場にあったことが大きく関係していたが、与党(59)になった一九六四年以降、選択できる政策の幅は確実に狭まっていた。野党時代であれば、労働党執行部は党および党に関わる利益団体に目を向けていればよかったのだが、与党になれば、圧倒的に利害関係者が増えていく。そうした時に、これまでのような日和見的姿勢をとることは難しい。そもそも労働党はE E C加盟反対でまともまっているわけではなかった。賛成派、反対派が入り乱れる中で、両者の違いを顕在化させないための方法が日和見的姿勢であった。

労働党はヨーロッパ統合問題をめぐって内部に分裂を抱えていた。与党になることによって、労働党の関係者が、イギリスを取り巻く環境がいかなるものかということをも、より現実的に認識できるようになったこと。有権者の選好が、E E C加盟賛成へと変化していったことによって、もともと存在していた加盟賛成派が台頭することになった。

だからこそ、労働党はコモンウェルスとの関係強化、E F T AとE E Cの懸け橋作り、そしてE E C加盟申請へと舵を切っていくことになった。保守党が一九五一年に政権を獲得し一九六一年の第一次E E C加盟申請までに辿った道を再び繰り返しながら、労働党は第二次E E C加盟申請へと向かっていったのである。

6. おわりに

これまで見てきたように、労働党内部では、労働組合も議会労働党でも意見の不一致が顕在化していた。この時点で党の方針に反して脱党する団体や議員はいなかったし、執行部による処分もなかった。労働党が進めた第二次E E

C加盟申請という政策自体は、純粹に加盟を目指したものと見えるが、反対派にとっては別な問題も潜んでいた。反対派が結束して執行部に圧力をかけられなかった理由は、説得的な代案を示せずに行ったことであると書いたが、もう一つはドゴールの存在もあつたのではないだろうか。

第二次E E C加盟申請を議会で発表する前に行つた、E E C加盟国との会谈では、前向きな返事をもらえないこともあつた。確かにフランスを除くE E C諸国は、イギリスの加盟を前向きにとらえてはいたが、ドゴールはそうではなかつた。E E Cのルールが全会一致である以上、他の五カ国が支持しようと、フランスの意向が大きな拒否権となる。であるならば、加盟反対派にとつては、国内手続きで党執行部に反発し、関係を悪化させるよりは、ドゴールの拒否によって加盟申請が葬り去られる方がリスクは小さかつた。換言すれば、第二次E E C加盟申請をしようともE E C加盟が現実のものとなる可能性が低い以上、大きな抵抗をする必要がないと、反対派は考えていた。

一方の賛成派は、もはやイギリスが過去の栄光にしがみつくだけでは立ち行かなくなつていくという認識を共有していた。こうした認識はかなりの程度、共感を得ていたのは確かであつた。このことは党大会でのヘイデイの動議が可決され、カズンズの動議が否決されたことからも見取ることができる。こうした賛成派の認識は、悪化していった経済状況もあるが、与党として現実的な対応を迫られて、初めて可能となつたものでもある。

第一次E E C加盟申請時も、党内の賛否が割れていたし、経済状況も決して好調ではなかつたことを鑑みれば、与党であるか野党であるかという違いは、政策というアウトプットに大きな影響を有していると言える。首相であるウイelsonですら、野党時代はE E C加盟に対してネガティブな発言をしていた。このことは、与党か野党であるかという違い、さらに言えば、政策決定権を持つかどうかで、認識が大きく変わる証左でもある。

労働党内では、反対派の存在の一方で、EEC加盟に対して賛成を示すものが拡大していったが、この時点ではまだ大きな分断を招かなかつた。EEC加盟申請が即時にEEC加盟と繋がるとは考えられてはいなかつたからであるが、裏を返せば、加盟申請が加盟に繋がるという現実が現れた場合は、また異なるのではないだろうか。実際問題として、第二次EEC加盟申請はドゴールの拒否によって失敗に終わったが、ウイルソン政権の後のヒース(E. Heath)保守党政権は、再びEEC加盟を目指した。ヒースの加盟申請の時には、ドゴールは退陣していた。加盟への最大の障害であるドゴールが退陣し、加盟が現実味を帯びたとき、労働党はまたもその対応で混乱に陥ることになる。

本稿では、第一次EEC加盟申請では反対姿勢を示していた労働党が、なぜ第二次EEC加盟申請を行うことになったのかを明らかにしてきた。与党か野党かの違いが政策決定者の認識に影響を与えることによって、加盟申請へと至つたという結論を出したが、この認識は、野党に下野すればなくなるといわけではない。その意味で労働党のEEC加盟賛成派にとって一九六四年から一九七〇年までの与党経験というのは、決定的に重要な意味を持つていたといえるだろう。

(1) 事例の選択の関しては、本稿の第二次EEC加盟申請という単一事例のみではなく、今後、ヒース政権時の労働党の対応や一九七五年の国民投票といった事例も研究対象とすることで、事例選択のバイアスを回避するように努めていく。なお第一次EEC加盟申請に関しては、三澤真明「第一次EEC加盟申請と政党政治―イギリス労働党の動揺―『政経研究』第五二巻、第二号、二〇一五年を参照された。

(2) Finer, S. E. *Adversary Politics and Electoral Reform*, Anthony Wigram, 1975.

(3) 例えは、外交史によるアプローチを用いた研究として、以下のものが挙げられる。Camps, M. *Britain and the European*

- Community 1955-1963*, Princeton University Press, 1964. Kaiser, W., *Using Europe, Abusing the Europeans: Britain and European Integration, 1945-63*, Macmillan Press, 1996. Greenwood, S., *Britain and European Cooperation since 1945*, Blackwell, 1992. Young, J., *Britain and European Unity 1945-1999*, 2nd ed., 2000. 小川浩之『イギリス帝国からヨーロッパ統合へ―戦後イギリス対外政策の転換とE.E.C加盟申請』名古屋大学出版、二〇〇八年。橋口豊「ハロルド・ウィルソン政権の外交―一九六四―一九七〇年―『三つのサークル』の中の英米関係』『龍谷法学』第三十八巻、第四号 二〇〇六年。益田実『戦後イギリス外交と対ヨーロッパ政策』シネルヴァ書房、二〇〇八年。
- (4) 例えば以下のものが挙げられる。十川宏二「戦後イギリスにおける政党と対外政策―E.C加盟問題をめぐって」『六甲台論集』第三十五巻、第二号、一九八八年。
- (5) イギリスのE.E.C加盟申請への変化に関しては、主にアメリカのケネディ政権樹立が政策変更のきっかけになったという指摘がなされている (Campus 1964, Kaiser 1996)。他にもコモンウェルスとの紐帯が弱まったことやイギリスの経済的弱体化が要因であるという説明もある (小川 二〇〇八年)。
- (6) 主権の共有によって国内の多くの利益集団が関与することになってきた。これらの利益集団への応答を考慮すると、E.E.C加盟問題は国内問題としても捉えることが可能になる。
- (7) いわゆる「やっかいなパートナー」ということについては、以下を参照されたい。George, G., *Aukward Pahner: Britain in the European Community*, Oxford University Press, 1998.
- (8) 三澤、前掲、五四〇頁。
- (9) 一九六四年の国際収支は一九五〇年以降で最悪の水準にあり、三五八万ポンドの赤字を計上していた。詳しいデータは以下を参照された。Butler, D., and Butler, G., *British Political Facts 1900-1994 7th ed.*, Macmillan, 1994, p. 389.
- (10) Dale, I., *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, p. 120.
- (11) *Ibid.*, p. 120.
- (12) PRO, CAB 128/39, CC (65), 27 April 1965, 26th conclusions.

- (13) Labour Party. *Report of the 61st Annual Conference*. Transport House Smith Square, 1962. p. 246.
- (14) PRO, CAB 128/39, CC (65), 13 May 1965, 30th Conclusions.
- (15) Campus, M. *European Unification in the Sixties*. McGraw-Hill, 1966, p. 194.
- (16) PRO, CAB 128/41, CC (66), 1 November 1966, 53rd Conclusions.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) ブラウンは一九六七年中頃をめぐりに交渉のたたき台を用意し、一九六八年か一九六九年以前には正式な交渉を開始し、必要な立法準備をする青写真を描いていた。
- (20) PRO, CAB 128/41, CC (66), 3 November 1966, 54th Conclusions.
- (21) *Hansard*, 2 March 1967, Series 5, Vol. 746, col. 312.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, col. 314
- (24) Labour Party. *Report of the 66th Annual Conference*. Transport House Smith Square, 1967, p. 280.
- (25) 例えば、「第三勢力」構想については以下を参照されたい。細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交』創文社、二〇〇一年。
- (26) 例えば、労働党内のキープ・レフトと呼ばれるグループが「第三勢力」構想と似た考えを有していた。社会主義国としてのイギリスが繁栄するためには東西対立を超えて、西ヨーロッパと東ヨーロッパの結節点となることが肝要であると考えていた。また、橋口は、ウィルソンも「第三勢力」的考えを基にした政策を行っていたとして、以下のような指摘をしている。「イギリスを世界の『第三勢力』として位置づけようとしていたベヴェイン的な伝統を引きずっていたこと、そして、世界的な地位や影響力の保持に固執していた…。」橋口、前掲、七六一七七頁。
- (27) Labour party (1967), op cit., p. 280.
- (28) *Ibid.*, p. 279.

- (29) Dale, I., op cit., p. 150.
- (30) 議決の対象とはならず、法的拘束力は持たないものの、賛同議員が随時署名を行うことによつて意思表示を行うことを目的とした動議
- (31) 力久昌幸『イギリスの選択―欧州統合と政党政治』木鐸社、一九九六年、一二四頁。
- (32) *Hansard*, op cit., col. 1650.
- (33) 力久、前掲、一二五頁。
- (34) Fisher, J., *British Political Parties* Prentice Hall, 1996, p. 65.
- (35) Cole, M. and Deighan, H., *Political Parties in Britain*, Edinburgh University Press, 2012, p. 61.
- (36) Labour party (1967), op cit., p. 269.
- (37) 三澤、前掲、五二五―五二六頁。
- (38) Labour Party, *Report of the 60th Annual Conference*, Transport House SmithSquare, 1961, p. 212-213.
- (39) Labour party (1967), op cit., p. 279.
- (40) *Ibid.*, pp. 279-280.
- (41) *Ibid.*, p. 280.
- (42) *Ibid.*, p. 272.
- (43) *Ibid.*, p. 272.
- (44) *Ibid.*, p. 272
- (45) *Hansard*, 16 March 1967, Series 5, Vol. 743, col. 711.
- (46) 力久、前掲、一一五頁。
- (47) Trades Union Congress, *Report of 98th Annual Trades Union Congress, Authority of the Congress and the General Council*, 1966, p. 558. たがいの会議における動議はフランスなどのヨーロッパ諸国との関係強化を主張したものの、それが

ただちにEEC加盟へとつながるとしていたわけではないことに注意が必要である。

- (48) Labour party (1967), op cit., p. 273.
- (49) Ibid., p. 273.
- (50) Ibid., p. 273.
- (51) 三澤『前掲』五二六頁。
- (52) Labour party (1967), op cit., p. 281.
- (53) Ibid., p. 286.
- (54) Sartori, G., *Party and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976, p. 63. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学—政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、一九八〇年、一一一頁。
- (55) ヨーロッパ統合問題をめぐって、二大政党の間には「コンセンサス」とも言える状況があった。ECS設立後、ヨーロッパ統合に対して一定の距離を保つという意味で、否定的なコンセンサスが得られていた。その後、第一次EEC加盟申請をきっかけに、労働党が反対姿勢を明確にしたことで「コンセンサス」は崩壊した。
- (56) Dale, J., op cit., p. 107.
- (57) Ibid., p. 150.
- (58) Kitzinger, U., *The Second Try*, Pergamon Press, 1968, pp. 172-174.
- (59) 三澤『前掲』五四一頁。

ゼッケンドルフによる『ドイツ君主国』第三版出版の諸相

川 又 祐

- 一 はじめに
- 二 『ドイツ君主国』第三版の出版
- 三 『ドイツ君主国』第三本文および『補遺』の相違
- 四 おわりに

一 はじめに

筆者はかつて、平成二三年度日本大学短期A海外派遣研究員として、「ヨーロッパにおける財政思想の生成と展開」研究のため、平成二三年七月一日から十月一日までオーストリア、フランス、ドイツを訪ねた。この訪問の目的は、一六世紀から一九世紀初頭までヨーロッパとりわけドイツ、オーストリアにおける経済・財政学界を支配した官房学派の人たち、すなわちカメラリストたちの原典、関連資料を収集することを通じて、

ヨーロッパにおいてどのようにカメラリストの思想が伝播、受容されていったのかを明らかにすることにあつた。そのためには、官房学そしてカメラリストの著作がいつ、どのようにして刊行されていったのかその調査が必要であつた。

カメラリストの中で、その前・後期を通じて代表者の一人に数えられるV・L・v・ゼッケンドルフ（一六二六—一六九二）は、その主著『ドイツ君主国』を一六五六年から、一六六〇年、一六六五年、一六七〇年、一六七八年、一六八七年、そしてゼッケンドルフの没後、一六九五年、一七〇〇年、一七〇三年、一七〇一年、一七二〇年、一七三七年、最終一七五四年版まで、各版を数えるに至っている。近年も一九七二年に一七三七年版が、一九七六年に一六六五年第三版がそれぞれ復刻されている。初

版には二種類あることがすでに知られている（川又、二〇〇八）。筆者はこれまでに、一六五六年版、一六六五年版二点、一六七〇年版、一六七八年版、一七三七年版を個人的に入手してきた。そこで本稿ではとりわけ、この第三版を中心に検討する。

ゼッケンドルフは『補遺』の冒頭に「好意的な読者への回想」を置き、第三版出版の経緯を明らかにしている。

およそ九年前、『ドイツ君主国』という前述の論文を、私のきわめて寛大なる主君、ザクセン・ユーリヒ・クレーフェ・ベルクなどなどのエルンスト公の御指示により私が出版した時、私は、宮廷の新任官僚が、他の文書では当該テーマについてあまり多くの事柄を見つけられていないということを考慮して、本書が不便なものにならないようにとの希望を少々抱いたのだが、私は本書に第二版が来ようなどとは考えていなかったのである。というのも、母国〔ドイツ〕語による文献が長い年月を数えることも、あるいは大きな需要を有することもないことを、私は承知していた。その上、本書が一貫して気に入られるものにはならないことも、とりわけて明らかであった。私は最初から気づいていたのである。まさに経験豊かな宮廷の大臣たちで

あれば〔本書を〕必要としたりおもしろがったりすることはないであろう、と。しかしながら、平均的なそして新任の人たちはより多くの情報をこの本、あの本と欲している。何人かは、いくつかの状況・名称において、彼らが置かれている場所が変わっている適応能力を持っていないのである。多くの人は、私が本書を法規則の手本、教訓、引用で飾り付け、多くの見せかけをほどこしていると思込んでいる。少なからずの人たちも、私が教会事項で記述した、そして本書の序言（Vorrede）において保護し解説した諸原理のいくつかを嫌悪するであろう。どんなに考えても、本書のことを、それ以上とくに注意が要らない、いわば支度を終えた子供のようしておくこと以外、考える必要はないであろうと私は推測していた。しかしその後、出版者が、四折版の初版をまもなく完売して、新版に取りかかることを決心した、と私に知らせた時、私は出版者の随意と危険とで行わせた。そこで考えたのは、初版で度重なって犯された誤植が免れ、改訂されること、だけであった。苦勞して一冊の手書き修正を〔出版者に〕付けてやっただけにもかかわらず、〔修正がされないまま〕修正版と称した拙劣な八折本の第二版が、出版者によって出されてしまった。そうした不注意あるいは無分別にひとは驚かない

で欲しい。それゆえ、私は、その本を見るのも、あるいは手に取ることも、そしてそれ以来、私のそばに置くのも嫌になって、それを別の形態に作り替えること、時間が可能であれば、ラテン語でそれらを書き表すことも嫌になった。しかし、何年にもわたって望んできた、業務・職務における自分の責務の軽減が実現されたので、また自分の思いつきや企図を未完のままにしてあったので、ついに、本書第三版、少なくとも誤植を大部分廃棄し、活字と用紙を良くし心地よいものにしていくつもりで、また私自身の費用で、私の住所地で、密かに良い機会にそれを実行する考えであった。以前の版の出版者が私にいろいろ言い立てたので、結局、新しい結論に動かされ、「増補」によっていくつか資料をこの新版に付け加えることを決心した (Seckendorf: *Additions*, pp.3-6)。…

オーベルンツェン、エルファ、グエンペルダの
ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ
ザクセン・ナウムブルク公枢密参議官、カンツラー、
ツァイツのシュテイフト宗務庁長官、
ザクセン公のイェナ総合宮廷裁判官、
などなど (Seckendorf, *Additions*, p.11)

これを読むと、ゼッケンドルフは『ドイツ君主国』第二版の出版を当初は期待していなかったことが分かる。市場の好反響に驚きを隠せずに第二版の刊行を迎えるが、これはゼッケンドルフの意向に反するものであった。初版の出版者トマス・マティアス・ゲツツェ (Thomas Mathias Götz: 1623-1672) に対して手書き修正を送って改訂を求めたにもかかわらず、それが反映されなかったからである。ようやく宮廷における重責が軽減されてゼッケンドルフは、『ドイツ君主国』の改訂に取りかかった。最初は、自分の意向を無視したゲツツェ抜きで刊行を計画したらしい。しかし、何らかの事情が働き、ゲツツェも加わることになる。第三版は、本文を全面的に改訂するというのではなく、本文に『補遺(増補)』を追加する二部構成が最終的に採用された²⁾。そして一六六四年に補遺の執筆が終了して、翌一六六五年に出版されることになったのである。

二 『ドイツ君主国』第三版の出版

もともと、『ドイツ君主国』第三版、八折判はどのような形式で出版されたのであろうか。筆者は第三版原典二点とその複製版一点とを所有しているが、原典二点を筆者本A、筆者本Bとそれぞれ呼ぶことにする。三書は次の通りである。

筆者本A。『補遺』合冊版。背表紙表題“Seckendorf [sic]

Teutscher Fürsten Stat^{oo} 田邊館蔵『Bibliothek Bela Markovits』Q⁴⁰。

Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, zc. Teutscher Fürsten Stat. Nun zum drittemahl übersehen und aufgelegt, Auch mit einer gantz-neuen Zugabe, Sonderbarer und wichtiger Materien umb ein gorrosses Theil vermehret. Mit Churfürstli. Sächsischen Vicariats Privilegio. Franckfurt am Mayn. In Verlegung Thom. Matthiae Götzens. 1665.

[2], [16], [1], 2-51, 51 [ie. 52], 53-137, 128 [ie. 138], 139-265, 276 [ie. 266], 267-269, 271 [ie. 270], 270 [ie. 271], 272-370, 3 [ie. 371], 372-389, 360 [ie. 390], 391-439, 740 [ie. 440], 441-512, 5 [ie. 513], 514-652, 65 [ie. 653], [654], 655-878, [Register 29, Extract 4] p. : [1-3], 4-40, 61 [ie. 41], 42-70, 73 [ie. 71], 72-136, 237 [ie. 137], 138-219, 20 [ie. 220], 221-237 p.

Signature: π¹, ρ⁽⁸⁾A-Z⁸ Aa-Zz⁸ Aaa-Ill⁸, A-O⁸ P⁷

筆者本日。『補題』合冊版。書架標表題 “V. L. von Seckendorff,

Teutscher Fürsten Stat^{oo}。冊盒 5 2 4 9 6 4 4 9 。

Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, zc. Teutscher Fürsten

Stat. Nun zum drittemahl übersehen und aufgelegt, Auch mit einer gantz-neuen Zu-Gabe, Sonderbarer und wichtiger Materien umb ein gorrosses Theil vermehret. Mit Churfürstli. Sächsischen Vicariats Privilegio. Franckfurt am Mayn. In Verlegung Thom. Matthiae Götzens. 1665.

[2], [16], [1], 2-51, 51 [ie. 52], 53-137, 128 [ie. 138], 139-265, 276 [ie. 266], 267-269, 271 [ie. 270], 270 [ie. 271], 272-389, 360 [ie. 390], 391-439, 740 [ie. 440], 441-479, [480], 481-652, 65 [ie. 653], [654], 655-878, [Register 29, Extract 4] p. : [1-3], 4-40, 61 [ie. 41], 42-70, 73-74 [ie. 71-72], 73-136, 237 [ie. 137], 138-219, 20 [ie. 220], 221-237 p.

Signature: π¹, ρ⁽⁸⁾A-Z⁸ Aa-Zz⁸ Aaa-Ill⁸, A-O⁸ P⁷

復刻本 (11卷本)

Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, zc. Teutscher Fürsten Stat. Nun zum drittemahl übersehen und aufgelegt, Auch mit einer gantz-neuen Zu-Gabe, Sonderbarer und wichtiger Materien umb ein gorrosses Theil vermehret. Mit Churfürstli. Sächsischen Vicariats Privilegio.

Franckfurt am Mayn. In
Verlegung Thom. Mat-
thiaeGötzens. 1665.
[2]. [16]. [1]. 2-5. [6].
7-137. 128 [i.e. 138].
139-653. [654]. 655-878.
[Register 29, Extract 4]
p. [1-3]. 4-237 p.
Signature: π, ρ⁶, A, Z⁸, Aa-
Zz⁸ Aaa-lll⁸, A-O⁸ P⁷

この本の第三版をVD17^(c)と
検索すると、現在、ゴータ研究
図書館蔵本（ゴータ本と略
称：VD17 39.157216U）、ヴォ
ルフエンビュッテルのアウトグ
スト公園図書館蔵本（ヴォルフ
エンビュッテル本と略称：VD17
23.305337Z）、ベルリン国立図
書館蔵本（ベルリン本と略
称：VD17 1.691363G）の三種

表1-1 「ドイツ君主国」第三版表題頁

①筆者本A	②筆者本B	③ベルリン本（筆者撮影） VD17 1.691363G
		
④ゴータ本 VD17 39.157216U	⑤ヴォルフエンビュッテル本 VD17 23.305337Z	⑥復刻本
		

表1-2 『ドイツ君主国』表題頁(和訳)

①筆者本A	②筆者本B ⑥復刻本	③ベルリン本
<p>ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ氏、などなど〔以下省略〕、の『ドイツ君主国』校閲して3度目の刊行まったく新しい補遺付</p> <p>特別のそして重要な資料が全体にわたり増補される</p> <p>ザクセン選帝侯代理人による特認済み</p> <p>フランクフルト・アム・マイントマス・マティアス・ゲッツェによる出版</p>	<p>ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ氏、などなど〔以下省略〕、の『ドイツ君主国』校閲して3度目の刊行まったく新しい補遺付</p> <p>特別のそして重要な資料が全体にわたり増補される</p> <p>ザクセン選帝侯代理人による特認済み</p> <p>フランクフルト・アム・マイントマス・マティアス・ゲッツェによる出版</p>	<p>ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ氏、などなど〔以下省略〕、の『ドイツ君主国』校閲して3度目の刊行まったく新しい補遺付</p> <p>特別のそして重要な資料が全体にわたり増補される</p> <p>ザクセン選帝侯代理人による特認済み</p> <p>フランクフルト、トマス・マティアス・ゲッツェによる出版</p>
1665年	1665年	1665年

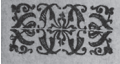


類が紹介されている。

表1-1の画像はすべて『ドイツ君主国』一六六五年第三版の表題頁である。①②は筆者本A、Bで、③はベルリン本である。そして④がゴータ本、⑤がヴォルフエンビュッテル本である。⑥はやはり筆者が所有する復刻本である。画像から、①筆者本Aと④ゴータ本が、②筆者本Bと⑤ヴォルフエンビュッテル本そして⑥復刻本が同一のものだと分かる。よって①筆者本A、②筆者本B、③ベルリン本の表題頁を見てもよい。

表1-2はこれら三冊の表題頁を訳出したものである。表題頁は、著者名、表題、版数、補遺、特認、オーナメント、出版地、出版者、刊行年から構成されている。著者名は「ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ氏、などなど〔以下省略〕」の(Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, z[er]e[c])と記されている。『ドイツ君主国』初版や第二版では、「ゼッケンドルフの身分や出身地を表題頁に記載していたが、第三版ではこれらが省略されているために、zc (=etc) という省略記号が用いられたものと思われる。しかしながら、『補遺』ではゼッケンドルフの身分の記載が復活している(Seckendorff, *Additones*, p.11)。

三冊をみると、八か所に違いがあることが分かる(表2参照)。すなわち(1)著者、(2)表題、(3)版数、(4)補遺、(5)オーナメ

表2 『ドイツ君主国』第三版表題頁の相違

	①筆者本A	②筆者本B ⑥復刻本	③ベルリン本
(1)著者	Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, zc.	Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, zc.	Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, zc.
(2)表題	Teutscher Fürsten Stat 2行表記 ハイフンなし	Teutscher Fürsten Stat 2行表記 ハイフンなし	Teutscher Fürsten-Stat 1行表記 ハイフンあり
(3)版数	Nun zum drittenmahl übersehen und aufgelegt, übersehen で改行	Nun zum drittenmahl übersehen und aufgelegt, übersehen で改行	Nun zum drittenmahl übersehen und aufgelegt, und で改行
(4)補遺・増補	Auch mit einer gantz-neuen ZuGabe, Sonderbarer und wichtiger Materien umb ein grosses Theil vermehret. 5行表記 ZuGabe ハイフンなし ZuGabe の行と Sonderbarer 以下 との行間に空きあり	Auch mit einer gantz-neuen Zu-Gabe, Sonderbarer und wichtiger Materien umb ein grosses Theil vermehret. 5行表記 Zu-Gabe ハイフンあり Zu-Gabe の前後の行間に空きあり	Auch mit einer gantz-neuen Zu-Gabe, Sonderbarer und wichtiger Materien umb ein grosses Theil vermehret. 4行表記 Zu-Gabe ハイフンあり Zu-Gabe の行と Sonderbarer 以下との行間に 空きあり
(5)オーナメント (飾り模様)	 1段組み	 1段組み	 2段組み
(6)出版地	Franckfurt am Mayn,	Franckfurt am Mayn,	Franckfurt, In Verlegung Thomae Matthiae Götzens.
(7)出版者	In Verlegung Thom. Matthiae Götzens.	In Verlegung Thom. Matthiae Götzens.	アム・マインなし、ゲッツェの名前 が2行
(8)刊行年	M. DC. LXV.	M. DC. LXV.	M. DC. LXV.

ゼッケンドルフによる『ドイツ君主国』第三版出版の諸相(川又)

ント(飾り模様)、(6)出版地、(7)出版者、(8)横線の表
記である。

(1)著者

著者の表記やそれ以外でも同様であるが、用いられ
ている活字がベルリン本だけ異なっている。

(2)表題

筆者本A、Bは表題(書名)の表記が二行であるの
に対して、ベルリン本は一行である。しかもベルリン
本にだけ、「Fürsten 7c Stat」の間にハイフンが付けられ
ている。

(3)版数

ベルリン本のみ、und で改行されている。

(4)補遺

補遺の表記が、筆者本Aはハイフンなしの ZuGabe
であるのに対して、筆者本Bとベルリン本は Zu
7c Gabe の間にハイフンが入っている(Zu-Gabe)。補遺
の前身すなわち増補の説明「特別のそして重要な資料
が全体にわたり増補される」に関して、ベルリン本は、
筆者本二冊が三行で表記されているのとは異なり、
Bで改行されているために全部で二行となっている。

(5)オーナメント(飾り模様)

ベルリン本だけ、飾り模様（植物の葉のごとき模様）が二段に表現されている。

(6) 出版地

筆者本二冊は「フランクフルト・アム・マイン」と正確に表記されているのに対して、ベルリン本は単に「フランクフルト」とされている。

(7) 出版者

本書はトマス・マティアス・ゲッツェ (Thomas Matthias Götz) によって出版されたが、彼の姓名ラテン語二格表記に関して筆者本二冊が Thom. であるのに対して、ベルリン本は Thomae となっている。

(8) 横線

刊行年のすぐ上にある横線であるが、筆者本二冊がその一行上の H から Götzens までの幅よりも狭く引かれているのに対して、ベルリン本は二行上の Frankfurt から Thomae までの幅よりも広く引かれている。

さらに、表3の画像のように、筆者本Aでは、口絵頁と表題頁が左右の頁で連続している（見開き）が、筆者本Bおよびベルリン本では口絵頁と表題頁

表3 『ドイツ君主国』第三版口絵頁と表題頁



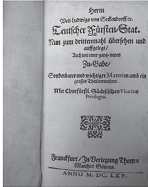
①筆者本A	②筆者本B	③ベルリン本
		

表4-1 『ドイツ君主国』第三版『補遺』表題頁と第四版『補遺』表題頁

①筆者本A	②筆者本B	第四版
		

表4-2 『ドイツ君主国』第三版『補遺』の出版地と出版者

	『ドイツ君主国』 第三版本文	『補遺』	
出版地	フランクフルト・アム・ マイン	フランクフルト	ゴータ
出版・ 印刷者	トマス・マテイアス・ ゲッツェ	トマス・マテイアス・ ゲッツェ	アンドレアス・ライヘア ヨハン・ミハエル・シャル

が連続していない⁴⁾。後二者は、口絵の裏頁が空白になっているのである。

次に、表4-1の画像は、『ドイツ君主国』一六六五年第三版『補遺』の表題頁、および筆者所蔵、一六七〇年刊の第四版のそれである。

表4-1から第三版『補遺』の出版地と出版者を示したものが表4-2である。この表から、この第

三版『補遺』の刊行には、ゴータのアンドレアス・ライヘア (Andreas Reyher: 1601-1673) とヨハン・ミハエル・シャル (Johann Michael Schall) が新たに関わっていることが分かる。ライヘアは、ゼッケンドルフがゴータのギムナジウムに在学中、その校長を務めた有名な教育者(校長在職は一六四一年から没する七三年まで)であった (Berbig, pp.322-23, p.325)。ライヘアは、出版業にも携わった人物

であり、ゴータにおいてはエルンスト敬慶公から出版の特認 (Privileg) を与えられている。彼の下でペーター・シュミット (Peter Schmid) とシャルが印刷工として従事していた (Berbig, p.325)。表4-1から、一六七〇年第四版の刊行に際しては、本文あるいは『補遺』の表題頁にライヘアとシャルの名前は登場していない。以後二人の関与はなくなったようである。ゲッツェおよびその後継者は『ドイツ君主国』の一六七八年第五版までその刊行を担当している。

三 『ドイツ君主国』第三版本文および『補遺』の相違

上で見てきたように、筆者本A、B、復刻本、ベルリン本、ゴータ本、ヴォルフエンビュッテル本における違いは何を意味するのであろうか。彼らの相違を明らかにするためには、さらなる比較が必要である。残念ながら筆者は、ドイツと日本という地理的な距離もあり、これらの本の詳細な比較が実現できない。しかしながら、東京大学総合図書館が『補遺』を所蔵している(東大本と略称)。また、ドイツへの電子メールでの照会が可能であったことよって、部分的ではあるが、筆者本A、B、復刻本、ヴォルフエンビュッテル本、ベルリン本そして東大本の比較が実現した。ヴォルフエンビュッテルからはクリステイアン・ホークレーフェ (Christian Hogrefe) 氏から、

表5 『ドイツ君主国』第三版の相違

	①筆者本A	②筆者本B	⑤ザルツマンとエツテル本	⑥復刻本(二巻本)	③ペルリン本	東大本(補遺のみ)
p104 頭注3	Rathe	Rathe	Rathe (hあり)	Rathe (印刷のかすれか hなし)		
p108 頭注5	Zum Z が巻いた字体 2	um (印刷のかすれか Zなし)	Zが筆者本Aと同じ字体の 2	Zum		
p129 折記号	Jあり	Jあり	Jあり	Jなし		
p271	270頁を271頁と誤植	270頁を271頁と誤植	270頁を271頁と誤植	誤植なし	270頁を271頁と誤植	
p270	271頁を270頁と誤植	271頁を270頁と誤植	271頁を270頁と誤植	誤植なし	271頁を270頁と誤植	
p3	371頁を3頁と誤植	誤植なし	371頁を3頁と誤植	誤植なし	誤植なし	
p386 キョツチワート	CAP. (E)	CAP. (E)	CAP. (E)	Sam. (誤)		
p390	390頁を360頁と誤植	390頁を360頁と誤植	390頁を360頁と誤植	誤植なし	390頁を360頁と誤植	
p440	440頁を740頁と誤植	440頁を740頁と誤植	440頁を740頁と誤植	誤植なし	440頁を740頁と誤植	
p5	513頁を5頁と誤植 (印刷のかすれか)	誤植なし (かすれなし p.513)	誤植なし (かすれなし p.513)	誤植なし (かすれなし p.513)	誤植なし (かすれなし p.513)	
p551 キョツチワート	genあり	genあり	genあり	なし		
p65	653頁を65頁と誤植	653頁を65頁と誤植	Ha. (aあり)	誤植なし	Ha. (aあり)	
p773と本	Hのみ (aなし)	Ha. (aあり)	Ha. (aあり)	Ha. (aあり)		
p773 キョツチワート	ferなし	ferあり	ferあり	ferあり		
p41	41頁を61頁と誤植	41頁を61頁と誤植	41頁を61頁と誤植	誤植なし	41頁を61頁と誤植	
p33 見出し	\$43 (かすれて43に見えろ)	\$13	\$13	\$1 (印刷のかすれか3なし)		\$13
p71	71頁を73頁と誤植	71頁を73頁と誤植	71頁を73頁と誤植	誤植なし	71頁を73頁と誤植	
p72	72頁を74頁と誤植	72頁を74頁と誤植	72頁を74頁と誤植	誤植なし		
p111 キョツチワート	nicht	nicht	nicht	nich- (印刷のかすれかなし)		nicht
p126	\$33. 見出しなし	\$33. 見出しなし	\$33. 見出しなし	\$33. 見出しなし		\$33. 見出しなし
p137	137頁を237頁と誤植	137頁を237頁と誤植	137頁を237頁と誤植	誤植なし	137頁を237頁と誤植	
p182 見出し	\$42. を\$41. と誤植	\$42. を\$41. と誤植	\$42. を\$41. と誤植	\$42. を\$41. と誤植		\$42. を\$41. と誤植
p206 頭注	\$43.	3のみ (印刷のかすれか \$記号と4なし)	\$43.	3のみ (印刷のかすれか \$記号と4なし)		3のみ (印刷のかすれか \$記号と4なし)
p20	220頁を20頁と誤植	220頁を20頁と誤植	220頁を20頁と誤植	誤植なし	220頁を20頁と誤植	
p235	34. を54. と誤植	34. を54. と誤植	34. を54. と誤植	34. を54. と誤植		34. を54. と誤植
紙	薄紙	薄紙	薄紙	薄紙		厚紙

補遺(増)

ベルリンからはエファ・ロートキルヒ (Eva Rothkirch) 女史から回答メールをいただくことができた。これらの回答を基にして、本文や補遺に関する両者の相違を表5にまとめた(表中の斜線部はメールでの回答がなかった部分を、空欄は比較ができなかった部分を表す)。

この比較の結果、そして二『ドイツ君主国』第三版の出版で示した書誌(折記号)などから、筆者本A、B、ヴォルフエンビュッテル本、ベルリン本、そして東大本は、表題頁は変更されてはいるが、同じ組版を用いて印刷されたものと考えてよいであろう。印刷の際、ページ番号表記など都合があれば訂正を施した結果が、その差となって表れたと思われる。『ドイツ君主国』は三種類の表題頁を持つのだが、これら三種類の『ドイツ君主国』の公刊順を特定するのは困難である。筆者本AとBでは、ZuGabeと直されていることから、Bの方が遅いということは言える。しかし、ベルリン本は、筆者本Aの前に印刷されていて、その後表題頁を替えて筆者本Aが印刷された可能性と、あるいは筆者本Bの後に、やはり表題頁を替えて、ベルリン本が印刷された可能性の二つがあるのである。(あるいは、筆者本A、Bの中間に公刊された可能性もなくはない)。

しかしながら、筆者本Aなどにあつたいくつかの誤植が復刻本ではそれが直されていることに注目しなければならない。⁶⁾三

八六頁のキャッチワード (Catchword) に関しては、筆者本においては正しい表記CAPであったのに、印刷の過程において何らかの手違いで、復刻本において、誤った

Summeに直されてしまったのである。同様に、筆者本にはあつたものが、復刻本にないものも存在している。たとえば、一二九頁の折記号J、五五一頁のキャッチワード Bandがそれに該当する。両者の相違は、印刷のかすれによる影響も考えなければならぬものの、復刻本のページ表記は、筆者本Bとは明らかに異なっているので、復刻本の原典は、筆者本Bよりも後に印刷された可能性が高い(図1)。

では『補遺』にも違いがあるのであろうか。各版の相違はやはり表5に示されている。『補遺』復刻本ではやはり、ページ番号の誤植が直さ

図1 『ドイツ君主国』第三版公刊順の可能性

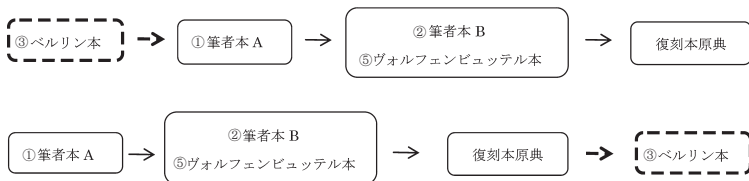
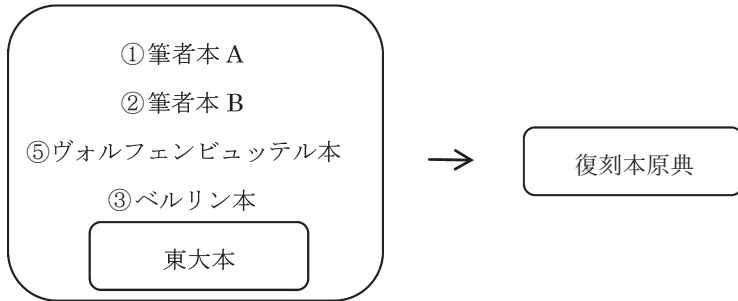


図2 『補遺』 公刊順の可能性



れている。『補遺』の印刷もまた、復刻本原典の公刊順は最後とあってよいであろう。ところで、筆者本と東大本に関して、印刷された用紙が筆者本は東大本に比較して薄手のものが用いられているという事実がある。用紙の違いから両者の間には明らかに、印刷上の時間的差異、あるいは場所的差異があったと思われる。

四 おわりに

今回明らかにできたのは、
① 『ドイツ君主国』
第三版には少なくとも

も三つの異なる表題頁を持つ版が存在している。
② 東大本の印刷用紙は、筆者本と異なっている。⁽⁷⁾
の二点である。

初版以降の刊行総部数は分かっていないが、初版一六五六年から最終一七五四年版まで、数々の版が数えられたことは、それだけヨーロッパにおいて『ドイツ君主国』に対する需要が大きかったことを表している。最終的に各版の刊行総部数は膨大なものになるであろう。一七二七年にS・P・ガッサー（一六七六—一七四五）がハレ大学において官房学講座を担当する教員に就任した際、その当初『ドイツ君主国』⁽⁸⁾を用いて授業を行っていたことが知られている（Gasser, Vorbericht, p.1）。そのことは、一七二七年当時でも流通量が大きく、『ドイツ君主国』が入手し易かったことの証左となろう。いずれにしても、初版から最終ビーヒリンク版までを照合することによって、『ドイツ君主国』出版の歴史が明らかにになる。初版から最終ビーヒリンク版まで全体の照合は、今後の課題として残されている。

最後に、ゼッケンドルフの『ドイツ君主国』第三版について説明されていない疑問点について整理してみよう。

① なぜ、第三版にライヘアヤシャルが関わるようになったのか。彼らとゲッツェとの役割分担はどのようなものであった

のか。

② なぜ『補遺』出版地として、本文の出版地と敢えて違うフランクフルトとゴータの二か所が記載されているのか。

③ 本文の表題頁にライヘアらの名前がないのはなぜか。

④ 本文はフランクフルトで、『補遺』はフランクフルトとゴータでそれぞれ別々に印刷されたのか。ゲッツェが本文と補遺を印刷する一方、ライヘアは、本文は印刷せず、補遺だけを印刷したのか。

⑤ 復刻本は、何を原典にして復刻されたのか。

復刻本は、デトレフ・アウヴェルマンKG出版社 (Verlag Detlev Auvernann KG) から刊行され、トポス (Topos) 社から販売された。紀伊國屋書店に照会したところ、アウヴェルマン社は、現在、営業をしておらず、閉業している可能性が高いとのことであった⁽⁹⁾。トポスにもこの第三版の原典の情報(所蔵先あるいは所有者)について電子メールで照会中であるが、返答はまだ得られていない。

(一) ゲッツェは、ライプツィヒに生まれた。三十年戦争の影響で、父からフランクフルトへ送り出される。このフランクフルトで彼は結婚後、出版業を開業した。当時、ライプツィヒはスウェーデンに占領されていたため、フランクフルトがドイツにおける出版業の中心地としての地位を得ていた。ゲッツェはこの地で大成功を収める

も、一六七二年、四九歳で亡くなる。彼の周りには、きわめて有能な従業員であり娘婿ヨハン・フリッツェ (Johann Fritzsche)、ゲオルク・ハインリヒ・エアリンク (Georg Heinrich Ohring)、ヨハン・フリードリヒ・グレディッチュ (Johann Friedrich Gleditsch)、息子トマス・ミハエル・ゲッツェ (Thomas Michael) らがいた。ゲッツェの後継者トマス・ミハエルは、拠点をその後ライプツィヒに移していく (Braner: 592)。

ゼッケンドルフの『ドイツ君主国』の出版にゲッツェおよびその後継者が関わったのは一六七八年第五版までである。またゼッケンドルフの『キリスト教徒国』(一六八五年)の出版は、ライプツィヒでヨハン・フリードリヒ・グレディッチュが担当している。

(二) ゼッケンドルフは「索引 (Register)」の後で、『補遺』第三六節との関連から、フランス語論文『格言集』を紹介している (Joy, p. 209 ff.)。この紹介は、少なくとも一七一一年版には掲載されているものの、ビーヒリンクによって編纂された一七二〇年版以降では削除されている。

(三) プロジェクト VDI7 は、一六〇一年から一七〇〇年までの一七世紀にドイツ語圏で公刊された文献目録を作成する事業である。
<http://www.vdl7.de/>

(四) ヌータ本 (VDI7 39157216U) において、口絵頁と表題頁が連続しているかどうかは未確認である。口絵頁の綴じ方は、製本の発注者あるいは製本業者の好みで決まってくるのであろう。

(五) VDI7¹⁰ Andreas Reyher, Johann Michael Schall, Virus Seckendorf で検索すると十六件の文献が見つかる (二〇一六年一月現在)。ゼッケンドルフは『補遺』の公刊前に二人と出版実績があったようである。なお、J. Benzing, *Die Buchdrucker* の一六二頁、

および四〇九頁以下にヨハン・シハエル・シャルの記載があるというが、著者は未見。

- (6) 復刻に際して、ページ数表記が訂正されている可能性もある。『ドイツ君主国』の一七三七年復刻版では原典にないにもかかわらず、Vorredeにローマ数字でページ数が記されている。
- (7) 印刷用紙の相違を明らかにするには、ウォーターマーク (watermark 透かし模様) などを各版で明らかに検証する必要がある。
- (8) ガッサーが使用したのは、一七二〇年版であろう。
- (9) 同名の古書籍商がロンドンに存在するが、両者の関係は不明である。

参考文献

- 川又祐 (2008) : 「セツケンデルフと『ドイツ君主国』」、『日本大学法學部創設二一〇周年記念論文集』第二巻、二〇〇八年、二四九―二七一頁。
- Benzing, J. (1963): *Die Buchdrucker des 16. und 17. Jahrhunderts im deutschen Sprachgebiet* Wiesbaden, 1963
- Berbig, M. (1907): "Keyher, Andreas", in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 53, 1907, pp.322-325.
- [Onlinefassung]: URL: <http://www.deutsche-biographie.de/pnd119123053.html>
- Brauer, A. J. (1964): "Goetze, Thomas Matthias", in: *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 6, 1964, p.592
- [Onlinefassung]: URL: <http://www.deutsche-biographie.de/pnd133416305.html>
- Gasser, S. P. (1729): *Einführung zu den Oeconomischen Politischen*

und Cameral-Wissenschaften ... Halle, 1729, Neudruck, Verlag Delev Auvermann KG, Glashütten im Taunus, 1970.

Joly, C. (1663): *Recueil de maxims veritables et importantes pour l'institution du Roy*, Paris, 1663. 本書は二〇一五年一〇月現在 Google books で閲覧可能。

Seckendorff, V. L. v. (1656): *Teutscher Fürsten Stat*, Franckfurt am Mayn, 1656, 初版。

Seckendorff, V. L. v. (1656): *Teutscher Fürsten Stat. Nun zum dritten Mal übersehen und aufgelegt. Auch mit einer gantz-neuen Zugabe*, Franckfurt am Main, 1665, 第三版。

筆者本 A、B

ウォルフエンベニツテルアウグスト公図書館所蔵本：VD17 23305337Z

ベルリン国立図書館所蔵本：VD17 1691363G

トータ研究図書館所蔵本：VD17 39.157216U

Seckendorff, V. L. v. (1665): *Additiones Oder Zugaben und Erläuterungen zu dem Tractat des Teutschen Fürsten Stat*. Durch den Autoren selbst, bey dieser neuen Edition, aus Liebe des gemeinen Bestens, abgefasset. Anno 1664, Franckfurt, Gotha, 1665. 『雜考』

Seckendorff, V. L. v. (1656): *Teutscher Fürsten Stat. Nun zum dritten Mal übersehen und aufgelegt. Auch mit einer gantz-neuen Zugabe*. Nachdr. der Ausg. 1665 (Pädagogica: Quellen Schriften zur Geschichte der Einheitsschule, Bd. 2), 2 Bde. Verlag Delev Auvermann, Glashütten im Taunus, 1976. 本題は「復刻本」に誤記。(復刻本は二巻本)

Seckendorff, V. L. v. (1656): *Teutscher Fürsten Stat. Nun zum vierden-*

mahl übersehen und aufgelegt. Auch mit einer ganz-neuen Zucht.
 Gabe. Franckfurt am Mayn. 1670.
 Seckendorf. V. L. v. (1656) : *Teutscher Fürsten-Staat ...* Durch Hn.
 Andres Simson von Bieching. Die neuseite Auflage. Jena. 1737.
 Neudruck. *DeutscherFürstenstaat*. Scientia Verlag Aalen. 1972

※『ドイツ君主国』は2016年1月現在、次の各版がウェブで閲覧可能である。

1656年版	http://books.google.co.jp/books?id=AnZKAAAaAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false
1660年版	https://books.google.co.jp/books?id=IU9GAAAAcAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ViewAPI&redir_esc=y#v=onepage&q&f=false
1665年版	http://digital.bibliothek.uni-halle.de/id/1295953
1678年版	http://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=njp.32101036895330;view=1up;seq=6
1687年版	http://books.google.co.jp/books?id=00cAAAAAcAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false
1703年版	http://reader.digitale-sammlungen.de/resolve/display/bsb10017296.html
1711年版	https://books.google.co.jp/books?id=uxBaAAAAcAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ViewAPI&redir_esc=y#v=onepage&q&f=false
1720年版	http://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015062340412;view=1up;seq=7
1737年版	http://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=osu.32435057789315;view=1up;seq=10
	http://reader.digitale-sammlungen.de/resolve/display/bsb10017297.html
1754年版	http://books.google.co.jp/books?id=3qNGAAAAcAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

Summary

Veit Ludwig von Seckendorff's *Teutscher Fürsten Stat*
(the 3rd edition, 1665).

Prof. Hiroshi KAWAMATA

Nihon University College of Law

Seckendorffs' *Teutscher Fürsten Stat* is published in 1656, 1660, 1665, 1670, 1678, 1687, 1695, 1700, 1703, 1711, 1720, 1737, and 1754. I have two *Teutschen Fürsten Stat* (the 3rd edition, 1665). Staatsbibliothek zu Berlin houses another one (the 3rd edition, 1665). There are 3 different titles pages in them. They can be distinguished by 'ZuGabe', 'ZurGabe' and the ornament on the each title page.

The Tokyo University Library houses Seckendorff's *Zugabe*. This printed papers are also different from that of my two *Zugabe*. The former is thick, and the latter of mine is thin.

事業報告

平成二十六年・二十七年研究會報告

法学研究所

刑事法研究会

(第一回例会)

- 一、平成二十七年二月二十六日(木)午後六時から
- 一、法学部(本館)一七一講堂
- 一、テーマ及び報告者

刑事司法における検察官の役割

大学院法務研究科客員教授 加藤 康榮

(第二回例会)

- 一、平成二十七年三月十九日(木)午後五時から
 - 一、法学部(本館)一九一講堂
 - 一、テーマ及び報告者
- 大正十二年、競馬法の制定

— いわゆる馬券の合法化をめぐる問題 —

非常勤講師 末澤 国彦

(第三回例会)

- 一、平成二十七年四月二十三日(木)午後四時から
- 一、法学部(本館)一七一講堂

事業報告

- 一、テーマ及び報告者

わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問

准教授 野村 和彦

(第四回例会)

- 一、平成二十七年五月二十一日(木)午後六時から
- 一、法学部(本館)一九一講堂
- 一、テーマ及び報告者

『福島原発、裁かれないでいいのか』を補足する

教授 船山 泰範

(第五回例会)

- 一、平成二十七年六月二十五日(木)午後六時から
- 一、法学部(本館)一八一講堂
- 一、テーマ及び報告者

サイバー詐欺型犯罪と共謀認定との交錯

通信教育部インストラクター 原田 久直

(第六回例会)

- 一、平成二十七年十月二十四日(土)午後四時三十分から
- 一、法学部(本館)一七一講堂
- 一、テーマ及び報告者

振り込め詐欺への官民協働の現状について

教授 尾田 清貴

(第七回例会)

一、平成二十七年十一月十四日(土)午後四時三十分から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)

東京高判平成二十六年七月二十五日について

法学研究科大学院生 外塚 果林

(第八回例会)

一、平成二十七年十二月十二日(土)午後四時三十分から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

特別背任罪の共同正犯について

—福岡高判平成二十一年四月十日高等裁判所刑事裁判速

報集(平二十)二八四頁を素材として—

教授 設楽 裕文

民法法研究会**(第一回例会)**

一、平成二十七年七月二十五日(土)午後二時から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

①中国における契約締結上の過失責任について

北陸大学未来創造学部准教授 胡 光輝

②金銭の担保化の担保法的構造

—敷金関係を中心に—

教授 清水 恵介

商事法研究会**(第一回例会)**

一、平成二十七年二月二十八日(土)午後二時から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

①(判例研究)

金融商品取引法二一条の二第二項の推定損害額につき、

同条四項または五項による減額をすべきであるとした

事例(最三小判平成二十四年十二月二十一日・裁判集

民事二四二号九一頁、判夕一三八六号一六九頁)

新日本有限責任監査法人 堀野 裕子

②(判例研究)

シンジケートローンにおける借入人詐欺とアレン

ジャーの責任(東京地判平成二十五年十一月二十六

日・金判一四三三三号五一頁)

(第二回例会)

商学部助教 鬼頭 俊泰

一、平成二十七年四月二十五日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

①イギリスの上場会社における非業務執行取締役の役割

教授 大久保 拓也

②イギリス法におけるシンジケート・ローン

―日本との比較を手掛かりに―

商学部准教授 鬼頭 俊泰

(第三回例会)

一、平成二十七年四月二十七日(月)午後二時から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」に関する意見募集」に対する意見

(第四回例会)

一、平成二十七年五月九日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」に関

(第五回例会)

する意見募集」に対する意見

一、平成二十七年六月二十七日(土)午後二時から

一、法学部(一〇号館)一〇六二講堂

一、テーマ及び報告者

①科学研究費基盤研究(C)「現代契約条項の法学・言語学

的考察―英文契約書との対比を通して―」【研究代表者・教授 松嶋隆弘】(課題番号二六三三〇一三三)人的資本と物的資本所得への課税と経済成長

教授 坂井 吉良

②譲渡制限株式の価格決定に関する一考察―東京地決平成

二十六年九月二十六日金判一四六三号四四頁を素材として

教授 松嶋 隆弘

経営法学研究会

(第一回例会)

一、平成二十七年四月十六日(木)午後四時三十分から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

ヨーロッパにおける流通の問題とEU競争法の進展

マクダラーモット ウイル&エメリー法律事務所

パートナー弁護士 ヴイルコ・ファン・ヴィールト

(第二回例会)

一、平成二十七年五月十六日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

近代立憲主義における人権と税の一考察

税理士 武石 鉄昭

(第三回例会)

一、平成二十七年六月十六日(火)午後四時三十分から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

企業法務の課題と展望―国際カルテル問題への対応策

商事法務研究会・経営法友会幹事

元(株)ブリヂストン法務室/元法務室長 北 博行

(第四回例会)

一、平成二十七年六月二十日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

①自由と民主主義に基づく税法観と、新たな基本的人権の

あり方を前提とする税法等の基本的な問題について

元九州共立大学経済学部教授 弓削 忠史

②速報・最高裁(三小)平成二十七年五月二十六日判決より

正の期間制限をめぐる拙鑑定の紹介とともにも

教授 黒川 功

(第五回例会)

一、平成二十七年七月十六日(木)午後五時三十分から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

経営法務とコンプライアンス体制の在り方

花王株式会社法務部コンプライアンス部門

法務課長 皆川 要

(第六回例会)

一、平成二十七年七月十八日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

日弁連が国税庁に提出した「税務調査手続き要件を回避する

税務行政に関する要望書」(二〇一五・二一・二〇)の分析

白鷗大学教授 石村 耕治

(第七回例会)

一、平成二十七年九月十九日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

①帳簿記載事項否認の要件

税理士 志岐 昭敏

②日経二輪車メーカーのASEAN進出と税務戦略

大東文化大学経営学部教授 高沢 修一

(第八回例会)

一、平成二十七年十月十七日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

①破産法による破産手続廃止決定と第二次納税義務

大東文化大学経営学部非常勤講師 本村 大輔

②マイナンバー制度の問題点

税理士 荒川 俊之

(第九回例会)

一、平成二十七年十一月二十一日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

①マイナンバー制度について

元読売新聞監査委員長・論説委員 高橋 利行

②財産権と納税義務について

税理士 境 鎮治

(第十回例会)

一、平成二十七年十二月十九日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

アメリカの立憲主義への税法学からの一考察

税理士 武石 鉄昭

保険法研究会

(第一回例会)

一、平成二十七年七月十一日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第一会議室

一、テーマ及び報告者

①(判例研究)

東京電力福島第一原発事故「自死」事件判決に関する

一考察(福島地判平成二十六年八月二十六日・判時二

三三七号七八頁)

法学研究所研究員 川村 佑紀

②原子力災害に関する法制についての一考察「原子力災

害」に関するハード・ロー、ソフト・ロー、ケース・

ローの交錯を中心に」

教授 松嶋 隆弘

(第二回例会)

一、平成二十七年十一月二十一日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第一会議室

一、テーマ及び報告者

① (判例研究)

不法行為により、被害者に後遺障害が残存した場合に
 おいて、労働者災害補償保険法に基づく保険給付や公
 的年金制度に基づく年金給付を受けた際に、各社会保
 険給付との間で損益相殺的な調整を行うべき損害(最
 判平成二十二年九月十三日・民集六四卷六号一六二六
 頁、判夕一三三七号九二頁)

助教 田中 夏樹

② (判例研究)

不法行為に基づく損害賠償と労災保険給付との損益相
 殺的な調整(最大判平成二十七年三月四日・民集六九
 卷二号一七八頁、金判一四六六号二四頁)

海上保安大学校海上警察学講座准教授 三木 千穂

(第三回例会)

一、平成二十八年一月三十日(土)午後二時から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

① (判例研究)

保険契約者の放火について、保険契約者が自由な意思
 決定をすることができない状態で事故を生じさせたと
 いうことはできないとして、保険者の免責が認められ
 た事例(神戸地裁姫路支判平成二十六年八月二十日・
 判時二二五九号四八頁(控訴審)・大阪高判平成二十七
 年二月二十七日・判時二二五九号四六頁)

帝京大学法学部法律学科教授 松田 真治

② (判例研究)

精神障害中の自殺は認められないとして保険者の免責
 が認められた事例(仙台地判平成二十五年四月十七日
 判決(平成二十三年(ワ)第一〇三五号保険金請求事
 件・判例集未登載))

弁護士 勝野 義人

政経研究所

政治研究会

(第一回例会)

一、平成二十七年十一月二十六日(木)午後四時二十分から

一、法学部(二号館)二二三講堂

一、テーマ及び報告者

①ドイツ連邦議会議員のリクルートメントとプロモーション

上智大学外国語学部教授 河崎 健

②昭和初頭の選挙運動についての研究 選挙ポスターから

紡ぐ日本政治史

慶應義塾大学法学部教授 玉井 清

政治・経済合同研究会

(第一回例会)

一、平成二十七年七月九日(木)午後四時二十分から

一、法学部(図書館)L三〇二講堂

一、テーマ及び報告者

J・S・ミル『代議政治論』自筆草稿(日本大学法学部図書館所蔵)

教授 川又 祐

公共政策研究会

(第一回例会)

一、平成二十七年三月五日(木)午後四時から

一、法学部(十一号館)二階会議室

一、テーマ及び報告者

「政策過程の問題と課題」

教授 水戸 克典

(第二回例会)

一、平成二十七年七月九日(木)午後五時から

一、法学部(十一号館)二階会議室

一、テーマ及び報告者

「社会保障改革の現状と課題」

国際医療福祉大学大学院教授・国際医療福祉

総合研究所所長・一般財団法人医療介護福祉

政策研究フォーラム理事長 中村 秀一

(第三回例会)

一、平成二十七年十一月十二日(木)午後五時三十分から

一、法学部(本館)一八一講堂

一、テーマ及び報告者

消防行政の主な動向について

消防庁消防研究センター 渡辺 剛英

比較法研究所

英米法研究会私法部会

(第一回例会)

一、平成二十七年三月十日(火)午前十時四十分から

一、法学部(本館)一五一講堂

一、テーマ及び報告者

営業秘密保護強化に向けた法改正の動向

―各国比較をふまえて―

同志社大学法学部教授(元パナソニック法務部長)

齊藤 憲道

(第二回例会)

一、平成二十七年十一月十四日(土)午後二時から

一、法学部(二〇号館)一〇四一講堂

一、テーマ及び報告者

①科学研究費基盤研究(C)「現代契約条項の法学・言語学的考察―英文契約書との対比を通して―」【研究代表者・教授 松嶋隆弘】(課題番号二六三八〇一三三)イギ

リスにおける取締役の債権者に対する責任についての一

考察

大学院法務研究科助教 金澤 大祐

②科学研究費基盤研究(C)「現代契約条項の法学・言語学的考察―英文契約書との対比を通して―」【研究代表者・教授 松嶋隆弘】(課題番号二六三八〇一三三)イギ

リスの民事司法制度

教授 松嶋 隆弘

教授 松嶋 隆弘

(※平成二十七年二月～平成二十八年一月末日現在)

平成二十六年・二十七年定期無料法律

相談会

平成二十六年・二十七年定期無料法律相談会は、校友弁護士の協力を得て開催された。概要は左記のとおりである。定期無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の実践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時

【平成二十六年度】

(第七回)平成二十七年二月十四日(土)

(第八回)平成二十七年三月七日(土)

【平成二十七年年度】

(第一回) 平成二十七年五月十六日(土)

(第二回) 平成二十七年六月二十日(土)

(第三回) 平成二十七年九月二十六日(土)

(第四回) 平成二十七年十月二十四日(土)

(第五回) 平成二十七年十二月十二日(土)

※いずれも時間は、午後一時～午後三時

二、場所 法学部三号館

三、参加者(敬称略)

(専任教員)

岡島 芳伸・内山 忠明・清水 恵介・関 正晴

松嶋 隆弘

(校友弁護士)

大谷部雅典・川上 俊明・野中 英匡・長谷川武雄

松原 祥文・渡辺 孝・和田 光史

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生 各回四名

四、相談件数・内容

①件数

五十六件

②内容

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

十三件

貸金 そのほかの債権回収

一件

事業報告

借地借家

三件

不法行為(名誉毀損・器物損壊など)

二件

近隣問題(道路・境界など)

六件

労働関係(従業員のトラブル・解雇など)

二件

家族関係(離婚・DVなど)

八件

借金、保証そのほかの金銭債務(含む破産)

二件

売買そのほかの契約関係

一件

その他(消費者問題など)

十八件

(※平成二十六年二月～平成二十七年一月末日現在)

平成二十七年特別巡回無料法律相談会

平成二十七年年度特別巡回無料法律相談会は、新潟県上越市の上越市市民プラザにおいて、市当局並びに地元の上越桜門会・校友弁護士等の協力を得て、平成二十七年七月五日(日)に開催された。

開催の概要は左記のとおりである。特別巡回無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の実践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時 平成二十七年七月五日(日)

午前十時三十分～午後三時

二、場所 新潟県上越市市民プラザ

三、参加者(敬称略)

(専任教職員)

池村 正道・清水 恵介・関 正晴・田中 夏樹

野中 貴弘・井出 真悟・中村 彰・戸塚 浩行

平塚 孝典・守塚 隆司・吉田 翼

(校友弁護士)

川上 俊明・入澤 武久・坂井 愛・平 裕介

安藤 豪・山際 悟郎

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生等十六名

四、相談件数・内容

①件数

三十四件

②内容

賃金、そのほかの債権回収

二件

借地借家

四件

売買そのほかの契約関係

六件

家族関係(離婚・DVなど)

四件

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

八件

その他(近隣問題・交通事故・不法行為など)

十件

平成二十七年巡回無料法律相談会

平成二十七年巡回無料法律相談会は、静岡県三島市の日本大学国際関係学部短期大学部三島駅北口校舎において、市当局並びに地元校友会・校友弁護士等の協力を得て、平成二十七年十一月二十九日(日)に開催された。

開催の概要は左記のとおりである。巡回無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の実践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時 平成二十七年十一月二十九日(日)

午前十時三十分～午後三時

二、場所 静岡県三島市 日本大学国際関係学部短期大学部

三島駅北口校舎 七階

三、参加者(敬称略)

(専任教職員)

内山 忠明・清水 恵介・野中 貴弘・井出 真悟

中村 彰・戸塚 浩行・平塚 孝典・吉田 翼

(校友弁護士)

和田 光史・大谷部雅典・木下 淳一・坂井 愛

後藤 正治

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生等十六名

四、相談件数・内容

①件数

二十四件

②内容

借地借家

二件

近隣問題(道路、境界、騒音など)

四件

家族関係(離婚・DVなど)

三件

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

九件

交通事故

二件

その他(借金・税務事件など)

四件

平成二十七年年度行政なんでも相談

平成二十七年年度行政なんでも相談は、法桜祭期間に合わせて開催された。概要は左記のとおりである。専門の相談員による行政相談に本学部の学生を陪席させ、行政相談を通じて日本の現代行政を理解する機会を提供し、そこにある問題点及びその解決方法を実感させるために実施した。

一、日時 平成二十七年十一月一日(日)～十一月三日(火)

※時間は、午前十時～午後三時(但し、三日は午前

のみ)

二、場所 法学部十号館二階 学生ホール

三、主催 日本大学法学部政経研究所

四、後援 東京行政相談委員協議会

五、協力 総務省東京行政評価事務所

六、相談員

東京行政相談委員協議会行政相談委員

総務省東京行政評価事務所行政相談官

七、補助学生 行政科研究室所属学生及び公募にて募集の法学部生

部生

八、相談項目

・マイナンバー制度について

・行政制度について

・道路の整備等について

・駐車・駐輪等について

九、相談件数 二十七件

等々

平成二十七年年度法律討論会

第三十八回法律討論会は、日本大学法学会と日本大学法曹会による共同開催、並びに日本大学法学部校友会と日本大学法学

部法学研究所の後援により、平成二十七年十月十七日(土)十二時三十分から法学部十号館一階一〇一一講堂において開催された。

(出題者)

河野 清孝裁判官

(審査員)

澤田 康広検察官・遠山 敦士裁判官

大塚 康貴検察官

(進行・時計)

能登 豊和弁護士・入澤 武久弁護士

◆問題(民法)

X(注文者)は、Y(請負人。一級建築士)との間で、X所有の土地上に、事務所用の建物(鉄筋コンクリート造。以下「本件ビル」という。)の建築を依頼し、設計施工の一括発注について、平成二十五年十月一日、その完成・引渡時期を平成二十六年十二月一日と定めて、次の内容の建築工事請負契約を締結した。

請負代金 一億円(工事開始前に一〇〇〇万円、平成二十六年五月三十一日に中間金二〇〇〇万円、完成・引渡時に七〇〇〇万円)

特約 契約が途中で終了したときは、出来形部分は注文

者の所有とする。

ところが、Yは、Xの承諾を得ないで、平成二十六年二月一日、Z(建築業者)との間で、本件ビルの基礎・躯体工事部分につき、完成・引渡時期を同年六月十五日、請負代金四〇〇〇万円を下請負契約を締結したが、同契約では、出来形部分の所有権帰属につき定めがなかった。

Yは、Xから前金一〇〇〇万円及び中間金二〇〇〇万円の支払を受けたが、平成二十六年六月三十日、資金繰りに窮して、事実上の倒産により建築業を廃業し、一方的に正当な理由なく本件ビルの建築工事の現場放棄をした。他方、Zは、Zが材料を提供し、既に基礎・躯体工事部分の施工を遂げ、同月十五日までに、これらの完成部分をYに引渡して、Yから下請工事代金の一部として二〇〇〇万円を受領していたが、残代金二〇〇〇万円が上記倒産時点でも未払であった。

Xにおいて、平成二十六年七月一日、直ちにYに対して工事督促の連絡を取ると、Yは、同年六月三十日時点で無資力状態に陥り、事業再開の見込みはなく、本件ビルの建築工事続行もYの過失により履行不能に至っていることが判明した。これによって、Xは、Yに対し、同日、その債務不履行を理由に契約解除の意思表示をした。

また、同時点でYは、本件ビルの建築につき、法令上所定の

設計図書(図面)の作成や建築確認手続(出来高等報酬相当額計八〇〇万円)及びZの下請工事分(出来高報酬相当額四〇〇〇万円)のほか、屋根・壁面工事等(出来高報酬相当額一二〇〇万円)を施工していた。これらの出来形部分は、Y・Zによって全工事の六割が完了していたことになる。

そこで、Xは、あらかじめW(建築業者)との間で、上記設計図書(図面)やY・Zが施工した出来形部分をそのまま利用して、平成二十六年八月一日、請負代金五五〇〇万円で、建築工事請負契約を締結した。Wは、同契約に基づき、内装工事を含む残工事の続行を図り、同年十二月一日までに本件ビルを完成して引渡しを行い、Xからその代金五五〇〇万円を受領した。

その後、平成二十七年二月一日、Zが施工した躯体工事の鉄筋コンクリートに係る配筋工事の一部につき、使用された鉄筋量がZの過失により上記設計図面の定めより少量のため、構造上強度不足で基本的な安全性を損なう瑕疵のあることが判明した。この瑕疵修補には、五〇〇万円の費用を要する。一方で、上記Y・Zの施工に係る出来形部分の出来高清算も未了のままである。

以上の事実で、民法上の法律関係として、Z(下請業者)がX(注文者)に対し、下請工事残代金(残報酬)の回収のため、直接にその支払を請求することができるか、これに対し、Xは、ど

のような反論が考えられるか。

討論会は三人一組で八組が出場し、各チーム一人の立論者が十分以内の論旨を発表し、他の二人が他の出場チームや傍聴者の質疑に対して五分間で応答する方法で行われた。

討論に先立ち、日本大学法学会会長の代わりに、日本大学法学部法学研究所長・日本大学法学部司法科研究室運営委員長である関正晴教授の挨拶、並びに日本大学法曹会会長鈴木三郎弁護士との挨拶があり、続いて進行の能登豊和弁護士から発表の手順と審査基準(論旨内容六十点、発表態度十点、質疑応答内容・態度三十点)等の説明がなされたあと討論会が開始された。

討論終了後、審査員を代表して大塚康貴弁護士から審査結果が発表されたのに続き表彰式が行われ、法曹会、法学部校友会から優勝チームに法曹杯・法学部校友会杯、法曹会から優勝、準優勝、第三位の各チームに盾、並びに法学部校友会から副賞として図書カードが授与された。また、法学部校友会から出場者全員にメダル及び図書カード、優秀質問者には法学部校友会から図書カードがそれぞれ授与された。また、来場者全員に法学部並びに法学部校友会からそれぞれ記念品を贈呈した。

なお、法律討論会終了後、ホテルメトロポリタンエドモントにおいて出場者・関係者全員による懇親会が開催された。

成績結果は、以下のとおりである。(括弧内は学科・学年)

(優 勝(第八組))

柴山 卓巳(法律・四年)・鈴木花奈美(法律・四年)

矢野 由夏(法律・四年)

(準優勝(第四組))

山本 大介(法律・三年)・櫻井 一毅(法律・三年)

八木孝太郎(法律・三年)

第三位(第一組)

渡辺 悠介(法律・三年)・鈴木 賢太(政治経済・三年)

齋藤 健太(公共政策・三年)

参加賞(順不同)

藤本恵美奈(法律・三年)・白井 和基(経営法・三年)

伊藤 礼佳(法律・三年)・阿部 隼也(政治経済・三年)

宇津木祐希(法律・二年)・中嶋 大(法律・二年)

松本 裕樹(法律・三年)・小堀 響平(法律・三年)

鈴木 貴宗(経営法・三年)・大谷 健太(経営法・三年)

津金 遼(法律・三年)・小林 識央(法律・三年)

小豆畑かおり(経営法・三年)・伊川 夏美(法律・三年)

佐巻 紗衣(法律・三年)

青塚 貴広(二〇一五卒業)・飯塚健太郎(法律・四年)

小島 恭世(法律・三年)・小林 識央(法律・三年)

櫻井 一毅(法律・三年)・柴山 卓巳(法律・四年)

鈴木花奈美(法律・四年)・山本 大介(法律・三年)

渡辺 結有(法律・四年)・渡 晴菜(法律・三年)

平成二十七年国家試験合格者

◆司法試験予備試験 一名

小山 彰弘(大学院法務研究科既修者コース三年在籍中)

◆司法書士試験 三名

竹内 義博(平成二十七・法律学科卒業)

高須 昭仁(平成二十六・法律学科卒業)

杉田 真友(平成二十二・政治経済学科卒業)

◆弁理士試験 三名

持田 大輝(大学院知的財産研究科一年在籍中)

折原 俊一(大学院知的財産研究科二年在籍中)

早坂 光紀(平成二十七・法律学科卒業)

◆税理士試験 八名

榎島めぐみ(平成二十六・大学院法学研究科修了)

佐藤 光(平成二十五・大学院法学研究科修了)

(優秀質問賞(五十音順))

時田 望(平成二十四・大学院法学研究科修了)
長橋 清太(平成二十三・大学院法学研究科修了)
石川 隆規(平成二十二・大学院法学研究科修了)
中山真之介(平成二十二・大学院法学研究科修了)
落合利佐子(大学院法学研究科前期課程二年在籍中)
堤 健二(大学院法学研究科前期課程二年在籍中)

◆公認会計士試験 五名

川畑 優太(平成二十七・法律学科卒業)
大野 男(平成二十五・法律学科卒業)
本宮 佳幸(平成二十三・法律学科卒業)
岡 健介(平成二十一・管理行政学科卒業)
加藤 寛啓(平成二十・管理行政学科卒業)

執筆者紹介

掲載順

丹羽重博

日本大学教授

吉原達也

日本大学教授

山田光矢

日本大学教授

信夫隆司

日本大学教授

渡辺容一郎

日本大学教授

杉本竜也

日本大学専任講師

三澤真明

日本大学助教

川又祐

日本大学教授

編集委員

関正晴

岩崎正洋

池村正道

小田司

高橋雅夫

船山泰範

楠谷清

佐渡友哲

水戸克典

HŌGAKU KIYŌ

Journal of the Law Institute

Shigehiro Niwa, *The Action of Bills and Name-Lending*

Tatsuya Yoshihara, *Edictum Perpetuum Praetoris Urbani & Edicta Aedilium Curulium, Revised by Otto Lenel (1909) (2)*

【Political Influence between Asian States and Japan】

Joint Research An Interim Report, *Political Science and Economics Institute: "Political Influence between Asian States and Japan"*

Mitsuya Yamada, *Regional Development of a Group of Islands in Okinawa Prefecture Located on the National Border*

Takashi Shinobu, *Model of the Japan-U.S. Secret Agreement on the Criminal Jurisdiction Waiver of the U.S. Forces in Japan*

Yoichiro Watanabe, *The Conservatives and David Cameron in Coalition (2010-2013)*

Tatsuya Sugimoto, *Tocqueville's Social Policy*

Masahiro Misawa, *Road to Second Application for EEC Entry: The British Labour Party and Party Politics*

Hiroshi Kawamata, *Veit Ludwig von Seckendorff's Teutscher Fürsten Stat (the 3rd Edition, 1665)*

ISSN 0287-0665

法
学
紀
要
(第五十七卷)

編集
発行

責任者

関 岩

崎

正

洋

発
行
者

日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

発
行
年
月
日

平成二十八年三月一日

新灯印刷株式会社